

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月30日

【会計年度】 自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日

【発行者の名称】 フィリピン共和国
(Republic of the Philippines)

【代表者の役職氏名】 ロザリア・V・デ・レオン
(Rosalia V. De Leon)
フィリピン共和国財務省財務局長
(Treasurer of the Philippines)

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史
同 乙黒 亮祐
同 李 豪俊

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)一定の定義語及び取決め

本書中の統計情報は、本書の日付現在、公的に入手可能な最新の公式データである。本書中の財務データは、共和国の経済データの継続的な保守に伴い後日訂正される場合があるが、共和国は、その発行した証券の保有者に対し、かかる訂正されたデータの配信を行わない。本書中の「該当なし」という語句は、該当する統計データ又は財務データが得られないことを示す。

本書において、(a)「発行者」、「共和国」及び「フィリピン」はフィリピン共和国を指し、(b)「政府」はフィリピン共和国政府を指し、(c)「バンク・セントラル」及び「BSP」はフィリピンの中央銀行であるバンク・セントラル・フィリピネスを指す。

「GOCC」とは、その資本金の51%以上を政府が政府関係機関を通じて直接的又は間接的に所有する法人をいう。

政府の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年の12月31日に終了する。

別段の記載がない限り、本書において、「フィリピン・ペソ」及び「ペソ」はフィリピンの法定通貨を指し、「ドル」、「米ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ユーロ」は1999年1月1日に欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された通貨を指し、「日本円」及び「円」は日本の法定通貨を指す。「SDR」は、国際通貨基金(以下「IMF」という。)の特別引出権を指す。株式会社三菱UFJ銀行が2020年6月19日現在(日本時間)で提示した対顧客直物電信売買相場の仲値は、それぞれ1フィリピン・ペソ=2.15円(電信買相場(TTB)は参考相場)及び1米ドル=106.95円であった。本書におけるフィリピン・ペソ又は米ドルから日本円への換算額は、読者の便宜のためにのみ記載するものであり、フィリピン・ペソ額又は米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

本書において、ペソ金額の一部は、読者の便宜のため米ドル金額に換算されている。別段の記載がない限り、かかる換算には、バンコ・セントラルの財務部（Treasury Department）により当該日に公表されるバンコ・セントラル参照為替レート速報（Reference Exchange Rate Bulletin）に掲載される為替レートを用いている。但し、当該ペソ金額が実際に当該米ドル金額に相当すること、又は当該ペソ金額を表示レート若しくはある特定のレートで米ドルに交換できたはずであること、あるいはともかくもかかる交換が可能はずであったことを表明するものではない。

経済指標は、国内総生産（以下「GDP」という。）及び国民総所得（以下「GNI」という。）を名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にして生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪みの影響を排除している。2011年度第1四半期中、GDP及びGNI（2011年度の改定以前は国民総生産と称されていた。）の計算のためのフィリピンの国民経済計算システム（以下「PSNA」という。）に基づく基準が改定され、実質市場価格ベースでの算出の基準年度が1985年から2000年に変更された。GDP及びGNIに関する基準年度の改定は、PSNA手法のいくつかの変更の一部であり、かかる変更には、共和国の分類システム並びに経済カテゴリー及びサブカテゴリーの指定の変更も含まれていた。2020年、フィリピン統計局（以下「PSA」という。）理事会は、2018年PSA理事会決議第11号により、フィリピンの国民経済計算システムの改定及び基準時改定に関する一般方針を承認した。この変更の顕著な特徴としては、新たな産業及び支出対象商品の統計への算入、2008年国民経済計算システムにおいて推奨された国際基準の採用、最新の分類システムの採用、新たなベンチマーク・データの利用、並びに方法論、パラメータ及び仮説の改良等が挙げられる。下記「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - (2) 経済 - GDP及び主な財務指標」を参照のこと。本書において別段の記載がない限り、データは2018年度に改定されたPSNA基準に基づいて表示されている。

別段の記載がない限り、本書中のGDP及びGNIの成長率は、それぞれ2018年度を基準年度として用いた実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較である。

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計は、国家統計局（以下「NSO」という。）（現PSA）が集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、NSOにより報告された商品貿易の統計は、バンコ・セントラルにより調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。この調整は、国際収支の結果をIMFの国際収支マニュアル第5版（以下「BPM5」という。）に沿ったものにするを意図したものである。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するIMFの国際収支マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）の枠組みを2011年度以降分から採用し、財産所得及び費用勘定の修正を行った。このBPM5の方式からBPM6の方式への移行に伴い修正再表示された国際収支統計の主な変更点は、()加工用財貨及びその他の委託された品目の商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、()財貨の修理の商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、()仲介貿易商品のサービス貿易収支から商品貿易収支への再分類、()間接的に計測される金融仲介サービスの第一次所得収支からサービス貿易収支への再分類、()移民送金による移転収支の資本収支からの除外、()金融収支の計算方法の「負債 - 資産」から「資産 - 負債」への変更並びに()従前のアプローチでは、直接投資は対外直接投資又は対内直接投資として表示されていたのに対し、投資が資産と負債のいずれに関するものであるかを基準として直接投資収支のデータを整理するようになったことである。

別段の記載がない限り、本書中の国際収支統計は、BPM6ベースで表示されている。従って、これらの統計は、共和国が過去に報告したデータと異なる場合がある。

2013年5月、国家統計調整委員会（以下「NSCB」という。）は、2010年度以降のGNI及び海外からの純要素所得の数値を修正した。これらの修正は、新たなデータ、とりわけ報酬の流入（在外フィリピン人労働者（以下「在外労働者」という。）からの給与の送金を含む。）に関するフィリピン海外雇用庁からの最新データに対応した、共和国の国民所得勘定のNSCBによる定期的な更新の一環でなされたものである。従って、本書に表示されているGNI及び海外からの純要素所得の見積値は、2010年度より前の年度に関して過去に報告されたGNI及び海外からの純要素所得の数値と同じ基準で表示されているものではない。

2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂において国際的に最良な慣行への準拠の一環として、標準報告様式（以下「SRF」という。）フォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利

息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

本書の表中の数値とそれらの合計が一致しない場合は、四捨五入した数値を表示していることによるものである。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月日	券面総額	2019会計年度における償還額	2019会計年度末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
第8回フィリピン共和国円貨債券（2018）	2018年8月15日	107,200,000,000円	0円	107,200,000,000円	該当なし
第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）	2018年8月15日	6,200,000,000円	0円	6,200,000,000円	該当なし
第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）	2018年8月15日	40,800,000,000円	0円	40,800,000,000円	該当なし
第12回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	30,400,000,000円	0円	30,400,000,000円	該当なし
第13回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	21,000,000,000円	0円	21,000,000,000円	該当なし
第14回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	17,900,000,000円	0円	17,900,000,000円	該当なし
第15回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	22,700,000,000円	0円	22,700,000,000円	該当なし

上記の債券の発行日から2019会計年度末までの期間中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

売出債券

該当なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

歴史、国土及び国民

歴史

フィリピンは、1521年から1898年までスペインにより植民地として統治されていた。1898年6月12日、フィリピン人らは米西戦争中に独立を宣言した。しかし、米国は、米西戦争を終結させた1898年パリ講和条約に基づきフィリピンの統治権を主張し、フィリピンがコモンウェルス（自治政府）となる1935年まで、フィリピンを植民地として統治した。1946年7月4日、フィリピンは独立共和国となった。

地理及び一般情報

フィリピン諸島は東南アジアに位置し、7,000を超える島々で構成される。その総陸地面積は、約300,000平方キロメートルである。共和国は、これらの島々を3つの地理的地域に区分している。各地域の総面積は、北部のルソン地域が141,395平方キロメートル、中央部のビサヤ地域が56,606平方キロメートル及び南部のミンダナオ地域が総面積101,999平方キロメートルである。また、共和国は、17の行政管区に分かれている。



注：西フィリピン海のいくつかの島の領有権に関する紛争については、下記「西フィリピン海をめぐる領海紛争」を参照のこと。

2016年度において、保全森林地の面積はフィリピン国土の約52.7%に当たる15.8百万ヘクタールで、国土の約47.3%は農耕地であった。2020年1月現在、就業人口の22.7%が農業部門の被用者であった。2018年度及び2019年度における共和国の輸出所得（農業ベースの製品の輸出を含む。）に占める農林水産業の輸出所得総額は、それぞれ約12.8%及び14.0%であった。共和国は一定の農作物の主要輸出国であるが、工業製品は共和国の輸出品中で最も重要な品目であり、2019年度における共和国の輸出額の83.8%を占めていた。電子機器、機械製品、輸送機器、衣料品及び木工製品は従来、共和国の主要な輸出工業品である。

2015年度の人口及び住居に関する国勢調査（以下「2015年度国勢調査」という。）

2015年度国勢調査によると、共和国の人口は101.0百万人であった。これは、2010年度の人口及び住居に関する国勢調査時から9.4%（8.6百万人）の増加、また2000年度の人口及び住居に関する国勢調査時から32.0%（24.5百万人）の増加に当たる。共和国の人口は、2010年から2015年にかけて年平均で1.7%増加したが、この率は、2000年から2010年にかけての年平均増加率である1.9%を下回った。2015年において共和国の17行政区のうち人口が最大であったのは、人口14.4百万人の管区IV-A（カラバルソン）で、12.9百万人のマニラ首都圏及び11.2百万人の管区III（中部ルソン）がこれに続いた。これら3管区の合計人口は、2015年における共和国の人口の約38.5%を占めた。2010年から2015年にかけての人口増加率が最も高かったのは、ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下「ARMM」という。）で、年平均にして2.9%の増加率であった。2015年において共和国の81州のうち人口が最大であったのは、人口3.7百万人のカピテで、3.3百万人のブラカン及び3.0百万人のラグナがこれに続いた。人口が1.0百万人を超えていたのは、計27州であった。共和国の人口構成は、比較的若年比率が高く、2015年度国勢調査によると、20歳未満の人口が全人口の約40%を占め、中位年齢は24.3歳であった。

下表は、2015年度国勢調査に基づく共和国の年齢層別人口を示している。

2015年度の年齢層別人口

年齢層	年齢層別人口 (人)	全人口に対する割合
1歳未満	2,075,441	2.1%
1 - 4歳	8,740,557	8.7%
5 - 9歳	10,838,875	10.8%
10 - 14歳	10,480,412	10.4%
15 - 19歳	10,120,312	10.1%
20 - 24歳	9,396,155	9.3%
25 - 29歳	8,304,461	8.3%
30 - 34歳	7,290,536	7.2%
35 - 39歳	6,704,923	6.7%
40 - 44歳	5,813,169	5.8%
45 - 49歳	5,262,005	5.2%
50 - 54歳	4,415,193	4.4%
55 - 59歳	3,597,370	3.6%
60 - 64歳	2,755,608	2.7%
65 - 69歳	1,912,908	1.9%
70 - 74歳	1,218,065	1.2%
75 - 79歳	857,534	0.9%
80歳以上	790,191	0.8%
合計	100,573,715	100.0%
中位年齢	24.3歳	

出典：PSA、2015年度国勢調査

フィリピン国民の過半数は、マレー系民族である。フィリピン文化は、スペイン、中国及び米国の影響も強く受けている。国語はフィリピン語であるが、ビジネス、政府及び教育において主に用いられる言語は英語である。そ

の他、国民によって80を超える方言及び言語が使用されており、中国語及びスペイン語もそれに含まれる。2015年現在、共和国の識字率はアジアでもトップクラスの98.3%であった。

フィリピンにおいて優勢な宗教は、キリスト教で、中でもローマカトリックが大勢を占める。ミンダナオには、相当数のムスリム少数派が居住している。

政府

政府機構

共和国は、1935年以来3つの憲法を制定している。共和国は、市民の暴動に端を発した、20年間続いたフェルディナンド・マルコス政権の崩壊とコラソン・アキノ（1986年の大統領選挙におけるマルコスの対立候補）の大統領就任の翌1987年2月、国民投票による承認を得て現行憲法（以下「憲法」という。）を採択した。新しい憲法は、行政、立法及び司法の3つの府からなる大統領制の政府を復活させた。

各府の特徴は以下のとおりである。

- ・ 行政 - 普通選挙により選出された任期6年（再選不可）の大統領が行政権を行使する。大統領の死亡、恒久的障害、解任又は辞任の場合には、副大統領がその残りの任期の間、大統領の職務を代行する。副大統領が任務を務めることができない場合は上院議長が、上院議長が任務を務めることができない場合は下院議長が、新大統領又は副大統領の選出及び資格付与まで大統領の職務を代行する。前任大統領の残りの任期の間の代行者が選出された場合は、同人は大統領として6年間の任期を務めることができる。ロドリゴ・R・ドゥテルテ大統領（以下、「ドゥテルテ大統領」という。）の現在の6年間の任期は、2016年7月1日に開始しており、2022年6月30日に終了する。
- ・ 立法 - 上院及び下院で構成される議会は、共和国の立法権を行使する。憲法は、24人の議員からなる上院及び250人以下（各派の代表者を除く。）の議員からなる下院に権限を付与している。議員はいずれも普通選挙により選出される。上院議員の任期は6年間で、下院議員の任期は3年間である。上院議員及び下院議員は再選可能であるが、それぞれ2期連続及び3期連続を上限とする。2019年5月、上院議員12人及び全下院議員の選挙が行われた。この選挙で選出された議員と、改選対象外であった12人の上院議員が共和国第18回議会を構成している。
- ・ 司法 - 最高裁判所、及び法律により設置される下級裁判所が共和国の司法権を行使する。共和国の裁判所は、最高裁判所及び控訴裁判所等の一般的管轄権を有する裁判所の重層的システムである。その下位には、地域裁判所、首都圏裁判所、自治体裁判所及び自治体巡回裁判所が置かれているが、これらはすべて第一審裁判所である。

国政選挙

2016年5月9日、共和国大統領・副大統領選挙、及び上院議員のうち12人と全下院議員の選挙を含む国政選挙及び地方選挙がフィリピン全土で行われた。フィリピン民主党 - 民衆の力（以下「PDP - ラバン党」という。）のドゥテルテ大統領及び自由党のマリア・レオノール・ロブレド副大統領がそれぞれ当選し、2016年7月1日に就任した。その時点で、前大統領ベニグノ・S・アキノ3世の6年間の任期が終了した。

2019年5月13日、フィリピンにおいて、上院議員12名及び全下院議員のほか、州・市・町レベルの全公職の選挙が行われた。選挙後は、PDP - ラバン党が議席数83の下院第1党となり、次いでナショナルスタ党、民族主義者国民連合及び国民統一党がそれぞれ42議席、36議席及び25議席を確保し、残りの議席はその他の政党が分け合った。2019年7月22日、上院及び下院が共和国第18回議会の第1回通常会を開会した。

最近の政治の展開

2011年11月18日、アロヨ元大統領が2007年の上院議員選挙に関する選挙妨害の容疑で逮捕された。アロヨは、逮捕時には希少骨疾患を発症したとして入院していた。2011年11月15日、アロヨは、同氏に出国の権利を付与した最高裁判所の決定があるとして、海外での治療を理由にフィリピンを出国しようとした。しかしながら、政府の職員らは、ウォッチリストオーダーに基づき、同氏の出国を阻止した。2011年11月18日、アロヨが2007年の上院選の正式な開票結果の大がかりな不正操作を命じ、もって同氏支持者の一人による上院議席獲得を助けたとしてフィリピン選挙管理委員会がアロヨを告発したのを受け、下級裁判所により逮捕状が発付された。アロヨは当初、告発の適法性に異議を申し立てたが、2013年7月23日、最高裁判所は異議申立を却下した。2012年7月16日、アロヨはさらに、大統領在任中にフィリピン国家慈善宝くじ事務局の基金を不正使用したとして、行政監察院により不正蓄財の疑いで告発された。2012年7月25日に保釈金を支払って保釈されたアロヨは、告発が係属中であつたにもかかわらず、2013年5月13日に下院議員として2期目の当選を果たした。2013年10月、アロヨは、国の宝くじ基金を流用した

容疑で再び逮捕された。2015年10月、国際連合の恣意的拘禁作業部会は、アロヨの継続的な拘禁は、作業部会が認定した恣意性のカテゴリーに基づき恣意的なものであり、よって国際法に違反すると判断した。2016年7月、最高裁判所は、不正蓄財についてアロヨを無罪とし、同氏は病院内での拘束を解かれた。2018年7月、アロヨは、フィリピン下院議長に選出された。

2011年12月12日、下院はコロナ最高裁判所長官を弾劾した。この弾劾は、アロヨ元大統領の医療目的でのフィリピン出国を阻止しようとする政府の試みを妨げた最高裁判所の一連の決定を受けてなされたものである。弾劾請求は、アロヨに対しフィリピンを出国することを許可した決定を含め、アロヨに有利な決定を不当に行ったことを特に理由としてコロナを弾劾対象とした。また全公職者に対してその資産、負債及び純資産の申告を義務付けた規則に違反して、コロナがその全財産の公開を怠ったことも弾劾の根拠とした。2012年5月29日、上院は、投票によりコロナを有罪とした。2012年8月24日、アキノ前大統領はセレノ最高裁判事を新長官に任命した。セレノ最高裁判所長官は、同職に就いた初の女性であり、定年の70歳に達するまで18年間在任することが可能であった。2017年11月23日、下院司法委員会は、セレノ最高裁判所長官が自らの財務状態について虚偽申告を行い、他の判事が発した立入制限命令を改竄し、法曹協議会の指名手続を操作したこと等を根拠とする同氏の弾劾の申立てについての審理を開始した。ホセ・カリダ法務次官は、弾劾手続と同時に、セレノ最高裁判所長官の任命を無効とすべく、権限開示令状請求書を提出した。この請求書は、セレノが長官への任命に応じた際に財務状況開示要件を完全には充足していなかったことを根拠として、同人が違法な形で職務に就いていた旨を主張するものであった。2018年5月、最高裁判所がセレノ最高裁判所長官の任命取消請求を認容した結果、セレノは解任された。2018年8月、ドゥテルテ大統領は、テレシタ・デ・カストロ最高裁陪席判事を最高裁判所長官に任命した。デ・カストロ最高裁判所長官は、2018年10月8日に定年の70歳に達するまで最高裁判所長官を務めた。後任には、ルーカス・P・ベルサミン最高裁陪席判事が就き、2019年10月18日に退任するまで最高裁判所長官を務めた。2019年10月23日、ドゥテルテ大統領は、ディオスタド・ペラルタ最高裁陪席判事を最高裁判所長官に任命した。

2014年6月及び同年7月、3名の上院議員が何十億ペソにも上る議会の資金を不正に使用し流用したとして、不正蓄財及び不正利得の疑いで告発された。フアン・ボンセ・エンリレ、ラモン・レヴィラ・ジュニア及びホセ・エストラーダの3名の上院議員は、違法なキックバックのスキームを通じて資金を蓄積したことが判明した。フアン・ボンセ・エンリレの罪状認否手続では、無罪の答弁が記録され、その後2015年8月、最高裁判所の決定に基づき、同人は人道上の理由により保釈金を支払って釈放された。2016年1月、公務員特別裁判所の特別第5部はホセ・エストラーダの保釈申立を拒否した。しかしながら、2017年9月15日、同裁判所は、エストラーダがアロヨの不正蓄財に係る告発を却下した最高裁判所の決定を引用した申立を行った後、同氏に対して保釈金を支払うことを認めた。2018年12月、レヴィラ氏に対して無罪判決が言い渡された。

2014年8月12日、フィリピン国軍（以下「AFP」という。）は、左派団体とのつながりがあるとされる2人の学生活動家の失踪に関連してホビト・バルパラン元将軍を逮捕した。2018年9月17日、地域裁判所は、拉致及び重大な違法監禁について、バルパランを有罪とした。

2015年1月25日、フィリピン国家警察（以下「PNP」という。）の特殊部隊（以下「SAF」という。）の44人の隊員を含む67人のフィリピン人がテロリスト2名の逮捕作戦の実行中にマギンダナオのマサパノにおいて死亡した。この作戦は、PNPと、フィリピン南部に拠点を置く反体制グループであるバンサモロ・イスラム自由戦士及びモロ・イスラム解放戦線（以下「MILF」という。）のメンバーらとの間の戦闘を伴うものであった。PNP長官は事件の2週間後に辞任した。下記「反政府組織との国内紛争及び平和交渉 - モロ・イスラム解放戦線」も参照のこと。

2016年7月1日に就任して以来、ドゥテルテ大統領は、違法薬物取引との戦いを同政権の重点事項としている。ドゥテルテ大統領は、政権発足の第1週に、共和国における複数の違法薬物シンジケートの首謀者とされる人物3名を名指しした。うち2名がニュー・ビリビッド刑務所に収監されているが、一定数の公務員を協力者として引き続き刑務所内からそれぞれのシンジケートを動かしているとされる。2016年8月25日、フィリピン薬物取締庁（以下「PDEA」という。）及びPNPの捜査に基づき、ドゥテルテ大統領は、ニュー・ビリビッド刑務所を司令部として行われているとされる違法薬物取引の概要を示す人物相関図を公表し、元司法省次官のフランシスコ・バラーン3世、PNP管区Iの管区ディレクターのフランクリン・ブカヨ、元司法大臣のレイラ・デ・リマ上院議員、デ・リマ上院議員の元運転手兼ボディガードのロニー・ダヤン、及び元パンガシナン州知事のアマド・エスピノ・ジュニア下院議員等の関係を示した。2016年9月27日、ドゥテルテ大統領は、エスピノ下院議員及びその他の一定の者について、不正の嫌疑が晴れたことを発表したが、ニュー・ビリビッド刑務所における薬物取引に関係しているとされるその他の公人に対する取調べは、上院倫理委員会及び下院司法委員会による調査を含め、いまだ継続中である。

2019年3月31日現在、PNPは、2016年7月1日のドゥテルテ大統領就任以来、PNPの麻薬取締作戦により5,375人が死亡し、182,061人が逮捕されたと推計している。いくつかの国際団体及び外国（国際連合人権高等弁務官事務所及

び米国を含む。)の代表者が、これらの作戦に関連する共和国における超法規的殺害に関する報道を受けて懸念を表明した。2016年9月24日、当時の共和国外務大臣であったペルフェクト・ヤサイは、国際連合総会での演説において、ドゥテルテ大統領が法の支配及び適正手続の尊重を約束し、同政権のフィリピンからの違法薬物一掃運動がフィリピン憲法、国際規範及び人権条約に厳密に従って実行されるであろうことを強調した。2016年10月、政府は、超法規的殺害の疑いの調査にあたらせるべく、国際連合特別報告者を招聘したが、2016年12月14日、当時のヤサイ大臣は、報告者の訪問の条件について合意に至らなかったため派遣は行われたい旨発表した。2017年9月、ジュネーブで行われた国際連合人権理事会の第36回会期中に米国を含む39ヶ国が、報道されている薬物がらみの殺害を特に踏まえ、フィリピンの状況について共同声明を通じ懸念を表明した。2019年12月、米国連邦議員らは、政府の違法薬物撲滅作戦の際立った批判者であったフィリピン上院議員デ・リマの収監や、複数の超法規的殺害に関与したことが判明した当局者らに対して渡航制限及び金融制裁を課す立法を提案した。

ドゥテルテ大統領は、就任のおよそ15ヶ月後の2017年10月10日、違法薬物撲滅作戦からの撤退をPNP、AFPその他の機関に対して指示する通達を発し、PDEAにこれを担当させた。しかしながら、PNPが10月に作戦から手を引いて以来、違法薬物取引の増加が見られたことから、2017年12月5日、ドゥテルテ大統領はPNP、AFPその他の機関に対し、PDEAの違法薬物捜査活動を支援することを指示する新たな通達を発令した。

2017年8月23日、当時の選挙管理委員会委員長アンドレス・パウチスタに対する弾劾が請求された。当該請求は、同氏が自己の資産、負債及び純資産の計算書において不実表示を行ったほか、何百万人も有権者のデータを流出させた2016年のハッキング事件を防止できなかったことにより国民の信頼を裏切ったとした。パウチスタは、同年の残りの期間は引き続き在任することを意図して、2017年10月11日に辞表を提出した。しかしながら、2017年10月23日、サルバドール・メディアルデア官房長官は、パウチスタの辞任を即時発効する形で受理した。2017年11月22日、ドゥテルテ大統領は、パウチスタが務めるはずであった2022年2月2日までの任期の残り期間の委員長として、シェリフ・アバス選挙管理委員会委員を任命した。

2018年7月、国家捜査局(以下「NBI」という。)は、 Deng Wachsen Programへの資金提供に関して、アキノ元大統領、フロレンシオ・アバド大臣及びジャネット・ガリン元保健大臣を不正利得等の容疑により起訴することを勧告した。60名を超えるワクチン接種者の死亡に関して、ガリンのほか複数の保健省職員に対する起訴が相次いでなされている。アキノは、現時点において、2015年の反乱制圧作戦の失敗による44名超の警察特殊部隊員の死亡に係る過失についても起訴されている。

共和国において、政治的暴力は珍しいことではない。2018年7月及び同年9月、タナウアン市長のアントニオ・ハリリ、ジェネラル・ティニオ町長のフェルディナンド・ポテ及びロンダ町長のマリアノ・ブランコが殺害された。2018年2月には、ロンダ副町長のジョナ・ジョン・ウンガブも殺害された。フィリピンでは、2019年9月現在、20名を超える市長・町長及び副市長・副町長が殺害されているが、そのうちの数名は、違法薬物取引に関与していたとされている。2019年12月、タギッグ市の特別法廷は、選挙手続に向かう車列が待ち伏せされ、アンパトゥアン一族の政敵や30名のジャーナリストを含む57人が殺害された事件に関して、数十年間にわたってフィリピン南部のマギンダナオ州を支配したアンパトゥアン一族のうち8人及びその他の被告人20名に対し、複数の殺人の訴因について、各被告人が果たした役割により有罪判決を下した。

支出促進プログラム

2011年、アキノ前大統領政権は、他のプログラムの中断又は中止及び効率向上策の実施により浮いた金銭、未払報酬並びに使途未定資金を利用して、影響度及び優先度の高いプログラム及びプロジェクトを支援する仕組みとして支出促進プログラムを導入した。これにより、政府が経済成長の促進のため公的支出を増額することが可能となった。

2013年12月、アキノ前大統領は支出促進プログラムを終了した。2014年7月1日、最高裁判所は、支出促進プログラムは違憲であると裁判官全員一致の意見で判決した。資金の充当が議会によって当初から認められたものではないプロジェクトに未承認の政府資金を充当することは、憲法第6節第25条第5項及び行政部門と立法部門の権能の分離の法理に違反するというのがその根拠であった。2014年7月、大統領府は再審申立を行ったが、2015年2月3日、最高裁判所は判決を維持した。

2015年9月30日、行政監察院の実地調査室は、2011年度から2012年度にかけての支出促進プログラムの資金の使用についての調査を完了した。予算管理省のフロレンシオ「ブッチ」アバド大臣及びマリオ・レランパゴス次官は、未承認使途による公金流用及び行政犯罪の疑いにより予備捜査を受けた。未承認使途による公金流用に係る告発は、2017年3月7日に却下された。

2016年7月8日、アキノ前大統領の任期終了後まもなく、非政府組織の新民族主義者同盟（*Bagong Alyansang Makabayan*）等の左派活動家らが、支出促進プログラムに関連してアキノ前大統領及びフロレンシオ・アバド予算管理大臣による公金私消、権限の不正行使及び不正利得があったとして、行政監察院に対し訴えを提起した。

2017年3月7日、アキノ前大統領に対する行政犯罪の告発がアキノの大統領任期終了後に行われたことにより、管轄権が存在しないとして却下された。レランパゴス次官に対する行政犯罪の告発は、法的根拠がないとして却下された。しかしながら、行政監察官は、立法権の不正行使によりアバドを起訴できると思われる根拠があると認めた。2017年3月13日、行政監察官に対してアキノに対する告発の再検討を求める内容の再審申立がなされた。2018年6月14日、行政監察官は、アキノに対する告発を却下した2017年の決定を覆し、立法権の不正行使によりアキノを起訴するのに十分な根拠があると認めた。

2017年11月23日、当時司法大臣であったヴィタリアノ・アギレ2世は、支出促進プログラムの捜査担当特別部会の設置をNBIに対して承認する2つの省令に署名した。2019年12月31日現在、捜査は進行中である。

行政組織

2019年12月31日現在、共和国には17の行政区及び43,760の地方自治体が存在した。地方自治体は、81の州、146の市、1,488の町（州の下部組織）及び42,045（2020年3月現在では42,046）のバラングイで構成されていた。高度に都市化された市は州から独立して機能するが、その他の各市は、その位置する州の行政監督下に置かれている。

政府は、その多様なプログラム及びプロジェクトを実施する、行政部門の様々な省及び省同格機関を中心として組織されている。省及び省同格機関は、次の5つの部門に分けられる。

部門	主な省庁
社会サービス	保健省、教育省、労働雇用省、社会福祉開発省
経済サービス	農業省、農地改革省、エネルギー省、環境天然資源省、観光省、貿易産業省、公共事業道路省、運輸通信省、科学技術省
防衛	国防省
一般公共サービス	外務省、財務省、予算管理省、内務自治省、司法省、国家経済開発庁、広報業務担当大臣官房、ムスリム・ミンダナオ自治地域、コルディリエラ行政区
憲法に基づく諸機関	一般公共サービス（選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、公序安全委員会、行政監察院）、社会サービス（人権委員会）

政府系企業（GOCC）

政府は、経済の成長及び発展を促すため、必要不可欠な物品及びサービスを公衆に提供し、民間部門と協力する多数の法人を所有又は支配している。GOCCの事業内容は、当初は基本的な公的サービス及び国家独占事業に限定されており、1930年代には13社であったのが、1984年までに301社に増加した。

GOCCガバナンス委員会（以下「ガバナンス委員会」という。）の2020年1月7日現在のデータベースによると、GOCC数は、119社である。これらの企業は、26社の政府系金融機関（以下「GFI」という。その内訳は、銀行機関8社、ノンバンク12社及び社会保障機関6社である。）と93社のその他の機関（ガバナンス委員会の業界分類に基づく、貯蓄投資企業、不動産土地開発企業、エネルギー企業及びその他で構成される。）からなる。

現在のところ、公的部門の対内債務及び対外債務の相当部分がGFIを含むGOCCの債務で占められている。政府は、公共政策を支援する形で企業に融資するGFI3社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを緊密にモニタリングしている。これらGFI3社とその事業内容は以下のとおりである。

政府系金融機関	事業内容
---------	------

銀行機関：

フィリピン開発銀行（以下「DBP」という。） ⁽¹⁾⁽²⁾	とりわけ農村地域における中小規模の農工業企業の中長期的なニーズに応える銀行サービスの提供
--	--

フィリピン土地銀行（以下「LBP」という。）⁽¹⁾⁽³⁾ 農業及び共和国の農業改革プログラムのあらゆる局面に
対する金融支援

ノンバンク機関：

貿易投資開発公社⁽⁴⁾ 輸出業者及び請負業者に対する外貨建貸付の保証

注：

- (1) DBP及びLBPIは、ユニバーサル・バンクとしての営業も行っている。DBP及びLBPIに関するさらなる記載については、下記「(4)通貨・金融制度 - フィリピンの金融システム - 金融システムの構造」を参照のこと。
- (2) DBPには、その子会社であるDBPデータ・センター・インクが含まれる。
- (3) LBPIには、その2つの子会社であるランド・バンク・カントリーサイド・ディベロプメント・ファウンデーション・インク及びLBPリソース・アンド・ディベロプメント・コーポレーションが含まれる。
- (4) 旧フィリピン輸出・外国融資保証公社。

監査済財務書類によると、2018年12月31日現在、上記の緊密なモニタリングの対象であるGF13社の対内負債及び対外負債の合計額は2.36兆ペソで、全GOCCの負債合計の51.07%を占めていた。2018年12月31日現在、LBPの負債額は1.74兆ペソで、全GFIの負債合計の73.77%及び全GOCCの負債合計の37.68%と、それぞれの最大部分を占めていた。DBPの負債額は617.87十億ペソで、全GFIの負債合計の26.16%（構成率第2位）を、また全GOCCの負債合計の13.36%（構成率第3位）を占めていた。

政府はまた、様々な重要事業活動に携わっている14社の主要なGOCCについては、各社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを記録することにより、緊密なモニタリングを行っている。これらの14法人（以下「主要GOCC14社」という。）とその事業内容は以下のとおりである。

政府系企業	事業内容
国家電力公社（以下「NPC」という。） ⁽¹⁾	オフグリッド（自家発電）及び離島向けグリッド発電・送電
国家送電公社（以下「送電公社」という。） ⁽¹⁾	送電インフラの所有
電力部門資産負債管理公社（以下「PSALM」という。） ⁽¹⁾	発電及びNPCのレガシー資産の民有化
国家電化公社	電気組合に対する貸付
マニラ首都圏上下水道公社	上下水道（マニラ首都圏及び隣接州）、民間受託業者（コンセッショネア）の規制
地方水道公社	水道事業者に対する貸付
フィリピン経済区庁	経済区の開発
国家食糧庁	農業
国家灌漑公社	農業
フィリピン国有鉄道	運輸
軽量鉄道公社	運輸
フィリピン港湾公社	運輸
国家開発公社 ⁽²⁾	金融 / 投資
フィリピン国家石油公社 ⁽³⁾	エネルギー探査・開発
国家住宅公社	住宅供給
住宅保証公社 ⁽²⁾	住宅保険

注：

(1) 2001年電力産業改革法（以下「EPIRA」という。）に従い、政府は電力部門をNPCと2つの新会社、すなわちPSALM及び送電公社に再編成した。PSALMは、残存しているNPCの発電資産の民有化を実施している。PSALMの完全子会社である送電公社は、送電システムの民有化を担っている。一定の財務モニタリング目的のため、これらの3法人は、まとめて1つの主体として扱われる。EPIRA及びNPCの資産の民有化のより詳細な解説については、下記「（2）経済 - 最近の経済指標 - 電力産業の再編」を参照のこと。

(2) 国家開発公社及び住宅保証公社もまたGFIである。

(3) フィリピン国家石油公社には、その子会社であるPNOCエネルギー開発公社、PNOC探査公社及びPNOC船舶運輸公社が含まれる。

監査済財務書類によると、2018年12月31日現在、モニタリングの対象である主要GOCC14社の対内債務及び対外債務は合計約1.69兆ペソであり、全GOCCの負債合計の36.62%を占めていた。また対GDP比では、2017年度末には9.04%であったのに対し、2018年度末には9.72%に上昇した。2018年12月31日現在のPSALMの負債額は714.7十億ペソで、モニタリング対象の主要GOCC14社の負債合計の42.19%とその最大部分を占め、また全GOCCの負債合計の15.45%（構成率第2位）を占めていた。

近年、政府は、その財政健全化への取組み、公正さ、公的サービスの効率的・効果的な提供、持続可能性、透明性及び説明責任に対するGOCCの適切な貢献を奨励することにより、これらのGOCCのコーポレート・ガバナンス及び財務成績を向上させるという一般政策を実施している。政府は、その民営化戦略のほか、GOCCを自立させるという政策目標に沿って、他のGOCCの事業への介入を控える方針を採っている。但し、政府は一定の場合には、法により許容される範囲で債務保証その他必要とみなす支援を行うことにより、これらの企業の取引を支援している。

2011年6月6日、アキノ前大統領は、2011年GOCCガバナンス法として知られる共和国法第10149号（以下「GOCC法」という。）の法案に署名し、同法を成立させた。同法はとりわけ、GOCCの役員及び従業員の給与及び給付の標

準化及び合理化を規定するものである。GOCC法の主要規定の1つにより、関連政府機関及び民間部門から任命される5名の委員で構成されるガバナンス委員会が創設された。ガバナンス委員会の主な機能の1つは、どのGOCCについて再編成、合併、合理化、廃止又は民営化を行うかの検討及び決定である。この検討は進行中であり、いくつかのGOCCは2014年度及び2015年度中に既に廃止又は民営化された。GOCC法は、ガバナンス委員会を創設したほか、GOCCの取締役、役員及び従業員の任用・雇用についてより厳格な基準を適用している。例えば、GOCCの全取締役に対して、再任される場合はその度に、各々の業務成績を基準とする適格性審査を受けた上で1年間の再任可能な任期を務めることを要求している。GOCC法は、GOCCが、公衆のために同様の商活動を行っている民間部門の企業と同じ土俵に立てるようにするため、GOCCの規制対象活動と独自の事業活動との明確な分離を確保している。

2019年度においては、GOCC57社が2018年度中に得た所得に基づく総額53.42十億ペソの配当が共和国に対して入金された。2019年度の配当入金額は、2018年度の配当入金総額40.18十億ペソに比べ33%増に相当する。

2020年1月7日現在、ガバナンス委員会は、GOCCのうち26社を「廃止手続中」、4社を「解散済み/廃止済み」、1社を「PMO（民営化管理局）による処分済み」、24社を「営業休止状態/遊休状態」、3社を「民営化手続中」に分類していた。

ドゥテルテ政権の政策

ドゥテルテ大統領は、2016年7月26日に行った初めての施政方針演説で、その6年間の任期における政策課題を発表した。大統領は、徹底的かつ持続的に犯罪、違法薬物及び汚職と戦うとした就任演説での約束を繰り返し、PNP、バランガイ議長、市長、知事及びその他の公人らに対し、ともに戦うよう呼びかけた。また、この取組みを進めるにあたり、違法薬物との戦いに向けた努力の結集や政府各省庁の提携強化を支援すべく、違法薬物に関する省庁をまたぐ委員会の創設を約束した。さらに、全国で治療・更生施設を増設し、違法薬物使用者の更生を優先することを約束した。

ドゥテルテ大統領は、医療・保健、教育、適切な食と住、環境保護及び文化の尊重の各分野でフィリピン国民の福祉を向上させる政策についても述べた。特に強調したのは、安全、開発、意思決定への公平なアクセス及びアイデンティティの受容に対する全フィリピン国民の基本的ニーズを充足することにより、テロリズムや無法行為と戦うことの重要性であった。ドゥテルテ大統領は、高い経済成長率をより良い雇用の創出及び貧困削減につなげる一助となるように、アキノ前大統領政権のマクロ経済政策、すなわち慎重な財政金融政策を継続したいと表明した。

インフラについては、ドゥテルテ大統領は、全体的な経済成長及び観光業の振興のため、また灌漑技術の改良や、損失を最小限に抑える近代的な収穫施設及び収穫後施設による農業の近代化の促進のため、道路開発プロジェクトを増加させるという目標を掲げた。環境規制の面では、共和国の天然資源を荒廃させる違法伐採、違法採鉱その他の破壊行為との戦いへの援護任務を強化するように軍に指示した。

最後に、ドゥテルテ大統領は、透明性が高く汚職のない政権運営を行うと約束し、とりわけPNPが責任を持ってその業務を遂行し、権限乱用を慎むよう訓令した。これに関連して、大統領は、警察官の不正行為に関する報告を効率的に捜査し、裁定すること、またフィリピンにおける違法薬物取引とのドゥテルテ政権の戦いでの貴重な協力者としてPNPを活用することを国家警察委員会に対して指示した。

近年の施政方針演説

2016年7月26日、ドゥテルテ大統領は、初めての施政方針演説を行い、その6年間の任期における政策課題を発表した。大統領は、徹底的かつ持続的に犯罪、違法薬物及び汚職と戦うとした就任演説での約束を繰り返し、PNP、バランガイ議長、市長、知事及びその他の公人らに対し、ともに戦うよう呼びかけた。また、この取組みを進めるにあたり、違法薬物との戦いに向けた努力の結集や政府各省庁の連携強化を支援すべく、違法薬物に関する省庁をまたぐ委員会の創設を約束した。さらに、全国で治療・更生施設を増設し、違法薬物使用者の更生を優先することを約束した。

2017年7月24日、ドゥテルテ大統領は2回目の施政方針演説を行った。大統領は、前回同様、反違法薬物運動での戦いを継続すると誓い、違法薬物、汚職及び犯罪に対する断固たる措置に加わるよう国民に訴えた。また違法薬物取引をはじめとする凶悪犯罪に対する死刑を復活させるように議会に求め、AFPの防衛能力を増強し、テロリズム、犯罪その他の脅威に対する抑止力とするため、より多くの資源をAFPに提供することを宣言した。ドゥテルテ大統領は、環境問題への懸念も表明し、環境保護を優先課題とすると述べた。とりわけ、採鉱業者らが環境を破壊し、虚偽の所得税申告書を提出し、適正な税金の支払いを逃れているとして批判した。地理的な移動を容易にし、地点間の接続性を向上させるインフラ改善のため、2017年度においては対GDP比5%であった政府のインフラ支出を2022年度までに7%に引き上げることで、全国レベルでの公平な発展及び成長を促進することを目標としていると

述べた。また、包括的税制改革プログラムの支持を上院に呼びかけ、2017年12月19日、関連法案がドゥテルテ大統領の署名により共和国法第10963号として成立した。

2018年7月23日、ドゥテルテ大統領は3回目の施政方針演説を行った。演説のテーマは、違法薬物や汚職との戦い、パンサモロ自治地域、共和国の中国との関係や経済といった幅広いものであった。大統領は、国家として違法薬物との戦いを継続するという決意を強調し、また汚職及び政府資源の浪費への反対を強く表明した。さらに、パンサモロ自治地域の創設に触れ、共和国憲法の枠内で同地域の自治を保証することを誓約した。大統領は、共和国が西フィリピン海における自国の利益の擁護に引き続き取り組みながらも、中国との関係を改善したことについても述べた。また、税制改革法（Tax Reform for Acceleration and Inclusion law）（以下「TRAIN法」という。）の成立について議会を称賛し、その実施を支持する旨を表明した。そして最後に、現行憲法又は今後新たに採択されうる憲法により認められる期間を超えて在任する意思はないことを述べた。

2019年7月22日、ドゥテルテ大統領は4回目の施政方針演説を行った。演説のテーマは、違法薬物や汚職との戦い、パンサモロ自治地域、環境保護、西フィリピン海や経済といった幅広いものであった。大統領は、国家として違法薬物との戦いを継続するという決意をあらためて表明した。また汚職反対を強調し、政府機関には市民のニーズへのより良い対応を求めた。国家安全保障については、共和国憲法の枠内でのパンサモロ自治地域の自治を保証する旨を再び誓約した。また、共和国が西フィリピン海における自国の利益の擁護に向けた取組みを継続することを公約した。大統領は、経済及び市民生活の向上を目指すいくつかの取組みについても触れた。例えば、マニラ首都圏外の複数の新興経済拠点における「Build Build Build」プログラム、貧困削減プログラムの資金を得るための税制改革、第三の電気通信プロバイダーの市場参入並びにコメ関税化及びコメ競争力増進基金の完全施行等である。

包括的税制改革プログラム

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領がTRAIN法案に署名し、共和国法第10963号が成立した。包括的税制改革プログラムのパッケージ1Aとしても知られるTRAIN法は、共和国では20数年ぶりの包括的税制改革プログラムである。

TRAIN法の主な内容は、(i)個人所得税率の引下げ、(ii)相続税及び贈与税の簡素化、(iii)付加価値税の税基盤の拡大、(iv)石油製品物品税率の引上げ、(v)自動車税率の引上げ、並びに(vi)砂糖入り飲料税率の引上げの導入である。特筆すべき点としては、TRAIN法の下では、年間課税所得が250,000ペソ以下の者には個人所得税が課されない。年間課税所得が250,000ペソ超である者についても、より低い税率区分に該当するように調整されている。最高税率35%は、年間所得が8百万ペソ超である者に対してのみ適用される。TRAIN法は、2018年1月に施行された。財務省財務局（以下「BTr」という。）によると、2018年度第1四半期における税徴収額は、2017年度第1四半期に比べ16.4%増加し、増大する政府支出を支える財政余地が拡大することを示している。

2019年2月14日、ドゥテルテ大統領は、包括的税制改革プログラムのパッケージ1Bの一環として、2019年タックス・アムネ스티（租税特赦）法案に署名し、同法を成立させたが、国税一般のアムネスティ条項については拒否権を行使した。2019年タックス・アムネスティ法は、2017年度以前の課税期間を対象としており、当初は、(1)あらゆる税に関する国税一般のアムネスティ、(2)滞納されている相続税に関する相続税のアムネスティ、及び(3)既に確定し、支払期限が到来し、支払要求が可能となっている租税債務の滞納に係るアムネスティの3つで構成されていた。ドゥテルテ大統領は、国税一般のアムネスティ条項については拒否権を行使したが、相続税のアムネスティ及び滞納に係るアムネスティを承認した。

2018年9月10日、下院は、下院法案第8083号、すなわち機会創出のための税制改革（Tax Reform for Attracting Better and Higher Quality Opportunities）（以下「TRABAHO」という。）法案を可決した。TRABAHOは、ドゥテルテ政権下の税制改革パッケージ第2弾で、法人所得税率を2029年までに30%から20%に引き下げ、また投資に対する税制優遇措置を合理化することにより、投資の促進を目指すものであった。しかしながら、上院は第17回議会の閉会前にTRABAHO法案を可決しなかった。TRABAHO法案は、下院法案第4157号として第18回議会に再提出され、その名称は法人所得税・税制優遇適正化法案（以下「CITIRA」という。）に変更された。CITIRA法案（下院法案第4157号）は、2019年9月13日に下院で可決されたが、上院では未決となっている。CITIRA法案は、2020年3月9日、直ちに制定するためドゥテルテ大統領によって認証されている。

包括的税制改革プログラムの中で進行中のその他の改革案には、パッケージ2プラス、パッケージ3及びパッケージ4が含まれる。パッケージ2プラスには、鉱業税及びアルコール・たばこ物品税（sin tax）の改革案が含まれる。パッケージ3は、公正、公平かつ効率的な不動産評価システムの発展を促進するために不可欠な改革の導入を狙いとしている。パッケージ4は、受動的所得・金融仲介税をより簡素、公正かつ効率的なものとし、その地域的競争力を高めることに注力するものである。

2020年1月22日、包括的税制改革プログラムの下でのパッケージ2プラスの一環として、ドゥテルテ大統領は、共和国法案第11467号に署名し、同法を成立させた。これにより、ユニバーサル・ヘルスケア法を推進すべく、アルコール飲料、加熱式たばこ製品及び電子たばこに対する物品税がさらに引き上げられることとなった。同法に基づき、2023年1月1日から、がん、腎臓病、結核及び精神疾患等の疾患の処方薬の販売及び輸入に対する12%の付加価値税は免除される。

フィリピン開発計画

2016年10月11日、ドゥテルテ大統領は、フィリピンの開発計画の指針として25年間の長期ビジョン「*AmBisyon Natin 2040*」を承認及び採択する2016年行政命令第5号に署名した。2017 - 2022年度フィリピン開発計画（2017年2月20日、その最終版が国家経済開発庁（以下「NEDA」という。）により承認された。）は、この長期的な国家ビジョンを基に立案された初めての中期計画である。この計画は、*AmBisyon Natin 2040*に記されたビジョンの実現を目指し、社会のあらゆる層を包摂した成長、信頼性の高い社会及び国際競争力のある経済のためのより強固な基盤を築くことを目標とする。2017 - 2022年度フィリピン開発計画は、農業従事者及び貧困発生率の高い地域の住民の貧困に的を絞り、2015年度には21.6%であった貧困率を2022年度までに14.0%に引き下げること为目标としている。2019年4月現在、2017 - 2022年度フィリピン開発計画を実施するために必要な投資の総額は、11兆ペソと見積もられていた。

2017 - 2022年度フィリピン開発計画は、現政権の下での国家開発の道筋となるものである。この計画は、0-10項目の社会経済アジェンダから生じたもので、フィリピン国民が切望する「快適で安全な安定した暮らし」を実現することができるように、社会のあらゆる層を包摂した成長、強靱な信頼性の高い社会、及び国際競争力のある知識経済のより強固な基盤を築くことを狙いとしている。

同フィリピン開発計画は、政府が2022年度までに達成しようとしている目標 高中所得国となり、7~8%のGDP成長率を達成し、貧困発生率を14%に引き下げること等 を設定している。これらの目標達成の指針となるように、同計画には介入のあり方や戦略も組み込まれている。

大統領は、同計画の実行の一助となるように、2017年5月16日に行政命令第24号に署名し、同フィリピン開発計画に沿ったロードマップの作成を全閣僚クラスターに対して指示した。

また大統領は、2017年6月1日に行政命令第27号に署名し、すべての政府機関及び部局（地方自治体を含む。）に対して、その予算プログラム及び部局あるいは法人としてのプログラムを、同フィリピン開発計画において特定された戦略及び活動と連携させるように指示した。

政策と各プログラムの整合性を確保し、また同フィリピン開発計画の実施にあたり省庁間調整が効率的に行われるようにするため、社会経済計画庁長官は2018年3月20日に通達第1号に署名し、改定された閣僚クラスター制度を同フィリピン開発計画の調整メカニズムに組み込んだ。通達第1号は、同フィリピン開発計画の各章に明記された同計画の成果の達成については、それを管轄する特定のNEDA理事会委員会、閣僚クラスター及びその他の省庁をまたぐ委員会に第一義的な責任を負わせるものである。

NEDAは、同フィリピン開発計画に明記された結果及び成果に関する政府の達成度を評価するため、2017年度社会経済報告書を作成した。同報告書には、2017年度中に行われた主な基礎作業、近い将来に発生することが予想される問題並びに2018年度及び2019年度において優先的に実行されるべき推奨戦略が記載されている。

2019年5月、社会経済計画庁長官は、2019年通達第1号を発出し、2017 - 2022年度フィリピン開発計画の中間評価を正式に開始した。改定フィリピン開発計画草案は、省庁をまたぐ会合、地域における協議及び公聴を重ねた末、最終決定された。同案は、フィリピン開発計画運営委員会が検討の上、NEDA理事会に対してその承認を勧告することができるように、2020年3月に同委員会に対して提示される予定であった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の流行により、予定されていたフィリピン開発計画運営委員会は延期された。感染症の流行と「新しい日常（new normal）」を見据えて、フィリピン開発計画の目標及び戦略を引き続き時宜にかなうものとするため、改定フィリピン開発計画は再検討のうえ改良される予定である。必要とされる省庁間及び利害関係者間の協議を考慮に入れると、改良版の2017 - 2022年度フィリピン開発計画の中期改定は、2020年度第3四半期までにまとめられるであろうと予想される。

格付の上方修正

2014年12月、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（現ムーディーズ・インベスターズ・サービス）（以下「ムーディーズ」という。）は、共和国の信用格付をBaa2に引き上げた。同社は、この格上げ決定の主要因として、財政管理の改善、好調な経済成長の引き続き明るい見通し、及び新興市場共通のリスクに対する脆弱

性が限定的であることに助けられた債務の継続的な圧縮を挙げた。ムーディーズはまた、共和国の外国通貨建発行登録格付も($\frac{Baa2}{Baa1}$)Baa2に引き上げた。2018年7月、ムーディーズは、外的ショックに対する共和国の脆弱性が限定的なものであるとして、フィリピン政府の信用格付をBaa2で据え置いた。しかしながら、ムーディーズは、同等格付の諸国に比して低水準である共和国の一人当たり所得及び財政力(revenue-raising capacity)や、共和国の投資魅力度に悪影響を及ぼす可能性がある、物議を醸している政府の治安維持政策に言及した。また、2018年の最高裁判所判決が内国歳入の配分における地方自治体への割当分を増加させることとなり、連邦主義への移行案と相まって、財政に負の影響を及ぼしうる旨を述べた。ベンジャミン・ディオクノ予算管理大臣は、この最高裁判所の判決が共和国の赤字額を1.2兆ペソ増の6兆ペソに押し上げうると推定した。最高裁判所は、2019年4月にこの判決を維持する判決を行った。

2017年12月、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)は共和国の信用格付をBBBに引き上げ、健全な政策に裏打ちされた好調かつ着実なマクロ経済実績をその要因として挙げた。フィッチは、フィリピンにおける違法薬物取引取締運動に関連する暴力事件の報道が投資家の信頼を損なったという証拠はないと述べた。2018年7月、フィッチは、共和国の好調な成長見通し、比較対象国の中位レベルを下回る政府の債務水準、純対外債権国としての立ち位置、一人当たり所得が比較的低下水準であることへの対策としてのマクロ的安定の維持政策及び同等格付諸国に比して低いガバナンスと事業環境の指標を対象とした政策に留意した上で、BBBの格付を維持した。但し、インフレ、信用成長及び拡大する貿易赤字からも明らかなリスクの過熱についても述べた。これらのリスクにかかわらず、フィッチは、共和国が地域の経済成長を先導し続けるとの予想を示した。

2019年5月、フィッチは、共和国の好調な持続可能な成長の見通し及び高水準の外貨準備高と、比較的低下水準にある一人当たり所得、ガバナンス指標及び政府の歳入とを比較衡量した結果、共和国のBBBの格付を維持した。フィッチは、中国の景気減速や、米中間で高まりつつある貿易緊張の波及により、経済成長の下振れリスクが生じうると予想した。またフィッチは、ムーディーズと同様に、2019年4月に維持された、内国歳入の配分における地方自治体へのより多くの割当てを認めた2018年の最高裁判決により、効果的な財政管理上の難題が生じうるとも述べた。

2019年4月、S&Pグローバル・レーティング(以下「スタンダード&プアーズ」という。)は、世界平均を上回る経済成長率、健全な対外ポジション及び持続可能な財政に言及し、共和国の格付をBBB+、アウトルック「安定的」に引き上げた。この格付の安定的なアウトルックは、抑制された財政赤字及び安定的な公的債務とともに、共和国の経済がその勢いを中期的に維持するであろうというスタンダード&プアーズの見解を反映したものである。

[次へ](#)

反政府組織との国内紛争及び和平交渉

40年以上にわたって、共和国における各種の反政府組織が定期的に政府軍と戦闘を繰り返している。これらの反政府組織の多くの目的は、ミンダナオの伝統的なイスラム地域を共和国から分離することを実現することとされている。しかしながら、その他フィリピン共産党（以下「CPP」という。）等の組織は、表面上、領土的野心よりもむしろイデオロギー上の目的に重点を置いている。

当初のイスラム分離主義組織であったモロ民族解放戦線（以下「MNLF」という。）は、少なくとも1970年代初頭から存在し、2度の分裂により、1976年にはMILF（本書の日付現在、フィリピンにおいて最大のイスラム分離主義組織）、1991年にはアブ・サヤフが結成された。この分裂にもかかわらず、当初のMNLFは、現在まで存続している。

2010年7月、アキノ前大統領の政権において、MILFとの和平交渉を継続するために、政府和平交渉委員団が組織・任命された。2011年1月1日、「*Oplan Bayanihan*」（「団結の精神」を意味する。）と呼ばれるAFPの新安全保障計画が施行された。*Bayanihan*が、2002年に開始されていた「*Oplan Bantay Laya*」（「自由防衛作戦」を意味する。）に代わった。新たなキャンペーンは、各種の反政府組織との和平交渉及びAFPからフィリピン国家警察への国内安全保障機能の移行を追求する一方で、貧困その他の反乱の原因を排除することを目標とした非戦闘作戦に重点を置いている。当該計画は、2016年まで効力を維持した。

2017年1月6日、AFPは、「*Oplan Bayanihan*」に代わる新たな開発支援・安全保障計画である「*Oplan Kapayapaan*」（「平和」を意味する。）を発表した。新計画の下で、AFPの優先事項は、テロ組織アブ・サヤフその他の現地及び外国のテロ組織の壊滅となる。また、AFPは、ドゥテルテ大統領により策定された和平プロセス（大統領による麻薬戦争を含む。）への支援に尽力する予定である。

2018年7月、米国政府は、今後2年間にわたるフィリピンのテロ対策を支援するために26.5百万ドルの資金援助を約束した。米国とフィリピンは、2019年8月、カヴィテ州シラン市にあるフィリピン国立警察アカデミーに新たなテロ対策訓練施設を設立するための協力を推進する合意書に調印した。当該施設の設立後、フィリピン及び地域のパートナー国の法執行部隊及び人員のためのテロ対策訓練が提供される予定である。

モロ・イスラム解放戦線

2012年4月、政府とMILFは、将来における交渉の本質的な議題の指針となり、政府と権限を分担する新たな自治的な政治組織の設立に向けて取り組むための一連の方針に合意した。2012年7月19日、政府は、MILFとの29回目の予備的な和平交渉を終結した。3日間にわたる交渉において、ARMMに代わる新たな自治的な政治組織の実現について双方が協議した。双方は、2012年8月にさらなる協議を行うことに合意した。2012年8月7日から同月11日まで開催された予備的な交渉において、政府及びMILFの双方がそれぞれの権限分担及び富の分有に関する技術作業部会を組織した。技術作業部会は、権限分担、収益創造及び富の創造に関する特定の争点について、合意に達した。枠組み合意の協議における進展について、双方が認識し、さらなる協議開催に合意した。

2012年10月7日、政府とMILFは、32回目の予備的な和平交渉を終結し、和平枠組み合意案（以下「枠組み合意」という。）を発表した。枠組み合意は、ARMMに代えて、新たな自治的な政治組織であるバンサモロを設立するための枠組みを定めている。バンサモロは、ミンダナオの伝統的なイスラム地域の歴史的な名称である。枠組み合意は、新組織であるバンサモロの権限及び構造を定義しており、政府とバンサモロの関係を形成する原則、プロセス及びメカニズムを定めている。枠組み合意は、新組織が、一定の制限を受けつつ、その管轄内において、徴税、外国及び国内の貸付人からの借入れ並びに天然資源開発による収益の共有を行う権限を有することを定めている。枠組み合意は、防衛及び安全保障、外交政策、金融政策及び貨幣鑄造、国籍及び帰化に関する権限については、その権限を政府に留保している。政府とMILFは、2012年10月15日に枠組み合意に調印した。

2012年12月17日、アキノ前大統領は、バンサモロ基本法の起草を職務とする移行委員会の設立を定めた行政命令に署名した。2013年2月27日、政府とMILFとの35回目の予備的な和平交渉の過程で、バンサモロを設立するための計画の概要を記載した文書である「移行時の取決め及び様式に関する付属文書」に調印した。また、2013年に調印したのは、「収益創造及び富の分有に関する付属文書」（2013年7月13日調印。）並びに「権限分担に関する付属文書」（2013年12月8日調印。）であった。

2013年全体において、MILFとの和平交渉によって、マレーシア主導の国際監視団の派遣は2014年3月まで、特別共同行動グループ（州及び非政府組織から構成される。）の派遣は2014年2月まで、任期延長となった。政府とMILFは、2013年10月31日に、マレーシアのクアラルンプールにおいて、41回目の予備的な和平交渉を行い、バンサモロの創設に関連して、権限分担の取決めの残りの争点について大幅な進展があった。

政府とMILFは、2014年1月25日に、枠組み合意の4つの付属文書のうちの最後の「正常化に関する付属文書」、並びにバンサモロ協力水域・地域に関する付属文書に調印した。正常化に関する付属文書は、自治的な政治組織バンサモロに関する安全保障の取決めを定めたものであり、特に、バンサモロにおける警察、MILFのバンサモロ・イスラム軍の解体及びバンサモロにおけるAFPの再配備に関する合意が含まれる。

2014年3月27日、バンサモロ包括的合意（以下「包括的合意」という。）が、政府とMILFにより調印された。包括的合意は、12個の文書から構成され、以前に合意された枠組み合意、当該合意の4つの付属文書、バンサモロ協力水域・地域に関する付属文書及び政府とMILFとの間の従前の約束が含まれる。包括的合意は、国際監視団により推進され、特別共同行動グループにより支援された17年間にわたる和平プロセスの結果である。政府は、和平プロセスの完了によって、バンサモロにおける現地インフラ開発と政府能力とのギャップに対して資金を提供することにより重点を置くことができることから、バンサモロ及び共和国にとって重大な恩恵がもたらされることを期待している。

包括的合意の完了後、移行委員会は、2014年4月に、同委員会が起草したバンサモロ基本法案を、正式に大統領府に提出し、検討及び修正を受けて、2014年9月10日に移行委員会から議会へ提出された。政府及びMILFの和平委員会は、マレーシアでの特別会議において、2014年11月24日に、バンサモロ移行局への移行のための調整チームと呼ばれる組織を設立することに合意した。同委員会により署名された付託事項によれば、調整チームは、バンサモロ移行局の設置に至る移行に備えて、必要な措置が講じられることを確保するために、両当事者と関係機関の間の調整のための主要なメカニズムとして役割を果たす。両当事者により署名されたロードマップによれば、バンサモロ基本法が批准されてバンサモロ移行局が設立された場合、ARMMは廃止される。バンサモロ移行局は、バンサモロ基本法の批准とバンサモロ議会の選出メンバーの就任の間の期間において、バンサモロの暫定政府としての役割を果たす。

政府及び世界銀行の支援を受けたMILFのイニシアティブであるバンサモロ開発計画は、バンサモロの復興及び開発のための短期、中期及び長期的な展望及び戦略を定義している。バンサモロ開発計画は、3つの段階、すなわち、移行期の開発計画（ARMMから移行委員会への円滑な移行を推進するための、2016年半ばまでの政府の既存及び計画された即効性のある介入のための指示を定義している。）、中期的な開発計画（2016年半ばから2022年までの包括的成長を促進する戦略的介入及び投資に重点を置いている。）並びに長期的な開発計画（将来における持続可能な経済成長の達成に重点を置いている。）から構成されている。バンサモロ開発計画は、経済・生計、インフラ、社会福祉、環境・天然資源、文化・アイデンティティ、政治・司法及び安全保障・正常化の7つの重点分野をめぐって構成されている。

また、包括的合意に基づき、共和国とMILFは、「正常化」（包括的合意において、紛争の影響を受けた地域社会が「自らが望む生活の質（持続可能な生活の追求及び平和で思慮分別のある社会における政治参加を含む。）を達成することができる条件に復帰する」ことができるプロセスとして定義されている。）に関する取組みに重点を置くことにも合意している。正常化プロセスには、紛争の影響を受けた地域の復興、再建及び開発、特にMILFの武装勢力の解体されたメンバー、国内の難民及び貧困に苦しむ地域社会の要求に応じるためのプログラムの策定が含まれる。かかる重点事項を支援するために、政府は、特に、バンサモロのための適切な警察力の配備の推奨、当該地域における歴史的な不満及び人権侵害に対処するためのメカニズムの推奨、MILFの武装勢力の解体プロセスの監視、並びに安全保障の調整を行うための数多くの諮問機関を設置している。同様に、AFPは、様々な正常化諮問機関への人員の配置、及び様々な共同和平・安全保障チームにおけるAFP人員の雇用を通じて、正常化プロセスを支援している。

2015年1月25日、PNPのSAFは、ミンダナオ島マギンダナオ州のピムバルカンとママサパノとのバランガイ境沿いにおいて、テロ組織ジェマ・イスラミアのリーダーで「マルワン」の別名を持つズルキフリ・ビン・イール及び現地の爆弾犯であるアブドゥルバシット・ウスマンの2名のテロリストに対し、法執行作戦を実施した。当該作戦において、SAFは、ママサパノにおいてMILFの武装勢力と遭遇した。SAFとMILFの間において、事前に調整はなかった。この遭遇が武力衝突となり、SAFのメンバーに死者44名、負傷者12名を出した。MILFは、当該武力衝突においてMILFのメンバー18名が死亡、14名が負傷したと報告した。双方の組織が「共同停戦危機対応チーム（Joint Ceasefire Crisis Team）」を設置することにより停戦を実現すべく努力したにもかかわらず、停戦の通信が各組織に発信された後も、戦闘は続いた。事件後、司法省は、合同国家捜査局・国家訴追特別捜査チームを通じて、当該事件の捜査を実施し、当該チームは、殺人を伴う直接的な襲撃について、MILFの少なくとも90名のメンバーを起訴することを提言した。

2017年5月29日、ドゥテルテ大統領は、マラウィ市の紛争地域から逃避する高齢者、女性、子供その他の者のための安全な経路として、共和国とMILFが共同で実施する「平和回廊」の設置を承認した。マラウィにおける紛争のさらなる詳細については、下記「アブ・サヤフ」を参照のこと。平和回廊は、2017年6月4日に利用開始となった。

2017年7月17日、バンサモ口基本法の最終案が移行委員会からドゥテルテ大統領に正式に提出された。大統領は同法への支持を確認した。2017年8月14日、バンサモ口基本法案が再び議会に提出された。2017年9月20日、ドゥテルテ大統領は、第3回立法行政開発諮問評議会において、バンサモ口基本法案を緊急認定することに合意し、議会に対し、バンサモ口基本法案の可決を早めるよう要請した。ドゥテルテ大統領は、2018年の施政方針演説において、共和国憲法の枠組み内でバンサモ口自治地域の自治に対する確約を強調した。2018年7月、バンサモ口基本法は、バンサモ口組織法（共和国法第11054号）として可決された。同法の制定は、MILF戦闘員30,000名を武装解除し、MILF及びMNLFの戦闘員をPNPの正規メンバーとして加入させ、和平をもたらすことが予想されている。

2019年1月におけるバンサモ口組織法の承認は、ARMMが廃止され、バンサモ口自治地域の正式な創設のためのプロセスが開始されることを意味する。ARMMは、イスラムミンダナオ・バンサモ口自治地域の創設に伴い、段階的に廃止される予定である。バンサモ口組織法の承認後、2019年3月にバンサモ口自治地域の除幕式が開催され、ドゥテルテ大統領は、80名のメンバーからなるバンサモ口移行局のうち76名を指名している。アホッド・バラワッグ・ムラド・エブラヒムMILF議長が、イスラムミンダナオ・バンサモ口自治地域（以下「BARMM」という。）の暫定首席大臣に任命された。バンサモ口移行局は、2022年の選挙まで、新たに創設されたBARMMを統治する予定である。

モロ民族解放戦線

1996年、政府は、ARMMの創設のための枠組みを素描した、MNLFとの最終和平合意に調印した。2010年4月20日、政府及びMNLF間の1996年最終和平合意の実施に引き続き取り組むための了解覚書が、リビアのトリポリにおいて調印された。同了解覚書に基づき、すべての関係当事者は、1996年の和平合意の実施並びに紛争の影響を受けた地域における安全保障、統治及び経済活動（社会福祉の提供を含む。）を監視するためのプロセスに着手することに合意した。

2010年6月2日及び同月3日、政府及びMNLF間の予備的会談が、和平交渉のための継続性に関する宣言の調印をもって終結した。共同宣言には、包括的協定に達することを目標とした、和平プロセスに関する政府及びMNLFの委員会による継続的な関与に関する重要事項が含まれた。2011年2月22日及び同月23日、ARMMの完全な設立を妨げている残りの問題を解決するための方法を模索するために、サウジアラビアにおいて会談が開催された。2012年6月、インドネシアのソロ市における会談において、MNLFは、政府によるARMMの統治改革に参加することに合意した。

2012年8月、ヌル・ミスアリMNLF議長は、一方的に独立バンサモ口共和国を宣言し、自身を大統領に任命したことにより、緊張が高まった。ソロ市での会談から2012年初頭まで、ARMMにおいてMNLFが関与した散発的な暴力行為があったが、その大半は部族抗争に限定されていた。このような展開にもかかわらず、政府は引き続き、同地域における開発プログラムを実施した。

2013年8月、カガヤン・デ・オロ及びコタバト市の各都市並びにミンダナオ島のマギンダナオ州及び北コタバト州のその他の地域において、一連の爆破事件が発生した。MNLFの一派閥が当該爆破事件の一部について犯行声明を出したが、当局は、未だ犯罪実行者の身元を確認しておらず、爆破事件の間の関係（もしあれば）について断定もしていない。

2013年9月9日、ミスアリ議長及びカービル・マリク司令官は、ミンダナオ島サンボアンガ市に対する攻撃において、MNLFの一派閥を率いた。当該事件において、数百人の一般市民がMNLFの武装勢力に人質に取られた。政府軍は、当該攻撃を終結させたが、195名の人質が救出され、394名が退去、少なくとも245名が殺害（一般市民13名、政府軍24名及びMNLF職員208名を含む。）され、426名が負傷（一般市民72名、政府軍192名及びMNLF職員162名を含む。）、銃器類236個が回収され、ミスアリ議長忠誠派24名が降伏、その他のMNLF職員269名が捕獲又は逮捕された。政府は、2013年9月28日に危機終結を宣言し、現地警察及び軍当局者からの提言を受けて、サンボアンガ市危機管理委員会は、2013年12月2日に外出禁止令の解除を承認した。

2014年1月27日、MILFとの連携作戦において、AFP及びPNPIは、正常化に関する付属文書の調印から2日後、バンサモ口・イスラム自由戦士として知られているMNLFの派閥に対して作戦を開始した。当該作戦において、バンサモ口・イスラム自由戦士のメンバー37名が殺害された。

2014年2月3日、アブドゥル・カイル・アロントが、ミスアリ議長の失踪後、MNLF議長に選出された。ミスアリ議長は、サンボアンガ市の包囲及び一時的占拠の結果として、同議長の逮捕状の発行を受けて潜伏していると考えられている。アロントの議長選出後、MNLFは、和平プロセス及びバンサモ口の独立の確立という約束を再確認した。

2014年10月13日の会談において、MNLFとMILFは、バンサモ口調整フォーラム（以下「BCF」という。）を正式に発足した。当該会談にはエジプト大使マムード・モスタファ（イスラム協力機構（以下「OIC」という。）のフィリピン南部和平委員会の議長）、OIC少数民族・地域社会局のハッサン・アブデイン、大統領府和平担当顧問室次官ホセ・ロレナ、国家安全保障会議次長ゼノニア・プロサス及び外務省次官補ジュリウス・トレスが出席した。

2014年10月の会談の当事者により調印された付託事項においては、バンサモロ住民の直面している問題及び懸念について協議する場、永続的な平和の達成に向けたMILF及びMNLFの努力を統合するための当該努力の調整、並びにバンサモロ社会のその他の部門（ウラマー等）との協議が要求されている。BCFの第1回会議は、2014年10月13日及び同月14日にマニラで開催され、第2回会議は、2014年11月12日から同月14日まで開催された。2015年4月、MNLF及びMILFの指導者は、各組織が政府との間で別途調印した和平合意について協議するために、BCFを通じて、OIC事務総長との会談を別途開催した。

2015年9月、政府とMNLFは会談を行い、バンサモロによるARMMの置き換え、バンサモロ基本法による1996年最終和平合意、それ以前の1976年和平合意その他政府及びMNLF間のすべての従前の和平協定の置き換えについて協議した。当該置き換えにもかかわらず、アキノ政権は、1996年最終和平合意に基づき、政府、MNLF及びOIC間の三者間レビュー・プロセスを完了する旨の公約を繰り返した。2016年1月25日、大臣レベルの三者間会談がサウジアラビアのジッダにあるOIC本部において開催され、2016年1月26日、政府、MNLF及びOICは、三者間レビュー・プロセスの終結を示した共同声明に正式に調印した。共同声明に基づき、当事者らは、バンサモロ開発支援基金の設立、戦略鉱物の共同運営に関する合意の実施、移行委員会へのMNLFの参加、並びに上記の実施を監視するための三者間実施監視委員会の設置を約束した。

また、包括的合意に基づくMILFとの正常化プロセス同様、かつ当該プロセスと同時に、政府は、特に、銃器類の供給を削減し、弾力的かつ経済的に発展した共同体を建設するために、戦略的なMNLF共同体において、バンサモロ内外を問わず、共同体安全保障運営を確立し、社会的保護サービス（健康保険及び奨学金を含む。）を提供し、道路、橋梁、倉庫、給水設備、保健所、地域治安センター及び灌漑システムを新設することにより、MNLFとの正常化も追求している。

2016年10月27日、パシッグ地方裁判所は、2013年にサンボアンガ市の包囲及び占拠に関与したとされるMNLF元議長ヌル・ミスアリについて、法廷審問及び逮捕状の執行を停止した。2016年11月4日、ミスアリは、MNLFの和平プロセスへの参加の一環として、ドゥテルテ大統領と会談し、ドゥテルテ大統領の反麻薬政策への支援を表明した。

2016年11月10日、ドゥレーザ・和平プロセス担当大統領顧問は、MNLFの問題はMILFとの和平プロセスとは別に処理されることを発表した。具体的には、ミスアリの信奉者は、1996年最終和平合意に基づく残りの約束の完了に取り組むように政府と協働するために、自ら5名で構成される委員会を設置する予定である。ミスアリ委員会からの意見は議会に提出され、移行委員会により提案された授權法との間で調整がなされる。

2017年6月、ドゥテルテ大統領は、MNLFメンバー2,000名をマラウィ市におけるイスラム国と関連のあるテロリストとの戦闘に参加させる旨のMNLFの申し出を受諾した。さらなる詳細については、下記「アブ・サヤフ」を参照のこと。

2017年7月18日、MNLF議長は、ドゥテルテ大統領と会談し、ARMMを強化させるための自らの改正法案をもちや提出するつもりはなく、その代わりに連邦主義を推進することを宣言した。パルカシオ和平実施委員会議長は、これが1996年最終和平合意を放棄したことを意味するものではなく、当該和平合意を他の和平合意、特にジッダ合意との関係で調整しようとするものであることを明らかにした。

2017年11月12日、MNLFメンバーが反政府組織のメンバーを銃撃・殺害後、MILF及びMNLFの戦闘員がマタラム村において衝突した。戦闘員4名が負傷した。衝突は、両組織のリーダーが介入し、停戦を宣言して終結した。

2018年1月、MNLF指導部は、反政府組織、テロ集団及び麻薬シンジケートとの戦闘において政府軍に加勢したことを発表した。2018年8月、MNLF議長ユソフ・ジキリは、死者を出したラミタン市での自動車爆弾攻撃を「非イスラム的」として非難した。当該攻撃は外国人武装勢力により実行されたものと伝えられている。

MNLFは引き続き連邦制を強く要求している。MNLF指導者ヌル・ミスアリは、2019年3月、ドゥテルテ大統領に対して、連邦政府が創設されない場合、MNLFは戦争を開始することを伝達した。これに対して、ドゥテルテ大統領は、メディアに対して、連邦政府の形態について公に議論するための専門委員会を設置することを希望する旨を伝えた。2019年8月、ドゥテルテ大統領は、ミンダナオに平和をもたらす、アブ・サヤフと戦うための努力を示すために、MNLFとの調整委員会の設立を命令した。新設された政府・MNLF間の和平調整委員会が2019年12月に召集された。同委員会の会議中、政府とMNLFは、1996年最終和平合意の三者間レビュー・プロセスに含まれる残りの確約を実施することに合意した。当該確約には、バンサモロ開発支援基金の設立及び三者間実施監視委員会の設置が含まれる。

アブ・サヤフ

2002年、米国及び欧州連合は、アブ・サヤフを「外国テロ組織」のリストに加えた。さらに、米国は、過去に、アブ・サヤフとの戦闘においてAFPを支援するために軍隊及び軍事顧問を派遣している。2002年7月、米国と共和国は、フィリピン及び米国の両国の兵士による年次訓練演習を定めた継続的軍事協力協定を締結した。

2002年以降、アブ・サヤフに関連する暴力が継続している（様々な誘拐・人質事件、交戦・戦闘、傷害及び一般市民・AFP双方の死者発生を含む。）。AFPは同時に、当該期間を通して、戦闘中におけるアブ・サヤフ戦闘員の逮捕又は殺害に成功している。

アブ・サヤフは、2019年も暴力的な攻撃を続けている。2019年2月、スルー州ホ口の大聖堂で2件の爆破事件が発生し、23名が死亡、100名以上が負傷した。同月、アブ・サヤフは、誘拐した外国人3名の身代金を要求した。政府は要求を拒絶し、身代金の支払いに対するポリシーを引用した。2019年4月、スルー州パティクルにおいて、政府軍とアブ・サヤフのメンバー約80名との間で衝突が勃発し、7名が死亡、21名が負傷した。2019年5月、アブ・サヤフと政府との銃撃戦において、オランダ人が死亡した。2019年6月、スルー州インダナンの軍営において、爆弾攻撃が2件発生し、8名が死亡し22名が負傷した。イラクとシリアのイスラム国（以下「ISIS」という。）は、当該攻撃がISISの現地関連組織であるアブ・サヤフにより実行されたものと主張している。2019年9月、女性の自爆テロリスト（後にアブ・サヤフのメンバーと特定された。）が、スルー州インダナンにある軍の検問所を攻撃した。

マラウィの戦い

2017年5月23日、アブ・サヤフのフィリピン人リーダーであり、東南アジアにおけるISISの指定司令官であるイスニロン・ハピロンを捕えるためのマラウィ市における軍事的進攻によって、同市をめぐる約6ヶ月間にわたる攻囲があった。イスニロン・ハピロンが捕えられると、ISISへの忠誠を誓う現地のイスラム戦闘組織であるマウテ・グループのメンバーからの援軍がマラウィ市に流れ込んだ。マラウィ市において、100名以上の殺害、建物の放火、人質及び政府軍との路上での戦闘等、大規模な暴力行為が発生した。同市の大規模な避難が命じられ、同市全体が閉鎖された。同日、ドゥテルテ大統領は、ミンダナオ島における戒厳令を発令する宣言第216号に署名した。国防省は、ドゥテルテ大統領による戒厳令の発令が絶対的なものであると述べ、同地域における安全保障上の問題を解決することが必要であると強調した。1987年憲法に基づき、戒厳令は当初、2017年7月22日まで60日間続いた。マラウィ市における危機以降、共和国は、救出の取組みの一環として、MILFとともに「平和回廊」を設置している（上記「モロ・イスラム解放戦線」を参照のこと。）。共和国は、危機に対応するために、様々なイニシアティブ（問題の特定及び転居した家族への支援提供のためのフォーカス・グループ、協議プラットフォーム及びプログラムの組織化を含む。）に着手している。

2017年7月22日、上院と下院は、宣言第216号の2017年12月31日までの延長を承認するための合同会議を招集し、公共の安全の維持並びにマラウィ市の復興、再建及び復旧に関する作業継続のために、延長が必要との主張がなされた。

2017年10月17日、ドゥテルテ大統領は、マラウィ市が「テロリストの影響から解放された」ことを宣言した。大統領の宣言は、前日のテロ主導者イスニロン・ハピロン及びオマル・マウテ死亡の報告を受けてなされたものである。しかしながら、大統領は、戒厳令解除の時期については言及しなかった。2017年10月23日、大統領報道官は、マラウィ危機の終了並びにマラウィ市の復興、再建及び復旧の膨大かつ困難な任務へ焦点がシフトしたことを発表した。

2017年11月17日、AFP報道官は、2017年10月のISIS系組織からのマラウィ市解放後、脅威組織に対して続いている作戦を考慮すると、軍がミンダナオ島の戒厳令の延長を検討する可能性があることを宣言した。2017年11月26日、モロ・コンセンサス・グループは、同地域における戒厳令の解除が、影響を受けた住民の帰還を促進するものであるとして、当該解除の必要性を主張した。

2017年11月26日、軍は、スルー州における各地方自治体の参加を統合することにより、残りの人質をアブ・サヤフから取り戻すことを目的とした作戦を強化した。

2017年12月、議会は、武装組織との戦闘のために、ミンダナオ島の戒厳令をもう1年延長するというドゥテルテ大統領の要求を承認した。2017年5月から同年12月までに、マラウィ市において1,200名以上が死亡し、ドゥテルテ大統領が2016年に就任して以来、共和国に対する最大の安全保障上の脅威が発生していた。2019年12月31日、ミンダナオ島の戒厳令は終了し、2年半にわたる軍事的緊張の高まりに終止符を打ったが、同地域における国家非常事態は2019年12月31日現在で効力を維持している。

マラウィ対策本部事務所により提供された非公式データによれば、マラウィの戦いの被害総額は約11.5十億ペソであった。2018年、政府は、マラウィ市の再建に注力している。2018年8月、政府とMILFは、元々は攻囲中に民間人の救出を目的として締結された協力合意を復活させた。復活した合意に基づき、MILFと政府は、マラウィ市復旧のために協力する予定である。

共産党員及び関連組織

フィリピンは、40年間以上にわたり共産主義反乱を経験している。2002年、米国及び欧州連合は、CPP及びCPPの軍事関連組織である新人民軍（以下「NPA」という。）を、その「外国テロ組織」のリストに加えた。その結果、米国及び欧州各国の政府は、これらの組織に関連する金融口座を凍結し、米国及び欧州連合域内におけるCPP及びNPAメンバーの移動を制限している。政府と、CPP及びNPAと密接な協力関係にある政治組織である民族民主戦線（以下「NDF」という。）は、2004年2月から同年8月までの間に、ノルウェーのオスロにおいて3回の和平交渉を開催した。しかしながら、NPAとAFPとの間で散発的な戦闘が続いている。

共産党系組織との公式の和平交渉は2004年8月以降停止されているが、和平プロセスは、両当事者が非公式に発言をすることを認めるように設計された、事前に合意された議事のない「非公式合意」を通じて進行している。その結果、2004年から2015年までに、様々な公式及び非公式の和平交渉及び会談が開催されたが失敗に終わった。当該期間を通じて、暴力は続いた（AFP兵士10名がNPAメンバーとみられる者らによる襲撃で殺害された2010年、及びNPAのゲリラが軍の護衛隊を襲撃し少なくともAFP兵士11名及び一般市民1名が殺害された2013年等）が、しばしば、当事者間で一定の停戦が合意された（2012年12月20日から2013年1月15日まで続いた停戦等）。

政府は、政府の関係機関と協力する大統領府和平担当顧問室を通じて、反政府組織により提起される問題に取り組むための代替的な方法を追求している。具体的には、紛争の影響を受けた地域社会において、紛争の根本原因に対処するための和平及び開発プロジェクトの実施、紛争に関連した人権侵害への対処、原住民に関する公式なアジェンダの実施、国内避難民の状況への対処、反政府勢力が社会に復帰するための再統合プログラムの強化、ARMMにおける望ましい統治のための行政的枠組みの構築等が挙げられる。政府は、紛争の影響を受けた地域社会の多くの状況を改善するため、農場から市場に向かう道路、校舎、電気・水道施設を建設している。また、政府は、2013年4月に「AFP平和のための銃プログラム」を立ち上げた。これは、旧武装勢力が、地方自治体からの即時現金援助のために武器を売買することを認め、また、技術教育技能開発庁の技能・生活プログラム等の特定の政府プログラムに参加する機会を与えるものである。また、AFPIは、影響を受けた州又は地方自治体から、NDF、NPA又はCPPによる住民の安全と福利に対する脅威を一掃するために、AFP、PNP及び地方組織が協力して、NDF、NPA及びCPPの影響を受けた地域の正常化に焦点を当てている。

2016年6月15日、ノルウェーのオスロにおいて、当時就任前のドゥテルテ次期大統領の政権とCPP、NPA及びNDFとの和平交渉再開に関する予備協議が行われた。その直後の2016年7月25日、ドゥテルテ大統領は、第1回施政方針演説において、和平交渉再開に向けた環境整備のため、CPP、NPA及びNDFとの間で一方的な停戦を発表した。また、大統領は、NPAやNDFに対し同様の対応を促し、7月30日、NDFはこれに対応する停戦を発表した。ドゥテルテ大統領の6項目の平和と開発に関するアジェンダには、CPP、NPA及びNDFとの和平交渉の前倒しが含まれている。

2016年8月22日、政府は、社会・経済・政治改革に根ざした政治的解決の案出を目指し、NDFとの和平に向けた正式な交渉を再開した。ドゥテルテ大統領の閣僚2名が率いる5名の政府委員団は、オスロでNDFの最高指導者と会談したが、その中には拘束されていたが交渉のために保釈されたNDFの顧問も含まれていた。

交渉の結果、政府とNDFとの間で事前に調印された合意が再確認され、当該合意に沿って正式な交渉及び協議を行うことが決議された。また、当事者は、和平プロセスを加速し、社会経済改革、政治・憲法改革、敵対行為の終結を含む残りの重要議題の完了のためのスケジュールを設定することで合意した。最終的には、AFP、CPP、NPA及びNDFの全当事者が無期限の停戦を約束することで合意した。

2016年10月6日から同月10日まで、オスロにおいて、特に社会経済改革に関する包括的合意（以下「CASER」という。）の交渉に焦点を当てた第2回正式交渉会合が開催された。両当事者は、CASERの目的として、(i)食料自給を達成するための農村の平等及び開発、(ii)主権的、自立的かつ工業化された国民経済、(iii)被災した住民及び持続可能な開発のための正当な補償を伴う環境の保護及び再生、(iv)労働者の社会的、経済的及び文化的権利の維持並びに差別の撤廃、(v)すべての人に対する持続可能な生活所得、(vi)手頃で、利用し易く、質の高い社会サービス及び公共施設、(vii)農村開発及び国家工業化を支援する主権的な外国経済政策及び貿易関係、(viii)国家開発を支援するための金融及び財政政策について、合意した。

和平交渉の一環として、大統領府和平担当顧問室は、ドゥテルテ大統領に対し、400名以上の政治犯を対象とする恩赦宣言案を提出した。それ以降、共和国はNDFの顧問22名を含む政治犯を釈放した。

2017年1月19日から同月25日まで、ローマ市において、政府とNDFの交渉委員団が第3回公式協議を開催した。NDFは、一定の保障措置が実施されることを条件として、ドゥテルテ大統領による、連邦政府の形式をとる提案を承認した。政府とNDFは、ハーグ共同宣言に規定された4項目の重要議題に従い、両当事者が署名した最初の主要な合意である、人権及び国際人道法の尊重に関する包括的合意を厳格に遵守することに合意した。また、NDFの停戦委員会は、政府とNDFの間における敵対行為の暫定的な双方向的停止に関する合意の政府停戦委員会による草稿の受領を正式に認めた。NDFは、この提案を真剣に検討し、コメントを提出し、自らの暫定的な二者間停戦合意案の最新版を提出することができると述べた。

ブキドノンにおいて、NPAの一方的停戦の終了日にNPAが兵士3名を殺害したことを受け、ドゥテルテ大統領は、2017年2月6日、CPP、NPA及びNDFをもはや共産主義組織ではなく、テロ組織とみなし、和平交渉を中断すると述べた。

2017年3月3日、ドゥテルテ大統領は、平和を目指し、CPP、NPA及びNDFとの和平交渉を再開する用意があると宣言したが、いかなる双方向的停戦も武装勢力により尊重されるべきであり、これに応じて必要な指針とメカニズムを両当事者が決定すべきであると主張した。大統領は、和平交渉のための計画には、人質の解放、革命税の停止及び優遇措置の停止という3つの要請が含まれると述べた。

2017年4月2日から同月6日まで、オスロで第4回正式交渉が開催され、人権及び国際人道法に関する包括的合意の実施、CASER草案及び政治・憲法改革に関する包括的合意案の統一、並びに双方向的停戦の見通しに焦点が当てられた。また、政府とNDFは、和平交渉に対する信用と信頼を高めるような暫定的な共同停戦合意を策定することで合意した。

2017年5月27日から同年6月1日まで、オランダのノルトウェイクにおいて、CASER草案の作成を主たる目的として、第5回和平交渉が開催される予定であった。しかしながら、交渉開始前に政府の交渉委員団は、大統領によるミンダナオ島での戒厳令発令を理由として、政府に対する攻撃を加速・強化するとのCPPの最新の公式発表を踏まえ、参加しないことを表明した。

現地の和平交渉が複数行われており、特にダバオ市では、NPAの現地勢力と交渉するためのダバオ市和平委員会が設置され、また東ビサヤ地方では、フィリピン陸軍第8歩兵師団が展開されている。しかしながら、2017年11月2日、CPPは、NPAはCPPの中央指導部の下に団結しており、意図した革命勢力の分裂は失敗するとして、現地の和平交渉を拒否した。

NPAは、2017年11月に北ミンダナオ地方における27件の襲撃事件に対する犯行声明を発表し、約13名が死亡、その他12名が負傷した。2017年11月23日、ドゥテルテ大統領は、NDF、CPP及びNPAとのすべての和平交渉の終了を宣言した布告第360号を發布した。

政府は、従来、休暇シーズン中はNPAに対する軍事作戦の停止を宣言している。2017年12月20日、ドゥテルテ大統領は、NDF、CPP及びNPAとの和平交渉をすべて打ち切ると宣言したが、同大統領は、2017年12月24日から2018年1月2日までの間、軍事行動の停止を行うと発表した。NPAも休暇シーズン前後の停戦を宣言した。

2018年に現地和平交渉を再開しようとしたが、交渉は調整できていない。2018年7月、CPPは和平交渉に参加しないと発表した。しかしながら、2018年8月、CPP指導者のホセ・マリア・シソンは、NDFは交渉する用意があると述べた。

ドゥテルテ大統領は、2018年12月に大統領令第70号を発令し、国内和平枠組みの制度化を率先する対策委員会の設置を通じて、現地の共産主義武力紛争の終結に向けた「国家一体の」取組みを設定した。この国家一体の取組みの下で、全国各地で現地和平合意が実現されている。現地和平合意は、地域社会のニーズに対処し、地域社会が反政府運動者による搾取を阻止することを目指している。

ミンダナオでは、現地和平合意によって、第9地方、第10地方及び第11地方及びカラガ地方で活動するXCPP-NPA南部、北東及び西部ミンダナオ地方政党委員会のメンバーの大量投降が発生している。地方最高行政官、地方共産主義武力紛争を終結させる第9地方対策委員会及びCP-NPAの西部委員会の取組みを通じて、当事者らは、それらの地域社会において社会経済的なプログラム及びプロジェクトを共同で実施することを約束した合意を締結した。さらに、現地和平合意によって、当事者らは、反政府勢力のメンバーに対して武力闘争を放棄するように説得するにあたり、非伝統的な措置を利用することができている。現地和平合意は、「正常化」の概念に基づくものであり、これには、武装戦闘員から平和な一般市民への変容、影響を受けた地域社会への社会経済的なプログラムの提供、及び恩赦プログラムの提供が含まれる。

国際関係

フィリピンは、各国の政策目標と経済発展の水準を尊重する原則とルールの多国間の枠組みを通じて、世界貿易の拡大を重視している。共和国は、世界貿易機関、IMF、世界銀行、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）等、様々な国際機関に参加することで、貿易及び投資の自由化を促進し、共和国の経済に影響を及ぼす地球規模の課題について議論することができる。

以下の表は、主要な国際金融機関に対する共和国の資本参加及び当該機関からの融資額を示している。

国際金融機関への加盟

組織名	加盟日	出資額	出資持分	払込資本	融資残高
-----	-----	-----	------	------	------

(単位：％を除き、百万単位)

国際通貨基金 ⁽¹⁾	1945年12月27日	SDR2,042.9	0.43%	-	-
国際復興開発銀行 ⁽²⁾	1945年12月27日	\$1,195	0.43%	\$71.0	\$6,406.9 ⁽³⁾
アジア開発銀行 ⁽⁴⁾	1966年12月22日	\$3,500	2.38%	\$174.9	\$6,581.7

出典：IMF、世界銀行、ADB及び財務局（以下「BTr」という。）

注：

- (1) 2019年4月30日現在。
- (2) 別段の記載がない限り、2019年4月30日現在。
- (3) 2019年12月31日現在。
- (4) 2019年12月31日現在。

また、フィリピンは、以下の地域機関への加盟を通じ、経済権益の増進にも努めている。

- ・ 東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）
- ・ ASEAN自由貿易地域
- ・ 東南アジア、ニュージーランド、オーストラリア中央銀行
- ・ 東南アジア中央銀行
- ・ アジア太平洋経済協力
- ・ 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議

IMFとの関係

IMFは、過去において、定期的なIMFプログラム監視アレンジメントとそれに続くプログラム後の監視アレンジメントにおいて、共和国との関係を維持してきた。定期的なプログラム監視アレンジメントの下で、IMFは安定化プログラムと構造調整プログラムを通じて、共和国の財政政策に影響を及ぼすことが可能であった。これに対して、プログラム後の監視アレンジメントでは、特定の定量目標の達成ではなく、経済発展や政策の定期的な見直しに基づくプログラム評価が行われ、資金調達要素は含まれていない。

2014年7月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書では、フィリピン経済は2013年も引き続き堅調に推移したとの見解を示した。IMFは、共和国の強いマクロ経済のファンダメンタルズ、金融セクターのバッファ及び柔軟な政策対応が、不安定な資本フローの影響を緩和し、国内の金融・財政状況は今や極めて緩和的であると指摘した。IMFは、共和国のマクロ経済の見通しが引き続き良好であり、台風「ヨランダ」からの復興、インフラ支出及び送金により刺激される民間消費がGDPの持続的成長を支えると予想した。IMFの見通しに対するリスクとしては、海外での金融政策の引締め、中国やその他の新興市場の減速、不動産セクターへの資金の不均衡な流入等があり、ボラティリティを高める可能性がある。IMFは共和国に対し、投資とフォーマル・セクター雇用のボトルネックをさらに減らし、生産構造を多様化し、国内の雇用機会を改善するよう求めた。また、IMFは、インフレの可能性や一般化された金融安定性リスクに対処し、安定した収入源の動員に焦点を当てるため、引き続き積極的に金融引き締めを行うことを奨励した。

2015年3月、IMF職員が共和国を訪問した。代表団は、政府職員及び民間セクターの代表者と一連の会合を行い、最近の経済発展に焦点を当てた。この訪問の終了時に、IMF幹部は、2014年も実質GDPは引き続き活発に成長し、失業率が低下したと指摘した。IMFは、フィリピンの今後の見通しに対するリスクとして、先進国における非同時的な金融政策、先進国や主要新興国市場からの外需の減少等が挙げられると指摘した。最後に、IMFは共和国に対し、GDPの2%という財政赤字目標に向けて前進することを奨励した。

2015年8月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書では、IMFは共和国の賢明なマクロ経済運営を称賛した。IMFは、インフラ投資と社会支出を増加させ、GDPの2%という中期財政赤字目標に戻るといふ政府の計画を歓迎した。IMFは、過熱を防ぐための継続的な警戒を奨励しつつ、インフレ率が低く、信用成長が緩和され、バランスがとれたものとなり、経済活動が緩和されるという観点から、共和国の現行の金融政策が適切であるとの見解を示した。IMFは、過度のボラティリティを平準化するため、為替レートの柔軟性を持続することを強調した。最後に、IMFは、金融システムは依然として健全であるが、将来、システムミック・リスクが発生した場合には、より厳格な規制が必要となる可能性があるとして指摘した。IMFは、共和国に対し、インフラ支出を引き続き引き上げ、官民パートナーシップを促進し、ビジネス環境を改善し、貧困層のための人的資本及び社会福祉を強化することを奨励した。

2016年2月、IMF職員が共和国を訪問した。代表団は、バンコ・セントラル総裁、政府高官、民間セクター代表及び金融界の代表と一連の会合を行った。IMFは、フィリピン経済は、2015年を通じて民間投資や公共建設が大幅に

増加したことを特に指摘し、2015年の外部環境の悪化と世界的な金融混乱に直面する中で、著しく好調であったと指摘した。IMFは、2016年も堅調な内需が続く、純輸出の減少を相殺すると見込んでいる。また、IMFは、2015年のペソの対米ドル相場は、他の地域通貨と比べて下落幅が小さかったと指摘した。フィリピンについて、IMFは好調な経済見通しを維持したが、中国と当該地域の成長率の低下、世界的な金融不安、資本流出、天候関連の混乱等のリスクを挙げた。IMFは、共和国に対し、成長を支援するための構造改革を引き続き実施することを奨励した。

2016年9月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書において、IMFは、共和国において、堅調な成長とインフレ率の低下を伴った強固なマクロ経済運営が続いていることを称賛した。IMFは、フィリピン経済が引き続き堅調に推移していると指摘した。消費、投資ともに急速に伸びたが、純輸出は外需の低迷により抑制された。また、IMFは、雇用創出は堅調であり、コモディティ価格の下落によりインフレは緩やかなままであり、バンコ・セントラルの目標水準を下回っていると指摘した。共和国の対外・財政状況は依然として堅調である。フィリピン経済の見通しは、国外からの逆風にもかかわらず、引き続き良好に推移した。共和国のマクロ経済の好調が、それに応じた貧困削減、不平等及び失業の改善に結びついていないこと、及びドゥテルテ新政権は、経済をより高く公平な成長軌道に乗せることに焦点を当てるべきであることが指摘された。IMFは、インフラ及び人的資本への投資を増加させ、社会支出の目標設定を改善し、競争力及び対外直接投資を強化し、金融システムをより深く包括的なものとするための努力を奨励した。

2017年8月、IMF職員は2017年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。2017年10月、IMF理事会はフィリピンとの第4条協議を終了し、会合を開催することなく職員による評価を検討し、承認した。評価では、急速な経済成長と低インフレを背景に、同国経済の堅調なパフォーマンスが続いていると結論付けた。経済は堅調な内需に支えられ、高成長が続く一方、インフレは目標圏の中心付近にとどまると予想される。評価では、信用の伸びが加速しており、これまでほとんどの指標で信用拡張の兆候は見られなかったものの、一部の指標では、信用格差が2017年から2018年にかけて早期警戒水準に近づく可能性が示唆されていることが指摘された。見通しに対するリスクは、主に外部から発生する。同職員の評価によれば、対外セクターは、ファンダメンタルズや望ましい政策によって保証されるよりも、依然としてやや力強い。外貨準備は依然として大きい。同職員は、同国の自然災害へのエクスポージャーと資本フローの不安定性によって、このことは概ね正当化されると考えている。この評価は、生産的インフラを徐々に拡大し、対象を絞った社会支出を目指す一方、概ね中立的な財政政策を維持するという当局の計画を支持した。同職員の評価は、追加的な財政余地を創出することを目的とした最初の税制改革案を歓迎し、当局に対し、追加的な歳入措置の検討を奨励した。

同職員の評価によると、金融安定性に対する主要なシステミック・リスクは、高い信用成長と集中である。評価によれば、金融安定性に対するシステミック・リスクに対処するために、マクロ・プルーデンス政策が用いられるべきである。評価では、BSP憲章の改定が勧告された。その内容は、(i)金融安定化の権限の導入、(ii)監督範囲の拡大、(iii)監督当局の法的保護の確立、(iv)BSPの資本増強、(v)BSPによる自己証券の発行の許可である。同職員は、貧困削減と人口配当の最大化を目指す継続的な改革を支援した。最後に、評価では、カジノを含むマネーロンダリング防止法令の改正を歓迎した。

2018年7月、IMF職員は、2018年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員の予備調査結果によれば、同国の経済は好調な消費と投資に支えられ、順調に推移している。しかしながら、予備調査結果において、インフレやその他の短期的なリスク（急速な信用成長の継続、米国金利の上昇、ドル高、資本フローの不安定性、貿易緊張等）の上昇が警告された。同職員の予備調査結果において、2018年及び2019年におけるほぼ横ばいの財政赤字をGDPの約2.4%に維持すること、インフレ期待を固定するための金融政策をさらに引締めること、為替レートの柔軟性を維持すること、急速な信用成長と企業債務の増加が続く中、金融の安定を守るための措置を追求すること、並びに幅広い分野における政府の改革プログラムを維持・深化することが提案された。2018年9月、IMF職員はこれらの調査結果に基づく報告書を公表し、IMF理事会に提出して議論と決定を仰いだ。

2019年11月、IMF職員は、2019年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員の予備調査結果によれば、目標に近い政府支出及び最近の金融緩和政策によって、2020年を通してGDP成長がもたらされることが予想される。マクロ経済政策（最近におけるBSPの政策金利の引き下げを含む。）は、成長減速及びインフレ圧力の緩和に対する適切な対策と言われた。予備調査結果において、社会的支出及びインフラを拡大し目標をより高く設定する余地があることが示唆された。経済成長の回復が予想される中で、急激な信用成長が再興する可能性があり、マクロ・プルーデンス政策に関する対策が要求される可能性がある。また、当該調査結果によれば、構造改革は好調であり、重要な法律が可決されている（コメの関税化、税制改革、国民デジタルID及びBSP憲章の改正を含む。）。しかしながら、包括的な成長を促進するために、さらなる措置を講じることができる（税制改革の継続、外国投資に対する制限の緩和、貧困削減の取り組みの拡大、銀行秘密保持法の緩和、及び行政の能力のアップグ

レードを含む。)。予備調査結果において、世界貿易の緊張、世界財政状態の推移及び自然災害について警告されており、短期的な見通しに影響を与える。

世界銀行による融資及びプロジェクト

2014年、世界銀行は、学習・公平性・説明責任プログラムの開発を支援するプロジェクト、対象となる地方自治体へのサービスを改善し、台風後の復興を支援する国家コミュニティ推進開発プロジェクト等、総額1.2十億ドルを超えるフィリピンにおける3つの進行中のプロジェクトにコミットした。また、世界銀行は、コミットメント総額が20億ドルを超える7件の将来のパイプライン・プロジェクトにもコミットした。これらのプロジェクトには、公衆衛生強化プロジェクト、収穫プロジェクト、社会福祉開発・改革プロジェクト、災害リスク管理開発プロジェクト、洪水管理プロジェクト、農業開発のための包括的パートナーシップが含まれる。

2014年11月13日、貧困と闘うための団結・社会サービスの包括的かつ統合的な提供・国家コミュニティ主導型開発プログラムに関する世界銀行及びADBの第二次実施支援ミッションが開始された。このコミュニティ主導の開発ミッションは2つの部分から構成されている。第一に、都市貧困コミュニティに対する所得創出活動と機会の提供に焦点を当てた、脆弱な都市コミュニティのための生計機会として、日本社会開発基金からの3百万ドルの助成金、第二に、都市貧困コミュニティの貧困を引き起こす又は悪化させる問題に対処する世界銀行追加融資の一部の実施である。

2015年、世界銀行はフィリピンで4件の進行中のプロジェクト(総額924百万ドル超)にコミットした。その中にはセブ・バス高速輸送の開発プロジェクトやフィリピン農村開発プロジェクトが含まれる。また、世界銀行は、コミットメント総額が20億ドルを超える7件の将来のパイプライン・プロジェクトにもコミットした。プロジェクトには、公衆衛生システムの開発、福祉開発と改革、洪水管理、農業競争力のための開発が含まれる。

2016年、世界銀行は、フィリピンにおいて、2016年から2019年にかけての保健・教育分野における共和国の資金調達に貢献する、第2次社会福祉開発・改革プロジェクトと、災害リスクと自然災害の経済・財政的影響の管理における技術的・財政的能力の向上を支援する、第2次災害リスク管理開発政策融資を含む総額約950百万ドルのプロジェクト2件にコミットした。さらに、世界銀行は、6件の将来のパイプライン・プロジェクトにもコミットしており、コミットメント総額は700百万ドルを超えている。コミットメント額は、主にマニラの洪水管理プロジェクトと開発政策融資に関連している。

2017年、世界銀行は、フィリピンにおいて、総額347.8百万ドルに及ぶ4件のプロジェクト、すなわち、(i)メトロ・マニラのプロジェクト回廊沿いの公共交通システムの効率性、有効性及び安全性を環境的に持続可能な方法で改善することを目指すメトロ・マニラBRTライン1プロジェクトに関する40.7百万ドル、(ii)気候回復力のためのフィリピン・プログラム、すなわちリスク回復力・持続可能性プログラムに対する技術協力に関する0.2百万ドル、(iii)市場へのアクセスを改善し、対象とする農地改革コミュニティ・クラスターにおける小規模農家の競争力を強化することを目的とした農業競争力のための包括的パートナーシップ・プログラムに関する99.3百万ドル、並びに(iv)メトロ・マニラの特定地域における洪水管理の改善を目指すメトロ・マニラ洪水管理プロジェクトに関する207.6百万ドルにコミットした。

2018年、世界銀行は、フィリピンにおいて、2件(総額約173.2百万ドル)のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i)対象地域において地方所得を増大させ、農業及び漁業の生産性を向上させることを目指した地方開発プロジェクトに対する追加融資170百万ドル、及び(ii)ミンダナオの紛争の影響を受けた地域における、対象とされた地域社会において時間、距離及び費用の面で社会経済的インフラへのリテラシー及びアクセスを改善することを目指すミンダナオ信託基金復興開発プロジェクト・フェーズIIに対する3.2百万ドルである。

2019年、世界銀行は、フィリピンにおいて、3件(総額1,150百万ドル)のプロジェクトにコミットした。すなわち、(i)税政策の強化、公共財政の管理及び予算計画の向上、並びに公有資産の財政リスク管理の強化のための財政管理の改善を目指した、財政管理改善開発政策融資プロジェクトのための450百万ドル、(ii)貧しい子供たちの健康・教育サービスの利用を改善するための社会福祉・開発省の社会的保護のための国家プログラム支援を支援することを目指す、第2次社会福祉開発・改革プロジェクトのための300百万ドル、並びに(iii)競争力の促進、財政的持続可能性の向上並びに自然災害及び気候変動に対する財政的強靱性の強化を目指した、競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の向上に関するDPLサブプログラム1のための400百万ドルである。

アジア開発銀行による融資及びプロジェクト

2014年、ADBは、K-12教育改革のための融資、包括的な成長と貧困削減のための支援、フィリピン開発計画、台風「ヨランダ」の被害を受けた地域への緊急支援、国家コミュニティ主導の開発プロジェクト等、共和国に対する5件で総額1.8十億ドルのパイプライン融資を承認した。

2015年、ADBは、共和国に対する総額30億ドルを超える4件のパイプライン融資を承認した。その内訳は、(i)公共交通の近代化プログラムやインフラに対する公共セクター投資の支援強化プログラムを含む各種プログラムに対する2件で総額約1.1百万ドルのプログラム融資、並びに(ii)北イロコス州の風力発電所建設・運営プロジェクトを含む各種プロジェクトに対する2件で総額約2.8十億ドルのプロジェクト融資、及び初のペソ建てのグリーン・プロジェクト債の発行のための共和国に対するプロジェクト融資を実行するイニシアティブである。

2016年、ADBは、総額1.4十億ドルを超える7件のプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i)中等教育支援プログラムに1.3百万ドル、(ii)教育、保健、公共セクター管理セクターに焦点を当てた社会保障支援プロジェクトに対する約850百万ドルの追加融資、(iii)アンガット地区の送水改善プロジェクトに対する123百万ドルのプロジェクト融資、(iv)マニラ首都圏以外の給水システムの拡張・修復のための63百万ドル、(v)住宅、保険、中小企業金融・リースのための資金調達プロジェクトに対する600,000ドル、(vi)共和国における税務・財政政策開発に対する2百万ドル、並びに(vii)地方自治体資金調達プログラムに対する400百万ドルである。

2017年、ADBは、フィリピンにおいて、総額1.1十億ドルを超える7件のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i)学校から仕事へのトランジションプログラム円滑化のための300百万ドル、(ii)インフラ能力の強化及び包括的な成長のためのイノベーション・プログラムのための5百万ドル、(iii)インフラ整備及びイノベーション促進のための100百万ドル、(iv)資本市場改革プログラムを通じた投資促進のための300百万ドル、(v)メトロ・マニラ交通プロジェクトのための1.5百万ドル、(vi)ミンダナオ道路セクターにおける成長回廊の改善プロジェクトのための380百万ドル、(vii)フィリピンのためのイスラム金融プロジェクトのための0.6百万ドルである。フィリピンはまた、ADBが資金提供を行う様々な地域プロジェクトの対象地域でもある。学校から仕事へのトランジションプログラム円滑化及びメトロ・マニラ交通プロジェクトは2018年2月に完了し、400百万ドルのサブプログラムのための融資は2019年12月に承認された。

2018年、ADBは、総額1.3十億ドルを超える6件のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i)共和国における天然ガス開発プロジェクトを支援するための2百万ドル、(ii)政府による洪水リスク軽減を支援するための1.3百万ドル、(iii)PPPプロジェクトを促進、開発し、効率的に実施するための479百万ドル、(iv)マニラ首都圏とクラークの地域センター及びクラーク国際空港とを接続する新たな鉄道路線の51キロメートル部分の建設を支援するための2.9百万ドル、(v)金融包摂を促進するための474百万ドル、並びに(vi)マラウィ市復興・修復プログラムに含まれるプログラム、プロジェクト及び活動を実施するための即時かつ柔軟な資金調達を政府に提供するための408百万ドルである。

2019年、ADBは、総額2.52十億ドルを超える6件のプロジェクトにコミットした。その内訳は、3件のプログラム・ローン(すなわち、中等教育支援プログラム(成績ベースのローン)のための300百万ドル、地方ガバナンス改革セクター開発プログラム(サブプログラム1)のための300百万ドル、及び学校から仕事へのトランジションプログラム円滑化のための400百万ドル(サブプログラム2)及び3件のプロジェクト・ローン(マロロス クラーク鉄道プロジェクト(トランシェ1)のための1.3十億ドル、インフラ整備及びイノベーション促進(追加融資)のための200百万ドル、並びに能力構築・競争力育成プロジェクトのための23.3百万ドル)である。

国際協力機構による融資及びプロジェクト

2018年、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)は、フィリピンにおいて様々なプロジェクトに取り組んできた。例えば、(i)2018年初頭、JICA及びフィリピン沿岸警備隊は、フィリピンにおける海上保安を促進するための進行中の開発協力の一環として、1.5十億円の船舶航行管理システムを開始し、(ii)2018年2月、JICA及び財務省は、マニラ首都圏の北部郊外の都市における交通渋滞の緩和を支援するために、既存の迂回道路を2車線道路から4車線道路にアップグレードし拡大する幹線道路バイパス・プロジェクト(フェーズIII)のため、9.399十億円の融資契約を締結し、(iii)2018年3月、JICA及び財務省は、マニラ首都圏の交通問題の取り組みを支援するための同国初の地下鉄のフェーズIの建設を支援する104.53十億円の融資契約(ファースト・トランシェ)を締結し、(iv)2018年5月、JICA及び財務省は、マラウィ市の復興及び再建を支援するための20億円の政府開発援助無償資金協力に関する協定を締結し、(v)2018年11月、JICAは、マニラ首都圏における深刻な交通渋滞を軽減するために、メトロ・レール・トランジット・ライン3の安全性及びサービス水準を改善するために、政府との間で38.1十億円の政府開発援助融資契約を締結した。

JICAは引き続き、フィリピンにおける多数のプロジェクトに関与した。2019年1月、JICAは、マニラ首都圏における交通渋滞及び洪水被害を軽減することを目的とした南北通勤鉄道延伸事業(第一期)及びパッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV)のため、205.1十億円を提供する融資契約を政府との間で締結した。2019年6月、都市幹線道路へのアクセス道路の建設及び改善を通じて、交通・物流能力の開発及びミンダナオ島における紛争の影響を受けた地域の接続性の向上をするために、最大202.04百万ドルの融資を提供する別の政府開発援助融資契約が

締結された。同月、JICAは、バンサモロのための能力開発プロジェクトと題したプロジェクトにおける技術協力を記念して、政府との間で討議議事録に調印した。同プロジェクトは、バンサモロ移行局の人材及び組織力を強化し、農業分野における生活状況の改善のための活動を強化することにより、政府の行政運営を向上することを目指している。2020年3月、JICAは、マニラ首都圏における交通ネットワークの強靭性を強化することを目的としたマニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業のための補足的融資として、4.409十億円を提供する融資契約を締結した。

チェンマイ・イニシアティブの多国間化

2010年3月24日、東南アジア地域の短期的な流動性困難に対処し、既存の国際的な資金調達を補完するための準備金プーリング協定である、チェンマイ・イニシアティブの多国間化（以下「CMIM」という。）が発効した。CMIMの下では、ASEAN加盟国、中華人民共和国（以下「中国」という。）、香港特別行政区（以下「香港」という。）、日本及び韓国（以下ASEANとともに「ASEAN+3」という。）は、拠出額の一定割合を上限としてCMIMの準備金を引き出すことができ、小国ではより高い割合を引き出すことができる。CMIMは当初、1997年のアジア金融危機の影響を緩和し、将来の同様の危機を回避する上でASEAN+3を支援するために2000年に設立された二国間通貨スワップ協定であるチェンマイ・イニシアティブと並行して、概念化された。当初のCMIMの総額は120十億ドルで、中国、日本、韓国及び香港が約96十億ドル、その他のASEAN諸国が総額約24十億ドルを拠出した。

2012年5月3日、マニラにおいて開催された第15回ASEAN+3会議において、ASEAN+3の財務大臣は、CMIM協定の改定を承認した。その内容は、(1)CMIMの準備金の規模を120十億ドルから240十億ドルに倍増すること、(2)IMFの非連結部分（IDL）（すなわち、IMFの条件制限を伴わない引出し可能な金額）を増額すること、(3)満期期間を延長すること、(4)「CMIM予防ライン」と呼ばれる加盟国に対する危機予防融資を導入すること、及び(5)CMIMの閣僚級意思決定機関にASEAN+3各国の中央銀行総裁を含めることである。共和国は、バンコ・セントラルを通じて、CMIMに9.1十億ドルを拠出した。CMIMの下では、共和国はCMIMに対する拠出額の最大2.5倍（22.8十億ドル）を借入することができる。改正CMIM協定は、2014年7月17日に発効した。

2016年から2018年にかけて、CMIM合意の定期的なレビューが実施され、その結果として、CMIMをASEAN+3加盟国にとってより柔軟なものにするように条件が変更された。当該改正案は、2019年5月2日に、フィジーのナンディにおいて、ASEAN+3加盟国の蔵相及び中央銀行総裁により承認された。フィリピンは、2019年12月に改正CMIM協定に調印した。2020年5月現在、27のASEAN+3加盟国当局のうち24がすでに協定に調印している。

2019年後半、ASEAN+3加盟国は、CMIM協定のさらなる改正について、原則として合意した。改正は、CMIMからの引出し及びIMF-DLPのさらなる増額を行う際の条件制限に関する状況の設定を伴うものである。当該改正は、まだASEAN+3加盟国の蔵相及び中央銀行総裁により承認されていない。

[次へ](#)

西フィリピン海をめぐる領海紛争

2011年度の最初の8ヶ月間において、共和国、その他の東南アジア諸国（ベトナム、マレーシア及びブルネイを含む。）及び中国間の西フィリピン海（別名「南シナ海」）における一定の諸島をめぐる長期にわたる領海紛争との関連で緊張が高まった。緊張の高まりは、一部の諸国がこれらの紛争において自国の領有権を主張してより積極的な措置を講じているという申し立てがきっかけであった。2011年7月に領有権主張国の代表者らが他のASEAN諸国とともにインドネシアのバリで会談を行い、競合する領有権をめぐる交渉の進め方について協議を行った。中国を含むこれらの諸国は同会談で、2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施するための行動規範の起草のための基本ガイドラインについて合意した。共和国は、紛争対象領海に対する同国の領有権は、「1982年国連海洋法条約」（以下「UNCLOS」という。）に基づく認知された国際法原則を裏付けとして主張している。

共和国は2011年11月に、中国、米国及びアジア数ヶ国の代表者らが出席した、インドネシアのバリで開催されたASEAN及び東アジア首脳会議において自国の立場を繰り返し表明した。また「平和、自由、友好と協力地帯」と名付けた係争水域のための新たな和平プランを提案した。同プランは当該地域における異なる諸国の領海をめぐる領有権を明確に定めて、一部の諸国が議論の余地がない領有権を有する地域については協力し合い、領海紛争が後に解決することを目指したものである。同プランの実施についてはいかなる合意も行われていない。

2012年4月8日にフィリピン海軍の偵察機はその定期的な海上哨戒中に、中国籍の漁船8隻がスカボロー礁の内側及び周辺部に停泊しているのを確認した。スカボロー礁は共和国が自国領土の不可欠な一部を成すとみなすザンパレス州マジンロック市に所在する。同地域はザンパレス州の西側124カイリに位置し、共和国の200カイリ排他的経済水域及びフィリピン大陸棚内に位置する。2012年4月10日にBRPグレゴリオ・デル・ピラルが調査チームを派遣したところ、漁船のコンパートメント内に不法に収集された珊瑚礁、ハマグリ及び鮫が大量に発見されたとの報告があった。中国の海洋監視船が到着したことにより膠着状態となった。

2013年1月22日に共和国は、西フィリピン海をめぐる紛争に平和的解決を実現する目的で、UNCLOS第287条及び付属書類VIIに従ってハーグ仲裁裁判所に対して「中国に対する通知及び要請書」を提出した。同手続には参加しないという中国の決定にもかかわらず、5ヶ国による仲裁廷が構成された（以下「本件裁判所」という。）。2013年8月27日に本件裁判所は、中国及び共和国の各自による書面による主張の提出のための日程を定めた、「手続及び仲裁廷命令規則第1号」を発表した。共和国は、同紛争の管轄権、許容性及び本案に関する事項に言及した書面による主張を2014年3月30日に提出した。2015年3月16日に共和国は、本件裁判所のフィリピン領有権に対する管轄権及び同国の本案に関する事項について本件裁判所が提起した質問に対する回答として補足書を提出した。2015年7月7日から13日まで共和国は自らの中国に対する領有権をめぐる本件裁判所の管轄権及び許容性についての口頭審理に参加し、2015年7月23日に同審理で本件裁判所が提起した質問に対する回答書を提出した。2015年10月29日に本件裁判所は、本件裁判所が共和国の領有権を検討するための管轄権を有し、かつ当該領有権について仲裁が認められるとする判決を満場一致で下した。また本件裁判所は、同手続に参加しないという決定は本件裁判所の管轄権を剥奪するものではなく、かつ仲裁を一方向的に開始するという中国の決定はUNCLOSの紛争解決手続の濫用とはならないとする判決を下した。さらに共和国は、仲裁手続の補足的アプローチとして2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施する目的で、行動規範の終結を引き続き追求している。

2013年5月10日に共和国は、2013年5月8日に又はその前後に別の紛争地域であるセカンド・トーマス礁において漁船30隻の船団を護衛して到着した船舶に関して、中国に対して正式な抗議を行った。セカンド・トーマス礁は資源豊富な島、小島、珊瑚礁の連なりで、中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、台湾及びベトナムの各国がその一部又は全部の領有権を主張している南沙諸島に近い。

2013年5月から同年8月にかけて中国は、一時的な境界線を設けることにより、西フィリピン海の北部地域（スカボロー礁を含む。）について3ヶ月の漁業禁止を一方向的に課した。2013年度上半期において中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶は同地域への滞在を続けた。中国はさらに2013年7月に統一沿岸警備機関（Unified Coast Guard Agency）を設立後、2013年8月から西フィリピン海に中国海警局の船舶の配備を開始した。中国沿岸警備船は同地域内における中国の存在を維持する目的で中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶の業務を引き継いだ。

2013年11月より中国は西フィリピン海における自国の領有権を主張するために一定の一方向的な措置を講じた。これらの措置には以下が含まれる。(i)年間漁業禁止の実施及び南沙諸島における漁業を許可する「南沙特別漁業許可(Nansha Special Fishing Permits)」の発行、(ii)中国以外の漁船が西フィリピン海内で漁業又は調査を行う前に中国政府当局から承認を取得するように要求する、新たな漁業規制の発行、(iii)西フィリピン海における軍事演習及び巡回の頻繁な実施、(iv)セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン人員に食糧の補給を行うフィリピ

ン船舶の封鎖、(v)ベトナムの大陸棚沖における石油採掘装置の配備、並びに(vi)ジョンソン礁、クアテロン礁、マッケナン/ヒューズ礁、ガベン礁及びファイアリー・クロス礁における大規模な干拓活動。

2014年3月30日にフィリピンはこれらの措置について本件裁判所に請願書を提出し、本件裁判所は2014年12月15日を中国による答弁書提出の期限に設定した。2014年12月16日に中国外務省のスポークスマンは中国は同仲裁には参加しないと発表した。また2014年4月4日にフィリピン外務省はこれらの措置について中国に対して抗議を行った。共和国はさらに2014年5月にミャンマーで開催されたASEANサミットでこれらの問題を取り上げた。

2014年8月に共和国は、西フィリピン海における緊張を高め得る措置に猶予を求める一方で、西フィリピン海における行動規範の迅速な終結を求めて国際法に基づく仲裁を通じた紛争解決を促進する、「トリプル・アクション・プラン」を提案した。

2015年度を通じて共和国は中国籍船（貨物船、中国海警局の船舶及び石油掘削作業の意図を有する可能性のある船舶を含む。）がフィリピンの排他的経済水域内で探査及びその他の活動を行うのを監視した。2015年5月28日に中国海軍はフィリピン空軍の航空機に対して挑発行為を行った。

2015年10月9日に中国交通運輸部は西フィリピン海における干拓活動の一環として、紛争地域において灯台2基を完成したことを発表した。ファイアリー・クロス礁、ミスチーフ礁、スピ礁では中国により滑走路が建設された。米国及び共和国は、中国の同地域における土地干拓プロジェクトはその他の領有権主張国を威嚇する目的で軍用機及び海軍船を基地に配備するのに利用されるおそれがあるとの懸念を表明している。2015年10月27日に米国は「航行の自由」作戦の巡回において、中国による西フィリピン海における干拓プロジェクトの一環として建設された人工島の1つの周辺において、中国が領有権を主張する領海線から12カイリ内で、誘導ミサイル駆逐艦を航行した。この行為は中国により批判されている。米国はかかる巡回中に、ベトナム及び共和国が領有権を主張する諸島付近でこれに類似する巡回を行った。2015年11月3日に米国太平洋軍司令部指揮官は、米国は西フィリピン海においてこのような行動を継続すると述べた。

2016年7月12日に本件裁判所は、UNCLOSに基づき確立された紛争解決手続に従って決定を下した。本件裁判所は、比中間においてはUNCLOSは西フィリピン海における海洋に関わる権利の範囲を定め、当該権利は其中で課された制限を超えて拡大することはできないと決定した。これに基づき本件裁判所は、西フィリピン海の該当沿岸区域についての中国の歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に対する中国の主張はUNCLOSに反するものであり、UNCLOSが定める中国の海洋に関わる権利の地理上の及び実質的な制限を超える場合は合法の効力を持たないと決定した。本件裁判所は、UNCLOSは、自らが課す制限を超える歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に優先するという結論を下した。

本件裁判所は、満潮及び干潮時の自然条件に基づいて西フィリピン海における砂洲及び珊瑚礁を分類した。スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、マッケナン礁及び南沙諸島はすべて、満潮時に水面上に現れる地物を持っているが、こうした満潮時地物は人の居住や経済的生活の維持に適しておらず、このためUNCLOSが定める排他的経済水域又は大陸棚の資格を有しないと決定された。同様に、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はいずれも自らの海上区域を発生させない干潮時のみ水面上に現れる陸地であると決定された。この決定に従うと、前記については、中国は海上区域に対していかなる権利も有することはできない。最後に、本件裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はいずれもパラワン島上のフィリピン沿岸から200カイリ内に位置しており、中国が領有権を主張する海上の地物が生み出す権利とは重複しないと決定した。よってミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はフィリピンの排他的経済水域及び大陸棚の一部を成す。

共和国における排他的経済水域への干渉について、本件裁判所は、中国は、海上監視船の運航により、フィリピンの大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第77条に違反しており、また、西フィリピン海における漁業に関する猶予を2012年に公布することにより、フィリピンの排他的経済水域内に位置する西フィリピン海の区域について例外なく中国籍船舶の運航を制限しないことにより、フィリピンの排他的経済水域の生物資源に対する国権に関するUNCLOS第56条に違反していると判断した。同様に、本件裁判所は、中国は、2013年5月にミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁での中国籍船舶による漁業を阻止することができず、また、中国の漁業船がスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及び南沙諸島のその他の地物において有害な捕獲活動に従事するのを阻止できなかったことにより、UNCLOS第58(3)条、第192条及び第194(5)条に定めるその義務に違反したと判断した。また同裁判所は、中国が、2012年5月以降にフィリピン人漁師がスカボロー礁で従来の漁業に従事するのを違法に阻止したと判断した。

クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁及びミスチーフ礁での中国による諸島建設についても、本件裁判所は、中国は海洋環境の保護及び保全を怠ったとして、UNCLOS第192条、第194(1)条、第194(5)条、第197条、第123条及び第206条に違反したと判断した。さらに本件裁判所は、フィリピンの承認なくミスチーフ礁に軍事施設及び人工島を建設する点について、中国は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第60条及び第80条に違反したと判断した。

最後に、西フィリピン海における中国及びフィリピンの船舶の衝突について本件裁判所は、中国は中国法施行船舶がスカボロー礁付近で行った行為により、フィリピン船舶及び人員に対して衝突及び危険の深刻なリスクを発生させたと判断した。本件裁判所は、中国は国際海上衝突予防規則に関する条約第2条、第6条、第7条、第8条、第15条及び第16条に違反しており、その結果UNCLOS第94条に違反していると判断した。

共和国は、同区域内における平和及び安定性を促進及び強化する目的のため、仲裁判断後直ちに、平和的解決及び紛争管理を追求しようという不変の確約を繰り返し表明した。2016年7月12日に発表した声明において、中国は同仲裁判断が無効でありかつ拘束力を有さないとみなしていると宣言した。中国は、共和国が主導した仲裁は、交渉を通じて西フィリピン海における関連の紛争を解決するという両国間の過去の合意に違反するものであり、かつ本件裁判所は当該紛争につきいずれの管轄権も有さないとする自国の立場を繰り返し表明した。

2016年10月18日から同月21日までドゥテルテ大統領は中国を公式訪問した。訪問中には特に西フィリピン海の問題が協議された。同訪問後に出された共同声明で、両国は、UNCLOSを含む世界中で認知されている国際法原則に従って西フィリピン海における緊急の事件並びに人道上及び環境上の懸念に取り組むために、両国の沿岸警備間で協力を強化することを約束した。両国は、議論の多い問題は比中の二国間関係の総体的結果ではないことを確認し、かつ威嚇又は威力に訴えることなく、直接関わる領有権主張国家による友好的な協議及び交渉を通じて、西フィリピン海における及び同海上空における航行の平和、安定性、自由を維持及び促進し、平和的手段によりその領海及び管轄上の紛争に取り組む重要性を再確認した。さらに両国は、「2002年南シナ海に関する関係国の行動宣言」の完全なるかつ効果的な実施、並びに総意に基づき「西フィリピン海における行動規範」の早期終結に実質的に働きかけることを約束した。

2017年8月に第50回ASEAN外相会議がマニラで開催され、西フィリピン海について共同声明が出された。共同声明は領有権主張国及びその他すべての国家によるあらゆる活動の実施において非軍事化及び自制の重要性を強調した。さらに行動規範の枠組みの採択を含む、ASEAN諸国及び中国間の協力改善を奨励した。

2017年11月にベトナムで開催された会談で、ドゥテルテ大統領及び中国の習近平国家主席は、西フィリピン海の前立を、二国間協議を通じて対応することに合意し、西フィリピン海における和平の重要性を再確認した。数日後、第31回ASEANサミット及び第20回ASEAN・中国首脳会談にてASEAN加盟国及び中国は、2017年8月に署名した交渉の枠組みに基づいて両当事者の行動に関する2002年ASEAN・中国宣言を実施するために、西フィリピン海における行動規範について協議を開始することに合意したと発表した。

2018年3月、フィリピン及び中国は、西フィリピン海において、石油及びガスの共同探査が可能な区域2ヶ所を確認した。これらの区域には紛争中の領土も含まれる。2018年5月、当時の共和国外務大臣アラン・ピーター・カエタノは、中国が西フィリピン海の天然資源を一方的に採掘する場合ドゥテルテ大統領は同国に強く反対すると述べた。同月には中国の戦略爆撃機が西フィリピン海における島基地に上陸したと伝えられ、緊張が高まった。2018年7月には、両国が領有権を主張する西フィリピン海の実島及びその他の領土に近付かないように警告する中国の無線メッセージをフィリピンの軍用機がより多く受信するようになっていることが報道された。

2018年9月には紛争地域の海底における石油及びガスの共同探掘を可能にする取引について両国が交渉中であることが報道された。2019年6月には、中国籍船がフィリピンの漁船に衝突して沈没させ、フィリピン人乗組員22人を危険に晒しながらもその現場から去るという事態が発生し、両国間の緊張が高まった。2019年9月、ドゥテルテ大統領は、フィリピンは中国との石油・ガス探掘の合併事業を追求するために、2016年度の仲裁裁判所による判決を無視すると発表した。2019年10月には、フィリピン及び中国は石油・ガスに関する共同運営委員会を正式に招集した。

西フィリピン海における領海紛争が過熱化又は継続すると、共和国の漁業、貿易及び沖合における掘削の利権は悪影響を受ける可能性がある。西フィリピン海の南沙諸島は海洋資源及びエネルギー資源が豊富であり、食糧、生計手段及び外貨収入の重要な収入源である。同地域の商業区域に石油及び天然ガスが発見されたことも、共和国のエネルギー需要を支える上で重要であった。共和国が行った既存の石油サービス契約29件のうち1件は同地域に所在している。このサービス契約により合計約88万ヘクタールがカバーされている。このサービス契約の目的は天然ガス約1.4 - 4.6兆立方フィートを開発することである。

さらに、中国との緊張が西フィリピン海における紛争又はその他の事由により高まれば、両国間の取引量は悪影響を受ける可能性がある。共和国は中国からの鉄鋼製品輸入に関しては相当量の輸入要件を満たしており、このため共和国が入手できる鉄鋼の供給量は減少する可能性があり、特に共和国のインフラ開発に影響が及び可能性がある。比中の二国間貿易は2010年度から2014年度まで着実に増加した。2015年度には二国間貿易は若干減少したが、2015年度から2019年度までに二国間の取引額は再び着実な増加に転じ、2019年度には比中の二国間貿易は約35.31十億ドルに達した。これは2018年度の水準である約30.8十億ドルから14.6%の増加である。フィリピンの対中輸出額は、2018年度では輸出額全体の12.9%を、2019年度では13.8%を占めた。中国からの輸入額は、2018年度では輸

入額全体の19.6%を、2019年度では22.8%を占めた。過去数年間において中国はフィリピンの最大の貿易相手国であった。

共和国は、威嚇又は威力によらずに、かつ国際法、具体的にはUNCLOSに従い、平和的及び規則に基づく手段、並びに外交的解決策を通じて、西フィリピン海における紛争解決に取り組んでいる。

EDCA

2014年4月28日にフィリピン及び米国は、相互運用性の推進、AFPの近代化に向けた能力構築、対外防衛、海上警備、海上領域認識並びに人道支援のためのAFPの強化及び災害対応を通じ米比相互防衛条約の実施を進める目的で、防衛協力強化に関する協定（以下「EDCA」という。）に署名した。2015年に米国は、軍事部隊、航空機及び船舶を交代させる目的で軍事基地8ヶ所へのアクセスを要求した。この要求は、EDCAの合憲性をめぐる最高裁判決の結果を待つために延期された。2015年1月12日に最高裁はEDCAの合憲性を支持した。

2016年7月1日の大統領就任以来、ドゥテルテ大統領は米国との一部の相互防衛協定及び合意（EDCAを含む。）をフィリピンが終了させる可能性について公然と表明を行ってきた。但し、正式な計画は発表されていない。2016年9月6日に発表された書面による声明において外務省は、両国は麻薬、テロ行為、犯罪及び貧困の撲滅を追求するという共通の目標を持つことを表明し、引き続き米国との同盟を重視することを確認した。ドゥテルテ大統領は中立的な外交政策という方向性を示し、あらゆる諸国とのより親密な関係を促進したいというフィリピンの意図を主張する一方で、米比間の永続的なパートナーシップに対する深い敬意を表明した。

ドゥテルテ大統領及びトランプ米大統領は、2017年11月14日にマニラで開催された米比会談においてEDCAに対するコミットメントを再確認した。両指導者は、各自の国防能力及び相互運用性、共同活動、災害対応及びサイバーセキュリティの増強等防衛協力の継続へのコミットメントについて再確認した。さらには航行及び領空飛行の自由、並びに自制行使の原則を支持するための取り組みを繰り返し表明した。

2018年4月、ルソン島北部パンパンガ州のバサ空軍基地において最初の施設の建設が開始され、2019年1月に完成した。同施設は人道支援及び災害救助のための倉庫として使用される予定である。

国際刑事裁判所ローマ規程からの脱退

2018年3月17日、フィリピンの国連フィリピン政府代表部（ニューヨーク）は、ローマ規程の受託者であるアントニオ・グテーレス国連総長に宛てた、国際刑事裁判所ローマ規程から脱退するという共和国政府の決定を伝える大臣の書簡を国連法務部に対して提出した。

国連法務部は、脱退を伝える同書簡／通知が正当なものであり、脱退の効力が発生するのは2018年3月17日から1年後であることを確認した。

2019年3月17日、フィリピンは国際刑事裁判所ローマ規程から正式に脱退した。

ローマ規程からの脱退の決定は、独立のかつ適正に機能している組織及び機関が自国民を守るための取り組みから生じる不満、問題及び懸念を引き続き管轄し続けるまさにそのときに、人権を政治化し武器として扱ってきた人々に対するフィリピンの信念に基づく姿勢である。当該決定はローマ規程の締約国及び主権国家としての特権にも沿っている。

共和国は、人権を擁護する同国の長い伝統を記した憲法において体现された法の支配に、これからも政府が則っていくことを国際社会に保証する。

政府は、ローマ規程から脱退しても、残虐な犯罪を処罰する国内法の制定以降は特に、残虐な犯罪を見過ごさずに追及していく方針を表明している。

自然災害

台風及び洪水

一部気候変動等による頻繁な局地的台風及び集中豪雨により共和国の各管区は鉄砲水や地滑りの影響を受けやすくなっている。マニラ首都圏等の都市部においては、固形廃棄物の不適切な処理、障害物及び開放された水路沿いの非公認居住区が存在が原因で発生する排水溝側面及び水路の目詰まり及び沈泥が洪水を発生させている。分水地点又は河川流域内の雨水の排水ます（ごみため）として機能する、低海拔の都市及び農村地域も、無計画かつ無秩序なその場しのぎの住宅政策及びインフラ・プロジェクト並びに水路の上流部にある工場の操業がもたらす諸問題に悩まされている。洪水（台風「ヨランダ」の影響によるものを含む。）はフィリピンの何十万という世帯に苦境を及ぼし、多くの命を奪った。さらに国内の洪水は米作及びその他の農業生産、インフラ及び民間財産にも多大な損害をもたらしかつ今後ももたらす可能性がある。洪水及びその他の自然災害は今後も運輸及び衛生等その他の産

業、及び経済全般の脅威である。資金が既存のプログラムから救済及び再建支援に再配分されなければならなくなるため、自然災害はその直接的な損害以外にも、社会及び経済開発の阻害要因になる。

運輸業界は、道路や橋梁に被害を与える洪水及びその他の自然災害の影響を強く受ける。ある自然災害が決定的な交通インフラを破壊すると、道路及び橋梁は、それ以外の災害による被害についての取り組みがなされるより前に修復されなければならない。その結果、交通インフラへの被害は、洪水がそれ以外の産業に及ぼす影響をさらに悪化させる可能性がある。たとえば、洪水及びその他の資源災害が医療/健康セクターに及ぼす影響はもっぱら医療サービスの提供が中断されることにある。道路及び橋梁が損傷すると都市部において患者を病院及び医療施設に効率良く搬送することが難しくなり、かつ農村部で影響を受けた人々に適時に医療サービスを届ける政府の能力も低下する。

洪水も、穀物、家畜、家禽及び魚類に被害を及ぼし、漁船、農機具、在庫及び農業インフラ（用水路、放水路及び農道等。）を破壊する等、農業生産性に悪影響を及ぼす。都市部では製造、建設、卸売り及び小売り並びに不動産といった業界も洪水によって被害を受ける。

2013年11月にフィリピン史上最大の台風「ヨランダ」（別名台風「ハイエン」）が東サマル州に上陸した。ヨランダは風速270 - 312キロメートル毎時を保ちながらフィリピン上空を通過した。台風「ヨランダ」の影響は特に共和国内の管区VI、VII及びVIIIに集中した。サマル、レイテ、セブ、イロイロ、カピス、アクラン及びパラワン各州では国家災害宣言が出された。2014年4月17日時点において嵐による死者6,300人、行方不明者1,061人及び負傷者28,689人が報告された。同日における推定被害額は89.6十億ペソに達し、嵐の影響を受けた管区の被害の推定額の内訳は、社会部門が55.1十億ペソ、製造業が21.8十億ペソ、インフラが9.6十億ペソ及び複数の業界にまたがる被害が3.1十億ペソであった。

2016年3月31日時点においてヨランダ関連のプログラム及びプロジェクトについて合計105.4十億ペソが支出されている。台風「ヨランダ」の発生以来、フィリピンの運輸機関はその再生プロジェクトの一環として空港36ヶ所、海港23港を完成させている。台風「ヨランダ」以降も、フィリピンは、農業、インフラ及び財産に損害をもたらすとともに、行方不明者、負傷者及び死者を出すさらにいくつもの台風や熱帯性低気圧に襲われたが、そのいずれも台風「ヨランダ」ほど深刻なものではなかった。

2019年12月3日、熱帯低気圧カムリ（別名「ティソイ」）が、最大風速時速210キロメートルでナウハン市近郊のミンダナオ島北東部に上陸した。ピコル地方で死者1人が報告され、ルソン島南部では約225,000人が避難した。マニラ全域で学校及び主要空港が閉鎖された。レガスピ市空港も被害を受けた。熱帯低気圧カムリは、最大風速時速155キロメートルでミンダナオ島北部を横断した後、南シナ海に到達するにつれて勢力を弱めた。ミンダナオ島及びカラバルソン地方南部において、警報信号レベル3が実施された。巨大洪水警報がピコル及び東ヴィサヤに発令され、大洪水警報がミマロパ北東部及びカラバルソン中部に発令された。

2019年12月24日現在、第3地方、カラバルソン地方、ミマロパ地方、第5地方、第8地方、カラガ地方及びコルディエラ行政地域の4,300を超えるバラングイにおいて、2,361,300人以上が熱帯低気圧カムリの被害を受けたと報告されている。約22,400人が90を超える一時避難施設に避難している一方で、70人が現在親戚や友人の家に滞在しているものと推定されている。約561,850世帯の家屋が暴風による被害を受けた。被害を受けた家庭に対して、総額92,686,357.28ペソ相当の支援が提供されている。

地震及び火山噴火

フィリピンは「環太平洋火山帯」に位置し、地質学者らが「フィリピン造山帯」と呼ぶ複雑な断層線に沿っている。このため1990年にルソン島で発生した地震（マグニチュード7.8）（フィリピンで発生した最大規模の地震）及び1991年に発生したピナトゥボ山の噴火（20世紀最大規模の火山噴火）をはじめとして、火山噴火及び断続的な地震活動の影響を受けやすい。これらの自然災害は死者、行方不明者及び財産の破壊をもたらした。

2019年12月15日、マグニチュード6.9の地震がミンダナオ島南ダバオ州マタナオ市を襲った。これは、過去2ヶ月間においてミンダナオ島の同地域を襲った、マグニチュード6を超える地震の中では4回目の地震であり、そのすべてが12キロメートル半径内であった（2019年10月16日はマグニチュード6.3、2019年10月29日はマグニチュード6.6、2019年10月31日はマグニチュード6.5、今回の2019年12月15日はマグニチュード6.9）。

2020年3月4日現在、約156,000人が依然として住む場所を奪われており、そのうち39,359人が第11地方及び第12地方の67ヶ所の避難施設に滞在している。社会福祉・開発省（DSWD）は、第11地方及び第12地方の379のバラングイにおいて合計355,983人が地震の被害を受けたと報告した。

(2)【経済】

フィリピン経済

概要

第二次世界大戦後の多くの発展途上国と同様に、フィリピンは輸入関税及び割当てといった措置を通じて諸外国による競争から現地産業を保護し、長期的には輸入に頼っている完成品を自国生産品に置き換えていくことを望んだ。一連の政権も、輸入数量制限、価格統制及び助成金を課すことにより、国内経済に介入を行った。経済は当初急成長を遂げ、1970年から1980年までの期間におけるGNI（2020年度基準）の成長率は平均年5.7%であった。これはもっぱら輸出の伸びと政府による投資によるものであった。インフラ支出が増大し、民間企業の国有化及び国営化が一般的となった。但し、1980年代初頭までには財政赤字の拡大、対内及び対外債務の増大、インフレ率上昇、金利上昇、ペソ安、投資資本の低下及び景気減速、又は時にGNIの縮小に直面するようになった。1983年に野党指導者のベニグノ・アキノが暗殺される等、同時期における不安定な政情も経済問題を悪化させた。

1986年に不人気だったマルコス政権が平和的に打倒されることにより楽観主義が広がり、経済回復につながった。1986年にはGNI（2020年度基準）の成長率が3.4%を記録し、1988年には6.8%まで伸びたが、1991年には0.6%まで低下した。1990年代初頭の景気縮小は主として、基本を成すマクロ経済の不均衡が、供給上の制約や自然災害、政情不安、世界的な景気後退、及び1990年から1991年にかけての湾岸危機で一段と悪化したことによるものであった。

1986年に政権についたコラソン・アキノ大統領による政権はインフレの高まりの防止、財政赤字の抑制、対外經常収支の改善を目指した安定化プログラムに着手した。経済はこれらの措置にプラス反応を示し、1992年にはGNI、投資、民間消費及び輸入は増大した。コラソン・アキノ政権は、共和国の経済問題はもっぱら保護主義政策が原因であるとも認識していた。この認識に基づいて同政権は経済を市場開放して、同国経済における政府の規模と役割を縮小させた。1992年に大統領に就任したフィデル・ラモス大統領の政権はコラソン・アキノ政権が着手した改革をさらに加速化した。エストラダ政権は、前政権が開始したいくつかの政策及びプログラムを見直した後、コラソン・アキノ及びラモス両政権が推進した金融政策及び市場主義改革の多くを継承した。

1997年半ばにアジアの経済危機が発生すると、フィリピンは通貨安、銀行業の業績低下、金利の変動、現地株式市場における株価急落及び外貨準備高の減少に特徴づけられる経済危機を経験した。これらの要因により1997年及び1998年にフィリピン経済は景気減速に至った。これを受けて政府は、国の経済ファンダメンタルズ（基礎的諸条件）の強化を図ることによりアジア経済危機の影響を軽減させることを狙った、いくつかの政策を採用した。

フィリピンはアジアにおける金融危機の影響を多くの隣国ほどに大きくは受けなかった。在外労働者からの送金に助けられた側面もある。農産物の収穫が悪天候と干ばつの悪影響を受けた1998年を除いて、共和国はアジア金融危機以来、毎年実質GDPが伸びている。GDP（2020年度基準）は1998年には0.6%まで落ち込んだものの、1999年には3.1%、2000年には4.4%まで増大した後、2001年には2.9%まで低下した。この低下はもっぱら世界中の安全保障上における懸念、国内の政情不安、世界的な景気停滞を受けた日米によるフィリピン製品に対する需要の低下によるものである。2000年代初めに政府は、インフラの改善、税制改革、経済の規制緩和と民営化の支援、アジア圏内における貿易関係の強化を目的とする経済戦略を追求した。イラク戦争、SARS（重症急性呼吸器症候群）、格下げの影響にもかかわらず、GDP（2020年度基準）の成長率は2002年には3.7%、2003年には5.0%に増大した。GDP（2020年度基準）の成長率は2004年には6.7%に加速した後、2005年には4.8%、2006年には5.2%で横ばいとなった。

2007年下半年から米国の短期資金調達市場に信用問題が発生し、様々な市場が流動性危機に瀕した。特に米国のサブプライム住宅ローンは不履行率が上昇し、抵当権実行及び損失が急増した。これらの及びそれ以外の関連事由が世界中の信用市場及び金融市場全体に悪影響を及ぼした。これには一部の金融機関の破産申請並びに買収、再編及び国営化が含まれる。米国、欧州及びアジアの規制当局は、その管轄において金融機関が直面する前例のない状況に対応すべく措置を講じた。世界金融危機におけるフィリピンのサブプライム資産及び破綻した金融機関に対するエクスポージャーは限定的であった。それにもかかわらず、2008年には成長率が減速し、株価は弱含み、対主要通貨のペソ安及びインフレ上昇が発生した。2009年になると景気回復の兆しが現れ始めたものの、同国の経済回復を目指した景気対策はまだプラス効果を生み出せなかった。2009年には在外労働者による送金の水準が同国予想を上回り、その他の生産部門では減速が続いていたものの、成長を後押しした。一方で政府による景気刺激策としての支出増大は財政赤字をさらに拡大させる結果となった。

2010年には世界の景気回復は各国によりまちまちだったにもかかわらず、フィリピンの景気回復は持続した。2010年度第2四半期には一部の欧州諸国の債券のイールドが拡大し、これをきっかけに再編が拡大して欧州地域内

他の諸国からの救済措置が必要となった。救済措置によって危機を解決するには至らず、2012年1月にスタンダード&プアーズは一部の欧州諸国のソブリン信用格付を引き下げた。2012年2月にはフィッチ及びムーディーズが同様の格下げを行った。より最近では2015年にギリシャ新政府が債権者のいわゆる「トロイカ」（欧州委員会（EC）、欧州中央銀行及びIMF）と救済措置をめぐる集中的な交渉を行った。2015年6月30日にギリシャはIMFによる融資1.55十億ユーロの返済不履行に陥った。これらの交渉の過程においては結果をめぐる不確実性が大きく、世界中の金融市場でボラティリティと予測不可能性が高まり、金融危機が再燃する又はギリシャがユーロ圏から離脱するかもしれないというリスクが高まった。

大半のアジア諸国市場及び新興市場と同様に、フィリピンは、影響を受けた諸国との貿易及び金融取引が少なかったことから多大な影響は免れた。しかし欧州が置かれた状況により同国についても、財政統合及びより効果的なリスク管理を行う必要性が明らかになった。EUにおける国家債務の不履行の脅威及びそれが国際金融制度に及ぼす予想される派生的影響（グローバルな信用及び流動性における影響を含む。）が、引き続き国際市場におけるシステミック・リスクの懸念点であった。フィリピンはこの点を鑑みて、金融規制の枠組み及び金融政策を通じて欧州のソブリン債務危機並びにそれが欧州に景気減速を発生させることが同国に及ぼす影響を軽減するための追求を行ってきた。

欧州はフィリピンにとって主要な輸出対象地域の1つである。PSAのデータによると、2018年度及び2019年度において対EU物品輸出はフィリピンの輸出合計額の約13.1%及び約11.7%をそれぞれ占めた。2019年においては、対EUの物品輸出合計額は8.29十億ドルにのぼった。PSAから入手した最新データによると、2018年度における在欧州の在外労働者からの送金は4.2十億ドル又は在外労働者による送金額全体の14.3%にのぼった。欧州のソブリン債務危機（EU諸国の追加救済支援策、EU加盟国の1ヶ国又はそれ以上のユーロ圏からの離脱の可能性、ユーロについてのその他の不確実性を含む。）が長引くと又は悪化すると、フィリピン経済に悪影響を及ぼし、その結果特に物価上昇、失業及び資本収支の悪化を招くおそれがある。フィリピンの社会保障機構及び公務員保険機構を通じて行われる給付は、結果として生じる失業の増大により、悪影響を受ける可能性がある。さらに欧州のソブリン債務危機が長引けば投資家によるリスクに対する認識に影響が及び、その結果世界の信用が逼迫して金融市場の流動性が低下する可能性がある。

2019年10月に更新されたIMF世界経済見通しによると、2019年度の世界生産高におけるIMFによる予想成長率は3.0%で、2008-2009年度以降での最低水準となり、2019年4月の世界経済見通しよりも0.3%低下した。2020年4月に更新された最新のIMF世界経済見通しによると、IMFは新型コロナウイルス感染症により世界経済は3%縮小すると予想している。2021年度の予想成長率は5.8%に上昇するとみられる。

フィリピンの2019年度通年のGDPは、2019年10月のIMF世界経済見通しを0.2%上回り5.9%であった。フィリピンの2020年度の予想GDPは0.6%であり、2021年には7.6%に回復することが予想されている。

共和国は、国内の流動性は引き続き、同国の経済成長を支えるための資金調達需要を満たすのに十分であると考えている。但し、欧州、中東内の事由又はその他の事由による国際金融市場における流動性縮小が同国又はフィリピン企業全般の財務状況に悪影響を及ぼさないという保証は何らない。

最近の経済指標

下表は、特定期間における共和国の主要な経済指標の一部の成績を示したものである。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
GDP成長率（%）（2018年を基準とする価格ベース）	6.3	7.1	6.9	6.3	6.0
GNI成長率（%）（2018年を基準とする価格ベース）	6.1	6.8	6.8	5.9	5.2
インフレ率（2012年CPIバスケット）（%）	0.7	1.3	2.9	5.2	2.5
失業率（%）	6.3	5.5	5.7	5.3 ⁽³⁾	5.1 ⁽³⁾
91日物財務省証券利回り（%）	1.8	1.5	2.1	3.5	4.7
対外収支⁽¹⁾					
国際収支（百万ドル）	2,616	(1,038)	(863)	(2,306)	7,843
輸出成長率（%）	(5.3)	(2.4)	19.7	0.9	1.5
輸入成長率（%）	8.7	18.3	14.2	17.4	(4.8)
対外債務（十億ドル）	77.5	74.8	73.1	79.0	83.6
国際通貨準備高					

総準備高（十億ドル）	80.7	80.7	81.6	79.2	87.8
正味準備高（十億ドル）	80.7	81.0	81.6	79.2	87.8
留保輸入月数 ⁽²⁾	9.9	8.8	7.8	6.9	7.7
国内信用成長率（％）	11.5	17.0	13.9	15.3 ⁽⁴⁾	8.6 ⁽⁵⁾

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

- (1) バンコ・セントラル保有債務、公共部門債務（政府保証の有無を問わない。）及びバンコ・セントラルによる登録及び承認済みの民間部門債務を含む。外国銀行フィリピン支店の会社間勘定、バンコ・セントラルに未登録の民間部門債務又は資本リースに関する取決めに基づく民間部門債務は含まない。数値はBPM5フレームワークに基づくオフショア銀行部門の取扱いの非居住者から居住者への変更を反映している。さらに数値はBPM6フレームワークに基づく財産所得及び費用勘定における変動を反映している。
- (2) 引当金から資金調達可能な商品の平均輸入額並びにサービスの支払い及び主要所得の月数。
- (3) 数値は各該当年についての四半期労働力調査の平均値に基づく年間予想値を表す。
- (4) 数値は2018年度の各四半期の平均成長率。
- (5) 2019年度各四半期の平均成長率を示す暫定値。

電力産業の再編

2001年6月28日に施行されたEPIRAは電力産業の再編、NPCの民営化及び自由かつ公正な競争を推進するための様々な開かれた市場手段を導入するための法的枠組みを提供した。

電力産業はEPIRAに従って発電、送電、配電及び電力供給という4つの部門で構成されるように再編が行われた。電力産業が市場経済環境に対応できるように、及びかかる再編の悪影響を緩和できるように、EPIRAはさらに、特に供給移行契約、独立系発電事業者（以下「IPP」という。）契約、並びにNPCがその民営化後に処分又は解決できないであろう「回収不能費用及び債務」を取り扱う移行メカニズムを盛り込んでいる。

NPC資産・債務の再編を行う目的で、EPIRAに従って以下の2つの組織が設立された。

- ・ 電力部門資産負債管理公社（PSALM）。NPCのその時点で存在していた発電資産・債務、不動産及びその他の処分可能な資産、並びに一部のIPP契約のすべての所有権を取得した。
- ・ 国家送電公社（Transco）。PSALMの全額出資事業者。NPCの送電資産を引き受けた。2009年1月に50年間のフランチャイズ契約に基づいて送電公社の全国における送電システムの運営権のための措置を講じた後、PSALMは送電公社の送電システムの管理・運営事業をフィリピンのナショナル・グリッド・コーポレーション（以下「NGCP」という。）に譲渡した。同社はMonte Oro Grid Corporation、Calaca High Power Corporation及び中国のState Grid Corporation によるコンソーシアムにより設立された。但し送電公社が当該取決めに基づいてその資産の所有権を引き続き所有する。

EPIRAの成立後のNPCの業務運営は、農村部における助成金を受けたオフグリッド及び島嶼域スマートグリッド・プロジェクト（「電力供給が遅れている地域における電化」と称する。）に限定されてきた。

2014年にエネルギー省は、2015年夏にルソン島で電力供給が最大300メガワットほど不足する可能性があるとする評価を行った。同評価を受けて2014年9月12日にアキノ前大統領は、議会に対し、発電能力の追加設定を承認するために、EPIRA第71条に従って同人に非常用権限を提供すべきであると要求した。この要求を受けて議会はアキノ前大統領に対してルソングリッドに追加発電能力300メガワットを提供する目的で約60億ペソの支出を行う権限を認めた。ルソングリッドは2015年6月以来電力供給不足に陥っている。これらの不足問題を解決するため、現在政府は、追加発電能力を創出するための代替案を模索した。NPCはまた、マニラ電力を通じて電力供給増強プログラムを実施している。同プログラムにより、大口電力使用者（商用及び業務用使用者等。）は、ピーク使用時におけるグリッドからの電力需要を緩和するための予備発電機を運用する予定である。

2014年11月から2015年4月までの報告期間において、エネルギー省は、共和国は2015年夏期に予想される電力供給不足に取り組むための措置を実施するにあたり、大きな困難に直面したことを報告した。エネルギー省は、アキノ前大統領はこうした問題に取り組むためにEPIRA第71条「電力危機条項」に基づいて非常用権限を再度要求すべきであると勧告した。

2016年にはいくつかの新たな発電所が商業運転を開始し、同国の設備容量合計を2015年の18,765メガワットから2016年の21,423メガワットまで増強した。2016年にはさらに、気温上昇、強力なエルニーニョ効果によって一層増加した冷却設備の利用、国政選挙及び経済成長の拡大全般等のいくつかの要因によって、電力消費は10%と大幅に増加した。

エネルギー省は、電力関連開発計画、すなわち「2016-2040年度電源開発計画」「2016-2025年度配電開発計画」及び「2016-2020年度電力供給が遅れている地域における電化計画」を発表した。これらの計画はフィリピンのグリッド地域及びオフグリッド地域における電力系統、電力供給および需要見通し、並びに電力部門の短期、中期及び長期のロードマップ、方針及びプログラムに関する基本的データおよび情報を定めるものである。

2017年度上半期においては、フィリピンの電力系統はルソンにおける地震など自然災害が続いたにもかかわらず概して安定的であった。エネルギー省は、このような電力系統の安定性を維持できた重要な要因として、重要な供給期間における需要が比較的少なかったことと電力発電能力を237メガワット増強したことを挙げた。しかし、2017年度下半期にはビサヤ諸島にマグニチュード6.5の地震が発生して地熱発電、送電及び配電施設に損害が及び、サマル、レイテ、ボホール各州において電力が全損した。フィリピンの総電力供給は、設備容量ベースで2016年度の21,425メガワットから6.1%増加して2017年度には22,730メガワットに達した。2017年度には同国の供給基盤に新たな発電能力合計835メガワットが追加された。これには火力発電（630メガワット）、太陽光発電（127メガワット）、石油火力発電（77メガワット）及び水力発電（1メガワット）が含まれる。

2019年度においてはフィリピンにおける総電力販売及び消費は2018年度の99,765ギガワット時から6.3%増加して2019年度においては106,041ギガワット時に達した。設備容量ベースでの総電力供給は2018年度の23,815メガワットから7.2%増加して2019年度には25,531メガワットであった。

2017年3月以降、EPIRAの施行規則は改正のための見直しが行われている。主な改正案として提案されているのは、エネルギー省、エネルギー規制委員会（以下「ERC」という）、Transco、NGCP等の関係機関の役割の定義、利益の受入れコミュニティへの直接送金に関する規定や自家発電事業者のユニバーサル料金に関する規定等の、実施が困難と証明された規定の改定、分解に関する規定の明確化・強化等である。改正案は、本書の日付現在、エネルギー省の管理部門により審査中である。

2019年8月8日、共和国法第11371号「中央政府のマランパヤ天然ガス田プロジェクトの正味負担分の一部を回収不能契約費用及び回収不能債務支払いに充当することによる電力料金削減法（通称：ムーラン・クリエンテ法（Murang Kuryente Act））」が制定された。ムーラン・クリエンテ法は、中央政府によるマランパヤ基金からの収益金208十億ペソの正味負担分をNPCの回収不能契約費用及び回収不能債務の支払いに充当することを目的としており、かかる負債には、PSALMがNPC資産の民営化、IPP契約及び既存資産の運営から得た収益金を利用した後にかかる負債を返済する過程において予想されるあらゆる不足分が含まれる。EPIRAでは、かかるNPC回収不能契約費用及び回収不能債務は、ERCが合理的な金額を立証して、回収不能費用及び回収不能債務の全額回収を行う手法及び期間を立証した際におけるユニバーサル料金を通じてすべての電力最終使用者に転嫁される。ムーラン・クリエンテ法の施行により、消費者はより安価な電気を入手できるようになり、1キロワット時当たり約0.86ペソ節約できることが期待されている。同法はまた、エネルギー省及び財務省は、予算行政管理省、財務局及びPSALMと協議の上、当該資金の適切な処分及び同法の効果的な実施のための実施規則を公布するものとするを定めている。さらに、同法の実施規則及び規制の有効性に基づき、回収不能契約費用及び回収不能債務についてはいかなる新たなユニバーサル料金も徴収されないものとするを定めている。財務省及びエネルギー省の共同通達第1号2020年シリーズに記載されたムーラン・クリエンテ法の実施規則及び規制は、2020年4月に財務省長官及びエネルギー省長官により承認された。実施規則及び規制は、それらの有効性に基づき、回収不能契約費用及び回収不能債務についてはいかなる新たなユニバーサル料金も徴収されないものとするを明記し、さらに、同法に基づき分配された208十億ペソが使い果たされ、議会によりその他の分配されなくなるまで、回収不能契約費用及び回収不能債務に対するユニバーサル料金についていかなる新規の申立ても行わないものとするを定めている。実施規則及び規制は、2020年4月20日にフィリピンの新聞「ビジネス・ワールド」に掲載されてから15日後の2020年5月5日に効力が発生した。

NPC資産の民営化及びオープン・アクセス

PSALMは2003年度第4四半期から一般競争入札制度を通じてNPCの発電資産の民営化を推進してきた。PSALMは、NGCPとの25年間の利権協定を通じて、2009年度において政府の送電事業の民営化に成功した。NGCPは、Monte Oro Grid Resources Corporation、Calaca High Power Corporation及び中国のState Grid Corporation of Chinaによるコンソーシアムにより設立された。2009年1月15日に送電系統の運営・管理事業はNGCPに移転された。2019年12月31日時点で合計36の発電資産（発電所31ヶ所及び閉鎖された発電所5ヶ所を含む。）がPSALMにより民間所有者に対して順調に移転され、これにより発電能力合計は4,601メガワットとなった。PSALMはさらに民間団体（IPP管理者（IPP Administrators）として知られる。）に対して、NPC IPP契約6件の適用対象である発電所の発電量合計3,355メガワットの管理・統制事業についても移転を成功させた。

ERCは、小売競争及びオープン・アクセスの実施についての前提条件（特にNPCの発電資産の全能力の最低70%の民営化、並びにルソン島及びビサヤ諸島におけるNPCとの契約に基づく発電所のエネルギー全発電量の最低70%の管理・統制事業に等）を満たした上で、2011年12月26日にEPIRAは前提条件を遵守し、ルソン島及びビサヤ島の小売競争及びオープン・アクセスを開始すると宣言した決議を出した。但し、フィリピンエネルギー省の様々なステークホルダーとの協議に基づき、小売競争及びオープン・アクセスの実施は、小売市場規則が公布され、中央登録機関（Central Registration Body）がITシステム及びプロセスを開発し、配電事業者による「事業分離解体プラン」及び「会計及び原価配分マニュアル」が承認され、かつステークホルダーの準備評価及びステークホルダー全員のための情報及び教育推進活動が完了するまで延期された。

中央登録機関に指定されているフィリピン電力市場公社は小売市場の実現において極めて重要な役割を果たしている。2018年9月26日にフィリピン独立電力市場オペレーターがフィリピン電力市場公社の責任及び職務を引き受けた。同社は競争可能な顧客及びその現行の供給業者の登録を管理し、当該供給業者がその代理で行う市場取引を追跡し、小売市場における顧客の乗り換えを推進する。小売市場には一千を超える参加者が存在し、電力小売供給業者、現地の電力小売供給業者、最終的供給業者、競争可能な顧客及び直接関連のある競争可能な顧客により構成されている。

ルソン島及びビサヤ島における小売競争及びオープン・アクセスは2013年6月26日に開始された。最初の開始対象者は電力の平均ピーク需要が最低1.0メガワットの最終使用者であった。移行期間中に電力を頻繁に使用するこれらの使用者は、ライセンスを受けた電力小売供給業者と小売供給契約を締結するまでは、従来の公益事業者の継続使用が許可されている。オープン・アクセスの目的は、電力供給業者がある共通の送電網を通じて供給する電力を消費者が購入できるように、ERCに承認を受けた事業者の中から消費者に選択させることにより、開かれた市場で自由競争が行えるようにすることである。

2019年12月31日時点において、電力発電所（操業中の及び閉鎖された発電所）の民営化の成功により、総額で164.54十億ペソの収益が発生した一方で、6つの契約からなるNPC及びIPPの管理・統制事業を行う地位をIPPアドミニストレーターへ移管することに成功したことで、収益482.5十億ペソが発生した。さらに、送電会社の利権の売却が成功したことにより収益264.8十億ペソが発生した。合計で電力資産の民営化により発生した収益は約911.84十億ペソに達した。民営化により発生した収益はNPCの債務返済に充てられており、かつ今後も充てられる。EPIRAの実施規則及び規制に従い、PSALMは今後もフィリピンの電力発電資産の民営化を継続するものとする。

エネルギー省は2015年6月にオープン・アクセスの完全実施を促進するために、平均ピーク需要が最低750キロワットの電力の最終使用者全員に対して2016年6月25日までに電力小売供給業者と小売供給契約を締結するように要求する通達を行った。さらにERCは、小売市場の成績に基づいて、平均ピーク需要が501 - 750キロワットの最終使用者全員に対して2018年6月26日までに電力小売供給業者の選択を認めることができる。

2017年2月に最高裁は、エネルギー省及びERCに小売競争及びオープン・アクセスの一定の規則の実施を禁止する、暫定的差止命令を出した。最高裁は、強制的な緩和スキームについてEPIRA下においてはいかなる根拠も存在しないようであるという観察に基づき、最終使用者の競争可能市場への強制的移行に反対する消費者グループが推進する主張に合意した。最高裁の懸念に取り組むために、2017年12月にエネルギー省は以下のエネルギー省通達2点を出した。すなわち、(i)競争可能な消費者のための政策を記載しており、平均ピーク需要が750キロワット以上の顧客が小売競争及びオープン・アクセス体制に自発的に参加可能であることを宣言した通達、(ii)電力小売供給業者のための政策を記載しており、電力小売供給業者とみなされることがある事業体を列挙した通達である。本書の日付現在、最高裁判所はまだ最終的な決定を下していない。

GRAM及びICERAに関連するコスト調整

NPCは従来、IPP契約に関わるコストを電力消費者に転嫁できる自動コスト調整メカニズムを採用してきた。但し2002年に当時のアロヨ大統領はNPCに調整を減らすように命ずる大統領指令を発令した。ERCはこれらの調整額の計算方法の問題点を確認した上で、新たな2種類の価格調整メカニズム、「発電原価調整メカニズム」（以下「GRAM」という。）（燃料価格及びIPPからの電力購入費用の変動による燃料及び電力購入の増加分を回収できるようにするメカニズム。）及び「為替調整メカニズム」（以下「ICERA」という。）（為替レート変動によって発生して負担した費用の増加分を回収できるようにするメカニズム。）を公布した。発電原価の四半期毎の調整を可能にするGRAM及びICERAのためのガイドラインの実施は、ERCにより2003年2月に行われた。

2012年3月26日にERCは、PSALM及びNPCが第10次から第17次までのGRAM（2008年10月から2010年4月までの請求期間を対象期間とする。）を回収し、第15次から第16次までのICERA（2009年7月から2010年4月までの請求期間を対象期間とする。）を回収することを許可した。同回収は、2012年4月の請求期間から、対応する回収期間の終了時

か又は全額が回収されたときのいずれか早い方までの期間において有効となる。2012年8月10日にERCはNPC / PSALM に対して2012年3月26日付のERCの決定を実施するように指示した。

2017年6月20日にPSALMは、ERC命令により、その電力需要がGRAM及びICERAのテスト期間においてNPC / PSALMにより供給される顧客のために、第10次から第17次までのGRAM及び第15次から第16次までのICERAの回収の実施を継続し、その回収額が60ヶ月の回収期間でルソン島、ビサヤ島、ミンダナオ島の電力供給網のそれぞれにつき12.95十億ペソ、5.13十億ペソ及び0.35十億ペソに達するように指示された。2017年10月19日にERCは、第10次から第17次までのGRAM及び第15次から第16次までのICERAの回収の実施を2018年1月の請求期間まで延期した。2017年12月にERCは、第10次から第17次までのGRAM及び第15次から第16次までのICERAの回収を2018年1月の請求期間において実施することを確認した。

自動コスト回収メカニズムに関連するコスト調整

2008年8月14日にPSALMはNPC及びPSALMの発電資産の燃料、電力購入及び為替関連費用の毎月毎の自動回収に関する規則の提案をERCに対して提出した。2009年8月3日にERCは自動コスト回収メカニズム（以下「ACRM」という。）のための規則を採用する決議を承認した。このメカニズムがGRAM及びICERAの手法に取って代わり、2010年3月の支払請求期間より実施されている。

ACRMは、燃料、電力購入費用及び為替関連費用の毎月毎の調整を伴う。承認を受けた指標の動きを尺度となる指標として用いて、燃料価格の変動、IPPから購入した電力の費用並びに為替レート変動により発生する増加分を毎月自動的に顧客に転嫁する。

2010年3月から2016年5月までの期間においてPSALMはACRMを月次で実施することにより、ルソン島についてはキロワット時当たり平均で0.6086ペソ、ピサヤ島については0.2315ペソ、ミンダナオ島については0.0766ペソを課金することができた。月次ACRMは、発電所の民営化により過剰回収が発生するのを回避する目的で、ルソン島、ピサヤ島、ミンダナオ島の電力供給網につき、2016年6月の請求期間よりゼロに設定された。

ACRMの規則によると、PSALMは、実際の許容原価とNPC / PSALM顧客に課金済みの金額との差異を基本発電原価及び月次のACRMを通じて反映させるために、12ヶ月毎に調整額を計算する必要がある。

4.16十億ペソの回収についての承認を求める第1次ACRM調整（対象期間は2010年3月から2011年2月。）はPSALMによって2011年8月18日に申請された。2.11十億ペソの回収についての承認を求める第2次ACRM調整（対象期間は2011年3月から2011年12月。）はPSALMによって2012年4月30日に申請された。1.66十億ペソの返金についての承認を求める第3次ACRM調整（対象期間は2012年1月から2012年12月。）は2013年5月2日に申請された。1.04十億ペソの返金についての承認を求める第4次ACRM調整（対象期間は2013年1月から2013年12月。）は2014年6月30日に申請された。0.52十億ペソの返金についての承認を求める第5次ACRM調整（対象期間は2014年1月から2014年12月。）は2015年6月29日に申請された。

2.02十億ペソの返金についての承認を求める第6次ACRM調整（対象期間は2015年1月から2015年12月。）は2016年6月30日に申請された。3.46十億ペソの返金についての承認を求める第7次ACRM調整（対象期間は2016年1月から2016年12月。）は2017年6月29日に申請された。5.03十億ペソの返金についての承認を求める第8次ACRM調整（対象期間は2017年1月から2017年12月。）は2018年6月28日に申請された。3.19十億ペソの返金についての承認を求める第9次ACRM調整（対象期間は2018年1月から2018年12月。）は2019年6月25日に申請された。

2017年6月にERCは、2014年度までの期間についてACRMに基づく30億ペソの調整額の回収をPSALMに承認する決定を下した。2017年10月にERCは、ACRM調整の実施を延期する決定を下し、回収費用は、ACRMの対象期間にPSALMから電力を利用した顧客に対して適用するものとするを明確化した。ERCはさらに、2018年1月の請求期間から、第1次から第5次までのACRM調整の実施を再開するようにPSALMに命じた。2020年5月20日現在、第6次から第9次までのACRM調整についてのERCの決定は今も保留中である。

ユニバーサル料金の実施

EPIRAの下では、電力のすべての最終使用者に「ユニバーサル料金」を課すものとする。ユニバーサル料金を課す目的は、適格なIPP契約を伴うNPCの回収不能費用、NPCの民営化により発生する収益金により清算されない同社の債務残高及び契約債務（以下「回収不能債務」という。）、電力供給が遅れている地域における電化プロジェクトに要する費用、分水界地域の再生・維持に要する環境費用、並びに原産及び再生エネルギー源のための助成金を支払うためである。立法権の不当な代理であったと主張する様々な消費者及び環境保護主義者グループによりユニバーサル料金の合憲性に異議が唱えられたものの、最高裁は2007年7月に同料金の合憲性を支持した。

2020年3月31日現在におけるユニバーサル料金支払いのためのPSALMへの送金総額は193.61十億ペソであり、そのうちPSALMは、EPIRAの規定に従い、102.92十億ペソを電力供給が遅れている地域における電化プロジェクトに、1.49十億ペソを環境課徴金に、それぞれ支出した。PSALMは、資格を有する再生エネルギー開発業者に対する0.3十億ペソにのぼる現金奨励金も支出した。ユニバーサル料金の合計回収額のうち、80.39十億ペソ及び6.69十億ペソが、PSALMが承認済みのガイドラインに従い、その回収不能契約費用及び回収不能債務の特別資金勘定にそれぞれ移転された。

政府によるNPCのための資金調達

NPCの設備投資資金は、従来、国際機関からの借入れ、輸出信用契約及び内部でのキャッシュフローによって調達されてきた。政府はEPIRAに従ってNPC債務200十億ペソの引き受けが義務付けられており、2005年3月にNPC債務3.4十億ドル及び500百万ユーロ（約200十億ペソに相当。）を引き受けた。PSALMもEPIRAに基づいてNPC資産及び債務の管理及び清算の任務を課され、NPC債務及び負債約16.6十億ドル又は830.7十億ペソを引き受けるように命じら

れた。PSALMはNPC資産の民営化を通じて収入を生み出し、これを活用してEPIRAに従って2008年10月1日に引き受けたNPC債務の管理及び債務返済を行った。PSALMは、EPIRAに基づく要件のとおりNPC資産及び負債の実質的に全部がPSALMに譲渡された後、その資金調達全般及び債務返済要件を満たす目的で、2001年度から2017年度にかけて政府保証による借入れにより約10.4十億ドルを調達した。

NPC債務の繰上返済

2007年12月5日にPSALMはNPCの債務残高の一部を繰上返済することにより、2007年度における民営化により発生した収益金の活用を最大化する計画を発表した。PSALMの2008年度の最初の9ヶ月間におけるNPC債務の繰上返済額は合計で約1.3十億ドルにのぼり、これによりNPCの2008年10月1日時点における債務残高を約18.1十億ドルまで圧縮することができた。PSALMは2008年度第4四半期及び2009年度において繰上返済を行う予定のNPC債務がさらに1.1十億ドル存在することを確認した。但し、2008年度第4四半期にはPSALMは世界的な信用危機の発生を受けてその繰上返済プログラムを中止した。2009年12月2日にPSALMは交換のオファーを完了し、この交換を通じてNPCが元来発行して2010年度及び2011年度に満期が到来する債券600百万ドル分が2019年度及び2024年度に満期が到来するPSALM長期債と交換された。

NPC債務はEPIRAの2001年の施行時には16.6十億ドルであったが、同社が営業損失を出し続けたことによって2001年度から2010年度までにかけて大幅に増大した。2017年度にPSALMは、NPC資産及び債務（通常の債務返済を含む。）を管理する目的で、EPIRAに基づくマニラに従ってNPC債務合計約29.6十億ドル（元本、利息及びリース債務を含む。）を返済した。PSALMの2026年度における公社解散時の2017年度時点で予想されるキャッシュフロー不足額は約4十億ドルである。EPIRAに従って、PSALMの法定マニラの満了時にはその債務は政府が引き受ける。

航空自由化政策及び安全性

2011年3月14日にアキノ前大統領は、フィリピン航空交渉諮問委員会及びフィリピン航空協議諮問委員会を設立して、民間航空委員会が「オープン・スカイ」として一般に知られる航空自由化政策について外国航空会社との協議を模索するのを承認する、行政命令第28号及び第29号を発令した。オープン・スカイによって一般に外国航空会社は、航空機の容量、運航回数又は機種に関する制限なく、運営及び乗入権を付与されることが可能となる。この政策に沿って、これらの行政命令はさらに、フィリピンにおける観光促進の目的で、特にマニラのニノイ・アキノ国際空港以外の空港について、外国航空会社に従来以上の航空業務運営権を付与することを目指す特別なイニシアティブを通じて、フィリピンにおける航空自由化を追求している。さらにこれらの行政命令はマニラ以外の第二のゲートウェイにも貨物の直接航空業務を拡大するための、より自由化された総合的な航空政策の推進を目指している。2011年5月2日に民間航空委員会は、航空業界のステークホルダーらとの協議を経て、行政命令第29号について実施規則及び規制を採用した。

2013年度に国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）はフィリピンの民間航空産業に対する「重大な安全上の懸念」という評価を解除した。2014年4月に米国連邦航空局は業界のステータスを「カテゴリー1」に引き上げた。これにより米国領土への運航が増大し、欧州連合航空安全委員会はそのEU航空安全リストからフィリピンの航空会社を除外した。2015年6月に欧州委員会は欧州への運航を実施するために、フィリピンで認可されたすべての航空機を合格させて2010年3月に実施した禁止を解除した。2017年6月にフィリピンはICAOから承認を取得した。これは同国の航空産業が航空安全性規制において世界標準を遵守していることを示す動きである。

2017年にICAOは、フィリピンの安全能力と、安全に関わるすべてのICAO国際標準・勧告方式、関連する手順、指導に関わる資料及び最良の安全慣行の実施状況を見極めるために、「国際航空安全監督監査プログラム」の枠組みの範囲内で安全監督監査を実施した。監査対象は、(i)基本となる航空法及び関連する民間航空規則、(ii)民間航空組織体制、(iii)職員免許付与業務、(iv)航空機の運航、(v)民間航空機の耐空性、(vi)飛行場、(vii)航空管制業務並びに(viii)航空事故及び深刻な事件の調査で構成される8分野である。フィリピンは、飛行場及び航空管制業務を除くすべての分野において、世界平均を上回る有効な実施スコアを獲得した。

[次へ](#)

GDP及び主な財務指標

国内総生産

国内総生産、すなわちGDPは、一定期間に国内で生産されたすべての最終財及びサービスの市場価値を測定するものであり、当該期間中のその国の生産高の増減を知る指標となる。一方で国民総所得、すなわちGNIは、一定期間に国民によって生産された最終財及びサービスの市場価値を測定するものであるが、この場合国内での生産であるか否かを問わない。

経済指標は、GDP及びGNIを名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にした価値を用いて生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪んだ影響を排除している。その他別段の定めがある場合を除き、本書中のGDP及びGNIの成長率は、それぞれ、2018年度を基準年度とした実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較である。2011年第1四半期に、GDP及びGNI（2011年の改正まではGNP）の算出に関するPSNAに基づく基準が変更され、これらの算出に用いる基準年度が1985年から2000年に変更された。PSNAは、2020年4月に、PSNA基準をさらに変更し、GDP算出の基準年度を2000年から2018年に変更した。その他別段の定めがある場合を除き、GDP及びGNIの数値は、2018年度の価格を基準としている。ただし、以下の5段落におけるGDP及びGNIの成長率の数値は、2000年度の価格を基準としている。

2015年度のGDP成長率は6.1%増と、前年度から横ばいで推移した。同期間中、製造業は主に世界的な需要低迷により2014年度の8.3%増から2015年度には5.7%増と減速した。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び農業・狩猟・林業といったサブセクターでも、それぞれ前年度の4.1%増及び2.1%増から2015年度には1.2%増、0.6%増と成長率の落ち込みが見られた。鉱業・採石業や水産業でも2015年度の成長率は縮小、不動産・不動産賃貸・事業活動及び金融仲介業のサブセクターも2015年度は前年比で低い成長率を記録した。こうした趨勢を押し戻したのが、その他サービスと建設業の成長率拡大で、それぞれ2014年度の4.0%増と7.2%増から2015年度には8.3%増と11.6%増に伸びている。自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理といったサブセクターの成長率も、2014年度の5.8%増から2015年度には7.1%増に拡大している。GNI成長率は2014年度の6.0%増から2015年度には5.8%増に縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2015年度における海外からの純要素所得伸率が4.6%増と、2015年度のGDP成長率に比べ相対的に低迷したためである。2015年度の海外からの純要素所得成長率は4.6%増で、2014年度の5.2%増から11.5%もの縮小である。

2016年度のGDP成長率は、2015年度の6.1%増から6.9%増に拡大した。2016年度の成長率拡大に最も寄与したのが、2015年度の5.7%増から7.0%増となった製造業による伸長である。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び建設業といったサブセクターの伸率も2015年度の1.2%増、11.6%増から2016年度には7.2%増、13.7%増と上昇し、2016年度の成長率拡大に貢献している。電気・ガス・水道業及び不動産・不動産賃貸・事業活動のサブセクターの成長率もそれぞれ2015年度の5.7%増、7.1%増から2016年度には9.8%増、8.9%増に上昇した。これらサブセクターによる業績を一部押し下げたのが、それぞれ2015年度の8.0%増、8.3%増から2016年度に5.9%増、7.3%増に後退した輸送・倉庫・通信及びその他サービスといったサブセクターの成長率鈍化である。農業・狩猟・林業及び水産業もそれぞれ2015年度の0.6%増、1.8%減から2016年度には0.6%減、4.3%減に低下している。GNI成長率は2015年度の5.8%増から6.7%増に拡大した。GNIの成長率はGDPのそれを下回っているが、これは2016年度における海外からの純要素所得伸率が5.8%増と、2016年度のGDP成長率に比べて相対的に低迷したためである。2016年度の海外からの純要素所得成長率は5.8%増で、2015年度の4.6%増から25.1%増の拡大である。

2017年度のGDP成長率は、2016年度の6.9%増から6.7%増となった。2017年度の成長率縮小の最大の原因となったのが、2016年度の12.1%増から2017年度の5.1%増に後退したサブセクターである建設業による伸率低迷である。また、電気・ガス・水道業及び輸送・倉庫・通信業といったサブセクターがそれぞれ2016年度の9.0%増、5.3%増から2017年度同期の3.4%増、4.0%増に後退したことも縮小の原因となった。これらのサブセクターの業績不振を補ったのが、農業・林業及び製造業といったサブセクターであり、それぞれ2016年度の0.6%減、7.1%増から2017年度に5.0%増、8.4%増の成長拡大となった。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び水産業といったサブセクターもそれぞれ2016年度の7.1%増、4.0%減から2017年度の8.7%増、0.9%減に改善した。GNI成長率は、2016年度の6.7%増から6.6%増に縮小した。GNIの成長率はGDPのそれをわずかに下回っているが、これは2017年度における海外からの純要素所得伸率が5.9%増と2017年度のGDP成長率と比べて相対的に低迷したためである。2017年度の海外からの純要素所得成長率は5.9%増で、2016年度同期の5.8%増からわずかに拡大している。

2018年度のGDP成長率は、2017年度の6.7%増から6.2%増に縮小した。2018年度の成長率縮小の最大の原因となったのが、成長率が2017年度の8.4%増から2018年度の4.9%増に後退したサブセクターである製造業による伸率

低迷である。また、農業・狩猟・林業及び水産業並びに不動産・不動産賃貸・事業活動のサブセクターの成長率がそれぞれ2017年度の4.0%増から2018年度の0.9%増及び7.4%増から4.7%増に後退したことも成長減速の原因となった。これらのサブセクターの業績を一部補ったのが、それぞれ5.1%増から14.9%増、3.4%増から5.5%増及び8.7%増から15.2%増を記録した建設業、電気・ガス・水道業及び一般公共サービス・防衛・強制的社会保障といったサブセクターの成長拡大であった。GNI成長率は、2017年度の6.5%増から2018年度の5.9%増に縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2018年度における海外からの純要素所得伸率が4.3%増と、2018年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2018年度の海外からの純要素所得伸率4.3%は、2017年度の5.9%増から縮小していた。

2019年度のGDP成長率は、2018年度の6.2%増に対して、5.9%増であった。2019年度の低成長の最大の原因となったのが、成長率が2018年度の6.7%増から4.9%増に後退した工業部門による伸率低迷である。この業績を一部補ったのが、それぞれ2018年度の0.9%増及び6.8%増から2019年度の1.5%増及び7.1%増を記録した農業・狩猟・林業及び水産業、並びにサービスといったセクターの成長拡大であった。2019年度のGNI成長率は、2018年度の5.9%増に対し、5.5%増と縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2019年度の海外からの純要素所得伸率が3.5%増と、2019年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2019年度の海外からの純要素所得伸率3.5%増は、2018年度の成長率の4.3%増から縮小していた。

フィリピンは、2020年度のGDP及びGNIが主に新型コロナウイルス感染症の世界的流行による悪影響を受けると予想している。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、世界のその他の地域からの純要素所得及びGNIを名目市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (名目市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2015年度	2019年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,533,369	1,544,279	1,685,956	1,762,616	1,722,211	11.0	8.8
工業部門	4,250,451	4,582,981	4,987,948	5,582,525	5,887,300	30.5	30.2
鉱業・採石業	119,626	125,898	148,094	163,322	161,826	0.9	0.8
製造業	2,778,795	2,964,479	3,228,580	3,488,331	3,603,368	19.9	18.5
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	443,279	466,222	505,119	557,030	610,411	3.2	3.1
建設業	908,751	1,026,382	1,106,154	1,373,841	1,511,695	6.5	7.7
サービス部門	8,160,337	9,005,122	9,882,747	10,920,048	11,906,907	58.5	61.0
卸売り及び小売り、自動車及びオートバイの修理	2,427,160	2,668,596	2,926,502	3,237,304	3,529,389	17.4	18.1
輸送及び倉庫	525,721	580,079	637,191	697,839	757,358	3.8	3.9
宿泊及び食品サービス業	262,371	304,557	346,119	403,289	434,567	1.9	2.2
情報通信	455,635	473,142	490,330	515,925	555,190	3.3	2.8
金融及び保険業	1,087,981	1,193,651	1,326,583	1,498,147	1,681,740	7.8	8.6
不動産及び住居の保有	929,576	995,629	1,076,332	1,189,673	1,268,749	6.7	6.5
専門及び事業サービス	840,089	992,234	1,110,458	1,159,265	1,223,307	6.0	6.3
行政・防衛・強制的社会保障	503,201	562,254	642,127	767,706	889,986	3.6	4.6
教育	535,578	591,081	649,366	731,607	789,490	3.8	4.0
ヘルスケア及び社会福祉事業	242,093	269,554	289,060	308,268	327,526	1.7	1.7
その他サービス	350,934	374,345	388,679	411,025	449,605	2.5	2.3
GDP合計	13,944,157	15,132,381	16,556,651	18,265,190	19,516,418	100.0	100.0
世界のその他の地域からの純要素所得	1,593,553	1,680,553	1,826,528	1,947,159	1,940,973		
GNI合計	15,537,710	16,812,934	18,383,179	20,212,349	21,457,391		

出典：PSA

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、世界のその他の地域からの純要素所得及びGNIを実質市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (実質市場価格による。) ⁽¹⁾					GDPに占める割合	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2015年度	2019年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,688,344	1,672,085	1,743,134	1,762,616	1,783,855	11.3	9.2
工業部門	4,493,390	4,861,342	5,202,582	5,582,525	5,843,934	30.0	30.2
鉱業・採石業	148,589	156,807	160,065	163,322	169,221	1.0	0.9
製造業	2,874,284	3,070,939	3,317,641	3,488,331	3,600,183	19.2	18.6
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	458,766	500,472	523,161	557,030	593,917	3.1	3.1
建設業	1,011,751	1,133,124	1,201,714	1,373,841	1,480,612	6.7	7.6
サービス部門	8,809,174	9,529,249	10,230,262	10,920,048	11,740,724	58.8	60.6
卸売り及び小売り、自動車及びオートバイの修理	2,670,294	2,861,060	3,057,552	3,237,304	3,500,918	17.8	18.1
輸送及び倉庫	548,048	604,328	648,153	697,839	742,105	3.7	3.8
宿泊及び食品サービス業	297,279	332,612	371,234	403,289	428,425	2.0	2.2
情報通信	436,741	462,876	483,683	515,925	549,423	2.9	2.8
金融及び保険業	1,171,994	1,275,687	1,382,521	1,498,147	1,676,292	7.8	8.7
不動産及び住居の保有	1,022,316	1,068,415	1,129,083	1,189,673	1,251,294	6.8	6.5
専門及び事業サービス	875,745	1,011,910	1,117,257	1,159,265	1,186,078	5.8	6.1
行政・防衛・強制的社会保障	567,797	610,575	666,393	767,706	870,878	3.8	4.5
教育	589,602	627,112	671,837	731,607	776,443	3.9	4.0
ヘルスケア及び社会福祉事業	270,168	290,083	309,316	308,268	320,936	1.8	1.7
その他サービス	359,190	384,590	393,233	411,025	437,932	2.4	2.3
GDP合計	<u>14,990,907</u>	<u>16,062,676</u>	<u>17,175,978</u>	<u>18,265,190</u>	<u>19,368,513</u>	<u>100.0</u>	<u>100.0</u>
世界のその他の地域からの純要素所得	1,731,386	1,800,003	1,908,246	1,947,159	1,904,154		
GNI合計	16,722,293	17,862,678	19,084,224	20,212,349	21,272,666		
GDPの年間成長率(%)	6.3	7.1	6.9	6.3	6.0		
GNIの年間成長率(%)	6.1	6.8	6.8	5.9	5.2		

出典：PSA

注：

(1) 2018年度の実質価格 (constant 2018 prices) に基づいている。

下表は、共和国のGNIを2018年度を基準とした実質価格による支出別に百分比で示したものである。

	支出別国民総所得の分配 (実質市場価格による。) ⁽¹⁾				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	(単位：%)				
家計最終消費支出	73.6	73.6	72.9	72.5	72.4
政府最終消費支出	11.1	11.3	11.3	12.0	12.4
総資本形成	22.2	25.0	25.9	27.2	26.2
総固定資本形成	22.0	24.8	25.7	27.3	26.7
建設	13.6	14.6	14.9	16.1	16.5
耐久設備	5.9	7.6	8.1	8.4	7.3
種畜・果樹開発	2.1	2.1	2.1	2.2	2.1
知的財産生産物	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
在庫変動	0.2	0.2	0.2	(0.1)	(0.5)
有価物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸出	25.7	26.2	28.7	30.2	29.2
財貨の輸出	14.2	14.4	15.9	16.9	16.1
サービスの輸出	11.5	11.8	12.9	13.3	13.1
輸入	32.6	36.1	38.9	41.9	40.3
財貨の輸入	25.5	28.9	31.4	34.1	32.6
サービスの輸入	7.1	7.3	7.6	7.8	7.7
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
GNIに対するGDPの割合	89.6	89.9	90.0	90.4	91.0
世界のその他の地域からの純要素所得	10.4	10.1	10.0	9.6	9.0
国民総所得	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA

注：

(1) 2018年度の実質価格 (constant 2018 prices) に基づいている。

フィリピン国民経済計算の定期修正

PSAは、共和国の国民経済計算について四半期毎にデータを発表しており、これにはGDPとGNIのデータも含まれている。PSAの方針により、各四半期のGDP及びGNIのデータは翌四半期に修正される。一方、年次のデータは第1四半期のデータとともに発表され、その後毎年5月に修正される。GDP及びGNIの推計値は、3年後に「最終値」とみなされる。但し、PSAは、国民経済計算を全般的に修正する場合は、常に「最終値」とされた推計値も修正することができる。

通常、共和国の国民経済計算が修正されるのは、新たな又はより詳細なデータが得られた場合、もともとの情報源から修正されたデータを受領した場合、及び新興産業を追加又は閉鎖産業を除外した場合である。PSAは、かねてより国連の1968年改訂国民経済計算体系に従っている。現在、同国の国民経済計算は、直近の改定である2008年の推奨事項を多く採用している。

経済の主要部門

農業・林業及び水産業部門

農業・林業及び水産業部門のGDPに占める割合は、実質市場価格ベースで2015年度の約11.3%から2019年度には約9.2%となった。

フィリピン共和国の主要農作物には、米やトウモロコシといった国内での消費が主目的で栽培される穀物や、国内市場と輸出に向けて生産されるココナッツや砂糖キビ、バナナといったその他作物がある。フィリピンの農業システムは多彩であり、農業借地人と小作人が耕作を行う多数のココナッツ農園、労務管理に基づき又は借地人により耕作される砂糖の大農園、及び主にバナナやパイナップル等の輸出用作物が栽培される大規模な「アグロビジネス」のプランテーションがこれに含まれる。コメ、トウモロコシ及びココナッツは、それぞれ国内耕作地のおよそ4分の1を占めている。漁業生産は、商業漁業、地方自治体漁業及び養殖業に分類されている。

フィリピンの森林は同国の主要な天然資源の1つであり、広葉樹が多く生立している。長年にわたる人口の増加、移動耕作、違法な伐採や十分に行き渡らない植林活動により森林は荒廃しており、このため、政府主導の下、

原生林（環境天然資源省による1991年行政令による。）及び2次林の残存森林（アキノ政権による2011年行政命令による。）での伐採活動がほぼ全面的に禁止された。

2015年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2014年度の1.9%増から0.7%増へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主にコメの生産成長率が前年から一転縮小したことによるもので、2014年度の1.7%増から4.7%減となっている。また、前年度は4.5%増の成長率であったトウモロコシも2015年度には3.8%減となり、生産量が反転下降した。砂糖キビと林業の生産も前年度の1.7%増、6.5%増から一転し、2015年度はそれぞれ7.4%減、24.4%減となっている。一方家禽類の生産は、こうした反転基調を一部解消し2014年度の0.2%増から2015年度には8.7%増の成長率を記録している。同期間中、畜産及びコブラ生産を含むココナツの生産成長率は、それぞれ前年度の0.2%増、5.5%減から、2015年度は3.6%増、0.3%増に拡大した。

2016年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2015年度の0.7%増から1.0%減へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主に水産業及び水産養殖業の生産低下によるもので、同産業の生産成長率は2015年度の1.4%増から1.0%減に後退している。また、マンゴーの生産も前年度の3.1%増から反転し、2016年度は9.9%減となった。同期間中は、家禽類及び鶏卵の生産成長率も減速し、2015年度の8.7%増から2016年度は1.8%増となっている。こうした要因を一部解消したのはその他の畜産部門であり、前年度の3.6%増から2016年度は5.3%増を記録した。

2017年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2016年度の1.0%減から4.2%増となった。同年度の成長率拡大は、主にコメの生産増によるもので、成長率は2016年度の3.4%減から2017年度には7.7%増に上昇している。また、トウモロコシの生産も前年度から反転して上昇し、2017年度は昨年度の4.5%減から9.1%増に拡大した。同期間中は砂糖キビも増産され、2016年度の2.8%減から2017年度は27.4%増の成長率となった。

2018年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2017年度の4.0%増から1.1%増に縮小した。同年度の成長率低迷は、籾米、トウモロコシとサトウキビの生産成長率が、それぞれ前年度の7.7%増、9.1%増及び27.4%増から1.4%減、1.5%減及び16.6%減に低下したことによるものである。

2019年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の1.1%増から1.2%増へと上昇した。成長率の上昇は、主にトウモロコシ、マンゴーの生産、水産業及び水産養殖業がそれぞれ2018年度の1.5%減、2.9%減及び0.6%減から2019年度の3.3%増、4.3%増及び2.5%増へと反転したこと、並びにその他の穀物の生産が2018年度の0.2%増から2019年の4.0%増に拡大したことによるものである。こうした要因を一部押し下げたのが、2018年度の1.4%減から2019年度の5.9%減に低下した米の生産、2018年度の5.5%増から2019年度の1.0%増へと減少したコブラを含むココナツの生産、及び2018年度の1.8%増から2019年度の2.1%減へと反転したバナナの生産であった。

工業部門

工業部門は、鉱業・採石業、製造業、建設業、電気・ガス・水道業といったサブセクターで構成される。工業部門のGDPに占める割合は、実質市場価格ベースで2015年度の約30.0%から2019年度には約30.2%に上昇している。

2015年度、工業部門の成長率は、2014年度の7.5%増から6.5%増となった。2015年度の成長率縮小の原因となったのは、主に製造業及び鉱業・採石業の後退で、それぞれ前年度の7.6%増、14.2%増から2015年度には5.2%増、0.6%減に低下している。こうした要因を一部押し上げたのが、建設業、電気・ガス・水道及び廃棄物管理業といったサブセクターで、成長率は前年度の7.4%増及び4.6%増から2015年度には11.4%増及び7.1%増となった。

2016年度、工業部門の成長率は、2015年度の6.5%増から8.2%増となった。この成長率拡大を支えたのは、主に製造業の伸長で、成長率は2015年度の5.2%増から2016年度には6.8%増に上昇している。また、建設業も前年度の11.4%増から2016年度には12.0%増へと成長幅が拡大した。同様に電気・蒸気・水道及び廃棄物管理業並びに鉱業・採石業といったサブセクターの成長率も拡大し、それぞれ前年度の7.1%増、0.6%減から2016年度には9.1%増、5.5%増となっている。

2017年度、工業部門の成長率は、2016年度の8.2%増から7.0%増となった。この成長率縮小の原因となったのは、主に建設業と電気・蒸気・水道及び廃棄物管理業といったサブセクターの後退であり、それぞれの成長率は2016年度の12.0%増、9.1%増から2017年度には6.1%増、4.5%増に低下している。こうした要因を一部押し上げたのが製造業の成長率拡大であり、前年度の6.8%増から2017年度には8.0%増に上昇している。

2018年度、工業部門の成長率は、2017年度の7.0%増から7.3%増となった。2018年度の成長拡大は、主にサブセクターである電気・蒸気・水道及び廃棄物管理業並びに建設業の成長率の伸長によるもので、2017年度の4.5%増及び6.1%増から2018年度は6.5%増及び14.3%増に増加している。こうした低迷の要因を一部押し下げたのが鉱業・採石業及び製造業といったサブセクターの成長低迷であり、それぞれ2017年度の2.1%増及び8.0%増から2018年度は2.0%増及び5.1%増に低下している。

2019年度の工業部門の成長率は、2018年度の7.3%増から4.7%増となった。成長率の低下は、主に製造業及び建設業のサブセクターの成長鈍化によるものであり、それぞれ2018年度の5.1%増及び14.3%増から2019年度の3.2%増及び7.8%増に縮小した。こうした要因を一部補ったのが、鉱業・採石業及び電気・ガス・水道業のサブセクターであり、それぞれ2018年度の2.0%増及び6.5%増から2019年度の3.6%増及び6.6%増となった。

製造業の成長率について詳細は下記「製造業」を参照のこと。

製造業

フィリピンの製造業は、3種の主要産業グループで構成される。

- ・ 食品、履物及び服飾産業を含む消費財グループ
- ・ 石油、化学及び化学製品産業を含む中間財グループ
- ・ 電気機械及び電子産業を含む資本財グループ

下表は、製造業を産業又は産業グループ毎に分類した表で、2018年度の実質市場価格（constant 2000 market prices）換算による総付加価値（販売価格から、原材料費及びサービス実施費を減じたものと同額。）により示したものである。

産業グループ別製造業総付加価値
(実質市場価格による。)⁽¹⁾

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	(単位：百万ペソ)				
食品	1,379,742	1,490,223	1,563,246	1,606,435	1,644,996
飲料産業	137,319	149,531	152,451	157,065	166,143
タバコ製品	23,001	25,879	22,285	19,450	22,332
織物	56,532	52,541	46,764	47,695	50,659
衣料品	69,805	69,854	70,134	70,386	79,101
履物・革・革製品	11,434	13,176	14,068	14,755	15,507
木材・竹・トウ・籐製品	19,524	23,627	25,344	28,763	34,525
紙・紙製品	19,596	21,453	22,895	26,504	26,808
記録媒体の印刷・複製	29,285	24,783	29,776	28,183	32,479
コークス・石油精製製品	154,626	158,003	176,415	207,370	174,814
化学・化学製品	259,718	277,844	323,010	358,724	416,666
基本医薬製品・医薬品	41,856	38,633	37,993	35,184	47,177
ゴム製品・プラスチック製品	25,897	32,682	34,040	39,126	40,814
その他非金属鉱物製品	68,043	65,627	78,361	87,686	88,592
基金属産業	44,188	60,951	75,649	72,101	81,929
組立金属製品（機械・設備類を除く。）	18,810	19,061	29,242	31,046	32,982
コンピュータ・電気・光学製品	321,395	326,716	373,881	403,994	386,814
電気設備	38,451	44,293	48,005	51,218	58,311
機械・設備類（電気機械を除く。）	29,620	37,635	39,109	41,190	44,309
輸送設備	48,605	61,956	71,012	73,617	69,614
家具	16,691	16,495	19,175	20,361	16,722
その他の製造業	60,145	59,977	64,786	67,476	68,890
製造業における総付加価値	2,874,284	3,070,939	3,317,641	3,488,331	3,600,183

出典：PSA

注：

(1) 2018年度の実質価格（constant 2018 prices）に基づいている。

2015年度、製造業の成長率は2014年度の7.6%増から5.2%増へと縮小した。同年度の成長率縮小の原因となったのは、主に1.3%増と成長率が低迷した食品製造、成長率が4.8%減となった家具・据付品、0.5%減の飲料産業といった分野である。一方でこうした要因を一部補ったのが11.3%増のコンピュータ・電気・光学製品、及び18.4%増の化学・化学製品であった。

2016年度、製造業の成長率は2015年度の5.2%増から6.8%増に拡大し、主にこうした高成長を支えたのが8.0%増の食品製造、27.5%増の輸送設備及び37.9%増の基金属産業であった。一方こうした拡大を一部押し下げたのが、1.7%減のコンピュータ・電気・光学製品、3.6%減の非金属鉱物製品及び7.1%減の織物製造であった。

2017年度、製造業の成長率は2016年度の6.8%増から8.0%増に拡大し、主にこうした高成長を支えたのが11.7%増のコークス・石油精製製品、14.4%増のコンピュータ・電気・光学製品及び16.3%増の化学・化学製品であっ

た。一方こうした拡大を一部押し下げたのが、医薬製品・医薬品及びタバコ製造であり、それぞれ1.7%減及び13.9%減であった。

2018年度、製造業の成長率は、2017年度の8.0%増から2018年度の5.1%増へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主に基金属、基本医薬製品・医薬品及びタバコ製品のマイナス成長（それぞれ4.7%減、7.4%減及び12.7%減）によるものであった。こうしたマイナス成長を一部補ったのが、食品、化学・化学製品及びコークス・石油精製製品の成長であり、それぞれ2.8%増、11.1%増及び17.5%増であった。

2019年度の製造業の成長率は、2018年度の5.1%増に対して、3.2%増であった。成長率の低迷は、主にコンピュータ・電気・光学製品、コークス及び石油精製製品、輸送設備及び家具のサブセクターがそれぞれ2018年度の8.1%増、17.5%増、3.7%増及び6.2%増から2019年度の4.3%減、15.7%減、5.4%減及び17.9%減に反転したことによるものであった。これらを一部補ったのが、2018年度の11.1%増から2019年度の16.2%増へと成長拡大した化学・化学製品であった。

サービス部門

サービス部門には輸送・倉庫・通信、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理、金融仲介業、不動産・不動産賃貸・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービスといったサブセクターが含まれる。サービス部門のGDPに占める割合は依然として最大であり、実質市場価格ベースで2015年度の58.8%から2019年度には60.6%に増加している。

2015年度、サービス部門成長率は7.4%増となり、2014年度に記録された6.7%増を上回った。同年度の成長率拡大は、主にその他サービスによるもので、同分野の成長率は2014年度の0.9%増から10.0%増と急伸した。情報通信及び教育のサブセクターの成長率は、それぞれ2014年度の4.1%及び1.8%から、2015年度は8.6%及び5.8%に増加した。サービス部門の成長を最も牽引したサブセクターは、卸売・小売業、自動車・オートバイの修理、金融・保険業、及び不動産・賃貸住宅業であり、2015年度において、それぞれ2.7兆ペソ、1.2兆ペソ及び1兆ペソを計上した。

2016年度、サービス部門の成長率は、2015年度に記録された7.4%増から8.2%増に拡大した。同年度の成長率拡大は、主に一般公共サービス・防衛・強制的社会保障のサブセクターの成長率の拡大による結果であり、2015年度の1.6%増から2016年度の11.9%増に上昇している。2016年度の宿泊・外食サービス業及び金融・保険業の成長率は、2015年度の9.7%及び7.3%からそれぞれ、11.9%及び8.8%に増加した。成長拡大を最も牽引したサブセクターは、卸売・小売業、自動車・オートバイの修理、金融・保険業、及び不動産・賃貸住宅業であり、2016年度において、それぞれ2.9兆ペソ、1.3兆ペソ及び1.1兆ペソを計上した。

2017年度において、サービス部門の成長率は7.4%増となり、2016年度に記録した8.2%増を下回った。同期間中の成長率縮小は、専門職・事業サービス、その他のサービス業、輸送・貯蔵業などのいくつかのサブセクターの減速によるもので、これらの成長率はそれぞれ2015年度に計上したそれぞれ15.5%増、7.1%増及び10.3%増から、2016年度は10.4%増、2.2%増及び7.3%増となっている。この成長の減速は、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障、不動産・賃貸住宅業、及び教育などのその他のサブセクターの成長率が、2017年度において、2016年度の7.5%増、4.5%増及び6.4%増から、それぞれ9.1%増、15.7%増及び7.1%増に改善したことによって、部分的に相殺された。成長拡大を最も牽引したサービスのサブセクターは、卸売・小売業、自動車・オートバイの修理、金融・保険業、及び不動産・賃貸住宅業であり、2017年度において、それぞれ3.1兆ペソ、1.4兆ペソ及び1.1兆ペソを計上した。

2018年度、サービス部門の成長率は6.7%増であり、2017年度の7.4%増を下回った。同期間中の成長率縮小は、保健・ソーシャルワーク業、専門職・事業サービス、及び宿泊・外食サービス業などのいくつかのサブセクターの減速によるもので、これらの2018年度の成長率は、2017年度に計上した6.6%増、10.4%増及び11.6%増から低下し、それぞれ-0.3%増、3.8%増及び8.6%増となっている。この成長の減速は、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障、その他のサービス業、及び情報通信などのサブセクターの成長率が、2018年度において、2017年度の9.1%増、2.2%増及び4.5%増から比較して、それぞれ5.2%増、4.5%増及び6.7%増に改善したことによって、部分的に相殺された。成長拡大を最も牽引したサービスのサブセクターは、卸売・小売業、自動車・オートバイの修理、金融・保険業、及び不動産・賃貸住宅業であり、2018年度において、それぞれ3.2兆ペソ、1.5兆ペソ及び1.2兆ペソを計上した。

2019年度のサービス部門の成長率は、2018年度の6.7%増に対し、7.5%増であった。こうした成長拡大は、保健・ソーシャルワーク業、金融・保険業、及び卸売・小売業、自動車・オートバイの修理のサブセクターの2019年度の成長率が、2018年度の0.3%増、8.4%増及び5.9%増から比較して、それぞれ4.1%増、11.9%増及び8.1%増に拡大したことに部分的に起因する。成長拡大を最も牽引したサービスのサブセクターは、卸売・小売業、自動

車・オートバイの修理、金融・保険業、及び不動産・賃貸住宅業であり、2019年度において、それぞれ3.5兆ペソ、1.7兆ペソ及び1.3兆ペソを計上した。

輸送、倉庫及び通信業

フィリピンの地形は起伏に富んでおり、道路、空輸・海運体制を十分に整備することが重要である。政府は、民間部門に対し基本的な運輸サービスの提供と、域内における地方と都市間の交通網強化を働きかけている。政府は、インフラ開発を加速させることを優先する誓約を表明している。2019年度には、合計100のインフラ・プロジェクトが確認され、そのうち、71のプロジェクトが輸送関連であった。

フィリピンの道路網は同国において最も重要な輸送システムであり、その道路総延長は220,000キロメートル超となっている。マニラ首都圏を中心に7.1百万台を超える車両がこの道路網を使用しており、これには3.9百万台を超える公用車も含まれている。首都圏では、交通管理や多種にわたる技術対策の実施にもかかわらず、依然として交通渋滞が続いている。政府は、交通渋滞緩和のために既存の道路網に代わる道路網や大規模な高速輸送鉄道の建設を行ってきたが、現在も引き続きこれらの進展に努めている。

鉄道施設の使用は、フィリピン国有鉄道の施設が劣化したこともあり大幅に後退している。鉄道施設の使用促進を目的に、同国政府は2016年8月に複数の公共交通機関のプロジェクトを承認し、これにはマニラとロスバニョスを結ぶ通勤鉄道となる、25.3キロメートルに及ぶマニラの地下鉄の建設及びその他2つの鉄道プロジェクトが含まれている。

同国には10ヶ所の国際空港及び75のその他施設があり、共和国内の空輸ニーズに対応している。同国政府は、空港の建設、再建及び改良を進め、かつ共和国内の航空管制・通信体制の現代化を継続しており、より多くの地方空港に夜行便の就航が可能となった。ドゥテルテ政権のBuild, Build, Buildプログラムに合わせて、建設、再建又は改良に関する28の空港プロジェクトが運輸省の重要課題に挙げられている。

電話回線はマニラ首都圏外を中心にかねてより不足状態にあり、長い間基本的な電話サービスの開通が待たれていた。これに対し政府は、電話回線数と相互接続の大幅増を目指して1993年に電気通信産業を自由化し、競争を活性化させた。また同国政府は、電話サービス等が普及していない国内地域を対象に、電話及びモバイルサービスを提供するプログラムを継続して実施している。

海外からの純要素所得

海外からの純要素所得は、GNIの構成要素であるがGDPの算出対象には含まれていない。海外からの純要素所得は、フィリピン経済の重要な要素であり、在外労働者による本国送金に大きく支えられている。海外からの純要素所得には、在外労働者の報酬推計額や、在外労働者が所有する資産からの投資報酬が含まれている。PSAによる最新データによると2015年度、2016年度、2017年度、2018年度及び2019年度において、海外からの純要素所得がGNIに占める割合はそれぞれ、10.4%、10.1%、10.0%、9.6%及び9.0%であった。

2015年度、海外からの純要素所得成長率は、2014年度の4.8%増から4.2%増に縮小した。同年度の縮小の原因となったのは、主に資金流入額の伸幅縮小で、この後退は、2014年度の6.0%増から2.6%増へと失速した報酬額の伸率低下が大きな原因である。一方でこれを一部押し上げたのが資金流出額の伸幅縮小で、物件費の減少を理由に前年度の10.8%増から2015年度は0.5%増に低下している。

2016年度、海外からの純要素所得成長率は、2015年度の4.2%増から4.0%増に縮小した。この縮小は主に報酬額及び物件収入からの流入額の伸幅縮小によるもので、これらは2015年度の2.6%増及び27.4%増から、2016年度の2.2%増及び23.5%増となった。これを部分的に相殺したのが、資金流出額の伸幅縮小であり、2015年度の0.5%増と比較して、2016年度は0.9%減となっている。同年度の拡大を支えているのは主に8.2%減となった資金流出額の伸幅減少で、これは物件費が8.2%減となったことに起因するものである。一方でこれを一部押し下げたのが資金流入額の伸幅縮小で、2016年度に物件収入の伸率が24.2%増と前年度の28.8%増から低下したことが原因である。

2017年度、海外からの純要素所得成長率は、2016年度の4.0%増から6.0%増に拡大した。これは主に報酬額の成長率拡大に起因する資金流入額の増大によるもので、2016年度の2.2%増から2017年度の5.4%増に上昇した。これを一部押し下げたのが、物件費の上昇率の拡大に起因する資金流出額の反発であり、2016年度の9.1%減から2017年度の10.8%増へと上昇した。

2018年度、海外からの純要素所得は、2017年度の6.0%増から2.0%増に縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額からの資金流入額の減少によるもので、2017年度の5.4%増から2018年度の3.9%増に縮小した。こうした縮小要因を一部押し留めたのが物件収入からの資金流入額の増加であり、2017年度の35.0%増から2018年度の42.0%増に拡大した。

2019年度の純要素所得は、2018年度の2.0%増から2.2%増へと拡大した。成長率の縮小は、主に報酬額の資金流出額の増加によるもので、2018年度の52.1%増から2019年度の103.9%増に拡大した。これを一部押し下げたのが報酬額及び物件収入からの資金流入額であり、2019年度は2.5%増及び3.7%増であった。

物価、雇用及び賃金

インフレーション

フィリピンでは、インフレーションを消費者物価指数（以下「CPI」という。）により年次のパーセンテージ変化率で報告しており、これは一般的な消費者が使用する財及びサービスの標準的な「バスケット（消費構造）」を定め、この平均価格を測定するものである。NSOは、家計調査を3年毎に全国的に実施している。最新の家計調査の結果が公開されたのは2012年であり、CPIの基準年に指定されている。2018年3月に、2012年CPIバスケットが発表された。2018年6月現在、政府は2006年CPIバスケットに基づくインフレデータの報告を中止している。

下表は、2012年CPIバスケットの主な構成要素とその比重を示したものである。

2012年CPIバスケットの主要構成要素

分類	2012年 CPIバスケット
食料品・ノンアルコール飲料合計	38.34%
コメ	9.59%
アルコール飲料・タバコ合計	1.58%
食料品以外合計	60.08%
衣類・履物	2.93%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	22.03%
据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品	2.95%
健康	3.89%
輸送	8.06%
通信	2.93%
娯楽・文化	1.40%
教育	3.28%
レストランその他の財・サービス	12.59%

下表は、CPI及びインフレデータ（2012年CPIバスケットを基準とする。）並びに製造業部門のCPI相当指数である生産者物価指数（以下「PPI」という。）（2000年PPIバスケットを基準とする。）並びに各指数における年次のパーセンテージ変化率を示したものである。

消費者物価指数及び生産者物価指数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
CPI（2012年CPIバスケット）	107.0	108.4	111.5	117.3	120.2
インフレ率（2012年CPIバスケット）	0.7%	1.3%	2.9%	5.2%	2.5%
製造業PPI（2000年PPIバスケット）	141.0	134.1	132.9	133.8	132.6
インフレ率（2000年PPIバスケット）	(6.7)%	(4.8)%	(0.9)%	0.7%	1.6%

出典：PSAによる数値をバンコ・セントラルのスタッフが計算したものの。

消費者物価指数

2016年度の平均インフレ率は1.3%であり、2015年度の0.7%を上回った。同年度の年間平均インフレ率上昇は、主にアルコール飲料・タバコが前年度の3.0%から4.6%に伸長したことによるものである。また、レストランその他財・サービス分野の価格指数も前年度の1.4%から同年度は1.7%という平均インフレ率を記録した。一方でこうした要因を一部押し下げたのが教育分野であり、平均インフレ率は前年度の3.8%から3.0%に低下している。

2017年度の平均インフレ率は2.9%であり、2016年度の平均インフレ率1.3%を上回った。同年度のインフレ率の上昇は、主に教育を除くコモディティすべての物価指数の成長率の拡大であった。

2018年度の平均インフレ率は5.2%であり、2017年度の平均インフレ率2.9%を上回った。同年度のインフレ率の上昇は衣類・履物及び教育を除く消費財グループ全般の物価指数成長率の拡大であった。衣類・履物の価格指数は、前年度及び同年度の2.4%の平均インフレ率を記録した。教育の物価指数は、2017年度に2.5%の平均インフレ率及び対して2018年度に0.8%のデフレ率を記録した。

2019年度の平均インフレ率は2.5%であり、2018年度の平均インフレ率5.2%を下回った。同年度のインフレ率の低下は、主に食料品・ノンアルコール飲料、アルコール飲料・タバコ、住宅・水道・電気・ガスその他燃料、輸送、レストランその他財・サービスの物価指数が低下したことによるものである。

生産者物価指数

2015年度、PPIは平均デフレ率6.7%を記録し、2014年度に記録した0.9%を上回るデフレ率であった。石油製品、木材・木材製品、電気機械及び家具・据付品といった分野の物価指数が、それぞれ前年度の2.5%減、2.6%増、1.3%増、11.7%減から、同年度は21.0%減、18.7%減、15.8%減及び27.2%減となった。2015年度は履物・衣料品、出版・印刷、ゴム製品・プラスチック製品、非金属鉱物製品、基金属及び輸送設備といった分野の物価指数も低下している。

2016年度、PPIは平均デフレ率4.8%を記録し、2015年度に記録した6.7%を下回るデフレ率であった。石油製品、木材・木材製品、電気機械及び家具・据付品といった分野の物価指数が、それぞれ前年度の21.0%減、18.7%減、15.8%減、27.2%減から、同年度は9.2%減、2.7%減、4.0%減及び17.3%減となった。2016年度は、履物・衣料品、革製品、出版・印刷、ゴム製品・プラスチック製品、基金属及び輸送設備といった分野の価格指数も低下している。

2017年度、PPIは平均デフレ率0.9%を記録し、2016年度に記録した4.8%の平均デフレ率を下回るデフレ率であった。石油製品、鋼鉄、基金属、機械類（電気機械及び非鉄金属を除く。）の物価指数は、それぞれ2016年度のデフレ率9.2%、4.8%、8.2%、16.3%、11.9%から2017年度のインフレ率15.4%、7.7%、3.7%及びデフレ率2.6%、0.3%となった。組立金属、セメント、革製品及び非金属鉱物製品の物価指数は、それぞれ2016年度のデフレ率6.3%、インフレ率1.8%、デフレ率3.8%、インフレ率2.6%から2017年度にはそれぞれ38.1%、15.3%、16.3%、6.4%の縮小となった。食品製造、飲料、繊維、家具・据付品、紙・紙製品、化学製品（プラスチック製品を除く。）、雑金属鉱物及び雑製造の物価指数は、2017年度も縮小が記録された。

2018年度のPPIは、2017年度に記録されたデフレ率0.9%から反転して0.7%の平均インフレ率を記録した。飲料、タバコ及び非金属鉱物製品の物価指数は、それぞれ2017年度の1.1%の平均デフレ率、8.9%の平均インフレ率、6.4%の平均デフレ率から2018年度の14.7%、41.2%、7.7%の平均インフレ率となった。2018年の革製品、家具・据付品及び組立金属の物価指数は、それぞれ2017年の16.3%、20.2%、38.1%の平均デフレ率に対して、8.7%、4.6%、8.3%の平均デフレ率であった。

2019年度のPPIは、2018年度の0.7%の平均インフレ率から上昇し、1.6%の平均インフレ率を記録した。これは主に、家具・据付品、基金属、鋼鉄及びゴム製品・プラスチック製品の物価指数の変動（それぞれ2018年度の5.5%減、16.8%減、5.7%減及び4.5%減から2019年度の58.0%増、17.4%増、8.4%増及び4.5%増へと反転した。）によるものであった。

[次へ](#)

雇用及び賃金

下表は、経済の各種部門の雇用に関する抜粋情報を示している。

	雇用に関する抜粋情報				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽¹⁾
	(単位：別途記載がある場合を除き、%)				
雇用者数(単位：千人) ⁽²⁾⁽³⁾	38,741	40,998	40,335	41,157	42,429
失業率	6.3	5.5	5.7	5.3	5.1
部門別雇用シェア：					
農業・林業及び水産業部門	29.1	26.9	25.4	24.3	22.9
工業部門					
鉱業及び採石業	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
製造業	8.3	8.3	8.6	8.8	8.5
建設業	7.0	8.3	8.8	9.4	9.8
上水道、下水道、廃水管理及び 浄化事業	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2
電気、ガス、蒸気及び空調 供給業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
工業部門合計	16.2	17.5	18.3	19.1	19.1
サービス部門					
運輸・保管業	7.2	7.4	7.8	7.8	8.1
卸売・小売業、自動車・ オートバイ修理業	18.9	19.6	19.6	19.4	19.9
金融業及び住宅供給業 ⁽⁴⁾	7.2	7.1	7.7	8.0	8.5
その他のサービス ⁽⁵⁾	21.4	21.5	21.3	21.4	21.5
サービス部門合計	54.7	55.6	56.3	56.6	58.0
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA、本年度の労働・雇用状況、労働力調査

注：

- (1) 労働力調査(LFS)の2019年年間推定値の暫定値(年間推定値は、2018年、及び2019年1月及び4月に実施した労働力調査の確定値、並びに2019年7月及び10月に実施した労働力調査の暫定値に基づいている。)
- (2) 在外労働者を含まない。
- (3) 2016年4月より前の数値は、2000年の人口及び住居に関する国勢調査に基づく人口予測を用いて算出されている。2016年4月以降の数値は、2010年の人口及び住居に関する国勢調査に基づく人口予測を用いて算出されている。
- (4) 金融・保険業、不動産業並びに公務及び防衛、強制的社会保障事業の合計。
- (5) 運輸・保管業、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業並びに金融業及び住宅供給業を除くその他すべてのサービス部門の合計。

政府の代表者、企業及び労働者の3者で構成される地域毎の団体は、地域や産業によって異なる最低賃金要件を定めている。最低賃金要件は、フィリピン法に基づき、12ヶ月間に1度だけ増額することができる。国内で労働者の最低賃金が最も高いのは、メトロ・マニラ及びその周辺地域である。2019年、メトロ・マニラを含む共和国の首都圏における非農業従事者の最低賃金は、1日537ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日500ペソであった。共和国のその他の地域においては、非農業従事者の最低賃金は1日280ペソから400ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日270ペソから391ペソである。

政府は失業者を、求職中でありかつ直ちに就業可能な15歳以上のすべての無職の者(例えば、求職中であるが、直ちに就業可能でない学生は除く。)と定義している。

共和国の2015年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、38.7百万人と見積もられた。2015年度の平均失業率は、2014年度に記録された6.8%から低下して6.3%となった。台風ヨランダの影響により、2015年度の見積もりにレイテ州は含まれていない。2015年度の平均労働力率は、2014年度に記録された64.4%から低下して63.7%となった。2015年度の平均不完全雇用率は、2014年度に記録された18.4%からわずかに上昇して18.5%となった。共和国の労働者は、2015年度においても引き続き主にサービス部門で雇用され、共和国の雇用合計の54.7%に相当した。2015年度において、雇用者数が最も多いサブセクターには、共和国の雇用合計の21.4%を雇用していたその他のサービス及び雇用合計の18.9%を構成した卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業が含まれた。2015年度において、農業・林業及び水産業部門は雇用合計の29.1%を構成し、工業部門は雇用合計の16.2%を構成した。

共和国の2016年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、41.0百万人と見積もられた。平均失業率は、2015年度に記録された6.3%から低下して5.5%となった。2016年度の平均労働力率及び平均不完全雇用率は、それぞれ2015年

度の63.7%及び18.5%からともにわずかに低下してそれぞれ63.4%及び18.3%となった。過年度同様、共和国の労働者は主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用人口合計の55.6%に相当した。その他のサービスの労働者は、雇用合計の21.5%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業の労働者は、雇用合計の19.6%を構成した。2016年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の26.9%及び17.5%を構成した。

共和国の2017年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、40.3百万人と見積もられた。失業率は、2016年度末現在記録された5.5%から上昇して5.7%となった。2017年度末現在の労働力率及び不完全雇用率は、それぞれ2016年度末現在の63.4%及び18.3%からともに低下してそれぞれ61.2%及び16.1%となった。過年度同様、共和国の労働者は主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用人口合計の56.3%に相当した。その他のサービスの労働者は、雇用合計の21.3%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業の労働者は、雇用合計の19.6%を構成した。2017年度末現在、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の25.4%及び18.3%を構成した。

共和国の2018年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、41.2百万人と見積もられた。失業率は、2017年度末時点の5.7%から低下し、5.3%であった。2018年度の平均労働力率は、2017年度の61.2%から60.9%に低下し、不完全雇用率は、2017年度の16.1%から16.4%に上昇した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.6%を構成した。その他のサービス部門の労働者は雇用合計の21.4%、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の19.4%を構成した。2018年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の24.3%及び19.1%を構成した。

共和国の2019年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、42.4百万人と見積もられた。失業率は、2018年度末時点の5.3%から低下し、5.1%であった。2019年度の平均労働力率は、2018年度の60.9%から61.3%に上昇し、不完全雇用率は、2018年度の16.4%から14.0%に低下した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の58.0%を構成した。卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の19.9%を構成した。2019年度において、農業・林業及び水産業部門及び工業部門は、それぞれ雇用合計の22.9%及び19.1%を構成した。

下表は、共和国の雇用に関する情報を性別及び年齢階級別に示している。

性別・年齢階級	雇用状況別15歳以上世帯人口の構成比（性別・年齢階級別）			
	2018年1月		2019年1月	
	雇用	失業	雇用	失業
	（単位：別途記載がある場合を除き、%）			
男女計				
15～24歳	16.8	43.2	14.7	43.7
25～34歳	26.6	31.1	27.5	30.6
35～44歳	22.9	12.6	23.3	13.1
45～54歳	18.4	8.0	18.7	7.8
55～64歳	10.9	4.4	11.2	4.0
65歳以上	4.4	0.6	4.6	0.8
未報告	0.0	-	-	0.0
全年齢合計	100.0	100.0	100.0	100.0
男性				
15～24歳	10.8	27.2	9.2	27.8
25～34歳	17.2	19.7	17.6	19.6
35～44歳	14.0	8.7	14.3	7.9
45～54歳	10.9	6.0	11.1	5.6
55～64歳	6.4	3.5	6.6	2.9
65歳以上	2.5	0.4	2.6	0.7
全年齢合計	61.7	65.5	61.3	64.4
女性				
15～24歳	6.0	16.1	5.5	15.9
25～34歳	9.4	11.4	9.9	10.9
35～44歳	8.9	3.9	9.0	5.2
45～54歳	7.6	2.0	7.5	2.2

55～64歳	4.5	0.9	4.6	1.1
65歳以上	1.9	0.2	2.1	0.1
全年齢合計	38.3	34.5	38.7	35.6

出典：PSA、2018年1月及び2019年1月の労働力調査

2019年1月現在の失業人口合計に占める15歳から24歳までの若者の割合は、2018年1月現在記録された43.2%から増加して43.7%となった。性別の観点から見ると、2019年1月現在の雇用労働人口及び失業労働人口に占める女性の割合は、それぞれ38.7%及び35.6%であったのに対し、2019年1月現在の雇用労働人口及び失業労働人口に占める男性の割合は、それぞれ61.3%及び64.4%であった。

PSAは、政府が決定した1人当たり貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧及び非食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）及び1人当たり食糧貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）に関して測定された共和国の貧困に関する統計を発表している。PSAによると、1人当たり収入が1人当たり貧困ラインを下回る世帯の割合は、2012年度の19.7%から2015年度には22.2%まで上昇したが、2018年度には16.1%に低下した。1人当たり収入が1人当たり食糧貧困ラインを下回る世帯の割合は、2012年度の7.5%から2015年度には27.6%まで上昇したが、直近では2018年度には21.0%まで低下した。2015年度と比べ、2018年度において収入水準が貧困ライン又は食糧貧困ラインを下回る共和国の世帯及び個人の割合が低下した要因には、経済成長及び包括的な改革が含まれる。

海外における雇用

在外労働者からの送金は、フィリピン経済にとって重要な収入源である。共和国は、在外労働者の報酬及び在外労働者からの財産から得た投資収益の見積額を海外からの純要素所得とみなしており、PSAが発表した最新の数値によると、海外からの純要素所得は、2015年度、2016年度、2017年度、2018年度及び2019年度の最初の9ヶ月間において、それぞれGNI（2020年度基準）の16.9%、16.7%、16.6%、16.4%及び16.4%を占めた。PSAの2018年の在外フィリピン人に関する調査によると、約2.3百万人の在外労働者がおり、そのうち約1百万人が男性、約1.3百万人が女性であった。在外労働者の人数の見積もりは、2018年9月30日までの5年の間に出国した在外フィリピン人及び2018年4月から9月の間国外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

下表は、在外労働者の地理的分布を示している。

	在外労働者の地域別分布								
	2018年9月30日現在 就労先別 ⁽¹⁾			2018年9月30日終了6ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾			2018年9月30日終了6ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
	(単位：%)			(単位：百万ペソ)			(単位：千ペソ)		
アフリカ	0.9	1.3	0.5	3,552	3,104	449	83	110	61
アジア	82.6	72.8	90.4	122,877	61,797	61,080	83	110	61
東アジア	18.7	17.3	19.9	29,673	17,033	12,639	198	262	74
香港	6.3	0.8	10.6	6,284	433	5,851	73	94	59
日本	3.3	5.7	1.4	6,594	5,923	671	77	110	55
台湾	5.5	5.0	5.9	8,253	3,605	4,648	49	101	47
その他の東アジア諸国 ⁽³⁾	3.7	5.8	2.1	8,541	7,072	1,469	101	115	48
東南アジア・中南アジア	9.0	6.8	10.7	13,962	6,024	7,938	72	78	68
マレーシア	2.4	2.0	2.7	3,445	1,593	1,852	113	135	64
シンガポール	4.9	3.0	6.4	8,529	3,072	5,457	76	98	65
その他の東南アジア・中南アジア諸国 ⁽⁴⁾	1.7	1.9	1.6	1,988	1,358	629	67	81	58
西アジア	54.9	48.7	59.8	79,242	38,740	40,502	86	123	73
クウェート	5.7	2.3	8.4	7,397	2,465	4,932	61	80	41
カタール	5.2	5.0	5.3	9,150	5,015	4,135	71	88	60
サウジアラビア	24.3	24.6	24.0	34,692	19,241	15,451	61	115	49
アラブ首長国連邦	15.7	15.2	16.1	21,902	10,180	11,722	89	113	71
その他の西アジア諸国 ⁽⁵⁾	4.0	1.5	5.9	6,102	1,839	4,262	71	85	58
オーストラリア	2.1	3.8	0.8	6,249	5,386	863	67	74	62
ヨーロッパ	7.8	11.4	5.0	19,678	14,501	5,178	77	136	65
北アメリカ・南アメリカ	6.6	10.7	3.3	17,043	15,097	1,946	134	145	90
合計/平均	100.0	100.0	100.0	169,399	99,885	69,515	83	110	61

出典：PSA - 2018年の在外フィリピン人に関する調査

- 注：
- (1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2018年4月1日から2018年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
 - (2) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2018年4月1日から2018年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。
 - (3) 中華人民共和国及び韓国等を含む。
 - (4) ブルネイ、カンボジア及びインドネシア等を含む。
 - (5) パーレーン、イスラエル、レバノン及びヨルダンを含む。

下表は、在外労働者の職業別分布及び年齢階級別分布をそれぞれ示している。

	在外労働者の職業別分布								
	2018年9月30日現在 就労先別 ⁽¹⁾			2018年9月30日終了6ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾			2018年9月30日終了6ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
	(単位：%)			(単位：百万ペソ)			(単位：千ペソ)		
管理職	1.1	1.1	1.1	2,563	711	1,853	110	78	130
専門職	9.0	8.1	9.8	19,532	10,925	8,606	112	145	87
技師及び准専門職	7.0	11.8	3.1	19,122	16,278	2,844	139	158	82
事務補助員	3.8	2.9	4.6	6,835	2,726	4,110	86	113	74
サービス・販売従事者	18.8	19.0	18.6	27,231	13,383	13,848	72	78	67
農林漁業従事者	0.2	0.5	-	103	103	-	34	34	-
技能工及び関連職業の従事者	9.2	19.0	1.4	21,585	19,626	1,959	109	109	111
設備・機械の運転工及び組立工	13.8	27.8	2.7	31,274	29,525	1,749	109	116	55
単純作業の従事者	37.1	9.8	58.7	41,154	6,608	34,546	54	80	51
合計/平均	100.0	100.0	100.0	169,399	99,885	69,515	83	110	61

出典：PSA - 2018年の在外フィリピン人に関する調査

- 注：
- (1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2018年4月1日から2018年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
 - (2) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2018年4月1日から2018年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。

	在外労働者の年齢階級別分布 ⁽¹⁾		
	男女計	男性	女性
	(単位：%)		
年齢階級			
15～24歳	5.3	5.3	5.4
25～29歳	20.0	16.9	22.4
30～34歳	23.7	22.0	25.1
35～39歳	19.2	19.3	19.2
40～44歳	14.3	15.3	13.4
45歳以上	17.5	21.2	14.5
全年齢合計	100.0	100.0	100.0

出典：PSA - 2018年の在外フィリピン人に関する調査

- 注：
- (1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2018年4月1日から2018年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

世界各国におけるフィリピン人労働者に対する需要は依然として根強い。2016年度の最初の2ヶ月間において、認定済業務発注は160,277件に達し、その31.6%はサービス従事者、生産従事者並びに専門的・技術的職業及び関連職業従事者に関する作業業務発注で構成された。作業業務発注の大半は、サウジアラビア、クウェート、カタール、台湾及びアラブ首長国連邦の労働市場を対象としたものであった。

社会保障機構及び公務員保険機構

共和国は、社会保障機構及び公務員保険機構以外による失業補償の給付又は一般的な福祉給付を行っていない。社会保障機構は、民間部門の従業員（自営業者及びその家族を含む。）に対し、障害、疾病、老齢及び死亡による収入の減少に対する保護を提供する。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金並びに社会保障機構の投資収益が同機構の財源となっている。社会保障機構は、その資金を国債及び国内株式に投資している。

公務員保険機構は、公務員に対する社会保障給付（退職給付、生命保険、医療及び疾病・障害給付を含む。）を管理する。また、政府の建物や設備等の財産に関する自家保険プログラムも管理する。公務員保険機構はさらに、公務員向け住宅ローンを含む融資プログラムの監督も行う。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金が同機構の財源となっている。各政府機関は、拠出金の分担分及び業務の危険性に基づき支払う割増保険料を賄うのに必要な金額を年間歳出予算に含めなければならない。公務員保険機構は、その資金を社会保障機構と同様の方法により投資している。

貯蓄

下表は、GDPに占める国民総貯蓄、国内総貯蓄、投資合計及び貯蓄投資ギャップの割合を示している。

項目	国民貯蓄及び投資				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
国民総貯蓄	38.6%(1)	36.7%(1)	35.9%(1)	36.0%(1)	34.7%
国内総貯蓄	13.9%(1)	12.4%(1)	12.7%(1)	12.8%(1)	11.5%
投資	20.6%	21.2%	24.4%(1)	25.1%(1)	26.9%
貯蓄投資ギャップ	18.1%(1)	15.5%(1)	11.5%(1)	10.8%(1)	7.7%

出典：バンク・セントラル、PSA

注：

(1) 改定値。

(3) 【貿易及び国際収支】

国際収支

概要

国際収支の数値は、国内及び国外への商品、サービス及び資本の相対的なフローを測定し、経常収支及び資本・金融収支において表される。経常収支は、国の商品貿易、サービス貿易、収益及び経常移転取引を記録している。資本・金融収支は、資本移転及び非製造・非金融資産の買収又は処分に関するすべての取引をカバーする資本収支、並びに、一定の経済圏における、海外金融資産及び負債の所有権の移転に関連するすべての取引をカバーする金融収支を含んでいる。国際収支の黒字は外貨の純流入額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が増加し、国内通貨を強くしている。国際収支の赤字は、外貨の純流出額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が低下し、国内通貨を弱くしている。

修正

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計（BOP）は、国家統計局が集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、国家統計局が報告した商品貿易の統計は、バンコ・セントラルによって調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するBPM6の枠組みを2011年度以降分から採用しており、それに基づき、財産所得及び費用の収支は調整されている。2014年3月、バンコ・セントラルは、BPM6ベースで、2005年度から2010年度分についての国際収支統計を修正再表示した。このBPM5の方式からBPM6の方式への移行に伴い修正再表示された国際収支統計の主な変更点は、(i)加工用財貨及びその他の委託された品目の商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、(ii)財貨の修理の商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、(iii)仲介貿易商品のサービス貿易収支から商品貿易収支への再分類、(iv)間接的に計測される金融仲介サービスの第一次所得収支からサービス貿易収支への再分類、(v)移民送金による移転収支の資本収支からの除外、(vi)金融収支の計算方法の「負債 - 資産」から「資産 - 負債」への変更、並びに(vii)従前のアプローチでは、直接投資は対外直接投資又は対内直接投資として表示されていたのに対し、投資が資産と負債のいずれに関するものであるかを基準として直接投資収支のデータを整理するようになったことである。

バンコ・セントラルは、最新の国際収支の発表と同時に、各当局から受領した更新データや報告方法の変更に合わせて、前回報告した国際収支のデータを調整した修正をしたことを発表することがある。下記に示す国際収支のデータは、本書の日付現在の、バンコ・セントラルが発表した最新のデータを反映している。

下表は、指定された期間のフィリピンの国際収支を示している。

国際収支

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)					
経常収支⁽³⁾	10,756	7,266	(1,199)	(2,143)	(8,773)	(464)
輸出額	107,546	105,851	108,905	124,126	130,055	136,123
輸入額	96,791	98,585	110,104	126,269	138,828	136,587
商品、サービス、第一次所得	(12,026)	(15,997)	(25,926)	(28,295)	(35,591)	(28,084)
総輸出額	84,101	81,765	83,494	97,229	102,448	107,716
総輸入額	96,127	97,762	109,420	125,525	138,039	135,800
商品・サービス	(12,754)	(17,854)	(28,506)	(31,522)	(39,365)	(33,420)
輸出額	75,322	72,262	73,938	86,646	90,382	94,356
輸入額	88,076	90,117	102,444	118,168	129,747	127,776
商品	(17,330)	(23,309)	(35,549)	(40,215)	(50,972)	(46,466)
輸出額	49,824	43,197	42,734	51,814	51,985	53,382
輸入額	67,154	66,506	78,283	92,029	102,958	99,848
サービス	4,576	5,455	7,043	8,693	11,608	13,045
輸出額	25,498	29,065	31,204	34,832	38,397	40,974
輸入額	20,922	23,610	24,160	26,139	26,789	27,928
第一次所得	727	1,857	2,579	3,226	3,774	5,336
収入額	8,779	9,503	9,556	10,583	12,066	13,360
支出額	8,052	7,646	6,977	7,357	8,293	8,024
第二次所得	22,782	23,263	24,728	26,153	26,818	27,620
収入額	23,446	24,086	25,411	26,897	27,607	28,407
支出額	663	823	684	745	788	787
資本収支⁽³⁾	108	84	62	69	65	70
収入額	121	99	77	103	103	89
支出額	13	15	15	34	38	20
金融収支⁽⁴⁾	9,631	2,301	175	(2,798)	(9,332)	(6,265)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	15,004	6,139	5,658	6,717	7,522	8,477
負債の純増 ⁽⁵⁾	5,373	3,838	5,483	9,515	16,855	14,742
直接投資	1,014	(100)	(5,883)	(6,952)	(5,833)	(4,338)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	6,754	5,540	2,397	3,305	4,116	3,309
負債の純増 ⁽⁵⁾	5,740	5,639	8,280	10,256	9,949	7,647
ポートフォリオ投資	2,708	5,471	1,480	2,454	1,448	(1,727)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	2,705	3,343	1,216	1,658	4,740	3,848
負債の純増 ⁽⁵⁾	(3)	(2,128)	(264)	(796)	3,292	5,575
金融デリバティブ	4	6	(32)	(51)	(53)	(172)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	(293)	(531)	(701)	(503)	(679)	(896)
負債の純増 ⁽⁵⁾	(297)	(537)	(669)	(453)	(626)	(724)
その他の投資	5,905	(3,076)	4,610	1,750	(4,894)	(28)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	5,838	(2,213)	2,746	2,257	(654)	2,216
負債の純増 ⁽⁵⁾	(66)	864	(1,864)	508	4,240	2,244
分類されない項目(純額)⁽⁶⁾	(4,091)	(2,433)	274	(1,588)	(2,930)	1,973
総合国際収支ポジション⁽⁷⁾	(2,858)	2,616	(1,038)	(863)	(2,306)	7,843

出典：バンコ・セントラル経済統計部

注：

- (1) 改定値。
- (2) 暫定値。
- (3) 経常収支及び資本収支は、貸方から借方を差し引いて勘定されている。
- (4) 金融収支は、金融資産の純増から負債の純増を控除して勘定されている。
- (5) 金融資産の純増のマイナス値は金融資産の回収又は処分を示し、負債の純増のマイナス値は負債の償却を示す。

- (6) 分類されない項目の純額は、総合国際収支に関連して記録された国際収支の項目の収入又は支出の過大表示若しくは過少表示に対する相殺勘定である。
- (7) 総合収支ポジションは、国の国際通貨準備高の変化から、非経済的取引（再評価、金の貨幣化／廃貨）を控除して計算される。また、経常収支及び資本収支から、「金融収支＋分類されない項目の純額」を控除することによっても算出できる。

国際収支全体の動き

2015年度のフィリピンの国際収支は全体で、2.6十億ドルの黒字を計上し、2014年度の2.9十億ドルの赤字から黒字に転換した。この赤字から黒字への転換は、主に金融収支の純流出額が大幅に減少したことによるが、これは経常収支の黒字の減少によって部分的に相殺された。2015年度の金融収支は、2014年度の9.6十億ドルの純流出額から76.1%減少し、2.3十億ドルの純流出額を計上した。2015年度の経常収支は、2014年度の10.8十億ドルの黒字から32.4%減少し、7.3十億ドルの黒字を計上した。

2016年度のフィリピンの国際収支は全体で、2015年度の2.6十億ドルの黒字から転換し、1十億ドルの赤字を計上した。この黒字から赤字への転換は主に経常収支の赤字によるが、これは金融収支の純流出額の減少によって部分的に相殺された。2016年度の経常収支は、2015年度の7.3十億ドルの黒字から転換して、1.2十億ドルの赤字を計上した。2016年度の金融収支は175百万ドルの純流出額を計上し、2015年度の2.3十億ドルの純流出額からの減少を示した。

2017年度のフィリピンの国際収支は全体で、2016年度の1十億ドルの赤字と比較して、863百万ドルの赤字を計上した。これは主に経常収支の赤字の増加に起因するが、金融収支の純流出額が純流入額に転換したことにより、部分的に相殺された。2017年度の経常収支は、2016年度の1.2十億ドルの赤字から78.7%増加した、2.1十億ドルの赤字を計上した。2017年度の金融収支は、2016年度の175百万ドルの純流出額から転換して、2.8十億ドルの純流入額を計上した。

2018年度のフィリピンの国際収支は全体で、2017年度に計上した863百万ドルの赤字から増加して、2.3十億ドルの赤字を計上した。この変化は、主に経常収支の赤字の増加に起因するが、金融収支の純流入額の増加によって部分的に相殺された。2018年度の経常収支は、2017年度の2.1十億ドルの赤字から大幅に増加し、8.7十億ドルの赤字を計上した。2018年度の金融収支は、2017年度の2.8十億ドルの純流入額から大幅に増加し、8.6十億ドルの純流入額を計上した。

2019年度において、暫定値によると、フィリピンの国際収支は全体で、2018年度に計上された2.3十億ドルの赤字と比較して、7.8十億ドルの黒字を計上した。この転換は主に経常収支の赤字の減少と金融収支の純流入額の減少に起因する。2019年度において経常収支は0.5十億ドルの赤字を計上し、これは、2018年度に計上された8.8十億ドルの赤字から94.7%の減少であった。2019年度の金融収支は、2018年度に計上した9.3十億ドルの純流入額から32.9%減少した、6.3十億ドルの純流入額を計上した。

経常収支

2015年度の経常収支は、2014年度の10.8十億ドルの黒字から32.4%下がり、7.3十億ドルの黒字を計上した。2015年度の経常収支の黒字の減少は、主に商品貿易の赤字が2014年度の17.3十億ドルから2015年度の23.3十億ドルに34.5%増加したことによる。商品貿易の赤字を部分的に相殺したのは、第一次所得の黒字の増加と、サービス貿易及び第二次所得の黒字の増加である。2015年度の第一次所得は、2014年度の0.7十億ドルの黒字から大幅に増加し、1.9十億ドルの黒字を計上した。2015年度のサービス貿易の黒字も、2014年度の4.6十億ドルから19.2%増加し、5.5十億ドルを計上した。全体として、2015年度の経常収支の輸出額は、2014年度の107.5十億ドルから1.6%減少した105.9十億ドルとなり、2015年度の経常収支の輸入額は、2014年度の96.8十億ドルから1.9%増加し、98.6十億ドルとなった。

2016年度の経常収支は、2015年度の7.3十億ドルの黒字に対し、1.2十億ドルの赤字を計上した。この黒字から赤字への転換は、主に商品貿易の赤字が2015年度の23.3十億ドルから2016年度の35.5十億ドルへと52.5%増加したことによる。商品貿易の赤字の増加を部分的に相殺したのは、第二次所得の黒字の増加及びサービス貿易の黒字の増加であった。2016年度の第二次所得の黒字は、2015年度の23.3十億ドルの黒字より6.3%高い24.7十億ドルに増加した。2016年度のサービス貿易の黒字も、2015年度に計上した5.5十億ドルから29.1%高い7.4十億ドルに増加した。全体として、2016年度の経常収支の輸出額は、2015年度の105.9十億ドルから2.9%増加した108.9十億ドルとなり、2016年度の経常収支の輸入額は、2015年度の98.6十億ドルから11.7%増加した110.1十億ドルとなった。

2017年度、経常収支は、2016年度の1.2十億ドルの赤字と比較して、2.1十億ドルの赤字を計上した。この赤字の増加は、主に商品貿易の赤字が2016年度の35.5十億ドルから2017年度の40.2十億ドルまで、13.1%増加したことによる。この商品貿易の赤字の増加は、第二次所得の黒字及びサービス貿易の黒字の増加によって部分的に

相殺された。2017年度の第二次所得の黒字は、2016年度に計上された24.7十億ドルから5.8%増加し、26.2十億ドルを計上した。2017年度のサービス貿易の黒字も、2016年度に計上した7十億ドルから23.4%増加して、8.7十億ドルを計上した。全体として、2017年度の経常収支の輸出額は、2016年度の108.9十億ドルから14.0%増加した124.1十億ドルを計上し、2017年度の経常収支の輸入額は、2016年度の110.1十億ドルから14.7%増加した126.3十億ドルを計上した。

2018年度の経常収支は、2017年度に計上した2.1十億ドルの赤字と比較して、8.7十億ドルの赤字を計上した。この経常収支の赤字の増加は、商品貿易の赤字が2017年度の40.2十億ドルから2018年度の51十億ドルに26.8%増加したことに主に起因する。商品貿易の赤字の増加は、商品輸入額が2017年度の92十億ドルから2018年度の103十億ドルに11.9%増加したことに起因する。これは、輸入貿易の黒字が2017年度の8.7十億ドルから2018年度の11.6十億ドルに33.7%増加したことによって部分的に相殺された。

暫定値によると、2019年度の経常収支は、2018年度における8.8十億ドルの赤字と比較して、0.5十億ドルの赤字を計上した。この赤字の減少は、2019年度の商品貿易の赤字が、2018年度の51十億ドルから8.8%減少し、46.5十億ドルとなったこと、2019年度のサービス貿易の黒字が、2018年度の11.6十億ドルから12.4%増加し、13十億ドルとなったこと、2019年度の第一次所得が、2018年度の3.8十億ドルから41.4%増加し、5.3十億ドルとなったこと、並びに2019年度の第二次所得が、2018年度の26.8十億ドルから3.0%増加し、27.6十億ドルとなったことに主に起因する。

商品貿易

商品の貿易は、フィリピンの経済に大きな影響を与える。2015年度から2019年度については、商品の輸出入はフィリピンのGDPのおよそ13.4%から15.0%の間に相当した。2015年度から2019年度の間輸入された商品は、GDPのおよそ21.7%から29.7%を計上した。輸出の大部分が、輸入原材料又はその他の投入資材に依存しており、フィリピンの輸出は、ペソの下落がもたらす輸入の減少からも影響を受けやすい。下記の「(4)通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

2015年度の商品貿易の赤字は、2014年度に計上した17.3十億ドルの赤字から34.5%増加し、23.3十億ドルであった。この赤字の増加は、主に輸出額が2014年度の49.8十億ドルから2015年度の43.2十億ドルへと13.3%減少したことに起因する。これは、商品の輸入額が2014年度の67.2十億ドルから2015年度の66.5十億ドルへと1.0%減少したことによって部分的に相殺された。商品の輸出額の減少額が商品の輸入額の減少額より多かった主な理由は、一般商品の輸出額が2014年度の49.8十億ドルから2015年度の43.2十億ドルへと13.3%減少したためである。

2016年度の商品貿易の赤字は、2015年度に計上した23.3十億ドルの赤字から52.5%増加し、35.5十億ドルであった。この赤字の増加は、主に輸入額が、2015年度に計上した66.5十億ドルから2016年度の78.3十億ドルへと17.7%増加した結果である。さらに、商品輸出額は、2015年度の43.2十億ドルから2016年度の42.7十億ドルへと1.0%減少した。商品輸入額が増加した主な理由は、一般商品の輸入額が、2015年度に計上した66.5十億ドルから2016年度の78.3十億ドルに17.7%増加したためである。

2017年度における商品貿易の赤字は、2016年度に計上した35.5十億ドルの商品貿易の赤字と比較して13.1%増加し、40.2十億ドルであった。商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額が2016年度に計上した78.3十億ドルから、2017年度に計上した92十億ドルへと17.6%増加したことに起因する。この輸入額の増加は、輸出額が2016年度に計上した42.7十億ドルから2017年度の51.8十億ドルへと21.2%増加したことによって部分的に相殺された。商品輸入額の増加額が商品輸出額の増加額より多かった主な理由は、一般商品の輸入額が、2016年度に計上した78.3十億ドルから2017年度の92十億ドルへと17.6%増加したためである。

2018年度の商品貿易の赤字は、2017年度に計上した40.2十億ドルから26.8%増加し、51十億ドルを計上した。商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額が、2017年度に計上された92十億ドルから2018年度の103十億ドルへと11.9%増加したことに起因する。商品の輸出額の増加と比較して、商品の輸入額がより増加した主な理由は、一般商品の輸入額が、2017年度に計上した92十億ドルから2018年度の103十億ドルへと11.9%増加したためである。

暫定値によると、2019年度の商品貿易の赤字は、2018年度に計上された51十億ドルから8.8%減少して、46.5十億ドルとなった。この赤字の減少は、2019年度の輸入額が、2018年度に計上された103十億ドルから3.0%減少して99.8十億ドルとなったこと、及び2019年度の輸出額が、2018年度の52十億ドルから2.7%増加して53.4十億ドルとなったことに主に起因する。輸出額の増加は、2019年度の一般商品の輸出額が、2018年度の50.9十億ドルから2.6%増加して52.2十億ドルとなったことに主に起因するが、これは、主に電子製品が2018年度の21.3十億ドルから8.9%増加して2019年度は23.2十億ドルとなったことによる。輸入額の減少は、原材料及び中間財の輸入が12.8%減少したことに主に起因する。同様に鉱物燃料及び鉱物油も8.7%減少した。

商品の輸出額

下表は、PSAによって報告された、主要な商品グループ別及び輸出先別の商品の輸出額を示している。

商品	主要な商品グループ別輸出額							輸出合計に占める割合	
	年間					成長率			
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(1)	2019年度(1)	2014年度	
	(単位：%を除き、百万ドル)								
農業製品									
ココナッツ製品	1,613	1,404	1,437	2,051	1,539	1,278	(16.9)%	2.6%	1.8%
砂糖及び砂糖製品	141	32	105	217	76	58	(24.4)%	0.2%	0.1%
果実及び野菜	1,781	1,406	1,581	1,850	1,980	2,751	38.9%	2.9%	3.9%
その他の農業製品	1,125	845	864	1,013	990	894	(9.7)%	1.8%	1.3%
農業製品合計	4,659	3,688	3,987	5,130	4,585	4,981	8.6%	7.5%	7.1%
林業製品	86	48	28	184	257	357	39.0%	0.1%	0.5%
鉱物製品	4,038	2,853	2,350	4,285	4,045	4,481	10.8%	6.5%	6.4%
石油製品	446	314	282	396	494	225	(54.4)%	0.7%	0.3%
製造品									
電子製品	26,790	28,904	29,418	36,536	38,327	39,998	4.4%	43.1%	56.9%
その他の電子製品	2,977	3,163	2,825	3,197	3,302	3,352	1.5%	4.8%	4.8%
衣類	1,854	1,459	1,099	1,099	974	906	(7.0)%	3.0%	1.3%
織編用糸 / 織物	247	199	189	235	215	197	(8.1)%	0.4%	0.3%
履物	35	33	49	80	103	132	28.0%	0.1%	0.2%
旅行用品及びハンドバッグ	266	429	472	485	597	748	25.2%	0.4%	1.1%
木製品	2,963	2,805	2,714	1,204	320	255	(20.1)%	4.8%	0.4%
家具及び備品	370	324	265	337	353	376	6.3%	0.6%	0.5%
化学製品	2,754	1,878	1,722	1,786	1,572	1,462	(7.0)%	4.4%	2.1%
非金属鉱物製品	327	176	151	202	236	265	12.2%	0.5%	0.4%
機械及び輸送設備	5,318	5,150	4,276	5,093	4,813	4,174	(13.3)%	8.6%	5.9%
加工食品及び飲料	1,449	1,163	1,076	1,395	1,333	1,294	(2.9)%	2.3%	1.9%
鉄及び鉄鋼	108	99	122	131	124	91	(26.6)%	0.2%	0.1%
ペーパー、おもちゃ、 ゲーム及びスポーツ用品	291	321	235	214	222	284	28.0%	0.5%	0.4%
かご細工、小枝細工及びそ の他の網細工製品	49	57	48	43	35	32	(9.1)%	0.1%	0.0%
雑貨	688	603	746	729	1,042	996	(4.4)%	1.1%	1.4%
その他	5,121	4,044	4,296	4,571	4,639	4,362	(6.0)%	8.2%	6.2%
工業製品合計	51,607	50,808	49,702	57,336	58,207	58,925	1.2%	83.1%	83.8%
特殊取扱品	1,265	1,116	1,057	1,382	1,720	1,365	(20.7)%	2.0%	1.9%
輸出合計	62,102	58,827	57,406	68,713	69,307	70,334	1.5%	100.0%	100.0%

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

輸出先別商品輸出額

国	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(1)	輸出合計に占める割合	
							2014年度	2019年度(1)
	(単位：%を除き、百万ドル)							
米国	8,661	9,023	8,851	9,661	10,636	11,459	13.9%	16.3%
EU ⁽²⁾	6,715	7,186	6,970	9,607	8,908	8,217	10.8%	11.7%
日本	13,901	12,300	11,670	10,853	10,323	10,632	22.4%	15.1%
中華人民共和国	8,467	6,175	6,373	8,017	8,817	9,629	13.6%	13.7%
香港	5,512	6,391	6,617	9,024	9,564	9,622	8.9%	13.7%
韓国	2,561	2,426	2,182	4,334	2,608	3,209	4.1%	4.6%
シンガポール	4,451	3,801	3,824	3,973	4,316	3,825	7.2%	5.4%
台湾(中華民国)	2,446	2,012	2,127	2,451	2,521	2,232	3.9%	3.2%
東南アジア ⁽³⁾	4,678	4,941	4,806	6,122	6,832	6,901	7.5%	9.8%
その他	4,710	4,572	3,986	4,671	4,782	4,608	7.6%	6.6%
合計	62,102	58,827	57,406	68,713	69,307	70,334	100.0%	100.0%

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア及び英国を含む。
- (3) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。

商品輸出額は、2015年度には13.3%減少、2016年度には1.1%減少し、2017年度には21.2%増加し、2018年度には0.3%増加し、2019年度の暫定値においては2.7%増加した。日本は、2015年度から2019年度にかけて、平均して輸出合計の17.4%を占めた。米国は、同期間において、平均して輸出合計の15.3%を占めた。2015年度において、日本への輸出は輸出合計の20.9%、米国への輸出は輸出合計の15.3%をそれぞれ占めた。暫定値によると、2019年度には、日本への輸出は輸出合計の15.12%まで減少し、一方で、米国への輸出は輸出合計の16.3%までわずかに増加した。欧州連合への輸出は輸出合計に対して、2015年度は12.2%を占めたのに対し、2019年度の暫定値においては11.7%を占めた。2015年度から2019年度にかけて、欧州連合は、平均して輸出合計の12.6%を占めた。共和国は、その輸出市場を多様化し、外国、特にASEAN諸国への輸出額を増加させることを目指している。共和国は、ASEAN諸国間の関税の減免や、地域内の投資計画、産業の提携、銀行及び金融の統合について定めたASEAN自由貿易協定に加盟している。共和国は、フィリピンの輸出業者の欧州市場へのアクセスを改善するため、欧州自由貿易連合と2016年に合意した。さらに共和国は、2017年11月に、ASEAN地域の商品及びサービスの貿易を促進する事を目指した香港・ASEAN自由貿易協定を締結した。

PSAのデータによると、2015年度の商品総輸出額は、2014年度に計上した62.1十億ドルから5.3%減少した、58.8十億ドルであった。この減少は、主に鉱物製品及び製造品の輸出額が減少したことに起因する。輸出合計の4.8%を占める鉱物製品の2015年度の輸出額は、2014年度の4十億ドルから29.3%減少した、2.9十億ドルとなった。総輸出額の86.4%を占める製造品の2015年度の輸出額は、2014年度に計上した51.6十億ドルから1.5%減少し、50.8十億ドルとなった。これらの減少は、電子製品の2015年度の輸出額が、2014年度の26.8十億ドルから7.9%増加して28.9十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2016年度の商品総輸出額は、2015年度に計上した58.8十億ドルから2.4%減少した、57.4十億ドルであった。この減少は、主に製造品及び鉱物製品の輸出額の減少に起因する。輸出合計の86.6%を占める製造品の2016年度の輸出額は、2015年度に計上した50.8十億ドルから2.2%減少し、49.7十億ドルとなった。輸出合計の4.7%を占める鉱物製品の2016年度の輸出額は、2015年度に計上した2.9十億ドルから17.6%減少して、2.4十億ドルとなった。これらの減少は、果物・野菜類の2016年度の輸出額が2015年度の1.4十億ドルから12.4%増加して1.6十億ドルになったことによって、部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2017年度において、商品総輸出額は、2016年度に計上した57.4十億ドルから19.7%増加し、68.7十億ドルであった。この増加は、主に製造品及び鉱物製品の輸出額の増加によって引き起こされた。輸出合計の83.4%を占める製造品の輸出額は、2017年度において、2016年度に計上した49.7十億ドルから15.4%増加し、57.3十億ドルであった。輸出合計の6.2%を占める鉱物製品の輸出額は、2017年度において、2016年度に計上

した2.4十億ドルから82.3%増加し、4.3十億ドルであった。果物及び野菜の輸出額も、2017年度において、2016年度の1.6十億ドルから17.0%増加し、1.9十億ドルであった。

PSAのデータによると、2018年度の商品輸出額の合計は、2017年度に計上した68.7十億ドルから0.9%わずかに増加した、69.3十億ドルであった。この増加は、製造品の輸出額の増加が、鉱物製品及び農業製品の輸出額の減少によって大幅に相殺されたことに主に起因する。輸出合計の84.0%を占めた2018年度の製造品の輸出額は、2017年度の57.3十億ドルから1.5%増加し、58.2十億ドルを計上した。輸出合計の5.8%を占めた2018年度の鉱物製品の輸出額は、2017年度の4.3十億ドルから5.6%減少し、4十億ドルを計上した。輸出合計の6.6%を占めた2018年度の農業製品の輸出額は、2017年度の5.1十億ドルから10.6%減少し、4.6十億ドルを計上した。

暫定値によると、2019年度の商品輸出額の合計は、70.3十億ドルであり、これは、2018年度に計上された69.3十億ドルと比較して1.5%高い金額であった。これは、主に鉱物製品及び農業製品の輸出額の増加に起因する。輸出合計の83.8%を占めた2019年度の製造品の輸出額は、2018年度の58.2十億ドルから1.2%増加した、58.9十億ドルを計上した。輸出合計の6.4%を占めた2019年度の鉱物製品の輸出額は、2018年度の4十億ドルから10.8%増加して、4.5十億ドルを計上した。輸出合計の7.6%を占めた2019年度の農業及び林業製品の輸出額は、2018年度の4.8十億ドルから10.3%増加した、5.3十億ドルを計上した。

商品の輸入額

下表は、商品グループ別及び国別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

商品	商品グループ別商品輸入額						成長率 2019年度(1)	輸入合計に占める割合	
	年間							2014年度	2019年度(1)
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(1)			
	(単位：%を除き、百万ドル)								
資本財	16,143	19,603	28,746	31,469	35,285	36,023	2.1%	24.7%	33.5%
原材料及び中間財									
非加工原材料	2,020	2,556	2,727	4,276	4,851	3,332	(31.3)%	3.1%	3.1%
半加工原材料	24,188	27,912	29,310	32,662	39,979	35,648	(10.8)%	37.0%	33.2%
原材料及び中間財	26,208	30,468	32,038	36,938	44,830	38,979	(13.1)%	40.1%	36.3%
鉱物燃料及び鉱物油	13,189	9,249	7,969	10,796	14,041	12,822	(8.7)%	20.2%	11.9%
消費財									
耐久材	4,440	5,358	8,374	9,467	9,804	9,945	1.4%	6.8%	9.3%
非耐久材	4,982	6,037	6,448	6,931	8,202	8,729	6.4%	7.6%	8.1%
消費財合計	9,423	11,395	14,822	16,398	18,006	18,674	3.7%	14.4%	17.4%
特殊取扱品(2)	435	352	533	493	680	876	28.9%	0.7%	0.8%
輸入合計	65,398	71,067	84,108	96,093	112,841	107,375	(4.8)%	100.0%	100.0%

出典：PSA、パンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) 委託、返品/交換及び一時輸入等、所有権の変更が起こらない商品の価額は除外する。

国	輸入元別商品輸入額						輸入合計に占める割合	
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(1)	2014年度	2019年度(1)
	(単位：%を除き、百万ドル)							
日本	5,252	6,368	9,882	10,912	10,818	10,128	8.0%	9.4%
米国	5,738	7,468	7,576	7,784	8,062	7,724	8.8%	7.2%
東南アジア(2)	11,038	12,937	16,577	19,616	22,250	21,527	16.9%	20.0%
中華人民共和国	9,870	11,471	15,565	17,464	22,015	24,536	15.1%	22.9%
香港	1,660	1,840	2,492	2,715	3,046	3,507	2.5%	3.3%
台湾	4,449	5,839	5,185	5,090	5,500	4,647	6.8%	4.3%
韓国	5,083	4,657	5,568	8,465	11,312	8,229	7.8%	7.7%
シンガポール	4,592	5,005	5,464	5,599	6,174	6,488	7.0%	6.0%
オセアニア(3)	1,299	1,444	1,571	2,635	2,461	2,144	2.0%	2.0%
EU(4)	7,623	6,695	6,743	6,644	8,587	8,844	11.7%	8.2%
中東(5)	4,843	3,624	3,019	3,800	5,685	3,593	7.4%	3.3%
その他	3,951	3,719	4,466	5,369	6,932	6,008	6.0%	5.6%
合計	65,398	71,067	84,108	96,093	112,841	107,375	100.0%	100.0%

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。
- (3) オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島諸国（フィジー、パプア（ニューギニア）、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツ（ニューヘブリディーズ）及び西サモアを含む。）、並びにその他のオセアニア諸国を含む。
- (4) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア及び英国を含む。
- (5) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びその他の中東諸国を含む。

PSAデータによると、2015年度の商品の総輸入額は、2014年度に計上した65.4十億ドルと比較して、8.7%増加した71.1十億ドルであった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入額の増加に起因する。2015年度の原材料及び中間財の輸入額は、2014年度に計上した26.2十億ドルと比較して16.3%増加した30.5十億ドルであり、これは主に半加工原材料及び製造品の輸入額の増加の結果であった。2015年度の商品の輸入額の増加は、鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が2014年度に計上した13.2十億ドルから29.9%減少した9.2十億ドルとなったことによって、部分的に相殺された。

PSAデータによると、2016年度の商品の総輸入額は、2015年度に計上した71.1十億ドルの輸入額から18.3%増加し、84.1十億ドルとなった。この増加は、主に資本財及び消費財の輸入額が増加したことによる。2016年度の資本財の輸入額は、2015年度に計上した19.6十億ドルと比較して46.6%増加し、28.7十億ドルとなり、これは主に通信機器及び電子機械の輸入額の増加の結果であった。2016年度の消費財の輸入額は、2015年度の11.4十億ドルと比較して30.1%増加した14.8十億ドルとなり、これは主に耐久消費財の輸入額が増加したことの結果であった。2016年度の商品の輸入額の増加は、鉱物燃料及び鉱物油が2015年度に計上した9.2十億ドルと比較して13.8%減少して8十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAデータによると、2017年度の商品の総輸入額は、2016年度に計上した84.1十億ドルから14.2%増加し、96.1十億ドルとなった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入額、並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額の増加に起因する。2017年度の原材料及び中間財の輸入額は、2016年度に計上した32十億ドルから15.3%増加した、36.9十億ドルであった。2017年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2016年度に計上した8十億ドルから35.5%増加した、10.8十億ドルであった。資本財及び消費財の輸入額も、2017年度において増加した。2017年度の資本財の輸入額は、2016年度の28.7十億ドルから9.5%増加して、31.5十億ドルであった。2017年度の消費財の輸入額は、2016年度に計上した14.8十億ドルから10.6%増加した、16.4十億ドルであった。

PSAデータによると、2018年度の商品の総輸入額は、2017年度に計上した96.1十億ドルから17.4%増加し、112.8十億ドルとなった。この増加は、主に資本財、原材料及び中間財並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が増加したことによる。2018年度の資本財の輸入額は、2017年度の31.5十億ドルから12.1%増加して、35.3十億ドルを計上した。2018年度の原材料及び中間財の輸入額は、2017年度の36.9十億ドルから21.4%増加して、44.8十億ドルを計上した。2018年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2017年度の10.8十億ドルから30.1%増加して、14十億ドルを計上した。また、2018年度における消費財の輸入額も増加し、2017年度に計上した16.4十億ドルから9.8%増加して、18十億ドルとなった。

暫定値によると、2019年度の商品の総輸入額は、2018年度に計上した112.8十億ドルから4.8%減少し、107.4十億ドルとなった。この減少は、主に2019年度の商品の原材料及び中間材、並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が、2018年度の44.8十億ドル及び14十億ドルからそれぞれ13.1%及び8.5%減少し、39十億ドル及び12.8十億ドルとなったことに起因する。この減少は、2019年度の商品の資本財及び消費財の輸入額が、2018年度の35.3十億ドル及び18十億ドルからそれぞれ2.1%及び3.7%増加し、36十億ドル及び18.7十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

対日本貿易における直近の大きな展開

日本は、フィリピンとの総輸出入額約20.8十億米ドルを計上し、総輸出入の11.7%を占め、フィリピンの主要な貿易相手国であり続けている。暫定値によると、2019年度における日本からフィリピンへの輸出額は約10.1十億米ドルであった。2019年度における日本のフィリピンからの輸入額は10.6十億米ドルであった。

サービス貿易

下表は、記載された期間について部門別の共和国のサービス貿易を示している。

	サービス貿易					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)					
サービス貿易合計	4,576	5,455	7,043	8,693	11,608	13,045
輸出	25,498	29,065	31,204	34,832	38,397	40,974
輸入	20,922	23,610	24,160	26,139	26,789	27,928
メンテナンス修理サービス	1	(6)	(29)	(51)	(54)	(69)
輸出	92	77	83	80	83	110
輸入	91	83	112	132	136	179
輸送	(1,995)	(1,922)	(2,441)	(2,533)	(2,653)	(2,049)
輸出	1,875	1,934	1,897	2,485	2,703	2,872
輸入	3,869	3,856	4,338	5,018	5,356	4,921
うち旅客	497	617	600	768	865	861
輸出	1,029	1,142	1,146	1,361	1,475	1,674
輸入	532	525	546	592	611	813
うち貨物運送	(2,116)	(2,195)	(2,767)	(3,188)	(3,434)	(2,872)
輸出	586	510	427	687	764	761
輸入	2,702	2,704	3,195	3,875	4,197	3,633
うちその他	(375)	(345)	(274)	(113)	(84)	(39)
輸出	260	282	323	438	464	437
輸入	635	626	598	550	548	476
旅行	(5,567)	(6,070)	(5,992)	(4,861)	(3,623)	(2,233)
輸出	5,030	5,272	5,143	6,988	8,240	9,806
輸入	10,598	11,343	11,135	11,850	11,863	12,039
建設サービス	(9)	17	11	(6)	(12)	(5)
輸出	61	60	71	57	61	66
輸入	70	42	60	63	73	71
保険・年金サービス	(686)	(779)	(1,269)	(1,417)	(1,379)	(1,479)
輸出	129	119	77	85	86	90
輸入	815	897	1,345	1,502	1,465	1,569
金融サービス	(177)	(37)	(164)	(268)	(287)	(524)
輸出	190	414	394	237	279	231
輸入	367	451	559	506	566	755
知的財産権使用料	(537)	(601)	(537)	(734)	(873)	(805)
輸出	10	11	9	17	44	28
輸入	547	613	546	751	917	833
通信・コンピュータ・ 情報サービス	2,838	2,688	4,822	4,787	4,949	4,614
輸出	3,472	3,461	5,493	5,638	5,940	5,948
輸入	634	773	671	852	991	1,334
その他業務サービス	10,912	12,440	10,214	10,596	12,025	11,802
輸出	14,473	17,551	15,125	15,580	16,653	17,304
輸入	3,561	5,111	4,911	4,984	4,628	5,502
個人・文化・レクリエーション サービス	97	(38)	43	3	(125)	(26)
輸出	152	149	169	191	149	161
輸入	54	187	126	188	274	187
政府サービス	(300)	(237)	(339)	(275)	(499)	(520)
輸出	15	18	17	19	19	19
輸入	315	255	357	294	518	539

出典：バンコ・セントラル。

注：

(1) 改定値。

(2) 暫定値。

2015年度のサービス貿易収支は、2014年度に計上した4.6十億ドルの黒字よりも19.2%高い、5.5十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主にその他業務サービスが、主として技術サービス、貿易関係サービス及びその他業務サービスの輸出額が増加したことによって、2014年度に計上した10.9十億ドルの黒字から2015年度の12.4十億ドルの黒字に14.0%増加したことに起因する。またこの黒字の増加は、金融サービスの赤字が、2014年度に計上した177百万ドルから2015年度の37百万ドルに79.1%減少したことに起因する。これらの要素は、旅行サービスの赤字の増加及び通信・コンピュータ・情報サービスの黒字の減少によって部分的に相殺された。旅行サービスは、2014年度に計上した5.6十億ドルの赤字から2015年度の6.1十億ドルの赤字に9.0%増加し、通信・コンピュータ・情報サービスは、2014年度に計上した2.8十億ドルの黒字から2015年度の2.7十億ドルの黒字に5.3%減少した。

2016年度のサービス貿易収支は、2015年度に計上した5.5十億ドルの黒字よりも29.1%高い、7十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に通信・コンピュータ・情報サービス及び委託加工サービスが堅調であったことに起因する。通信・コンピュータ・情報サービスは、主としてコンピュータサービスの輸出額が増加したことの結果として、2015年度に計上した2.7十億ドルの黒字から2016年度の4.8十億ドルの黒字に79.4%増加した。この黒字の増加は、委託加工サービスが、2015年度のゼロから2016年度の2.7十億ドルになったことに起因する。これらの要素は、その他業務サービスの黒字が2015年度に計上した12.4十億ドルから2016年度の10.2十億ドルに、17.9%減少したことによって部分的に相殺された。

2017年度のサービス貿易収支は、2016年度に計上した7十億ドルの黒字よりも23.4%高い、8.7十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主にその他業務サービスが堅調であったこと、及び旅行サービスの赤字の減少に起因する。その他業務サービスは、主として技術サービス、貿易関係サービス及びその他業務サービスの輸出額が増加したことによって、2016年度に計上した10.2十億ドルの黒字から2017年度の10.6十億ドルの黒字に3.7%増加した。この黒字の増加は、旅行サービスの赤字が、2016年度の6十億ドルから2017年度の4.9十億ドルに減少したことに起因する。これらの要素は、知的財産権使用料の赤字が、2016年度に計上した537百万ドルから2017年度の734百万ドルに36.7%増加したことによって、部分的に相殺された。

2018年度のサービス貿易収支は、2017年度に計上した8.7十億ドルの黒字から33.7%増加した、11.6十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、その他業務サービスが堅調であったこと、及び旅行サービスの赤字の減少に主に起因する。2018年度のその他の業務サービスの黒字は、2017年度に計上した10.6十億ドルから13.5%増加して、12十億ドルを計上した。この黒字の増加は、旅行サービスの赤字が減少し、2017年度の4.9十億ドルの赤字に対して2018年度は3.6十億ドルの赤字を計上したことに起因する。これらの要素は、2018年度の知的財産権使用料の赤字が、2017年度に計上した734百万ドルから18.9%増加した、873百万ドルを計上したことによって部分的に相殺された。

2019年度におけるサービス貿易収支は、暫定値によると、2018年度に計上した11.6十億ドルから12.4%増加した、13十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、2019年度の旅行サービスの赤字が、2018年度の3.6十億ドルから38.4%減少した、2.2十億ドルを計上したこと、及び2019年度の輸送サービスの赤字が2018年度の2.7十億ドルから22.8%減少した、2十億ドルを計上したことに主に起因する。これは、2019年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2018年度の4.9十億ドルから6.8%減少した、4.6十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

[次へ](#)

第一次所得

下表は、当該年度における共和国の第一次所得を記載したものである。収支が「ゼロ(0)」という旨の記載は、当該年度中に該当する取引がなかったか、又は共和国が当該項目の計上及び記録を開始していないかのいずれかを意味する。国際収支のとりまとめにあたり、在外労働者等の越境労働者の居住地は、滞在国における滞在予定期間の長さに応じて分類されている。海外就労予定期間が1年未満の在外労働者は、引き続き国内居住者として扱われ、その収入総額は、第一次所得収支に計上されている。他方、就労契約期間が1年以上の在外労働者は非居住者として分類され、その送金額は第二次所得収支における労働者の送金に反映されている。送金額には非公式な経路を通じて行った現金の送金及び物資の見積りが含まれる。BPM6の算定方法上、滞在国における滞在予定期間に関係なく全在外労働者の送金を総計した個人移転収支を公表している。これにより、フィリピン非居住者世帯からフィリピン居住者世帯に対するすべての移転に関する分析を簡便に行うことができる。

	第一次所得					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)					
第一次所得合計	727	1,857	2,579	3,226	3,774	5,336
受取	8,779	9,503	9,556	10,583	12,066	13,360
支払	8,052	7,646	6,977	7,357	8,293	8,024
雇用者報酬	7,287	7,698	7,386	7,769	8,130	8,685
受取	7,420	7,809	7,518	7,926	8,288	8,827
支払	133	111	131	157	158	142
投資収益	(6,560)	(5,841)	(4,807)	(4,542)	(4,356)	(3,349)
受取	1,359	1,694	2,038	2,658	3,778	4,533
支払	7,919	7,534	6,846	7,200	8,135	7,882
直接投資収益	(3,740)	(3,423)	(2,929)	(3,067)	(3,515)	(2,647)
受取	537	700	782	960	1,538	1,991
支払	4,277	4,123	3,711	4,027	5,052	4,638
配当金	(4,051)	(3,862)	(3,353)	(3,490)	(3,889)	(3,366)
受取	133	141	133	240	446	523
支払	4,184	4,003	3,486	3,730	4,335	3,888
配当金・支店からの収益	(3,171)	(3,113)	(2,627)	(2,756)	(3,170)	(2,379)
受取	136	143	149	111	306	464
支払	3,307	3,256	2,776	2,867	3,476	2,843
再投資収益	(880)	(749)	(726)	(734)	(719)	(987)
受取	(4)	(2)	(16)	129	140	(59)
支払	877	747	710	863	859	1,046
利子所得等(利子)	311	439	424	423	375	719
受取	404	559	649	720	1,092	1,468
支払	93	121	224	297	717	749
証券投資収益	(3,113)	(2,811)	(2,458)	(2,210)	(2,041)	(2,004)
受取	117	167	188	394	427	377
支払	3,230	2,978	2,646	2,604	2,469	2,380
配当金	(1,108)	(1,041)	(910)	(1,092)	(1,003)	(985)
受取	0	1	0	2	11	1
支払	1,108	1,043	910	1,094	1,014	986
配当金(投資ファンド持分を除く。)	(1,108)	(1,041)	(910)	(1,092)	(1,003)	(985)
受取	0	1	0	2	11	1
支払	1,108	1,043	910	1,094	1,014	986
債券利子	(2,005)	(1,769)	(1,548)	(1,119)	(1,038)	(1,019)
受取	116	165	188	391	416	375
支払	2,122	1,935	1,737	1,510	1,455	1,394
短期(短期債)	(237)	(178)	(157)	(44)	(12)	(5)

受取	0	12	14	18	9	8
支払	237	190	170	62	21	12
長期（中長期債）	(1,768)	(1,591)	(1,392)	(1,075)	(1,026)	(1,014)
受取	116	153	175	373	408	367
支払	1,885	1,745	1,566	1,447	1,434	1,381
中央銀行	(20)	(19)	(19)	(18)	(18)	(13)
中央銀行以外の預金 取扱機関	(68)	(67)	(64)	(49)	(65)	(143)
一般政府	(1,251)	(1,229)	(1,135)	(1,080)	(1,128)	(1,100)
その他部門	(428)	(276)	(174)	72	185	242
受取	116	153	175	373	408	367
支払	545	430	348	301	223	125
その他投資収益	(273)	(258)	(211)	(214)	(15)	(226)
受取	139	176	277	355	598	639
支払	412	434	488	569	613	865
中央銀行	(1)	(1)	0	(5)	(10)	(12)
受取	0	0	0	0	0	0
支払	1	1	0	5	10	12
中央銀行以外の預金取扱 機関	56	69	121	160	283	280
受取	110	130	186	230	379	420
支払	54	61	65	70	96	140
一般政府	(187)	(185)	(242)	(281)	(347)	(467)
その他部門	(141)	(141)	(90)	(88)	59	(27)
受取	28	46	91	125	219	219
支払	170	187	181	213	160	246

出典：バンク・セントラル。

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。

2015年度の第一次所得収支は、2014年度の0.7十億ドルの黒字から大幅に増加して1.9十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、投資収益収支の赤字が、2014年度の6.6十億ドルの赤字から2015年度の5.8十億ドルの赤字へと11.0%縮小したことに起因する。2015年度の雇用者報酬による第一次所得も、2014年度の7.3十億ドルの黒字から5.6%増加して7.7十億ドルの黒字となった。

2016年度の第一次所得収支は、2015年度の1.9十億ドルの黒字から38.9%増加して2.6十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、投資収益収支の赤字が、2015年度の5.8十億ドルの赤字から2016年度の4.8十億ドルの赤字へと17.7%縮小したことに起因する。2016年度の証券投資による第一次所得も、2015年度の2.8十億ドルの赤字から2.5十億ドルの赤字へと赤字が12.6%縮小した。

2017年度の第一次所得収支は、2016年度の2.6十億ドルの黒字から25.1%増加して3.2十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2017年度の雇用者報酬収支の黒字が2016年度の7.4十億ドルから5.2%増の7.8十億ドルへと増加したことに起因する。2017年度の証券投資による第一次所得の赤字も、2016年度の2.5十億ドルの赤字から2.2十億ドルの赤字へと10.1%縮小した。

2018年度の第一次所得収支は、2017年度の3.2十億ドルの黒字から17.1%増の3.8十億ドルの黒字を計上した。黒字の増加は主に、2018年度の雇用者報酬が2017年度の7.8十億ドルの黒字から4.6%増の8.1十億ドルの黒字へと増加したことに起因する。2018年度の証券投資による第一次所得の赤字も、2017年度の2.2十億ドルの赤字から2十億ドルの赤字へと7.6%縮小した。

暫定値によると、2019年度の第一次所得収支は、2018年度の3.8十億ドルの黒字から41.4%増の5.3十億ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、2019年度の投資収益の支払純額が2018年度の4.4十億ドルから3.3十億ドルへと23.1%縮小したこと、及び2019年度の居住者たる在外労働者の報酬流入額が2018年度から6.5%増加したことに起因する。これらの増加は、2019年度の政府による支払利息額が2018年度から34.5%増加したこと、及び2019年度のその他投資におけるノンバンク機関による支払利息額が2018年度から53.8%増加したことにより一部相殺された。

第二次所得

下表は、当該年度における共和国の第二次所得を記載したものである。第二次所得は主に、在外労働者送金、並びに個人及び機関の贈与、寄付及び供与を含む。上記「第一次所得」に記載のとおり、BPM6の算定方法に基づき、在外労働者等の季節性労働者の居住地は、滞在国における滞在予定期間の長さに応じて分類されている。BPM6の算定方法上、在外労働者以外の海外永住移民からの送金を含むすべての送金を総計した個人間移転収支も補足的に追加している。本書の数値には、BPM6に基づく財産所得及び費用の収支に関する取扱いの変更も反映されている。

	第二次所得					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)					
第二次所得合計	22,782	23,263	24,728	26,153	26,818	27,620
受取	23,446	24,086	25,411	26,897	27,607	28,407
支払	663	823	684	745	788	787
一般政府	721	627	560	569	554	512
受取	764	682	618	636	583	547
支払	43	55	58	67	29	35
金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体	22,062	22,636	24,167	25,586	26,264	27,108
受取	22,682	23,404	24,793	26,261	27,024	27,860
支払	620	767	626	677	759	752
個人間移転	21,221	21,948	23,559	24,795	25,421	26,256
受取	21,271	21,991	23,624	24,884	25,521	26,341
支払	50	42	65	89	100	84
その他移転	841	688	608	789	844	851
受取	1,411	1,413	1,169	1,377	1,502	1,519
支払	570	725	561	588	659	668

出典：パンコ・セントラル。

注：

(1) 修正値。

(2) 暫定値。

2015年度の第二次所得収支は、2014年度の22.8十億ドルの黒字から2.1%増の23.3十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2015年度の個人間移転収支として、2014年度の21.2十億ドルの黒字から3.4%増の21.9十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2015年度のその他経常移転収支が、2014年度の841百万ドルの黒字から18.2%減少して688百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2016年度の第二次所得収支は、2015年度の23.3十億ドルの黒字から6.3%増の24.7十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2016年度の個人間移転収支として、2015年度の21.9十億ドルの黒字から7.3%増の23.6十億ドルの黒字となったことによる。かかる増加は、2016年度のその他経常移転収支が、2015年度の688百万ドルの黒字から11.6%減少して608百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2017年度の第二次所得収支は、2016年度の24.7十億ドルの黒字から5.8%増の26.2十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2017年度の個人間移転収支として、2016年度の23.6十億ドルの黒字から5.2%増の24.8十億ドルの黒字を計上したこと、及び2017年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支として2016年度の24.2十億ドルの黒字から5.9%増の25.6十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2017年度の一般政府収支が、2016年度の560百万ドルの黒字から1.6%増加して569百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2018年度の第二次所得収支は、2017年度の26.2十億ドルの黒字から2.6%増の26.8十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2018年度の個人間移転収支として、2017年度の24.8十億ドルの黒字から2.5%増の25.4十億ドルの黒字を計上したこと、及び2018年度の金融会社・非金融会社・家計収支として2017年度の25.6十億ドルの黒字から2.8%増の26.3十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2018年度の一般政府収支が、2017年度の569百万ドルの黒字から3.2%減少して550百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

暫定値によると、2019年度の第二次所得収支は、2018年度の26.8十億ドルの黒字から3.0%増の27.6十億ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、2019年度の在外労働者の送金額が2018年度から3.5%増加したことによる。

資本収支

暫定値によると、2019年度の資本収支は、2018年度の65百万ドルの純受取額から増加して、70百万ドルの純受取額を計上した。これは主に、2019年度の買収総額が2018年度の38百万米ドルから17百万米ドルへと減少し、資本収支支払額が38百万米ドルから20百万米ドルへと減少したことによるものである。

金融収支

金融収支は、直接投資、証券投資、金融派生商品投資、その他投資の4つに分類されている。

下表は、当該年度における共和国の直接投資を記載したものである。

	直接投資					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)					
直接投資合計	1,014	(100)	(5,883)	(6,952)	(5,833)	(4,338)
金融資産の純増	6,754	5,540	2,397	3,305	4,116	3,309
直接投資企業への直接投資家	2,768	1,724	737	1,758	1,029	926
実行	3,282	2,281	848	2,027	1,123	1,103
回収	514	557	112	270	94	178
収益の再投資	(4)	(2)	(16)	129	73	59
債券	3,989	3,818	1,676	1,419	3,014	2,325
子会社に係る債権	3,535	3,328	332	6	7	418
子会社に対する債務	455	490	1,344	1,413	3,007	1,907
負債の純増	5,740	5,639	8,280	10,256	9,949	7,647
株式資本	2,476	2,563	3,302	4,261	3,242	2,495
直接投資の直接投資家	1,599	1,816	2,592	3,398	2,346	1,449
実行	2,178	2,642	3,185	3,885	2,935	2,147
回収	578	826	593	487	590	698
収益の再投資	877	747	710	863	897	1,046
債券	3,263	3,076	4,977	5,996	6,706	5,153
直接投資家に係る債権	3,263	2,374	4,956	5,856	6,367	4,409
直接投資家に対する債務	0	702	21	140	339	744

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。

下表は、当該年度における共和国の証券投資を記載したものである。

	証券投資					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)					
証券投資	2,708	5,471	1,480	2,454	1,448	(1,727)
金融資産の純増	2,705	3,343	1,216	1,658	4,740	3,848
株式	235	536	20	743	85	495
中央銀行	50	143	(6)	-	-	-
中央銀行以外の預金取扱機関	(3)	(2)	55	(9)	(42)	81
その他部門	187	395	(30)	752	127	415
債券	2,470	2,806	1,196	915	4,655	3,353
中央銀行	476	140	0	32	(5)	98
中央銀行以外の預金取扱機関	1,371	2,169	188	445	3,190	1,983
その他部門	624	496	1,008	437	1,471	1,272
負債の純増	(3)	(2,128)	(264)	(796)	3,292	5,575
株式	1,196	(743)	131	496	(1,031)	1,764
中央銀行以外の預金取扱機関	255	(122)	(236)	-	(487)	(99)
その他部門	941	(620)	367	495	(544)	1,863
債券	(1,199)	(1,385)	(395)	(1,292)	4,324	3,811
中央銀行	6	(3)	-	(15)	1	(6)
中央銀行以外の預金取扱機関	(50)	593	254	214	1,491	1,299
一般政府	(1,533)	(1,244)	(58)	(299)	3,111	1,264
その他部門	378	(732)	(590)	(1,192)	(280)	1,253

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 修正値。

(2) 暫定値。

下表は、当該年度における共和国の金融派生商品投資を記載したものである。

	金融派生商品投資				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	(単位：百万ドル)				
金融派生商品合計	6	(32)	(51)	(53)	(172)
資産	(531)	(701)	(503)	(679)	(896)
中央銀行以外の預金取扱機関	(311)	(460)	(454)	(666)	(763)
その他部門	(220)	(240)	(49)	(13)	133
負債	(537)	(669)	(453)	(626)	(724)
中央銀行以外の預金取扱機関	(219)	(462)	(387)	(587)	(583)
その他部門	(318)	(206)	(66)	(39)	(141)

出典：バンコ・セントラル

2015年から2019年12月31日まで、政府は、非居住者との間でヘッジ又は投機目的によるデリバティブ取引を実行しなかった。しかしながら、バンコ・セントラルは、リスク管理及び利回りの向上のために、オプション、先物及びスワップ等のデリバティブ派生商品取引を時に応じて実行している。

下表は、当該年度における共和国のその他投資を記載したものである。

	その他投資					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾

	(単位：百万ドル)					
その他投資合計	5,905	(3,076)	4,610	1,750	(4,894)	(28)
金融資産の純増	5,838	(2,213)	2,746	2,257	(654)	2,216
現預金	3,138	(1,397)	1,014	1,542	(1,430)	(818)
中央銀行以外の預金取扱機関	2,735	(2,047)	854	517	(891)	(787)
その他部門	403	650	160	1,025	(539)	31
貸付	2,682	(848)	1,468	629	425	1,210
中央銀行以外の預金取扱機関	2,682	(848)	1,468	629	425	1,210
貿易信用・前払 ⁽³⁾	(3)	52	215	90	344	188
その他資産	21	(19)	49	(4)	7	0
負債の純増	(66)	864	(1,864)	508	4,240	2,244
現預金	(334)	(735)	262	654	121	169
借入	655	1,560	(2,136)	(676)	3,560	1,713
中央銀行以外の預金取扱機関	291	(231)	(87)	37	1,722	267
長期	-	-	-	-	-	-
短期	291	(231)	(87)	37	1,722	267
一般政府	487	1,110	(20)	223	873	1,097
長期引出	1,671	2,188	1,130	1,382	2,065	2,261
長期返済	1,185	1,078	1,151	1,158	1,192	1,164
その他部門	(123)	682	(2,029)	(937)	965	350
長期	(342)	668	(2,109)	(558)	687	361
引出	1,151	1,897	1,233	2,386	3,049	2,127
返済	1,493	1,229	3,342	2,945	2,363	1,766
短期	219	14	80	(378)	278	(12)
貿易信用・前払	(302)	(274)	(18)	476	720	222
その他負債	(84)	312	29	55	(162)	87

出典：バンク・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。
- (3) すべての貿易信用は、非政府部門に係る短期債権である。

2015年度の金融収支は2.3十億ドルの純流出額を計上したが、これは2014年度の9.6十億ドルの純流出額から76.1%減であった。かかる変動は主に、その他投資が2014年度では5.9十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2015年度では3.1十億ドルの純流入額を計上したことによる。直接投資収支も、2015年度の純流出額の減少の一因であり、2014年度の1十億ドルの純流出額に対し2015年度では100百万ドルの純流入額を計上した。純流出額の減少は、2015年度の証券投資収支が2014年度の2.7十億ドルの純流出額から大幅増の5.5十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

2016年度の金融収支は、2015年度の2.3十億ドルの純流出額に対し、175百万ドルの純流出額を計上した。かかる変動は主に、2016年度の直接投資収支の純流入額が、2015年度の100百万ドルの純流入額から大幅に増加して2016年度では5.9十億ドルの純流入額を計上したこと、及び2016年度の証券投資収支が、2015年度では5.5十億ドルの純流出額を計上したのに対し、72.9%減の1.5十億ドルの純流出額を計上したことによるものである。純流出額の減少は、その他投資が2015年度では3.1十億ドルの純流入額を計上したのに対し、2016年度では4.6十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

2017年度の金融収支は、2016年度の175百万ドルの純流出額に対し、2.8十億ドルの純流入額を計上した。かかる変動は主に、2017年度の直接投資収支の純流入額が、2016年度の5.9十億ドルの純流入額から増加して7十億ドルの純流入額を計上したこと、及び2017年度のその他投資収支が、2016年度では4.6十億ドルの純流出額を計上したのに対し、63.0%減の1.7十億ドルの純流出額を計上したことによるものである。純流入額の増加は、証券投資収支

が2016年度では1.5十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2017年度では2.5十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

2018年度の金融収支は、2017年度の2.8十億ドルの純流入額に対し、8.6十億ドルの純流入額を計上した。かかる変動は主に、その他投資が2017年度では1.8十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2018年度では4.1十億ドルの純流入額を計上したことによる。また、2018年度の証券投資収支の純流出額が、2017年度の2.5十億ドルから1.4十億ドルへと44.0%減少した。これらは、直接投資収支の純流入額が、2017年度では7十億ドルを計上したのに対し、2018年度では15.4%減の5.9十億ドルを計上したことにより一部相殺された。

暫定値によると、2019年度の金融収支は、2018年度の9.3十億ドルの純流入額から32.9%減少して6.3十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、2019年度の直接投資の純流入額が、2018年度の5.8十億ドルの純流入額から25.6%減少して4.3十億ドルとなったこと、及び2019年度のその他投資の純流入額が2018年度の4.9十億ドルから大幅に減少して28百万ドルを計上したことによるものである。これらは、2019年度の証券投資が2018年度の1.4十億ドルの流出額から1.7十億ドルの流入額へと反転したことにより一部相殺された。

直接投資

暫定値によると、2019年度の直接投資収支は、2018年度の5.8十億ドルの純流入額から25.6%減少して4.3十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、2019年度の外国直接投資が2018年度の9.9十億ドルから23.2%減少して7.6十億ドルとなったことによるものである。かかる減少は、2019年度の金融資産の純増が、2018年度の4.1十億ドルから19.6%減少して3.3十億ドルとなったことにより一部相殺された。

証券投資

暫定値によると、2019年度の証券投資収支は、2018年度の1.4十億ドルの純流出額から反転して1.7十億ドルの純流入額を計上した。かかる反転は主に、2019年度の金融資産の純増が2018年度の4.7十億ドルから18.8%減少して3.8十億ドルとなったこと、及び2019年度の負債の純増が2018年度の3.3十億ドルから69.3%増加して5.6十億ドルとなったことによるものである。

その他投資

暫定値によると、2019年度のその他投資収支は、2018年度の4.9十億ドルの流入額から99.4%減少して28百万ドルの流入額を計上した。かかる減少は主に、2019年度の貸付収支の流入額が2018年度の3.1十億ドルから84.0%減少して0.5十億ドルとなったこと、及び2019年度の現預金収支が2018年度の1.6十億ドルの流入額から0.6十億ドルの流出額へと反転したことによるものである。

外国直接投資

国内のマクロ経済政策及び構造改革は、フィリピンに対する外国投資の投資フローに大幅な影響を及ぼした。1991年外国投資法（その後の修正を含む。）（以下「外国投資法」という。）は、フィリピンへの投資環境をさらに改善した。当該法は、憲法又は適用法上外国資本の投資・所有の規制が適用される、ネガティブリストに記載の特定の分野を除き、フィリピン企業に対する外国資本の100%参入を認めている。ネガティブリストは、外国資本の投資・所有が憲法及び特別法により規制又は禁止されている分野の一覧であるリストAと、安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野の一覧であるリストBの2種類のリストから構成されている。

外国投資法第8条に基づき、特別法の変更を反映するためにリストAのネガティブリストを何時でも修正すること、及び2年に1度以下の頻度でリストBのネガティブリストを変更することが認められており、それぞれ大統領告示により発布される。

2018年10月29日、（2018年）行政命令第65号に基づき、第11次通常外国資本ネガティブリストが発布された。下表は、第11次通常外国投資ネガティブリスト上、外国資本の投資・所有が規制されている分野の概要を示したものである。

リストA：外国資本による投資・所有が憲法及び特別法により規制されている分野	リストB：安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野
外国資本が40%以下に制限されている分野 ⁽¹⁾	外国資本が40%以下に制限されている分野

- ・ 適用ある規制上の枠組みに従った、国内で資金供与される公共事業の建設、修理契約。但し、共和国法第7718号に基づくインフラ・開発プロジェクト、及び外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクトを除く。
- ・ 天然資源の探査、開発、利用⁽²⁾
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の管理、運営。但し、発電及び競合可能市場への電力供給並びに公共事業の定義に含まれていない類似事業又はサービスを除く。^{(3) (4)}
- ・ 教育機関の所有、設立、運営。但し、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は1982年教育法第20条に定義される正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。⁽⁵⁾
- ・ 米、とうもろこしの栽培、生産、製粉、加工、売買（小売を除く。）、並びに米、とうもろこし、副産物の物々交換、購入その他⁽⁶⁾
- ・ GOCCへの材料、商品供給契約
- ・ 深海漁船の運営
- ・ ラジオ通信網
- ・ コンドミニウムユニットの所有
- ・ PNPの許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 国家防衛省の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニック等、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。但し、ウェルネス施設を除く。
- ・ すべての賭博行為。但し、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれている事業を除く
- ・ 払込資本金額20万ドル未満の国内市場向け企業
- ・ 先端技術を有するか、50人以上を直接雇用し、払込資本金額10万ドル未満の国内市場向け企業

外国資本が30%以下に制限されている分野

- ・ 広告業

外国資本が25%以下に制限されている分野

- ・ 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない。）
- ・ 防衛関連施設の建設契約

注：

- (1) 共和国法第10881号により改正後の貸付会社規制法（共和国法第9474号）に基づき、フィリピン証券取引委員会（以下「フィリピンSEC」という。）の規制下にある貸付業者の場合、外国資本100%以下の参入が認められている。フィリピンSECの規制下にある金融会社及び投資関連会社の場合、共和国法第10881号により改正後の金融会社法（共和国法第8556号）及び共和国法第10881号により改正後の投資関連会社法、大統領令第129号に基づき、外国資本100%以下の参入が認められている。
- (2) フィリピン大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本100%参入可。
- (3) 公益事業会社の統治機関への外国投資家の参入は、その資本持分に比例した割合に規制されている。また、当該会社又は団体の執行役員及び経営陣は全員、フィリピン国民でなければならない。
- (4) 「公益事業」とは、電気、ガス、水道、輸送、電話又は電報サービス等の重大な商品サービスを定期的に一般公衆に供給する事業又はサービスをいう。発電及び競合可能市場への電力供給は、公益事業には該当しない。
- (5) 教育機関の管理責任は、フィリピン国民が負うものとする。
- (6) 操業開始から30年以内に、資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外国資本100%参入可。

下表は、第11次通常外国投資ネガティブリストに基づき外国資本による投資・所有が禁止されている分野の概要である。

リストA：外国資本の参入が憲法及び特別法により禁止されている分野

- ・ レコーディングを除くマスメディア

- ・ 専門職：放射能・レントゲン技師、犯罪捜査、弁護士及び船舶甲板官並びに船舶エンジン官を含む。相互利益を伴いかつ法人活動が認められている、フィリピン国内で外国人が従事可能な専門職一覧表に従うものとする⁽¹⁾
- ・ 払込資本金額が250万ドル未満の小売業⁽²⁾
- ・ 協同組合
- ・ 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
- ・ 小規模鉱業
- ・ 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
- ・ 闘鶏場の所有、運営、経営
- ・ 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 生物・化学・放射線兵器及び対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 爆竹その他花火製品の製造

注：

- (1) 専門科目（政府関係委員会内又は司法試験を含む。）以外の教科である場合、外国人が高等教育機関で教職に就くことも可能である。
- (2) (a) 払込資本が250万ドル以上である（但し、1店舗の設立資金が83万ドル以上とする。）、又は(b)高級品若しくは贅沢品を専門とする（但し、1店舗当たりの払込資本が25万ドル以上とする。）小売業者については、外国資本100%参入可。
- (3) 国内投資も禁止されている。

2000年3月、小売自由化法が制定された。当該法は、国内産業及び外国競業会社間の効率化及び競争を促進すること、並びに消費者に向上したサービス及び低価格を提供することを目的としている。当該法の制定前までは、フィリピン国内の小売業者の所有は、フィリピン人及びフィリピン人が完全所有する法人に限定されていた。当該法に基づき、フィリピンに7.5百万ドル以上を出資することを条件に、外国資本100%の小売業の所有が可能である。外国資本による出資金額が2.5百万ドルから7.5百万ドルまでの範囲である場合、外国資本は、最初の2年間で小売業の60%まで所有することが認められている。

共和国の投資委員会は、投資政策及び手続に関して官公庁及び地方政府と調整し、特定の産業に対して特別な投資優遇措置を付与することによって特定の経済分野を推進する年次投資優先計画を策定及び管理する。投資委員会の最新計画は、政府の2014年版投資優先計画である。投資委員会は、2012年版投資優先計画の発行後、共和国の工業化及び発展における自らの役割に関する戦略について方向転換した。より積極的な役割を果たすことに重点を置いたかかる戦略的な路線変更によって、特に2014年版投資優先計画の内容、手続及び機能性が変更され、当該投資計画が政府だけでなく企業及び投資家のツールとなった。

従来の投資優先計画は、行政命令第226号に基づく優遇措置が適用される産業リストのみによって構成されていた。一方2014年版投資優先計画は、投資優先計画を詳述し、産業毎の目標、戦略及び分析を記載することを意図しており、これは共和国の全分野別の戦略、供給チェーンのギャップの分析、並びに行政命令第226号に基づく優遇措置の利用可能性も含まれていた。2014年版投資優先計画は、フィリピン開発計画と合致しており、産業別政策、目標、計画及び中核戦略が記載されている。さらに、2014年版投資優先計画は、空間的又は地理的なニーズ及び産業クラスター形成戦略に言及することで、共和国における後発途上地域への投資の誘致を目指している。

2017年2月28日、ドゥテルテ大統領は、投資委員会が策定した2017年版投資優先計画案を承認した。2017年版投資優先計画は、2017年～2022年フィリピン開発計画及び長期25ヶ年計画である「*AmBisyon Natin 2040*」と合致している。2017年版投資優先計画には、2014年版投資優先計画と比較すると、零細企業や中小企業をさらに重視し、革新を推進し、かつ健康及び環境への配慮をさらに増した諸活動が含まれているほか、より多くの人口区分を対象とした雇用を拡大すること、及び国内外のバリューチェーンの中にさらに多くの企業を呼び込むことを目指している。2017年版投資優先計画は、2017年度から2020年度までの3年間にわたって実施される。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資をセクター別及び国別にそれぞれ記載したものである。当該データは、2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って表示されている。

セクター名	セクター別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽²⁾	2019年度 ⁽³⁾
	（単位：百万ドル）					
株式資本（再投資以外）（純額）	1,599.4	1,816.2	2,592.1	3,397.9	2,345.6	1,449.1
農林水産業	4.6	0.4	0.3	20.0	0.9	0.4
鉱業及び採石業	158.9	47.0	50.4	8.9	5.0	1.4

製造業	209.2	772.7	334.3	1,181.8	1,094.9	257.5
電気、ガス、蒸気、空調供給	(58.4)	9.8	(83.1)	1,388.0	199.2	330.8
上下水道、廃棄物管理・浄化業	(24.0)	0.2	0.1	1.3	0.4	3.0
建設	6.1	102.6	8.8	162.4	42.7	51.6
卸売・小売業、自動車・オートバイの修理	98.8	115.7	208.2	83.1	(18.0)	(243.4)
輸送・貯蔵	90.2	(3.3)	7.8	49.5	11.2	103.8
宿泊・外食サービス業	18.1	5.6	168.2	(38.4)	6.7	20.0
情報通信	13.2	16.1	(2.6)	38.3	15.9	44.0
金融・保険業	889.8	522.5	1,126.1	141.5	454.2	543.5
不動産業	153.8	137.9	121.9	247.8	294.2	230.8
専門職、科学技術	8.4	(44.0)	17.6	66.0	15.0	8.8
事務管理サポート業	37.4	32.3	22.5	(5.6)	22.1	55.6
行政、防衛、強制社会保障	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育	0.2	1.9	0.5	1.4	0.3	1.5
保健、ソーシャルワーク	2.7	0.3	35.2	23.9	2.0	32.2
芸術、娯楽、レクリエーション	0.4	4.1	575.0	27.8	198.4	9.1
その他のサービス業	(5.0)	(0.6)	(0.0)	0.1	0.5	(1.0)
未分類 ⁽⁴⁾	(5.0)	95.0	1.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資	876.8	746.9	710.2	862.6	896.6	1,045.5
負債性資本	3,263.4	3,076.1	4,977.3	5,995.9	6,706.4	5,152.9
合計	5,739.6	5,639.2	8,279.6	10,256.4	9,948.6	7,647.5

出典：経済統計部、バンク・セントラル

注：

- (1) BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除した上で、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 修正値。
- (3) 暫定値。
- (4) クロスボーダー取引調査を出典とするノンバンクへの非居住者の投資及び地方銀行への投資を対象としている。セクター別又は産業別の内訳統計データは作成されていない。

国別	国別新規外国直接投資 ⁽¹⁾					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽²⁾	2019年度 ⁽³⁾
	（単位：百万ドル）					
株式資本（再投資以外）（純額）	1,599.4	1,816.2	2,592.1	3,397.9	2,345.6	1,449.1
日本	117.5	394.1	1,088.4	72.1	85.6	147.1
北米 ⁽⁴⁾	966.6	627.9	79.1	467.7	177.3	277.2
欧州連合	176.9	307.7	118.1	1,786.7	355.2	79.1
その他の欧州 ⁽⁵⁾	4.1	3.4	5.3	14.1	6.8	17.0
アジア ⁽⁶⁾	46.1	5.9	22.9	110.0	210.4	113.5
アジア新興工業経済地域（ANIES） ⁽⁷⁾	223.7	226.1	918.2	203.8	490.3	252.6
ASEAN ⁽⁸⁾	78.7	165.9	269.4	725.5	1,070.2	480.8
オーストラリア及びニュージーランド	70.6	0.1	6.3	(2.8)	(105.9)	(1.9)
中南米 ⁽⁹⁾	(0.1)	0.5	77.9	7.4	37.5	5.6
その他	(84.7)	84.7	6.6	13.4	17.2	77.4
国際機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資	876.8	746.9	710.2	862.6	896.6	1,045.5
負債性資本 ⁽¹⁰⁾	3,263.4	3,076.1	4,977.3	5,995.9	6,706.4	5,152.9
合計	5,739.6	5,639.2	8,279.6	10,256.4	9,948.6	7,647.5

注：

- (1) BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除の上、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 修正値。
- (3) 暫定値。
- (4) 米国及びカナダを含む。
- (5) アルバニア、ベラルーシ、クロアチア、ジブラルタル、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ルーマニア、ロシア連邦、スイス及びウクライナを含む。

- (6) 中国、インド、パキスタン、東南アジア、中央アジア及び西アジアを含む（韓国、香港、台湾及びASEAN諸国を除く。）。
- (7) 韓国、香港及び台湾を含む。
- (8) ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムを含む。
- (9) アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、パナマ及びその他の中南米諸国を含む。
- (10) 負債性資本の国別データは作成されていない。

2015年度の外国直接投資の純流入額は、2014年度の5.7十億ドルから1.7%減の5.6十億ドルであった。純流入額の減少は主に、金融・保険業に係る投資純流入額の減少（これは2014年度の889.8百万ドルから41.3%減少して2015年度には522.5百万ドルとなった。）及び2015年度の収益の再投資が2014年度の876.8百万ドルから14.8%減の746.9百万ドルへととなったことによる。かかる増加は、2015年度の製造業における純投資が2014年度の209.2百万ドルから772.7百万ドルへと大幅に増加したことにより一部相殺された。

2015年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2014年度の1.6十億ドルから1.8十億ドルへと増加した。かかる増加は主に、日本からの純流入額が2014年度の117.5百万ドルの純流入額から2015年度には394.1百万ドルの純流入額へと増加したこと、欧州連合からの純流入額が2014年度の176.9百万ドルから2015年度には307.7百万ドルへと増加したことによるものである。かかる増加は、2015年度の米国及びカナダからの投資が、2014年度の966.6百万ドルの純流入額から627.9百万ドルの純流入額へと減少したことにより一部相殺された。2015年度の共和国の収益の再投資及び海外における負債性資本の投資実行はそれぞれ14.8%及び5.7%減少した。

2016年度の外国直接投資の純流入額は、2015年度の5.6十億ドルから46.8%増の8.3十億ドルであった。純流入額の増加は主に、2016年度の負債性資本への純投資が2015年度の3.1十億ドルから61.8%増の5十億ドルへと増加したこと、並びに2016年度の金融・保険業における純投資が2015年度の522.5百万ドルから1.1十億ドルへと増加したことによる。かかる増加は、2016年度の製造業における投資の純流入額が、2015年度の772.7百万ドルから56.7%減の334.3百万ドルとなったことにより一部相殺された。

2016年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2015年度の1.8十億ドルから2.6十億ドルへと増加した。かかる増加は主に、2016年度の日本からの純流入額が2015年度の394.1百万ドルから1.1十億ドルへと大幅に増加したこと、2016年度のANIESからの純流入額が2015年度の226.1百万ドルから918.2百万ドルへと大幅に増加したことによるものである。なおこれは、2016年度の米国及びカナダからの純流入額が、2015年度の627.9百万ドルから79.1百万ドルへと減少したことにより一部相殺された。2016年度における共和国の収益の再投資は4.9%減となり、また2016年度の海外における負債性資本への投資実行は61.8%増加した。

2017年度の外国直接投資の純流入額は、2016年度の8.3十億ドルから23.9%増加して10.3十億ドルであった。この純流入額の増加は主に、負債性資本、製造業及び電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額の増加によるものである。2017年度の負債性資本の投資純額は、2016年度の5十億ドルから20.5%増の6十億ドルへと増加した。2017年度の製造業の投資純額は、2016年度の334.3百万ドルから大幅に増加して1.2十億ドルとなった。2017年度の電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額は、2016年度の83.1百万ドルの純流出額から反転し、1.4十億ドルの純流入額となった。かかる増加は、2017年度の金融・保険業の純流入額が2016年度の1.1十億ドルから87.7%減の141.5百万ドルへと減少したことにより一部相殺された。

2017年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2016年度の2.6十億ドルから3.4十億ドルへと増加した。かかる増加は主に、2017年度の欧州連合からの純流入額が2016年度の106.8百万ドルから1.8十億ドルへと増加したこと、2017年度のASEAN諸国からの純流入額が2016年度の269.4百万ドルから725.5百万ドルへと増加したこと、及び2017年度の米国及びカナダからの純流入額が2016年度の79.1百万ドルから467.7百万ドルへと増加したことによるものである。かかる増加は、日本からの純流入額が2016年度の1.1十億ドルから2017年度の72.1百万ドルへ減少したこと及びANIESからの純流入額が2016年度の918.2百万ドルから2017年度の203.8百万ドルへと減少したことにより一部相殺された。2017年度、共和国における収益の再投資が21.5%増加し、また同じく2017年度において海外における負債性資本への投資実行が20.5%増加した。

2018年度の外国直接投資の純流入額は9.8十億ドルであり、これは2017年度の10.3十億ドルから4.1%減であった。純流入額の減少は主に、製造業及び電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額の減少によるものである。2018年度の電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純流入額は、2017年度の1.4十億ドルから減少して192.8百万ドルとなった。かかる減少は、負債性資本及び芸術、娯楽、レクリエーションの純流入額が増加したことにより一部相殺された。2018年度の負債性資本の純流入額は、2017年度の6十億ドルから11.8%増の6.7十億ドルとなり、また2018年度の芸術、娯楽、レクリエーションの純流入額は2017年度の27.8百万ドルから188.4百万ドルへと大幅に増加した。

2018年度における外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2017年度の3.4十億ドルから2.3十億ドルへと減少した。かかる減少は主に、2018年度の欧州からの純流入額が2017年度の1.8十億ドルから340.3百万ドルへと減少したこと、並びに2018年度の米国及びカナダからの純流入額が2017年度の467.7百万ドルから153.1百万ドルへと減少したことによるものである。これらの減少は、2018年度の日本からの純流入額が2017年度の72.1百万ドルから218.9百万ドルへと増加したこと、及び2018年度のASEANからの純流入額が2017年度の725.5百万ドルから989.7百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。2018年度の共和国の収益の再投資は0.4%減少し、海外における負債性資本の投資実行は11.8%増加した。

暫定値によると、2019年度の外国直接投資の純流入額は、2018年度の9.9十億ドルから23.1%減少して7.6十億ドルであった。純流入額の減少は主に、2019年度の株式投資純額（収益の再投資を除く。）及び負債性資本純額が、2018年度の2.3十億ドル及び6.7十億ドルから、それぞれ1.4十億ドル及び5.2十億ドルへと減少したことによるものである。

暫定値によると、2019年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2018年度の2.3十億ドルから1.4十億ドルへと減少した。かかる減少は主に、2019年度のその他のASEAN諸国、中国及び香港並びに欧州連合からの純流入額が、2018年度の1.1十億ドル、471.1百万ドル及び356.3百万ドルから、それぞれ480.8百万ドル、154百万ドル及び79.9百万ドルへと減少したことによるものである。これらは、2019年度の米国及び日本からの純流入額が、2018年度の184.6百万ドル及び85.6百万ドルから、それぞれ、280.4百万ドル及び147.1百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。

[次へ](#)

国際通貨準備高

下表は、IMFの国際金融統計において公表された預金取扱機関調査における改訂された国際収支の枠組み及びIMFの会計取扱いに準拠して編纂された、バンコ・セントラルの総国際通貨準備高を示したものである。

バンコ・セントラルの総国際通貨準備高

12月31日現在

部門	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：月数及び%を除き、百万ドル)				
IMFにおける準備ポジション ⁽¹⁾	439	442	424	474	590
金	6,703	7,259	8,337	8,154	8,016
特別引出権 (SDR)	1,173	1,138	1,211	1,184	1,182
外国投資	71,739	68,290	65,815	66,733	75,304
外国為替 ⁽²⁾	613	3,563	5,783	2,650	2,748
合計	80,667	80,692	81,570	79,193	87,840
商品及びサービスの輸入月数の合計 (月)	9.9	8.8	7.8	6.9	7.8
合計に対する短期債務の比率 (%) ⁽³⁾					
当初満期	534	556	571	493	511
残余満期	410	418	419	370	387

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) IMFにおける準備ポジションは、当該国のIMFの一般準備金勘定向け信用をいう。これは政府が所有する資産であるものの、総国際通貨準備高の一部として取り扱われる。
- (2) 定期預金、政府又は国際機関が発行又は保証する有価証券に対する投資、及びレボ取引で構成される。
- (3) 残余満期に基づく短期債務は、当初満期に基づく短期対外債務残高に、翌12ヶ月間に期限が到来する公的部門及び民間部門の中長期ローンに係る元本支払額を加算した額をいう。

バンコ・セントラルにより管理される総国際通貨準備高は、実質的にフィリピンのすべての公的な国際通貨準備高を構成している。バンコ・セントラルは、随時、利回り又は市場リスクを管理するため、金、外国為替及び外国証券についてオプションを締結する。また、金準備高における利回りを最適化するため、金融スワップ契約も締結する。

2015年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2014年12月31日現在の79.5十億ドルから1.4%増加して、80.7十億ドルとなった。この増加は、外国投資及び外国為替の水準が2014年12月31日現在それぞれ70十億ドル及び0.3十億ドルであったものが、2015年度にはそれぞれ1.8十億ドル及び0.3十億ドル増加し71.7十億ドル及び0.6十億ドルとなったことを主因とするものであった。これらの増加は、金準備高が2014年12月31日現在の7.5十億ドルから2015年には781百万ドル減の6.7十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。2015年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約9.9ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.3倍、残余満期ベースでは4.1倍に相当する金額であった。2015年12月末現在の純国際通貨準備高は、80.7十億ドルであった。

2016年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2015年12月31日現在の80.7十億ドルからわずかに増加して、80.7十億ドルとなった。2016年度におけるこのわずかな増加は、外国為替が2015年度の613百万ドルから2016年度には3十億ドル増の3.6十億ドルとなったこと、及び金準備高が2015年度の6.7十億ドルから2016年度には556百万ドル増の7.3十億ドルとなったことを主因とする。これらの増加は、外国投資が2015年度の71.7十億ドルから2016年度には3.4十億ドル減の68.3十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。2016年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約8.8ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.6倍、残余満期ベースでは4.2倍に相当する金額であった。2016年度末現在の純国際通貨準備高は、80.7十億ドルであった。

2017年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2016年12月31日現在の80.7十億ドルから増加して、81.6十億ドルとなった。2017年度におけるこの増加は、外国為替が2016年度の3.6十億ドルから2017年度の5.8十億ドルに2.2十億ドル増加したこと、及び金準備高が2016年度の7.3十億ドルから2017年度の8.3十億ドルに1.1十億ドル増加したことを主因とする。これらの増加は、外国投資が2016年度の68.3十億ドルから2017年度の65.8十億ドルに2.5十億ド

ル減少したことにより部分的に相殺された。2017年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.7ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.7倍、残余満期ベースでは4.3倍に相当する金額であった。2017年度末現在の純国際通貨準備高は、81.6十億ドルであった。

2018年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2017年12月31日現在の81.6十億ドルから減少して、79.2十億ドルとなった。2018年度の準備高の減少は、主に、外国為替が、2017年度の5.8十億ドルから2018年度の2.6十億ドルに3.1十億ドル減少したこと、及び金準備高が、2017年度の8.3十億ドルから2018年度の8.2十億ドルに183百万ドル減少したことによるものでもあった。2018年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約6.9ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の4.9倍、残余満期ベースでは3.7倍に相当する金額であった。2018年度末の純国際通貨準備高は、79.2十億ドルであった。

暫定値によると、2020年2月29日現在、総国際通貨準備高は、2019年12月31日現在の87.8十億ドルから0.4%増加して、88.2十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2019年12月31日現在の75.3十億ドルから2020年2月29日現在の75.9十億ドルに0.7%増加したことによるものであった。これは、外国為替が、2019年12月31日現在の2.7十億ドルから2020年2月29日現在の2.5十億ドルに7.2%減少したことにより部分的に相殺された。2020年2月29日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.8ヶ月分の商品及びサービスの輸入額並びに第一次所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.1倍、残余満期ベースでは3.7倍に相当する金額であった。暫定値によると、2020年2月29日現在の純国際通貨準備高は、88.2十億ドルであった。

(4)【通貨・金融制度】

通貨制度

金融政策

1993年、政府は、新中央銀行法（New Central Bank Act）に従って共和国の中央銀行であるバンコ・セントラルを設立した。バンコ・セントラルは、旧フィリピン中央銀行に代わるものである。バンコ・セントラルは、新中央銀行法に基づき権限を付与されているとおり、通貨、銀行及び与信分野の政策に関して責任を負う独立中央金融機関として機能している。新中央銀行法は、旧フィリピン中央銀行における多額の赤字の原因となったすべての準財政行為、商業銀行業務、開発銀行業務又は開発融資にバンコ・セントラルが従事することを禁止している。

バンコ・セントラルの主たる目標は、物価の安定、通貨の安定及びペソの兌換性を維持することである。同行の物価安定の目標を達成するために、バンコ・セントラルは、主として政策金利の調整、並びに政府証券の売買、再割引取引及び預金準備率の調整を含む公開市場操作の実施を通じた通貨管理を実行する。

バンコ・セントラルの機能には以下が含まれる。

- ・ 通貨政策の実行
- ・ 国家通貨の発行
- ・ 外貨準備の管理
- ・ 政府、政府の下部行政組織・部局及びGOCCのための預託機関としての活動
- ・ フィリピン国内の銀行及び準銀行の規制

政府は、バンコ・セントラルの発行済株式のすべてを保有している。バンコ・セントラル総裁、大統領により任命された内閣の閣僚1名及び民間部門の常勤代表者5名で構成される7名の委員による通貨理事会が、バンコ・セントラルを統治する。大統領は、内閣の代表者を除き、通貨理事会の7名それぞれの委員を6年の任期で任命する。

フィリピンの法律は、バンコ・セントラルに予見可能な純外貨需要を満たすのに十分な国際通貨準備高を維持することを義務付けている。

2019年2月14日、ドゥテルテ大統領は共和国法第11211号に署名した。同法はとりわけ、増資及びバンコ・セントラルの権限の拡大により新中央銀行法を改正するものである。同法の下で、バンコ・セントラルの資本金は50十億ペソから200十億ペソに増加された。これは、損失の吸収又は投資のいずれかのためにより多くの資金を提供する措置である。同法は、バンコ・セントラルの監督権限の対象も、より多くの種類の金融機関（マネーサービス事業、信用供与事業及び決済システム事業を含む。）に拡大した。

また、バンコ・セントラルは、不正な金融取引の収益の没収を要求する権限のほか、追加の行政処分及び刑事処分を課す権限を与えられている。最後に、バンコ・セントラルは、その金融操作の時期及び規模を決定する際の柔軟性を高めるために、債務証券を発行する権限を与えられた。

暫定値によると、2019年11月30日現在、未監査の財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計4,996.7十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は4,350.2十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されている。

下表は、バンコ・セントラルの2019年12月31日終了会計年度の貸借対照表である。

バンコ・セントラル貸借対照表				
表示期末現在				
(単位：十億ペソ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年 ^(P)
資産合計	4,558.87	4,666.89	4,851.29	5,082.88
年間増減率(%)	5.8	2.4	4.0	4.8
国際通貨準備高	3,997.98	4,056.60	4,140.16	4,434.08
国内有価証券	223.23	224.62	223.30	226.14
貸付及び前払貸付	151.03	187.42	277.51	200.17
銀行店舗その他の固定資産	17.99	23.09	23.73	24.40
利益ポジションのデリバティブ派生商品	0.00	0.10	0.05	0.02
その他の資産	168.63	175.08	186.55	198.08
合計負債	4,500.86	4,586.20	4,734.86	4,938.64
年間増減率(%)	5.4	1.9	3.2	4.3
通貨発行	1,124.19	1,267.27	1,490.24	1,679.05
預金	2,679.03	2,531.38	2,304.08	2,411.19
その他の預金取扱機関 ⁽¹⁾ の準備預金	1,631.64	1,867.23	1,843.83	1,550.53
その他の金融会社 ⁽²⁾ の準備預金	1.95	2.01	1.28	0.38
保証付き決算勘定	-	-	2.68	8.09
翌日物預金ファシリティ ⁽³⁾	236.59	85.47	58.64	266.15
定期預金ファシリティ ⁽³⁾	529.22	100.96	69.20	283.22
共和国財務省財務局長 ⁽⁴⁾	136.87	326.82	170.16	159.90
外国金融機関	111.09	115.05	122.83	107.72
その他の外貨建預金	0.05	1.01	1.05	1.12
その他の預金 ⁽⁵⁾	31.63	32.83	34.40	34.07
外国借入金	0.03	0.03	0.03	0.00
債券(純額)	24.89	24.99	26.29	25.41
特別引出権割当額	56.08	59.86	61.37	58.94
デリバティブ負債	0.00	0.10	0.00	0.00
損失ポジションのデリバティブ派生商品	0.00	0.00	0.00	0.00
外貨建勘定の再評価 ⁽⁶⁾	299.53	381.54	534.98	425.94
リバースレポ・ファシリティ ⁽³⁾	305.06	305.06	300.99	305.13
その他の負債	12.04	15.98	16.88	32.98
純資産	58.01	80.69	116.43	144.24
資本金	50.00	50.00	50.00	50.00
剰余金/準備金	8.01	30.69	66.43	94.24

注：四捨五入のため、内訳の合計は必ずしも合計額に一致しない。

- (1) その他の預金取扱機関とは、ユニバーサル・バンク及び商業銀行、専門政府銀行、貯蓄銀行、地方銀行並びに準銀行機能を有するノンバンク等、バンコ・セントラル以外の預金勘定を計上する機関である。
- (2) その他の金融会社とは、銀行の信託部門である。
- (3) 2016年6月3日以降、リバースレポ取引及び特別預金勘定はそれぞれリバースレポ・ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに引き継がれ、金利コリドーシステムの実施に合わせて定期預金ファシリティが導入された。未払利息を含む。
- (4) 外貨建預金を含む。
- (5) 大半がGOCC預金。
- (6) 以前は、国際通貨準備高と称されていた。

(p) バンコ・セントラル財務会計部の作成した、暫定的なバンコ・セントラル財務書類（未監査）に基づく。

- 該当なし。

出典：バンコ・セントラル

通貨供給量

下表は、フィリピンの通貨供給量に関する一定の情報を示したものである。2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂における国際的な最良の慣行への準拠の一環として、SRFフォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

通貨供給量（SRFベース）

12月31日現在

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	（単位：%を除き、十億ペソ）				
M1 ⁽¹⁾					
流通通貨	791.4	921.0	1,047.6	1,231.8	1,395.8
当座預金	1,876.2	2,148.5	2,503.3	2,657.2	3,104.5
合計	2,667.6	3,069.5	3,550.8	3,889.0	4,500.3
増加（%） ⁽²⁾	15.2%	15.1%	15.7%	9.5%	15.7%
M2 ⁽³⁾	8,067.3	9,140.4	10,202.3	11,080.2	12,293.2
増加（%） ⁽²⁾	9.1%	13.3%	11.6%	8.6%	10.9%
M3 ⁽⁴⁾	8,429.9	9,506.0	10,636.1	11,643.0	12,976.3
増加（%） ⁽²⁾	9.4%	12.8%	11.9%	9.5%	11.5%

出典：バンコ・セントラル 経済統計部

注：

- (1) 流通通貨及び要求払預金で構成される。
- (2) 前期比。
- (3) M1、貯蓄性預金及び定期預金で構成される。
- (4) M2及び預金代替物で構成される。

2015年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2014年12月31日現在の7.7兆ペソから9.4%増加して、8.4兆ペソとなった。2015年12月31日現在の通貨供給量が前年比でこのように拡大したのは、主に国内信用が前年比で11.5%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（前年比12.1%増）における11.2%の増加を主因とするものであった。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは7.1%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは0.8%減少した。

2016年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2015年12月31日現在の8.4兆ペソから12.8%増加して、9.5兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2015年12月31日現在の水準から17.0%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（2015年12月31日現在の水準から16.6%増）における15.1%の増加を主因とするものであった。2016年12月31日現在の政府向け信用（純額）も、2015年12月31日現在の水準から27.1%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは4.9%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも53.6%増加した。

2017年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2016年12月31日現在の9.5兆ペソから11.9%増加して、10.6兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2016年12月31日現在の水準から13.9%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（2016年12月31日現在の水準から16.4%増）における16.4%の増加を主因とするものであった。2017年12月31日現在の政府向け信用（純額）も、2016年12月31日現在の水準から2.0%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは1.4%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも10.3%増加した。

2018年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2017年12月31日現在の10.6兆ペソから9.5%増加して、11.6兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2017年12月31日現在の水準から14.9%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（2017年12月31日現在の水準から15.1%増）における14.5%の増加を主因とするものであった。2018年12月31日現在の政府向け信用（純額）も、2017年12月31日現在の水準から16.9%増加した。同期間中、バンク・セントラルの純外国資産ポジションは1.3%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは6.9%減少した。

2019年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2018年12月31日現在の11.6兆ペソから11.3%増加して、13兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2018年12月31日現在の水準から10.6%増加したことによる。国内信用の増加は、同期間中、とりわけ2018年12月31日現在の水準から7.7%増えた民間部門向け信用を含む、その他部門向け信用における8.1%の増加を主因とするものであった。2019年12月31日現在の中央政府向け信用（純額）も、2018年12月31日現在の水準から23.8%増加した。2018年12月31日から2019年12月31日までの期間中、バンク・セントラルの純外国資産ポジションは4.7兆ペソから8.9%増加して、4.9兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは0.4兆ペソから23.3%増加して、0.5兆ペソとなった。

下表は、国内金利及び預金金利に関する情報を示したものである。

	国内金利及び預金金利				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	（期間当たりの加重平均）				
91日物財務省証券利回り	1.8%	1.5%	2.1%	3.5%	4.7%
銀行平均貸出金利	5.6%	5.6%	5.6%	6.1%	7.1%

出典：バンク・セントラル

金融規制

2015年度を通じて、通貨理事会は、翌日物借入金利すなわちリバースレポ金利及び翌日物貸出金利すなわちレポ金利をそれぞれ4.0%及び6.0%に維持した。2015年12月に行われた直近の会議では、通貨理事会は、現行のリバースレポ金利及びレポ金利を維持するにあたり、現在の予想では平均インフレは2015年度においては目標圏内で落ち着く可能性が高いとしつつ、2016年度及び2017年度には徐々にインフレ目標に沿った軌道に戻ると見込んでおり指摘した。また、通貨理事会は、国内需要の状況は、堅調な一般世帯支出及び設備投資、市場の景況感、並びに十分な国内流動性によって引き続き支えられる見込みであるとした。今後、通貨理事会は、経済成長を支援しつつ物価安定と一致した金融政策を確実にするために、物価及び生産力に関する発生状況を監視していく。

2016年、バンク・セントラルは、8回の金融政策会議を開催したが、その各会議において、翌日物リバースレポ・ファシリティの主要な政策金利が維持された。他の金融政策の手段に関する金利も据え置かれた。同様に、預金準備率に変更はなかった。

通貨理事会の政策決定は、政策対象期間におけるインフレ環境の動向及びリスクに対するバンク・セントラルの評価に基づくものであった。2016年度のインフレ率は政府のインフレ目標圏（2.0%～4.0%）を下回ったものの、バンク・セントラルは、その政策の公示において、2016年度の国内物価変動が、主に金融政策の影響の範囲外である一時的な供給側の要因によって生じたものであることを明らかにした。さらに、同年度中のバンク・セントラルのインフレ予測では、インフレが2017年度までに目標圏内に戻ることが示されていた。同時に、将来のインフレに関する国民の予想は、引き続き金融政策によってしっかりと繋ぎとめられており、政府のインフレ目標に沿うものであった。同様に重要なこととして、バンク・セントラルは、世界の経済情勢が低迷する中、国内の経済成長は順調に推移しており、一般世帯の消費及び投資が好調であることから、追加の金融刺激策が不要であると指摘した。2016年度の企業景況感及び消費者マインドも引き続き好調であった。国内の活況は、M3に2016年12月31日現在前年比で12.8%の増加が見られるなど、十分な国内流動性（M3）と信用活動に支えられた。これらの考慮事項が、同年度中の金融政策のあり方を据え置くとするバンク・セントラルの決定の裏付けとなった。

2016年5月16日、バンク・セントラルは、その金融操作を2016年6月3日より金利コリドーシステムに正式に移行させると発表した。金利コリドーシステム採用の主たる目的は、金融政策の伝達を向上させることである。短期市場金利が通貨理事会の政策金利と合理的に近い範囲内で推移するよう支援することで、金利コリドーシステムは、バンク・セントラルの金融政策スタンスと金融市場との関連強化を支援し、これにより実体経済に影響を及ぼすことが期待されている。

金利コリドーシステムは、常設流動性ファシリティ（つまり、翌日物貸付ファシリティ及び翌日物預金ファシリティ）、翌日物リバースレポ・ファシリティ、並びに入札方式による定期預金ファシリティで構成される。常設流動性ファシリティの金利はコリドーの上限と下限を形成するが、翌日物リバースレポの金利はコリドーの中間に設定する。レポ及び特別預金口座（以下「SDA」という。）の枠は、それぞれ常設翌日物貸付ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに置き換えられた。一方、リバースレポ・ファシリティは、単なる翌日物リバースレポに変更された。また、定期預金ファシリティは、流動性吸収のための主要ツールの役割を果たす。

金利コリドーシステムの導入に伴い、通貨理事会は2016年6月3日に、翌日物貸付ファシリティ金利を新たに3.5%（従前のレポ金利である6.0%からコリドーの上限金利に引き下げ）とし、リバースレポ金利を3.0%（従前の4.0%から引き下げ）に修正し、翌日物預金ファシリティ金利を新たに2.5%（従前のSDA金利と同率）とした。その際、通貨理事会は、金利コリドーシステムへの移行は、バンコ・セントラルの金融政策スタンスの変更を意味するものではないと指摘した。金利コリドー改革は、主として実務的な性質を有するものであり、その実施によって現行の金融政策のあり方に重大な影響を及ぼすものではない。特に、金融操作のための加重金利は、金利コリドーシステム実施前とほぼ変わらない水準となる。さらに、コリドーの下限金利（バンコ・セントラルによる市場の流動性吸収の大半が現在この下限金利で行われている。）は、金利コリドーシステムの立上げにおいても据え置かれることになる。同時に、短期流動性の状況については、新たな金利コリドーシステムに基づく金融操作により引き続き資金が吸収されることから、ほぼ変わらないものと予想される。

2017年、バンコ・セントラルは、7回の金融政策会議を開催したが、その各会議において、翌日物リバースレポ・ファシリティの主要な政策金利は3.0%に維持された。他の金融政策の手段に関する金利も据え置かれた。同様に、預金準備率に変更はなかった。

2018年5月、通貨理事会は、インフレ圧力の可能性及びインフレ予想の高まりがあるとして、リバースレポ金利を3.25%、レポ金利を6.25%に引き上げることを決定した。2018年6月、通貨理事会は、インフレ予想の高まりがあるとして、リバースレポ金利を3.50%、レポ金利を6.50%に引き上げることを決定した。2018年8月、通貨理事会は、インフレ率上昇を指摘した上で、リバースレポ金利を4.0%、レポ金利を7.0%に引き上げることを決定した。2018年9月、通貨理事会は、継続的に拡大する物価上昇圧力の兆候があるとして、リバースレポ金利を4.5%、レポ金利を7.5%に引き上げることを決定した。2018年11月、通貨理事会は、インフレ予想が高止まりし、賃金上昇圧力が物価動向を牽引し続けているとして、リバースレポ金利を4.75%、レポ金利を7.75%に引き上げることを決定した。2018年度の貸出金利の平均レンジは、2017年度の貸出金利の平均レンジが4.1%～6.5%であったのに対し、4.6%～7.1%であった。

2019年3月、通貨理事会は、インフレ環境の管理が容易になったとして、リバースレポ金利を4.75%、レポ金利を7.75%に維持することを決定した。2019年5月、通貨理事会は、供給条件が改善される中、食品価格が下落したことによる価格圧力の緩和に伴って、インフレの見通しが引き続き管理しやすいものであるとの評価に基づき、リバースレポ金利を4.5%、レポ金利を7.5%に引き下げることが決定した。2019年8月、通貨理事会は、世帯当たりの消費支出が回復する見通し及び政府によるインフラ支出計画実施の加速を背景に、国内の成長が引き続き堅調な見通しとなる中、インフレの勢いが緩和したとして、リバースレポ金利を4.25%、レポ金利を4.75%に引き下げた。2019年9月、通貨理事会は、インフレの勢いが減速し続け、インフレ期待が十分に裏付けられているとして、リバースレポ金利及びレポ金利をさらにそれぞれ4.0%及び4.5%に引き下げた。インフレの勢いが減速し続けた結果、2019年度末までこれらのリバースレポ金利及びレポ金利は維持された。

過去5年間における商業銀行の貸出金利の平均レンジは、2015年度は4.5%～6.9%、2016年度は4.3%～6.7%、2017年度は4.1%～6.5%、2018年度は4.6%～7.1%、2019年度は5.5%～8.0%であった。

2020年度の最初の2ヶ月間において、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸出金利の平均レンジは、2019年度の同期間の5.6%～8.3%と比べ、6.0%～10.8%であった。2020年2月6日、通貨理事会は、BSPの翌日物リバースレポ枠を3.75%まで25ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出及び預金枠の金利はそれぞれ、4.25%及び3.25%まで引き下げられた。2020年3月20日、通貨理事会は、さらに、BSPの翌日物リバースレポ枠の金利を3.25%まで50ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出及び金利枠の金利はそれぞれ、3.75%及び2.75%まで引き下げられた。

外国為替制度

共和国は、ペソに対する為替レートの決定を市場要因に委ねる変動為替相場制を維持しているが、バンコ・セントラルは、秩序ある市場環境を維持するため及び為替レートの急激な変動を抑えるために、市場介入を行うことができる。

下表は、ペソ・米ドル間の為替レートに関する情報を示したものである。

年度	1ドル当たりの ペソの為替レート	
	期末	期中平均 ⁽¹⁾
2015年度	47.166	45.503
2016年度	49.813	47.493
2017年度	49.923	50.404
2018年度	52.724	52.661
2019年度	50.744	51.796

出典：財務省、バンコ・セントラル 参照為替レート公報

注：

(1) 該当する期間の各月の月間平均為替レートの平均。

外貨は、銀行システム外で自由に売却、購入及び外貨口座に預金することができる。居住者及び非居住者はいずれも、フィリピン国内の公認銀行に外貨預金口座を保持することができ、居住者は、制限なく海外で預金を保持することができる。但し、かかる海外の口座に預金するために、国内の銀行システムから外貨を購入することはできない。

バンコ・セントラルに登録された外国貸付及びバンコ・セントラルによって承認された又はバンコ・セントラルに登録された外国投資に関連した支払いは、フィリピン国内の公認外国為替銀行から購入した外貨で行うことができる。バンコ・セントラルは、各投資家につき年間60百万ドルを超える居住者による外国投資のうちフィリピンの銀行システムを通じて資金調達されたものについては必ず、その承認及び登録を行わなければならない。バンコ・セントラルの貸付承認制度については、下記「フィリピンの金融システム - 外貨建貸付」の記載を参照されたい。

政府は対外支払について何ら通貨規制を課していないが、輸出、サービス及び投資による為替収入はすべて、22の指定通貨のいずれかにより取得されなければならない。公認外国為替銀行は、受入可能な通貨をペソに転換することができる。

個人非居住者又は法人非居住者は、バンコ・セントラルの承認を得ることなくペソ建ての銀行口座を開設することができる。50,000ペソを超えるペソ金額をフィリピン国内から輸出又は電子振替する場合には、バンコ・セントラルの事前の承認を得なければならない。

1997年7月11日にバンコ・セントラルがペソを変動相場にすることを認めて以降、バンコ・セントラルによる外国為替市場への介入は最低限のものである。しかしながら、バンコ・セントラルは、為替投機の減少とマネーロンダリングへの対処を目的とした外国為替取引に関する措置を採用し、外国為替市場を支援するための規制を発令している。

2015年度の平均為替レートは、2014年度の1米ドル当たり44.395ペソに対して、1米ドル当たり45.503ペソであった。2015年度に対米ドルでペソ安となったのは、米国における金融政策正常化の時期及びその潜在的な影響の不透明感、中国経済の減速並びに中国元安が主因であった。1月と2月には、原油価格の下落、ユーロ圏の金融緩和及び米国連邦準備制度理事会による金利上昇を警戒する声明によって貿易収支が改善した結果、当初ペソ高であった。3月には米国の強い雇用統計を踏まえペソ安に転じたが、4月には、米国の雇用、小売販売、製造及び新規住宅販売に関するデータが期待を裏切るもので、そのすべてが米国金利の見通しに不透明感をもたらしたことから、再度ペソ高となった。5月から9月には、米国の雇用・製造データの改善、中国経済の減速に対する懸念並びに低調な地場輸出により、ペソ安となった。10月には若干回復したものの、11月と12月には、米国のデータが引き続き好調であったことや12月の米国連邦準備制度理事会による政策金利引き上げの決定を受けて、引き続きペソ安となった。

2016年度の平均為替レートは、2015年度の1米ドル当たり45.503ペソに対して、1米ドル当たり47.493ペソであった。2016年度に対米ドルでペソ安となったのは、2016年12月に米国連邦準備制度理事会が金利を引き上げたこと及びさらなる引上げに対する市場の期待、並びに国際的な政治力学の変化（英国のEU離脱、イタリアの国民投票及び米国の大統領選挙を含む。）に関連した投資家心理が主因であった。

2017年度の平均為替レートは、2016年度の1米ドル当たり47.493ペソに対して、1米ドル当たり50.404ペソであった。2017年度に対米ドルでペソ安となったのは、拡大する貿易赤字に対する市場の懸念及び年度中の米国連邦準備制度理事会によるさらなる金利引き上げに対する期待感の高まりが主因であった。また、政府は、同期間中に一部の対外債務の返済及び期限前返済を行ったが、このこともペソ安に貢献した。

2018年度の平均為替レートは、2017年度の1米ドル当たり50.404ペソに対して、1米ドル当たり52.661ペソであった。2018年度に対米ドルでペソ安となったのは、同期間中の米国連邦準備制度理事会によるさらなる金利引き上げに

対する市場の期待及び国内で拡大する貿易赤字に対する懸念並びに米国とその主要な貿易相手国（中国を含む。）との間の貿易をめぐる緊張の高まりが主因であった。

2019年度の平均為替レートは、2018年度の1米ドル当たり52.661ペソに対して、1米ドル当たり51.796ペソであった。2019年度に対米ドルでペソ高となったのは、インフレの緩和、送金の堅調な流入、米国連邦準備制度理事会のハト派的なスタンス及び米国と中国との間の貿易交渉に対する市場心理の改善、並びに、2019年度後半の、米国連邦準備制度理事会による金利の引下げへの市場の期待が主因であった。

フィリピンの金融システム

組織

下表は、フィリピンの金融システムの総資産を金融機関のカテゴリー別に示したものである。

	金融システムの総資産 ⁽¹⁾ 12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年 ⁽²⁾	2018年	2019年
	(単位：十億ペソ)				
銀行					
ユニバーサル・バンク / 商業銀行	11,159.2	12,560.5	14,053.8	15,691.5	17,216.1
貯蓄銀行	1,034.1	1,122.0	1,213.9	1,293.2	1,203.9
地方銀行	213.0	231.7	256.5	273.9	291.5
銀行合計	12,406.3	13,914.2	15,524.3	17,258.6	18,711.5
ノンバンク金融機関 ⁽³⁾	3,086.3	3,328.6	3,738.1	3,803.7	4,145.1
資産合計	15,492.6	17,242.8	19,262.4	21,062.3	22,856.6

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) バンコ・セントラルの資産を除く。ここでの表示金額には、予想損失引当金が含まれる。
- (2) その他金融会社（OFC）のデータを含めるため、2017年3月末からデータは修正されている。
- (3) 投資会社、金融会社、証券ディーラー/ブローカー、質店、貸付投資家、貯蓄貸付組合、（BSPの監督下にある）クレジットカード会社、並びに国営及び民営保険会社（SSS及びGSIS等）を含む。

フィリピンの金融システムは、銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。銀行には、主として預金及び預金代替物の受入れを通じて公衆から獲得した資金を貸付けるすべての金融機関が含まれている。ノンバンクには、資金の貸付、投資若しくは募集を行う、又は自己若しくは他人の計算のいずれかで、負債性証書若しくは株式の預託を受ける若しくはこれらを取得する銀行以外の金融機関が含まれる。ノンバンク金融機関は準銀行機能を有する場合がある。準銀行機能には、債務その他証書の発行、裏書若しくは引受による、又は一度に20名以上の貸手とのレポ取引の締結による債権の転貸若しくは購入その他の債務のための資金の借入が含まれる。

暫定値によれば、2019年12月31日現在、フィリピンの金融システムの総資産は、2018年12月31日現在の21,062.3十億ペソから8.5%増加して、22,856.6十億ペソであった。この増加は、主に、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の総資産が、2018年12月31日現在の15,691.5十億ペソから9.7%増加して2019年12月31日現在の17,216.1十億ペソとなったこと、及びノンバンク金融機関の資産が、2018年12月31日現在の3,803.7十億ペソから9.0%増加して2019年12月31日現在の4,145.1十億ペソとなったことを原因とするものであったが、これは、貯蓄銀行の資産が、2018年12月31日現在の1,293.2十億ペソから2019年12月31日現在の1,203.9十億ペソに6.9%減少したことによって部分的に相殺された。地方銀行の資産は、2018年12月31日現在の273.9十億ペソから6.4%増加して、2019年12月31日現在は291.5十億ペソであった。

バンコ・セントラルは、その監督調査部門を介して、すべての銀行及び準銀行機能を有するノンバンク又は投資運用行為等の受託権限を有する者を監督する。これには、銀行及び関連する業務に従事する準銀行並びに特別法によりバンコ・セントラルの実質的な監督下に置かれているノンバンク金融機関（質店及び貯蓄貸付組合等）の子会社及び関連会社が含まれる。通貨理事会は、主たる政策決定機関として機能し、最終的な監督権限を有する。

金融システムの構造

フィリピンの金融システムは、ユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、共同組合銀行、イスラム銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。各種銀行は、区別された事業活動及び地理的市場に参加している。

商業銀行は、以下を行うことができる。

- ・ 手形の引受け及び信用状の発行
- ・ 約束手形、手形、為替手形その他債務証券の割引及び譲渡
- ・ 要求払預金の引受け又は設定
- ・ その他の種類の預金及び預金代替物の受入れ
- ・ 外貨及び金地金又は銀地金の売買
- ・ 市場性債券その他負債証券の取得
- ・ 有担保又は無担保の金銭貸付

別名ユニバーサル・バンクとして知られている拡大商業銀行は、通常の商業銀行の業務に加え、投資銀行業務に従事し、非系列企業に投資し、貯蓄銀行、地方銀行、系列金融企業又は系列非金融企業の株式を100%まで所有することもできる。株式を公開しているユニバーサル・バンクの場合、他のユニバーサル・バンク又は商業銀行の1行に限り、議決権株式を100%まで所有することもできる。暫定値によれば、2019年12月31日現在、共和国で営業を行っているユニバーサル・バンク及び商業銀行は46行であった。

2019年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高合計は、9,508.8十億ペソとなったが、これは、2018年12月31日現在の8,584.1十億ペソの10.8%の増加に相当した。貸付残高合計の増加は、それぞれ、不動産業に対する貸付が19.6%増加して、2018年12月31日現在の1,402.4十億ペソから2019年12月31日現在の1,677.8十億ペソとなったこと、金融及び保険業に対する貸付が17.3%増加して、2018年12月31日現在の787.4十億ペソから2019年12月31日現在の923.8十億ペソとなったこと、建設業に対する貸付が23.4%増加して、2018年12月31日現在の298.7十億ペソから2019年12月31日現在の368.7十億ペソとなったこと、及び世帯消費に対する貸付が27.5%増加して、2018年12月31日現在の658.2十億ペソから2019年12月31日現在の839.3十億ペソとなったことを主因とするものであった。これらの増加は、その他コミュニティ活動、社会活動及び個人活動に対する貸付が21.7%減少して、2018年12月31日現在の128.0十億ペソから2019年12月31日現在の100.2十億ペソとなったことにより一部相殺された。

下表は、部門別に区分されたユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高を示したものである。

ユニバーサル・バンク及び商業銀行の部門別貸付残高⁽¹⁾
12月31日現在

	2016年		2017年		2018年		2019年	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
	(単位: %を除き、百万ペソ)							
合計	6,313,064	100.0%	7,476,061	100.0%	8,584,051	100.0%	8,075,731	100.0%
農業、林業及び漁業	188,779	3.0%	163,369	2.2%	192,216	2.2%	221,873	2.3%
鉱業及び採石業	31,340	0.5%	46,753	0.6%	53,926	0.6%	47,974	0.5%
製造業	841,566	13.3%	944,486	12.6%	1,068,469	12.4%	1,048,724	11.0%
電気、ガス、蒸気及び空調供給業	662,455	10.5%	830,390	11.1%	929,456	10.8%	1,006,431	10.6%
水供給、下水処理、廃棄物管理及び浄化活動	59,949	0.9%	67,462	0.9%	82,473	1.0%	106,010	1.1%
建設業	178,693	2.8%	219,480	2.9%	298,704	3.5%	368,663	3.9%
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	830,160	13.1%	1,004,207	13.4%	1,159,976	13.5%	1,193,922	12.6%
宿泊及び飲食業	128,020	2.0%	144,096	1.9%	152,521	1.8%	153,708	1.6%
運輸及び保管業	184,816	2.9%	231,672	3.1%	271,363	3.2%	287,949	3.0%
情報通信業	224,096	3.5%	277,164	3.7%	316,403	3.7%	357,270	3.8%
金融及び保険業	516,208	8.2%	603,139	8.1%	787,383	9.2%	923,805	9.7%
不動産業	1,054,993	16.7%	1,261,329	16.9%	1,402,372	16.3%	1,677,815	17.6%
専門、科学及び技術サービス業	51,781	0.8%	63,058	0.8%	71,392	0.8%	68,139	0.7%
管理・支援サービス業	47,369	0.8%	32,061	0.4%	36,222	0.4%	41,558	0.4%
公務及び国防、強制社会保障事業	103,089	1.6%	133,879	1.8%	136,068	1.6%	142,380	1.5%
教育	24,542	0.4%	32,921	0.4%	39,747	0.5%	42,850	0.5%
保険衛生及び社会事業	50,138	0.8%	54,223	0.7%	55,609	0.6%	59,890	0.6%
芸術、娯楽及びレクリエーション業	69,059	1.1%	93,697	1.3%	132,183	1.5%	146,781	1.5%
その他コミュニティ活動、社会活動及び個人活動	77,023	1.2%	115,044	1.5%	127,994	1.5%	100,194	1.1%
雇主としての世帯活動、分別不能な財及びサービス	63,557	1.0%	70,128	0.9%	85,646	1.0%	79,794	1.8%

その他⁽²⁾ 925,430 14.7% 1,087,503 14.5% 1,183,926 13.8% 1,433,022 15.1%

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 償却額控除後。

(2) 世帯消費を目的とした個人に対する貸付、バンコ・セントラルのリバースレポ取引に基づく貸付及び非居住者に対する貸付を含む。

貯蓄銀行は、自己の資本及び預金者の貯蓄を以下に投資する。

- ・ 住宅建設及び住宅開発のための融資
- ・ 容易に売買可能な債務証券
- ・ コマーシャルペーパー及び商業取引から生じた売掛金、手形、為替手形、引受手形又は約束手形
- ・ 市場において農業、サービス、工業、住宅並びにその他の金融及び類似のサービスに従事している中小企業及び個人に対する短期運転資本及び中長期貸付

2019年12月31日現在、共和国で営業を行っている貯蓄銀行（マイクロファイナンスを中心業務とする銀行を含む。）は50行であった。

地方銀行は、農業従事者、漁業従事者、協同組合、商人及び地方共同体の人々全般の通常の信用ニーズを満たすために、合理的な条件で地方において信用を供与している。2019年12月31日現在、共和国で営業を行っている地方銀行は451行であった。

2019年12月31日現在、マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は7行、マイクロファイナンスに従事している銀行は151行であった。マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は、常に総貸付ポートフォリオの少なくとも50%をマイクロファイナンス貸付とすることが義務付けられている。マイクロファイナンス貸付は、150,000ペソを上限とする元本額の貸付である。貸付上限額は、成長中の零細企業に対する貸付、すなわち「マイクロファイナンス・プラス」及び住宅向けのマイクロファイナンス貸付の場合、さらに300,000ペソに引き上げられる場合がある。

専門政府銀行とは、フィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行、DBP及びLBPである。アルアマナ・イスラム投資銀行は、イスラムの銀行業務の原則及び決定に基づいて銀行、融資及び投資サービスを提供することで、ARMMの発展を促す。

LBPは、農地改革法（Agricultural Land Reform Code）の可決を受け、農業用地の分割取得・販売及び小規模土地所有者への転売のための資金を融資するために、1963年に設立された。現在、同行は、辺境地開発及び貧困緩和のために融資を行うことに注力しつつ、政府から予算支援を受けることなく持続可能な形で運営していくことを目指している。この目的を達成するために、LBPは商業銀行業務を維持しており、その収益は同行の開発プログラム及びプロジェクトに再投資される。LBPの貸付ポートフォリオは、農業従事者・漁業従事者、中小企業・零細企業及び生活支援ローン、農業関連産業、農業インフラその他農業・環境関連のプロジェクト、集団住宅、学校並びに病院を優先している。

2018年12月31日現在、LBPの資産合計及び負債合計はそれぞれ1,888.8十億ペソ及び1,751.8十億ペソであった。これは、2017年12月31日現在それぞれ1,627.1十億ペソ（修正再表示）及び1,510.9十億ペソ（修正再表示）であった資産合計及び負債合計から、それぞれ16.1%及び15.9%の増加となった。LBPは、2017年度の15.3十億ペソ（修正再表示）の利益から5.7%増加して、2018年度は16.1十億ペソの利益を計上した。同期間の利益の増加は、主に収益の25.0%増によるものであった。

DBPは、当初1935年に国家貸付投資銀行（National Loan and Investment Board）として設立後、1958年にDBPに組織変更されたが、現在では共和国内の主たる開発金融機関である。1998年に採択された最新の定款に基づき、DBPは、開発銀行に分類され、貯蓄金融機関の他のすべての機能を果たすことができる。その使命は、持続可能な成長のために共和国経済の競争力を高めること、また、インフラ開発、信頼できる起業家、効率的な社会サービス及び環境保護を支援することである。DBPは、中小規模の産業を重視しつつ、共和国内の農企業及び工業企業の中長期的な必要に応じた銀行サービスを提供する。

2018年12月31日現在、DBPの資産合計及び負債合計はそれぞれ669.6十億ペソ及び617.9十億ペソであった。これは、2017年12月31日現在それぞれ592.4十億ペソ及び544.1十億ペソであった資産合計及び負債合計から、それぞれ13.0%及び13.6%の増加であった。DBPは、2017年度の5.5十億ペソの利益から4.3%増加して、2018年度は5.7十億ペソの利益を計上した。

2014年、ガバナンス委員会は、DBPとLBPの果たす機能がその目的、顧客ベース、サービス及び商品について重複しており、連結企業体の方が両行の目的を果たすにあたり効果的、効率的かつ持続可能となるとして、両行の合併

を推奨した。2015年5月25日に、下院がLBPを存続会社とするDBPとLBPの合併を許可する法案第5755号を承認すると、2016年2月4日には、アキノ前大統領がLBPを存続会社とするDBPとLBPの合併を許可する大統領令第198号を発行した。しかし、2017年9月6日、ガバナンス委員会は、アキノ前大統領が発行した大統領令第198号の実行を取り消す旨の決議をした。取り消した理由は主に、LBPが農業部門にサービスを提供している一方でDBPは工業部門にサービスを提供していることから、2つの金融機関を1つに統合するというこの合併が公益に資するものとはならないというものであった。

ノンバンク金融機関は、他の金融機関に短期の融資を行うこともあるが、主として長期の融資を行う機関である。2018年8月31日現在、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有するノンバンク金融機関9社を規制又は監督していた。また、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有しないノンバンク金融機関766社を規制又は監督していた。

近時の金融制度の動向

2019年12月31日現在、フィリピンの銀行システムは、2018年12月31日現在の数値と比べ、8.8%増の貸付ポートフォリオ合計、7.1%増の預金負債及び12.2%増の資本収支を計上した。フィリピンの銀行は、2019年12月31日現在、230.7十億ペソの純利益を計上した。これは、2018年12月31日に終了した年度の純利益である179.7十億ペソから28.4%の増加であった。2019年12月31日現在の年率換算株主資本利益率は、2018年12月31日現在の9.4%と比べ、10.5%であった。また、2019年12月31日現在の年率換算資産利益率は、2018年12月31日現在の1.1%と比べ1.3%であった。

2019年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の連結ベースの自己資本比率は、2018年12月31日現在の15.4%から増加して、16.0%であった。2019年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の預金に占める流動資産の割合が2018年12月31日現在の48.9%と比べ、2019年12月31日現在の49.3%に増加したことから、流動性は増加した。2020年2月29日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の預金に占める流動資産の割合は、2019年2月28日現在の49.2%と比べ、48.7%であった。

不良債権

下表は、表示期間におけるユニバーサル・バンク及び商業銀行に対する不良債権に関する情報を示したものである。

銀行の種類別貸付合計（総計）及び不良債権
12月31日現在

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ⁽¹⁾
	（単位：%を除き、十億ペソ）					
拡大商業銀行/ユニバーサル・バンク						
貸付合計	3,929.0	4,359.1	5,177.6	6,041.0	6,881.3	7,682.5
不良債権	65.4	65.2	68.2	72.0	84.1	111.9
貸付合計に占める不良債権の割合	1.7%	1.5%	1.3%	1.2%	1.2%	1.5%
非拡大/商業銀行⁽²⁾						
貸付合計	177.8	210.1	264.0	309.8	345.1	360.2
不良債権	8.3	8.7	9.1	8.7	9.5	11.0
貸付合計に占める不良債権の割合	4.7%	4.2%	3.5%	2.8%	2.8%	3.1%
政府銀行⁽³⁾						
貸付合計	625.6	740.6	760.6	968.3	1,196.4	1,305.9
不良債権	12.3	13.0	12.0	12.5	15.6	28.6
貸付に占める不良債権の割合	2.0%	1.8%	1.6%	1.3%	1.3%	2.2%
外国銀行⁽⁴⁾						
貸付合計	385.6	409.9	504.0	548.1	595.0	605.4
不良債権	7.1	4.6	4.5	4.3	4.3	5.0
貸付合計に占める不良債権の割合	1.8%	1.1%	0.9%	0.8%	0.7%	0.8%
貸付合計	5,117.9	5,719.7	6,706.3	7,867.1	9,017.8	9,954.0
不良債権合計	93.1	91.6	93.8	97.5	113.5	156.5
貸付合計に占める不良債権の割合	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.3%	1.6%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) 外国銀行の子会社2行で構成される。
- (3) LBP、DBP及びフィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行で構成される。

(4) 外国銀行24行で構成され、外国銀行の子会社2行を除く。

2015年12月31日現在、貸付合計に占める不良債権の割合は、2014年12月31日現在の割合が1.8%であったのに対し、1.6%となった。2015年12月31日現在の不良債権は、2014年12月31日現在の93.1十億ペソから1.6%減少して、91.6十億ペソとなった。また、2015年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2014年12月31日現在の5,117.9十億ペソから11.8%増加して、5,719.7十億ペソとなった。

2016年12月31日現在、貸付合計に占める不良債権の割合は、2015年12月31日現在の割合が1.6%であったのに対し、1.4%となった。2016年12月31日現在の不良債権は、2015年12月31日現在の91.6十億ペソから2.4%増加して、93.8十億ペソとなった。また、2016年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2015年12月31日現在の5,719.7十億ペソから17.2%増加して、6,706.3十億ペソとなった。

2017年12月31日現在、総不良債権の割合は1.2%であった。これは、2016年12月31日現在の割合である1.4%を下回るものであった。2017年12月31日現在の不良債権は、2016年12月31日現在の93.8十億ペソから3.9%増加して、97.5十億ペソとなった。また、2017年12月31日現在の銀行システムの貸付ポートフォリオ合計は、2016年12月31日現在の6,706.3十億ペソから17.3%増加して、7,867.1十億ペソとなった。

2018年12月31日現在、総不良債権の割合は1.3%であった。これは、2017年12月31日現在の1.2%をわずかに上回るものであった。不良債権は、2017年12月31日現在の97.5十億ペソから16.4%増加して、2018年12月31日現在では113.5十億ペソとなった。2018年12月31日現在の銀行システムの貸付ポートフォリオ合計も、2017年12月31日現在の7,867.1十億ペソから14.6%増加して、9,017.8十億ペソとなった。

2019年12月31日現在、総不良債権の割合は1.6%であった。これは、2018年12月31日現在の割合である1.3%を上回るものであった。不良債権は、資産の質の低下及び総貸付ポートフォリオの増加により、2018年12月31日現在の113.5十億ペソから37.9%増加して、2019年12月31日現在では156.5十億ペソとなった。2019年12月31日現在の銀行システムの貸付ポートフォリオ合計は、2018年12月31日現在の9,017.8十億ペソから10.4%増加して、9,954十億ペソとなった。

金融部門の改革

政府は、銀行が保有する不良資産を引き下げ、銀行業界全般の健全性を改善するために、金融部門で複数の改革を行ってきた。

バンコ・セントラルは、共和国の国内情勢を考慮しつつ、国際基準及びベスト・プラクティスに合致させるよう、引き続き既存の規制枠組みを発展させていく。2016年度のバンコ・セントラルによる主要な規制改革では、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理、金融サービス提供の自由化並びにパーゼルIIIの残りの部分（国内のシステム上重要な銀行、流動性カバレッジ比率、信託制度、消費者保護その他健全性改革に関するものを含む。）の実施に重点が置かれていた。2017年4月、通貨理事会は、年次報告書の開示内容（銀行の財務状況、業績、所有及びガバナンスに関する情報を含む。）を国際的な慣行と合致させるために、銀行及び準銀行向けの年次報告書の表示に関する修正ガイドラインを承認した。2017年6月、通貨理事会は、バンコ・セントラルに提出される報告書の要件を定める銀行規定マニュアルの変更を承認した。

2017年11月、バンコ・セントラルは、共和国の小売決済システムを近代化し、電子決済の導入を拡大し、共和国を現金依存度の高い国から現金依存度の低い国に転換させるという戦略構想の一環として、フィリピンEFTシステム及びオペレーション・ネットワーク（以下「PESONET」という。）を立ち上げた。PESONETとは、企業、政府及び個人がバンコ・セントラル監督下の金融機関に維持されている口座から簡便に電子資金振替及び定期決済を開始できるようにするための自動決済機関である。

バンコ・セントラルは、決済システム法関連、アルアマナ・イスラム投資銀行の定款の変更、マネーロンダリング防止法の改正、農業・農地改革法（注）の改正等の重要な法制改革の成立に向けて、両院議会と緊密な協力も続けている。

（注）

マネーロンダリング防止法：

- ・ 2001年9月、共和国法第9160号に基づき、マネーロンダリング防止法（以下「AMLA」という。）が成立した。同法は、特に、マネーロンダリングを犯罪として定義し、その犯罪に対する罰則を規定し、反マネーロンダリング評議会（以下「AMLC」という。）と呼ばれる中央監視実施評議会の基礎を成立させた。同法は、マネーロンダリング対策として、顧客の身元確認、記録保持、疑わしい対象取引の報告に関する要件を課し、銀行預金秘密保持に関する厳格な法律を緩和し、不正資金・財産の凍結、押収、没収及び回収並びに国際協力について規定している。

- ・ AMLAの規制は数回改正されており、そのうち最新のものは共和国法第10927号に基づき2017年7月14日に制定され、AMLA（共和国法第9160号）の改正が発効し、AMLCの監視下において賭博業務に従事することが適正政府機関（AGA）により認められたフィリピンにおけるカジノ並びにインターネット・カジノ及び船舶上でのカジノが適用対象に含まれることとなった。さらに、1件当たり5百万ペソ（又はその他の通貨建ての相当額）を超える現金によるカジノ取引は、AMLCに報告されなければならない。

2009年農業・農地改革信用法：

- ・ 大統領令（PD）第717号を改正した、2009年農業・農地改革信用法（農業・農地改革法）として知られる共和国法第10000号は、2010年2月23日に制定され、2010年4月20日に施行された。同法は、農村農業セクターによる金融サービスやプログラムへのアクセス向上を促進するため、農業・農地関連の融資義務に対する許容可能な遵守メカニズムを合理化した。農業・農地改革信用法は、金融機関（政府又は民間）に対して、貸付可能資金総額の少なくとも25%を農業・農地改革関連の貸付全般のために割当ててを義務付けており、このうち貸付可能資金総額の少なくとも10%は農地改革関連の受益者のために提供されなければならない。

外貨建貸付

バンク・セントラルは、ペソ建以外のすべての貸付について一連の事前承認、登録及び報告要件を課している。貸付体制は以下のとおりである。

貸付の種類	要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的部門向け貸付、但し、貿易金融のための短期外貨建預金貸付及び通常の短期銀行間借入を除く。 ・ 政府系企業及び/若しくは政府系金融機関により保証されている、又は公認外国為替銀行の発行した外為保証の対象となる民間部門向け貸付 ・ 民間のノンバンク金融機関が公的部門又は民間部門の企業への転貸のために引き受ける、満期までの期間が1年を超える貸付 ・ 公認外国為替銀行又はその子会社/関連会社である外為企業から購入した外貨により返済されるその他貸付 	事前承認及び報告要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前承認要件が特別に免除されており、銀行システムから購入した外貨で返済される民間部門向け貸付 	事後登録及び報告要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行システムから購入されていない、外貨で返済されるフィリピン国内で営業している銀行からの居住者である借入人のすべての民間部門向け貸付、但し、債務は、(i)公的に保証されておらず、及び(ii)所定の用紙を用いて、取引銀行からBSPに報告される。 	報告要件

[次へ](#)

フィリピンの証券市場

沿革

フィリピンの証券業界は、1927年にマニラ証券取引所が開設されたことに始まった。1936年、政府は業界の監督及び投資家の保護を行うフィリピンSECを設立した。その後、マカティ証券取引所が1963年に開設され、1994年にマニラ証券取引所と合併してフィリピン証券取引所となった。

1998年6月、フィリピンSECは、フィリピン証券取引所に対して自主規制機関としての地位を付与し、会員の会計帳簿の検査や監査等を行うことにより会員を監督・規律する権限を付与した。

フィリピン証券取引所は、上場適格証券の範囲を拡大するために、授権資本が20百万ペソから99.9百万ペソまで（その25%以上が引受済みかつ全額払込済みでなければならない。）の中小企業向けの市場を設立した。

2001年8月、フィリピン証券取引所は株式公開会社への転換を完了した。最初の株主として184の各会員たるブローカーが50,000株を引き受け、その全額を払い込んだ。フィリピン証券取引所への株式の上場は2003年12月に実施され、未発行株式の40%は、2004年2月に私募により売却された。

2019年12月末現在、フィリピン証券取引所は、268の上場企業及び130の取引参加者を有する。

フィリピン総合指数の終値は、2018年12月29日の7,466.02、2017年12月29日の8,558.42、2016年12月29日の6,840.64、2015年12月29日の6,952.08に対し、2019年12月27日現在は7,815.26であった。フィリピン総合指数の終値は、2020年4月24日現在は5,465.0で、2019年12月27日の7,815.26から30.1%減少した。

フィリピン総合指数の平均値は、2018年の7,744.97、2017年の7,850.50、2016年の7,284.49及び2015年の7,432.61に対し、2019年は7,908.89であった。

フィリピン証券取引所に加え、2006年には、主に外国為替及び債券の取引を扱うフィリピン債券取引所（以下「PDEX」という。）が、フィリピンSECにより自主規制機関としての地位を付与された。

2019年度のPDEXにおける国債及び社債の取引高は、2018年の1.97兆ペソから大幅に上昇して5.30兆ペソとなった。

2013年5月、フィリピン証券取引所とPDEXを所有する持株会社であるPhilippine Dealing System Holding Corporation（PDS）の合併計画が公表された。当該合併は、統合された株式・債券取引プラットフォームを構築することを目的とした。2016年3月28日付の覚書において、フィリピン証券取引所は提案された取引を否定した。フィリピン証券取引所は、国営銀行であるLBPから、2018年4月中にPDSの株式を取得したいとの申し出を受けた。2019年末現在、合併・買収は実現していない。

国債市場

BTrは現在、91日、182日及び364日で満期が到来する財務省短期証券並びに2年から28.5年で満期が到来する財務省長期証券の公募を毎週行っている。

2015年12月31日現在、国債残高は3.9兆ペソであり、その51.5%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券（以下「FXTB」という。）発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券（以下「RTB」という。）、プログレス証券、外国為替約束手形、ゼロ・クーポン財務省長期証券、複数通貨建てRTB及び政府保証付債務等で構成された。

2016年12月31日現在、国債残高は3.9兆ペソであり、その54.0%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2017年12月31日現在、国債残高は4.4兆ペソであり、その50.2%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2018年12月31日現在、国債残高は4.8兆ペソであり、その51.2%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2019年12月31日現在、国債残高は5.1兆ペソであり、その49.9%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

(5)【財政】

財政

連結財政状態

公共部門連結財政状態は、共和国の公共部門全体の財政状態を測定する。連結財政状態は、公共部門借入需要並びに社会保証機構・公務員保険機構、バンク・セントラル、GFI及び地方自治体の赤字又は黒字総額から構成される。公共部門借入需要は、政府、中央銀行清算委員会（以下「CB-BOL」という。）の勘定、石油価格安定基金及び主要GOCC14社の赤字又は黒字総額を反映する。

下表は、表示期間に係る現金ベースでの連結財政状態を示している。

共和国公共部門連結財政状態 12月31日現在					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
(単位：%を除き、十億ペソ)					
公共部門借入需要：					
中央政府	(73.1)	(121.7)	(353.4)	(350.6)	(558.3)
中央銀行再編	(2.7)	(3.8)	(3.2)	(4.8)	(7.9)
監視下にある政府所有 企業	19.8	2.8	20.9	40.2	5.8
純貸出及びGOCCに対す る持分の調整	15.1	8.9	15.3	(3.9)	5.7
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共部門借入需要合計	(40.9)	(113.8)	(320.4)	(319.1)	(554.7)
GDPに対する割合（2000年 度基準）	(0.3)%	(0.8)%	(2.1)%	(1.9)%	(3.0)%
その他の公共部門：					
社会保証機構・公務員 保険機構	76.3	60.6	72.1	58.3	59.4
バンク・セントラル ⁽¹⁾	(10.7)	(3.7)	17.7	21.8	37.0
政府系金融機関	12.5	13.8	15.5	17.2	19.4
地方自治体	128.5	179.2	193.4	217.4	255.5
バンク・セントラルに 対する利払時期の調 整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の公共部門合計	206.6	250.0	298.7	314.6	371.3
公共部門連結財政状態	165.8	136.2	(21.8)	(4.6)	(183.4)
GDPに対する割合（2000年 度基準）	1.3%	1.0%	(0.1)%	(0.03)%	(1.0)%

出典：財務省財政政策計画室

注：

(1) 政府及びCB-BOLへの利息割戻し、配当及びその他の送金額控除後の金額。

共和国の2014年度の連結財政状態は、2013年度に計上された53.2十億ペソの黒字から大幅に拡大し、政府の2014年度の計画赤字266.2十億ペソを432十億ペソ上回る165.8十億ペソの黒字を計上した。黒字の主因は、2014年度の政府借入需要が2013年度の164十億ペソから55.4%減少して73.1十億ペソとなったことにある。2014年度の黒字額は、現行価格で測定された共和国の2014年度のGDPの1.3%に相当した。

共和国の2015年度の公共部門連結財政状態は、2014年度に計上された165.8十億ペソの黒字から縮小し、政府の2015年度の計画赤字153.5十億ペソを289.7十億ペソ上回る136.2十億ペソの黒字を計上した。黒字縮小の主因は、2015年度の公共部門借入需要が2014年度の40.9十億ペソから大幅に増加して113.8十億ペソとなったことにある。2015年度の黒字額は、現行価格で測定された共和国の2015年度のGDPの1.0%に相当した。

共和国の2016年度の公共部門連結財政状態は、2015年度に計上された136.2十億ペソの黒字から転換し、政府の2016年度の計画赤字129.8十億ペソを108十億ペソ上回る21.8十億ペソの赤字を計上した。赤字化の主因は、2016年

度の政府借入需要が2015年度の121.7十億ペソから大幅に増加して353.4十億ペソとなったことにあった。2016年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2016年度のGDPの0.1%に相当した。

共和国の2017年度の公共部門連結財政状態は、2016年度に計上された21.8十億ペソの赤字から73.8%減少し、政府の2017年度の計画赤字482.1十億ペソを477.5十億ペソ下回る4.6十億ペソの赤字を計上した。赤字縮小の主因は、2017年度の純貸出及びGOCCに対する持分の調整が減少し、2016年度の15.3十億ペソの借入需要から3.9十億ペソの流入に転換したことにあった。かかる転換は、2017年度の地方自治体の黒字額が2016年度の193.4十億ペソから217.4十億ペソに増加したことにも起因する。2017年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2017年度のGDPの0.03%に相当した。

共和国の2018年度の公共部門連結財政状態は、2017年度に計上された4.6十億ペソの赤字から大幅に増加し、政府の2018年度の計画赤字266.8十億ペソを83.4十億ペソ下回る183.4十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要の増加したことにあり、2017年度の350.6十億ペソの赤字から、2018年度の558.3十億ペソにまでさらに増加した。2018年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2018年度のGDPの1.0%に相当した。

政府の歳入及び歳出

下表は、表示期間に係る政府の歳入及び歳出を示している。

	政府の歳入及び歳出						
	実績					予算	
	2015年度 ⁽³⁾	2016年度 ⁽³⁾	2017年度 ⁽³⁾	2018年度 ⁽³⁾	2019年度 ⁽³⁾	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度
	(単位：%を除き、十億ペソ)						
現金収入							
税収：							
内国歳入局	1,433.3	1,567.2	1,772.3	1,951.9	2,175.5	2,073.8	2,271.4
関税局	367.5	396.4	458.2	593.1	630.3	581.3	661.0
その他役所 ⁽²⁾	14.6	16.8	20.2	20.9	22.0	22.4	23.0
税収合計	1,815.5	1,980.4	2,250.7	2,565.8	2,827.8	2,677.4	2,955.4
GDPに対する割合(現行市場価格) ⁽⁴⁾	13.0%	13.1%	13.6%	14.0%	14.5%	14.66%	15.14%
税外収入：							
BTI収入	110.0	101.7	99.9	114.2	146.5	55.8	73.9
手数料及びその他の費用	36.4	39.8	40.8	52.7	55.4	47.1	53.3
民営化	62.8	0.7	0.8	15.7	0.9	2.0	2.0
その他(国外補助金を含む。)	84.3	73.3	80.9	101.7	106.9	64.0	65.1
税外収入合計	293.5	215.5	222.4	284.3	309.7	168.8	194.2
歳入合計	2,109.0	2,195.9	2,473.1	2,850.2	3,137.5	2,846.3	3,149.7
歳出							
地方自治体に対する割当	387.6	449.8	530.2	575.7	618.0	425.2	469.5
支払利息							
国外	93.8	99.0	100.1	106.0	110.6	105.0	120.2
国内	215.6	205.4	210.5	343.2	250.3	249.0	279.4
支払利息合計	309.4	304.5	310.5	349.2	360.9	354.0	399.6
税支出	13.7	12.2	8.3	21.6	27.3	19.5	14.5
助成金	78.0	103.2	131.1	136.7	201.5	137.7	158.7
株式及び純貸出	10.5	27.0	1.1	8.9	20.4	21.3	29.4
その他	1,431.5	1,652.7	1,842.5	2,316.5	2,569.6	2,412.2	2,698.1
歳出合計	2,230.6	2,549.3	2,823.8	3,408.4	3,797.7	3,370.0	3,769.7
黒字 / (赤字)	(121.7)	(353.4)	(350.6)	(558.3)	(660.2)	(523.7)	(620.0)
融資							
国内純借入	178.1	355.1	731.4	591.5	691.4	706.9	902.6
国内総借入	420.1	357.5	733.6	644.5	693.8	712.0	906.2
控除：償却額	242.0	2.5	2.2	52.9	2.4	5.0	3.5
国外純借入	64.8	(24.1)	27.6	191.8	184.8	114.3	140.0
純融資需要合計	242.9	331.0	758.9	783.3	876.6	821.3	1,042.6
現金残高の利用	(1.6)	(257.7)	255.4	(52.7)	(224.6)	42.4	(17.3)

出典：BTr、財務省、予算行政管理省

注：

- (1) 政府による予算・融資プログラムの定期的な見直しに基づき調整された。
- (2) 環境天然資源省、入国管理局、陸運室その他の政府機関の税収を表す。
- (3) GFSM2014のコンセプトに従い、債務償却の報告は、BSFから支払われたものを含む債権者への実際の元本返済を反映している一方、資金調達には債券交換等の負債管理取引の総収入が含まれる。
- (4) GDPの再調整による修正値。

歳入財源

政府は、税源及び税外財源の双方から歳入を得ている。主な歳入源には、所得税、付加価値税、物品税及び関税が含まれる。主な税外収入源は、預金利息、GOCCから受領した金額及び民営化による受領額から成る。

2006年度以降、内国歳入局（以下「BIR」という。）は、以下の税務行政の改善を実施している。

- ・ 法廷で争われているか、又は納税者による異議申立てがなされている滞納勘定又は係争税額の解決
- ・ 歳入当局に対し、一定期間に係る歳入目標を上回った場合には報奨金が支払われ、目標を下回った場合には罰則が科される徴税促進法
- ・ BIRの反脱税（Run After Tax Evaders、以下「RATES」という。）プログラムや関税局（以下「BOC」という。）の反密輸（Run After The Smugglers、以下「RATS」という。）プログラム等、脱税者の特定及び起訴を目的とする特別プログラム
- ・ 印紙税の正確な課税及び監視のための印紙電子計器の利用
- ・ 登録納税者数を増やすための税基盤の拡大（具体的な方法としては、BIRの納税者記録とフィリピンSEC等の他の政府機関の納税者記録の照合）
- ・ 物品税の対象となる自動車に関する歳入規則の発布
- ・ 1997年税法が定める控除可能代理支出の上限額の設定

BIRのRATESプログラムの普遍的な目標は、税収を効果的に増加させることである。また同プログラムは、納税者による法律の自主的な遵守を強化し、脱税者に対する抑止力を提供し、また徴税制度に対する国民の信頼を促進することを目的とする。RATESプログラムは、脱税の可能性のある事案を調査し、起訴が必要な事例を決定するために必要なインフラ、方針の枠組み及び情報システムを提供することにより、かかる目標を達成しようとするものである。

BOCのRATSプログラムは、BOCの既存のプログラムによる1回目及び2回目の検討及び検査において摘発されず放置された密輸業者及びその他の関税法違反者を摘発し起訴することに重点を置く。RATSプログラムは、関税徴収の監視に使用される外部インフラ及び情報システムを改善するとともに、関税徴収制度の成果や関税徴収制度に対する国民の信頼を向上させるためにBOCの組織としての健全性を内部で見直すことにより、その政策目標を達成しようとするものである。

2015年度の政府歳入総額は、2014年度に計上された1,908.5十億ペソから10.5%増加して2,109十億ペソとなった。2015年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,275.2十億ペソを7.3%又は166.3十億ペソ下回った。かかる歳入の未達は、主にBIR及びBOCの実際の徴収額がそれぞれの計画目標に及ばなかったことによるものであった。BIRの2015年度の徴収額は、2014年度に計上された1,334.8十億ペソからの7.4%の増加を反映して1,433.3十億ペソとなった。BOCの徴収額は、2014年度に計上された369.3十億ペソに対し、2015年度においては0.5%の減少を反映して367.5十億ペソとなった。2015年度の税外収入は、2014年度に計上された189.5十億ペソから54.9%増加して293.5十億ペソとなった。

2016年度の政府歳入総額は、2015年度に計上された2,109十億ペソから4.1%増加して2,195.9十億ペソとなった。2016年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,696.8十億ペソを18.6%又は500.8十億ペソ下回った。かかる歳入の未達は、主にBIR及びBOCの実際の徴収額がそれぞれの計画目標に及ばなかったことによるものであった。BIRの2016年度の徴収額は、2015年度に計上された1,433.3十億ペソから9.3%増加して1,567.2十億ペソとなった。BOCは、2016年度において、2015年度に計上された367.5十億ペソから7.8%増加して396.4十億ペソの徴収額を計上した。2016年度の税外収入は、2015年度に計上された293.3十億ペソから26.5%減少して215.4十億ペソとなった。

2017年度の政府歳入総額は、2016年度に計上された2,195.9十億ペソから12.6%増加して2,473.1十億ペソとなった。2017年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,426.9十億ペソを1.9%又は46.3十億ペソ上回った。これは、主にBIRの実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。BIRの2017年度の徴収額は、2016年度に計上された1,567.2十億ペソから13.1%増加して1,772.3十億ペソとなった。BOCは、2017年度において、2016年度に計

上された396.4十億ペソから15.6%増加して458.2十億ペソの徴収額を計上した。2017年度の税外収入は、2016年度に計上された215.4十億ペソから3.2%増加して222.4十億ペソとなった。

2018年度の政府歳入総額は、2017年度に計上された2,473.1十億ペソから15.2%増加して2,850.2十億ペソとなった。2018年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,846.3十億ペソを0.14%又は3.9十億ペソ上回った。これは、主にBIRの実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。BIRの2018年度の徴収額は、2017年度に計上された1,772.3十億ペソから10.1%増加して1,951.9十億ペソとなった。BOCは、2018年度において、2017年度に計上された458.2十億ペソから29.4%増加して593.1十億ペソの徴収額を計上した。2018年度のBtr収入を含む税外収入は、2017年度に計上された222.4十億ペソから27.8%増加して284.3十億ペソとなった。

2019年度の政府歳入総額は、2018年度に計上された2,850.2十億ペソから10.1%増加して3,137.5十億ペソとなった。BIRの2019年度の徴収額は、2018年度に計上された1,951.9十億ペソから11.5%増加して2,175.5十億ペソとなった。BOCは、2019年度において、2018年度の同時期に計上された593.1十億ペソから6.3%増加して630.3十億ペソの徴収額を計上した。2019年度の税外収入は、2018年度に計上された284.3十億ペソから8.8%増加して309.3十億ペソとなった。

2020年度の最初の2ヶ月間の政府歳入総額は、2019年度の同時期に計上された458.8十億ペソから9.3%増加して501.5十億ペソとなった。BIRの2020年度の最初の2ヶ月間の徴収額は、2019年度の同時期に計上された320.8十億ペソから5.1%増加して337.1十億ペソとなった。BOCは、2020年度の最初の2ヶ月間において、2019年度の同時期に計上された92.6十億ペソから8.7%増加して100.7十億ペソの徴収額を計上した。2020年度の最初の2ヶ月間の税外収入は、2019年度の同時期に計上された41.1十億ペソから40.5%増加して57.7十億ペソとなった。

歳出

2015年度の政府歳出総額は、2014年度に計上された1,981.6十億ペソから12.6%増加して2,230.6十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,558.9十億ペソを328.3十億ペソ又は12.8%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、インフラその他の資本支出が計画の431.6十億ペソを20.0%下回って345.3十億ペソであったこと、及び維持費その他の運営費用が計画の424.8十億ペソを5.0%下回って403.4十億ペソであったことにある。また、人件費が計画の743.2十億ペソを10.6%下回って664.4十億ペソであったことも、歳出総額が計画目標を下回ることにより寄与した。

2016年度の政府歳出総額は、2015年度に計上された2,230.6十億ペソから14.3%増加して2,549.3十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,995.4十億ペソを446十億ペソ又は14.9%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の資本支出が当年度の計画の2,096.5十億ペソを21.2%下回って1,652.7十億ペソであったことにある。また、支払利息が計画の392.8十億ペソを31.2%下回って304.5十億ペソであったことも、歳出総額が計画目標を下回ることにより寄与した。

2017年度の政府歳出総額は、2016年度に計上された2,549.3十億ペソから10.8%増加して2,823.8十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,909十億ペソを85.2十億ペソ又は2.9%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の中央政府歳出勘定が計画を9.9%下回って1,842.5十億ペソであったことにある。

2018年度の政府歳出総額は、2017年度に計上された2,823.8十億ペソから20.7%増加して3,408.4十億ペソとなったが、当年度の計画目標の3,370十億ペソを38.4十億ペソ又は1.1%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の中央政府歳出勘定が計画を4.0%下回って2,316.5十億ペソであったことにある。

2019年度の政府歳出総額は、2018年度に計上された3,408.4十億ペソから11.4%増加して3,797.7十億ペソとなった。これは主に、地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことに加え、国の支出額が増加したことによるものである。2019年度の政府歳出総額は、政府歳出の増加により、同年度の計画目標である3兆7,697億ペソを0.7%上回った。

2020年度の最初の2ヶ月間の政府歳出総額は、2019年度の最初の2ヶ月間に計上された490.7十億ペソから5.2%増加して、516十億ペソとなった。これは主に地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことによるものである。

2020年度の財政赤字は、主に歳出の大幅な増加と税収の大幅な減少により拡大すると予想される。これは、現在進行中の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延がフィリピン経済に及ぼす悪影響によるものである。

政府予算

予算プロセス

1987年行政法により、政府は国家予算を策定し実行することが義務づけられている。大統領は、毎年7月の第4月曜日に会期が始まる通常国会の開会から30日以内に議会に予算を提出する。予算は下院で検討され、一般歳出予算

法案となる。次いで上院が予算を検討する。その後、両院の議員から構成される協議委員会が共通の法案を策定する。両院で予算が承認されると、法案は大統領に提出され、その署名によって一般歳出予算法となる。

2019年度以前に、政府は負担ベースの支出制度を用いて予算を策定した。負担ベースの支出は、既存の有効な契約が存在する限り、商品及びサービスの引渡し並びに債務の支払いを承認する。予算の支出や商品又はサービスを提供しなければならない期限はない。その結果、政府は、たとえ予算の有効性を超えていても、納入の受入れ時に供給者に支払うための資金を提供しなければならない。

2019年度からは、タイムリーな事業の完了を促進するために、現金主義の予算制度が採用された。現金主義の予算は、機関が契約上の義務を負い、会計年度内に納入された商品及び提供されたサービスを検査したもののみの支払いを認めている。

2020年度予算

2020年1月6日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第11465号（又は2020年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2020年度予算では、計画歳出が2019年度予算の3.662兆ペソよりも12%多い4.1兆ペソとした。教育省は、2020年度予算において最も高い金額を割り当てられ、692.6十億ペソとなり、公共事業道路省に対する割当額は、581.7十億ペソとなった。

下表は、2020年度調整後割当額に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2019年度の調整後割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	2020年度 割当額	調整後 2019年度 割当額	2020年度 2019年度比 増減
(単位：十億ペソ)			
教育省 ⁽¹⁾	692.6	665.1	27.5
公共事業道路省	581.7	465.2	116.5
内務自治省	241.6	230.4	11.2
社会福祉開発省	200.5	177.9	22.6
国防省	192.1	186.5	5.6
保健省 ⁽²⁾	175.9	168.9	7.0
運輸省	100.6	69.4	31.2
農業省	64.7	49.7	15.0
司法	41.2	39.5	1.7
環境天然資源省	26.4	22.9	3.5

注：

(1) 国立総合大学及び国立単科大学、フィリピン高等教育委員会並びにフィリピン労働雇用技術教育技能教育庁を含む。

(2) フィリピン健康保険公社を含む。

(6)【公債】

債務

対外債務

民間部門の対外債務について、融資が(i)公的部門によって保証される場合又は(ii)フィリピンの金融制度により外国為替によって行われる場合は、バンコ・セントラルの承認を要する。

下表は、バンコ・セントラルの承認及び登録されている対外債務残高合計をまとめたものである。

バンコ・セントラル承認済対外債務
12月31日現在

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：%を除き、百万ドル)					
満期期限：						
短期 ⁽¹⁾	16,248	15,099	14,526	14,275	16,068	17,208
中長期	61,426	62,375	60,237	58,823	62,892	66,410
合計	77,674	77,474	74,763	73,098	78,960	83,618
債務者： ⁽²⁾						
金融制度	18,583	18,862	19,037	19,144	22,672	23,943
公的部門 ⁽³⁾	59,091	58,612	55,726	53,954	56,287	59,675
合計	77,674	77,474	74,763	73,098	78,960	83,618
債権者分類：						
銀行及び金融機関	24,222	26,298	25,790	22,539	26,529	26,478
供給者	3,480	3,183	2,520	3,071	3,015	4,187
多国間	10,663	11,783	11,971	12,501	13,746	14,428
二国間	12,422	11,711	10,916	11,260	10,931	10,964
長期債券／中期債券保有者	25,008	22,989	21,930	21,779	22,684	25,449
その他	1,878	1,510	1,636	1,949	2,054	2,112
合計	77,674	77,474	74,763	73,098	78,960	83,618
割合：						
財・サービスの輸出債務返済負担 ⁽⁴⁾	6.3%	5.6%	7.0%	6.2%	6.6% ⁽⁵⁾	6.5% ⁽⁶⁾
対GNI債務返済負担	1.8%	1.6%	2.0%	1.9%	2.1% ⁽⁵⁾	2.0% ⁽⁶⁾
対GNI対外債務	22.5%	21.9%	20.4%	19.4%	20.6% ⁽⁵⁾	20.2% ⁽⁶⁾

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 当初満期1年又はそれ以内の債務。
- (2) 債権者分類は、関連融資又は契約の更改に基づく主たる債務者による。
- (3) 政府の保証があるか否かにかかわらず公的部門債務を含む。但し、公的銀行は含まれない。
- (4) BPM6の枠組みによる計算。
- (5) 修正値。
- (6) 暫定値。

政府資金調達活動

下表は、2014年2月から2019年12月まで融資機関によって承認を受けた又は政府機関によって活用された主要なプログラム融資及びプロジェクト融資をまとめたものである。

プログラム融資及びプロジェクト融資	債権者	金額	署名/ 承認年月
地方政府財政及び地方分権改革プログラム、サブプログラム1	ADB	250百万ドル	2014年2月
災害復旧スタンド・バイ借款	JICA	50,000百万日本円	2014年3月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム1	AFD	110百万ユーロ	2014年4月
ラーニング、エクイティ及びアカウンタビリティ・プログラム・サポート・プロジェクト	世界銀行	300百万ドル	2014年4月
包括的成長を促進する第3開発政策融資	世界銀行	300百万ドル	2014年10月
包括的成長プログラムのための競争力の向上、サブプログラム2	ADB	350百万ドル	2015年2月
高等学校支援プログラム	ADB	300百万ドル	2015年2月
資本市場改革による投資の促進、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2015年12月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2015年12月
災害繰延べ引出しオプション付き二次災害リスク管理の開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2016年1月
社会保障支援プロジェクト、追加融資	ADB	400百万ドル	2016年4月
社会福祉の発展及び改革プロジェクト2	世界銀行	450百万ドル	2016年4月
災害リスク低減及び管理施設	AFD	50百万ユーロ	2016年4月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム2	ADB	250百万ドル	2016年12月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム2	AFD	100百万ユーロ	2017年10月
学校から仕事へのトランジションプログラムの円滑化、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2017年11月
資本市場改革による投資の促進、サブプログラム2	ADB	300百万ユーロ	2017年12月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム2	ADB	300百万ドル	2018年8月
紛争の影響を受けた地域や停滞している地域での資金投入を通じた女性のエンパワーメントの促進プロジェクト	ADB	10百万ドル	2018年8月
包括的金融開発プログラム、サブプログラム1	ADB	474百万ドル	2018年10月
新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全プロジェクト(II)	JICA	4.38十億円	2018年10月
首都圏鉄道3号線改修プロジェクト	JICA	38.1十億円	2018年11月
マラウィ市の再建と回復のための緊急支援資金	ADB	408百万ドル	2018年12月
中等教育支援プログラム	ADB	300百万ドル	2018年6月
南北通勤鉄道延伸プロジェクト(I)	JICA	167.2十億円	2019年1月
パッシング・マリキナ川河川改修プロジェクト(フェーズIV)	JICA	37.9十億円	2019年1月
財政運営の改善プロジェクト	世界銀行	450百万ドル	2019年3月
マロロス - クラーク鉄道建設プロジェクト	ADB	1,300百万ドル	2019年5月
ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備計画	JICA	202.04百万ドル	2019年6月
社会福祉の発展及び改革プロジェクトII(追加融資)	世界銀行	300百万ドル	2019年6月
地方ガバナンス改革プログラム(サブプログラム1)	ADB	300百万ドル	2019年12月
青少年の学校から就職への移行促進プログラム(サブプログラム2)	ADB	400百万ドル	2019年12月
競争政策のための能力向上プロジェクト	ADB	23.3百万ドル	2019年12月

インフラ整備・イノベーション・ファシリティ(追加融資) 競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の強化サブプロ グラム1 DPL	ADB	200百万ドル	2019年12月
	世界銀行	400百万ドル	2019年12月

出典：国際金融グループ、財務省

公的部門債務

下表は、指定された日付現在の共和国の公的部門債務残高である。

	公的部門債務残高 ⁽¹⁾					
	12月31日現在					9月30日現在
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：%を除き、十億ペソ) (新様式) ⁽²⁾					
1. 中央政府	5,735.2	5,954.5	6,090.3	6,652.4	7,292.5	7,907.7
対内	3,820.6	3,884.4	3,934.1	4,441.3	4,776.9	5,257.8
対外	1,914.6	2,070.2	2,156.2	2,211.2	2,515.6	2,649.9
2. 控除：社債減債基金 (BSF) ⁽³⁾	712.0	698.6	634.0	531.2	501.9	589.5
対内	633.8	613.8	561.5	466.1	433.7	523.5
対外	78.1	84.9	72.4	65.1	68.2	66.1
3. 中央政府、BSFと連結(1-2)	5,023.3	5,255.9	5,456.3	6,121.2	6,790.6	7,318.2
対内	3,186.8	3,270.6	3,372.5	3,975.2	4,343.2	4,734.3
対外	1,836.5	1,985.3	2,083.7	2,146.1	2,447.4	2,583.9
4. 特別予算：NIA及びPNR ⁽²⁾⁽⁴⁾	7.5	6.2	4.9	3.8	2.6	1.4
対内	5.7	4.6	2.9	2.3	1.1	0.1
対外	1.8	1.7	2.0	1.6	1.4	1.3
5. 社会保障制度 (GSIS、SSS、PHIC) ⁽⁵⁾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
対内	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
対外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6. 地方政府単位(LGU)	68.5	76.1	86.7	86.4	94.2	105.2
対内	68.5	76.1	86.7	86.4	94.2	105.2
対外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7. 一般政府債務、非連結(3+4+5+6)	5,099.3	5,338.2	5,547.8	6,211.4	6,887.3	7,424.7
対内	3,261.0	3,351.3	3,462.1	4,063.8	4,438.5	4,839.5
対外	1,838.3	1,987.0	2,085.7	2,147.6	2,448.8	2,585.2
8. 控除：セクター内保有債券(対内)	489.2	503.2	526.0	428.9	604.2	634.0
社会保障機関(SS1)の保有する政府債務	489.2	499.3	518.8	421.5	595.7	624.5
LGUの保有する政府債務	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地方自治体開発基金局(MDFO)の保有するLGU債権 ⁽⁶⁾	0.0	3.8	7.2	7.4	8.4	9.5
9. 一般政府債務の総計(7-8) ⁽⁷⁾	4,610.0	4,835.0	5,021.8	5,782.5	6,283.2	6,790.8
GDP%	34.9%	34.7%	33.2%	34.9%	34.4%	35.5%
対内	2,771.7	2,848.1	2,936.1	3,634.9	3,834.3	4,205.6
対外	1,838.3	1,987.0	2,085.7	2,147.6	2,448.8	2,585.2
10. 公的非金融企業(14 GOCCs) ⁽⁸⁾	512.6	495.9	451.4	424.8	408.1	427.8
対内	318.2	304.7	283.6	256.4	233.5	228.9
対外	194.4	191.2	167.9	168.4	174.7	198.9
11. 非金融公的部門、非連結(9+10)	5,122.7	5,330.9	5,473.3	6,207.4	6,691.3	7,218.6
対内	3,089.9	3,152.8	3,219.7	3,891.3	4,067.8	4,434.5
対外	2,032.7	2,178.1	2,253.6	2,316.0	2,623.5	2,784.0
12. 控除：セクター内保有債券	94.7	88.0	83.3	83.2	72.3	76.9
対内	90.4	83.5	78.5	78.4	67.2	71.9
GOCCの保有する政府債務	27.1	24.6	19.8	23.0	20.6	25.2
政府からGOCCへの転貸	63.3	58.9	58.7	55.4	46.6	46.6
対外	4.3	4.6	4.8	4.9	5.1	5.0
政府の保有するGOCC債権	4.3	4.6	4.8	4.9	5.1	5.0
13. 連結非金融公的部門の総計(11-12)	5,027.9	5,242.9	5,389.9	6,124.1	6,619.0	7,141.7

対内	2,999.5	3,069.3	3,141.2	3,812.9	4,000.6	4,362.7
対外	2,028.4	2,173.6	2,248.7	2,311.2	2,618.4	2,779.0
14. 金融公的企業 (BSP、3つのGFI) (i+ii)	3,748.0	3,904.8	3,689.1	3,924.4	4,119.4	3,894.3
対内	3,516.8	3,655.8	3,352.4	3,592.9	3,764.2	3,551.4
対外	231.2	248.9	336.7	331.6	355.1	342.9
i. BSP ⁽⁹⁾	3,627.5	3,767.7	3,535.2	3,777.0	3,957.8	3,736.2
対内	3,511.2	3,650.0	3,343.1	3,576.1	3,746.3	3,536.2
対外	116.3	117.7	192.1	200.9	211.6	200.1
ii. GFI (DBP、LBP、 TIDCORP) ⁽¹⁰⁾	120.5	137.1	153.8	147.4	161.5	158.0
対内	5.6	5.8	9.3	16.8	18.0	15.2
対外	114.9	131.2	144.6	130.6	143.6	142.8
15. 公的部門、非連結 (13+14)	8,775.9	9,147.7	9,079.0	10,048.5	10,738.4	11,036.0
対内	6,516.3	6,725.2	6,493.5	7,405.8	7,764.8	7,914.1
対外	2,259.6	2,422.5	2,585.5	2,642.7	2,973.6	3,121.9
16. 控除:セクター内 保有債券	1,581.1	1,682.0	1,565.3	1,655.4	1,781.3	2,235.0
対内	1,507.3	1,599.7	1,487.3	1,575.1	1,699.5	2,146.1
GFI及びBSPの保有 する国債	520.1	509.2	669.3	618.4	844.1	871.1
BSPにある政府預 金	415.2	415.2	136.9	326.8	170.2	533.9
BSPの保有するSSI 預金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
BSPにあるGFI預金	350.6	430.0	445.8	385.4	422.3	452.9
BSPにあるGOCC預 金	0.1	0.1	0.1	0.0	0.5	1.6
BSPの保有する GOCCの融資/その 他の債務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
GFIの保有する GOCCの融資/その 他の債務	109.2	117.2	114.9	123.7	134.6	147.6
BSPの保有するGFI の融資/その他の 債務	56.1	56.0	53.1	53.0	53.3	53.6
GFIの保有する地 方政府の債務	56.0	60.3	67.2	67.7	74.6	85.4
対外	73.8	82.3	78.0	80.3	81.7	88.9
BSPの保有する政 府の債務	73.8	82.3	78.0	80.3	81.7	88.9
17. 連結公的部門の総 計(15-16)⁽¹¹⁾	7,194.8	7,465.7	7,513.7	8,393.2	8,957.1	8,801.0
GDP%	54.5%	53.5%	49.7%	50.7%	49.0%	45.9%
対内	5,009.1	5,125.5	5,006.2	5,830.7	6,065.3	5,768.0
対外	2,185.8	2,340.2	2,507.4	2,562.4	2,891.8	3,033.0
GDP⁽¹²⁾	13,206.8	13,944.2	15,132.4	16,556.7	18,265.2	19,154.3

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結公的部門は、セクター内保有債券を除く一般政府部門、公的非金融企業及び公的金融企業からなる。
- (2) 公的セクター債務統計の作成と改善の変更を反映した新様式。2016年9月のIMFのGFSミッション報告書によれば、既存のOPSD計算の下での債務データの対象範囲は、2004年のGFSミッション推奨テンプレートの下で設定された国際的なガイドラインと不一致であった。以下の項目に変更を加えた：2. (a) 非金融公企業（GOCC14社）、対内-GOCの非金利負担債務を算定対象から除外した、2. (b) から、2018年1月8日から11日に開催されたセクター化及び拡大ワークショップの結果、NIA及びPNRを公的非金融企業（GOCC14社）を削除し、特別予算に移転した。
- (3) 証券安定基金を含む。
- (4) NIAとは国家灌漑公社、PNRはフィリピン国有鉄道を指す。
- (5) 「準備金負債」及びその他の負債を除く。従業員報酬の債務データは含まれない。GSISとは公務員保険機構、SSSは社会保障機構、PHICはフィリピン健康保険公社を指す。
- (6) MDF0によって融資された債務が相殺されたLGU債務は、2007年からである。
- (7) 「一般政府債務」には、社債減債基金、社会保障機関、地方政府単位から、セクター内保有債券を控除したものが含まれる。

- (8) GOCCとは、1.国家電力公社、2.フィリピン国家石油公社、3.マニラ首都圏上下水道公社、4.国家開発公社、5.軽量鉄道公社、6.地方水道公社、7.国家電化公社、8.国家住宅公社、9.フィリピン港湾公社、10.国家食糧庁、11.フィリピン経済区庁、12.住宅保証公社、13.フィリピン基地転換開発公社、14.フィリピン民間航空庁で構成される政府所有及び管理法人をいう。
- (9) 以下の負債を除くBSPのすべての負債を含む：担保付決済勘定、定期預金ファシリティ、デリバティブ負債、損失ポジションにあるデリバティブ商品及び国際準備金の再評価。
- (10) 預金負債（DBPとLBP）、買掛金、未払費用、未払税金などの関連融資及びその他の通常の負債は除く。DBPとは、フィリピン開発銀行をいい、LBPとはフィリピン土地銀行をいい、TIDCORPとは、フィリピン貿易投資開発公社を指す。
- (11) 連結公的セクターは、セクター間のセクター内保有債券を除いた一般政府セクター、非金融公企業部門、金融公的企業部門から構成されている。
- (12) 2014年から2019年の第3四半期まで、2018年改定値のGDPを使用。

2015年12月31日現在、2014年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の54.5%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は7.5兆ペソであり、共和国のGDPの53.5%に相当する。2015年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は6兆ペソであり、2014年12月31日現在に記録した5.7兆ペソから3.8%上昇した。中央政府の内国債の合計は2014年12月31日現在の3.8兆ペソから1.7%上昇し、2015年12月31日現在で3.9兆ペソであった。外債は、2014年12月31日現在の1.9兆ペソから8.1%上昇し2015年12月31日現在で2.1兆ペソであった政府債務の全体的な増加は、2014年12月31日から2015年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2016年12月31日現在、2015年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の53.5%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は7.5兆ペソであり、共和国のGDPの49.7%に相当する。2016年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は6.1兆ペソであり、2015年12月31日現在に記録した6兆ペソから2.3%上昇した。中央政府の内国債の合計は2015年12月31日現在の3.9兆ペソを比較的安定して維持し、2016年12月31日現在で3.9兆ペソであった。中央政府の対外債務は、2015年12月31日現在の2.1兆ペソから1.3%上昇し、2016年12月31日現在で2.2兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2015年12月31日から2016年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2017年12月31日現在、2016年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の49.7%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は8.4兆ペソであり、共和国のGDPの50.7%に相当する。2017年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は6.7兆ペソであり、2016年12月31日現在に記録した6.1兆ペソから9.2%上昇した。中央政府の内国債の合計は2016年12月31日現在の3.9兆ペソと比較してから12.9%上昇し、2017年12月31日現在で4.4兆ペソであった。外債は、2016年12月31日現在の2.2兆ペソから2.6%増加し、2017年12月31日現在で2.2兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2016年12月31日から2017年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2018年12月31日現在、2017年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の50.7%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は9兆ペソであり、共和国のGDPの49.0%に相当する。2018年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は7.3兆ペソであり、2017年12月31日現在に記録した6.7兆ペソから9.6%上昇した。中央政府の内国債の合計は2017年12月31日現在の4.4兆ペソと比較してから7.6%上昇し、2018年12月31日現在で4.8兆ペソであった。外債は、2017年12月31日現在の2.2兆ペソから13.8%増加し、2018年12月31日現在で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2017年12月31日から2018年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2019年9月30日現在、連結公的部門債務残高の総計は8.8兆ペソであり、共和国のGDPの45.9%に相当する。2019年9月30日現在、連結政府債務残高の総計は7.9兆ペソである。内国債の合計は2019年9月30日現在で5.3兆ペソであった。外債は2019年9月30日現在で2.6兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2018年12月31日から2019年9月30日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

共和国の直接債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接債務残高をまとめたものである。

共和国の直接債務残高⁽¹⁾⁽²⁾
12月31日現在

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)				
中長期債務 ⁽³⁾	5,690,102	5,801,727	6,337,111	6,797,270	7,244,172

対内	3,619,945	3,645,563	4,125,941	4,281,605	4,640,482
対外（米ドル）	43,906	43,324	44,261	47,860	51,252
短期債務 ⁽⁴⁾					
対内	264,435	287,936	314,369	494,306	486,170
債務合計	5,954,537	6,089,664	6,651,481	7,291,576	7,730,342

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 2020年3月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 当初満期1年又はそれ以降の債務。
- (4) 当初満期1年未満の債務。

共和国の直接内国債

下表は、指定された日付現在の共和国の直接内国債残高をまとめたものである。

	直接内国債残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 ⁽³⁾
	(単位：百万ペソ)				
融資					
直接	156	156	156	156	156
引受 ⁽⁴⁾	442	442	792	792	792
合計融資	598	598	948	948	948
有価証券					
短期国債	264,435	287,936	314,369	494,306	486,170
中期 / 長期国債	3,619,347	3,645,563	4,125,942	4,281,605	4,640,482
有価証券合計	3,883,782	3,933,499	4,440,312	4,775,911	5,126,652
合計債務	3,884,380	3,934,097	4,441,260	4,776,859	5,127,601

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソ（該当する場合）に換算した。
- (3) 2020年2月3日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (4) フィリピン開発銀行、国家開発公社及びフィリピン・ナショナル・バンクによって引き受けられた融資。

下表は、指定された年の共和国の直接内国債返済金額を示したものである。

年	共和国の直接内国債返済金額 ⁽¹⁾			
	元本返済	支払利子	合計 ⁽²⁾	
	(単位：百万ペソ)		(単位：百万ペソ)	(単位：百万ドル)
2014年	340,277	274,992	615,269	14,144
2015年	134,645	214,962	349,607	7,856
2016年	374,225	200,090	574,315	12,353
2017年	229,330	206,571	435,902	8,718
2018年	315,461	223,751	539,213	10,307
2019年	344,144	249,821	593,965	10,999
2020年 ⁽³⁾	431,759	248,406	680,165	12,367

2021年 ⁽³⁾	464,327	225,113	689,441	12,535
2022年 ⁽³⁾	587,368	208,440	795,808	14,469
2023年 ⁽³⁾	347,599	181,351	528,950	9,617

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府から保証されたGOCC及びその他の公的部門に転貸されている政府債務について、また、その他の公的部門による当初保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を除く。
- (2) 各期間の終了時にバンコ・セントラルの該当する基準為替相場を用いて、ペソ金額は米ドルに換算した。2019年及び2020年から2023年のペソ金額はそれぞれ1米ドル = 54.0ペソ、1米ドル = 55.0ペソでの為替で米ドルに換算した。
- (3) 2019年12月31日現在の未払残高に基づく見積もり額。

共和国の直接対外債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接対外債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接対外債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾				
	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019 ⁽³⁾
	(単位：百万ドル)				
融資：					
多国間	9,867	10,182	10,709	11,726	12,793
二国間	6,396	6,170	6,238	6,289	6,484
商業	15	11	10	7	5
融資合計	16,278	16,363	16,957	18,022	19,281
有価証券：					
ユーロ建債	549	0	0	0	841
日本円建債	831	850	891	2,316	3,184
フィリピンペソ建債	2,750	2,606	2,596	2,467	2,553
中国元建債	-	-	-	212	569
米ドル建債	23,498	23,505	23,817	24,842	24,823
有価証券合計	27,628	26,961	27,304	29,838	31,970
総計	43,906	43,324	44,261	47,860	53,358

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間の終了時のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2020年3月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

下表は、記載の日付現在の共和国の直接対外債務残高を指定された通貨及び米ドルの同等額を示したものである。

	共和国の通貨別直接対外債務残高の概要 ⁽¹⁾		
	2019年12月31日現在		
	原通貨額	米ドルの同等額 ⁽²⁾	全体のパーセント値
	(単位：%を除き、別段の記載がない限り、百万)		
米ドル	37,555	37,555	73.28%
日本円	939,111	8,638	16.85%
ユーロ	1,309	1,468	2.86%
特別引出権	125	173	0.34%
ペソ	129,679	2,553	4.98%

その他の通貨	255,483	865	1.68%
合計	-	51,251	100.0%

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。
- (2) 2020年1月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

下表は、指定された年の共和国の直接対外債務返済金額を示したものである。

年	共和国の直接対外債務返済金額 ⁽¹⁾⁽²⁾		
	元本返済	支払利子	合計
	(単位：百万ドル)		
2014年	5,046	7,198	12,245
2015年	6,537	8,131	14,668
2016年	3,655	2,130	5,785
2017年	2,813	2,003	4,816
2018年	2,114	2,013	4,127
2019年	2,683	4,702	9,544
2020年 ⁽³⁾	2,887	2,127	5,015
2021年 ⁽³⁾	4,854	2,713	7,568
2022年 ⁽³⁾	2,660	2,967	5,627

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門又は政府により保証された政府債務の転貸しについて、また、その他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務以外の債務返済を除く。
- (2) 支払日のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2019年12月31日現在の未払残高に基づく見積もり額。

政府保証付債務

下表は、指定された日付現在の共和国の政府による引受保証を含む債務保証を示したものである。

	共和国の保証残高の概要 ⁽¹⁾⁽²⁾				
	12月31日現在				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	(単位：十億)				
合計(ペソ)	545.1	513.7	478.1	487.6	488.7
対内(ペソ)	245.6	233.4	197.5	197.5	260.6
対外(ペソ)	299.5	280.3	280.6	290.0	228.1
対外(米ドル)	6.3	5.6	5.6	5.5	4.5

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) 政府により当初保証され、その他の公的部門に保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を含む。
- (2) 各期間の終了時のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。

政府は、GOCCに発行された債務保証及び共和国の官民パートナーシップ・イニシアティブの下で規定されている契約上の義務を広く含む契約上の偶発債務を監視及び管理している。政府は、BTrを通じて、財務書類において、偶発債務に関し、政府直接保証及びGFI引受保証された債務残高のみを月単位で細分化して開示している。

プロジェクトに関する完全なデータがない場合、政府のエクスポージャーの範囲が確立されていないため、官民パートナーシップ・イニシアティブに基づくプロジェクトに対応する偶発債務は、上記の開示から一部除外されている。

上記に関連して、偶発債務の報告は、政府の様々なレベルにおいて存在する。例えば、官民パートナーシップ・センターは、官民パートナーシップ・イニシアティブを通して政府が実施するプロジェクトに関連する負債を報告している。様々な原因に由来するその他の偶発債務額は、その他の事業体によって開示されている。例えば、住宅保険保証公社は発行した保証額を開示し、フィリピン預金保険公社は、預金保険ファンドの負債を開示し、社会保障期間は年金の未積み立て債務を開示している。

政府は偶発債務についてより詳細な記述を含む財政リスク書類（以下「FRS」という。）を毎年公表している。これには、上記の保証に対する潜在的な支払い要求に起因する潜在的な財政リスクだけでなく、その他の原因による偶発債務が生じる潜在的な請求、例えば、官民パートナーシップ契約等を含む。2017年のFRSによると、2016年の官民パートナーシップ等から生じる偶発債務は、286十億ペソと推定され、2017年の潜在的予算流出は、およそ22十億ペソと推定される。

2013年の年次監査報告書（以下「2013年次報告書」という。）において、監査委員会は、政府の偶発債務の開示に関する調査結果を報告したが、監査委員会は、約1,030.5十億ペソは含まれていないと述べた。そのうち約920.3十億ペソは、建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・プロジェクトから生じる不確定偶発債務に関連している。残りの約32.3十億ペソは政府及びDBGが発行した未払い保証に関連し、約77.9十億ペソは政府に保証された民間部門債権者の対外借入に関連している。2013年次報告書において、監査委員会は、BTrに対し、政府が偶発債務の報告を改訂するよう様々な勧告を行った。

政府は、BTrを通じて、いくつかの理由で特定の偶発債務の非開示に関する2013年次報告書における監査委員会の調査結果に異議を唱えている。まず、建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・プロジェクトに関連して監査委員会によって報告された金額には、1990年に建設運営権移転法が制定されて以来、政府の建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・プロジェクト・イニシアティブに基づいて実施されたすべてのプロジェクトの総費用が含まれている。その結果、監査委員会が引用した総額は、プロジェクトの一部がすでに民営化されていたか又は特定の回収期間は既に終了していたことにより、政府の偶発債務エクスポージャーを過大評価している。さらに、まだ実施されているプロジェクトについては、これらのプロジェクトの民間特許権所有者への減価償却後価額及び財務収益を当該推定は考慮しておらず、考慮していれば、政府の偶発債務エクスポージャーを大幅に低下させ、監査委員会は、2013年に建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・プロジェクトに関して、政府の考える実際の偶発債務エクスポージャーに近い推定ができたとされる。しかし、政府は、建設・譲渡・運営及び官民パートナーシップ・プロジェクトに関する完全なデータがないため、これらの債務の正確な金額を確定することはできないという議論をしていない。

監査委員会の2014年年次監査報告書、2015年年次監査報告書及び2016年年次監査報告書の前年度監査勧告の実施状況において、政府は、2013年次報告書の調査結果に関連して、政府の偶発債務については、建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・イニシアティブの下でのプロジェクトに関する完全なデータがない場合には算出することはできず、将来の報告書にこれらの金額の見積もりを含めるよう求めている。この問題は、建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・プロジェクトに関して政府の偶発債務に関する研究を行ってきたIMFの代表者からの継続的な関与の対象となっている。政府は、政府の偶発債務の監視と報告に関して透明性を向上させるための措置を講じており、そのうちのいくつかについて以下に述べる。監査人の検証結果によると、特定の偶発債務の非開示に関する勧告が部分的に実施されている。政府は、偶発債務のより効果的な監視と管理を可能にするいくつかのイニシアティブを追求している。例えば、様々な開発パートナーと提携して、政府は、異なる種類の偶発債務に対しても同じ取り扱いを適用するための偶発債務管理の枠組みを作成することを目指している。もう1つのイニシアティブは、官民パートナーシップにおける偶発債務に関する政策を継続的に監視し推奨するための、開発予算調整委員会の偶発債務技術ワーキング・グループの創設である。このグループは、政策活動を誘導することを目的とした評価手法の開発にも取り組んでいる。

さらに、BTrは、監査委員会及び様々な他の政府機関と協力し、偶発債務を有する政府機関とBTrとの間の情報連携を確立することにより、監査委員会の採用している新会計基準に準拠して、偶発債務の報告及び開示の改善に取り組んでいる。

対外債務の支払履歴

共和国は、債務の再編、債務の買い戻し、債務の資本化、債務の借り換え、債務環境スワップ及びその他の債務削減手法を実施している。共和国は、債務ポートフォリオを管理して利回りと満期状況を改善するための様々な試

みを維持するつもりである。共和国は、債務調達による手取り金を、公開市場における買付けやオークションを含む様々な手法による債務有価証券の買い戻しに充当することができる。

過去数年間、二国間債権者に対しては共和国の債務再調整が複数回行われてきたものの、対外有価証券については過去20年間共和国は債務不履行を起こしておらず、元本又は利息の支払に対する再調整は行われていない。

1999年6月30日現在、共和国の二国間債権者との債務再返済義務は2.2十億ドルで、最大のエクスポージャーは日本が1.2十億ドル、米国が506百万ドルであった。

2010年10月6日に、共和国は、以下の債券の交換オファーを完了した。(i)2011年満期の8.375%の国債、2013年満期の9.0%の国債、2014年満期の8.25%の国債、2015年満期の8.875%の国債、2016年1月満期の8.0%の国債、2016年10月満期の8.75%の国債及び2017年満期の9.375%の国債を、新たに起債された2021年満期のドル建て債券（以下「新2021年国債」という。）又は再発行された2034年満期の6.375%のグローバル債券（以下「再発行2034年国債」という。）に交換し、(ii)2019年1月満期の9.875%の国債、2019年6月満期の8.375%の国債、2024年9月満期の7.5%の国債、2024年10月満期の9.5%の国債、2025年満期の10.625%の債券、2030年満期の9.5%の債券及び2031年満期の7.75%の国債を再発行2034年国債に交換した。さらに、共和国は、新2021年国債を現金化するために200百万ドルを提供した。共和国が発行した新2021年国債は元本総額約1.9十億ドル、再発行2034年国債は元本総額約947百万ドルを発行した。

下表は、指定された日付現在の共和国の発行済外貨建債残高を示したものである。

共和国の発行済外貨建債

	発行日現在の 未払残高 ⁽¹⁾⁽²⁾	2019年12月31日 現在の未払残高 ⁽²⁾
(単位：百万ドル)		
グローバル債	24,823	24,823
中国元建債	568	569
ユーロ建債	841	841
日本円建債 ⁽²⁾	3,184	3,184
合計外貨建債	31,970	31,970

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 2019年12月31日現在の外貨建債における発行日現在の未払残高の総額を表す。
(2) 2020年1月2日現在の該当するバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、米ドルに換算された。

減債基金制度

減債基金制度は、本書の日付現在利用していない。

[次へ](#)

2019年12月31日現在のフィリピン共和国の債務表

共和国の保証対外債務⁽¹⁾
2019年12月31日現在
(原通貨)
(単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定日	満期日	約定当初額		2019年12月31日現在 未払残高			
	金利基準	スプレッド				金利	(日・月・年の順に 記載している。)	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
総計						7,179,194,921.60		4,487,654,969.62			
I. NG保証債務						7,093,668,816.33		4,402,128,864.35			
A. 融資						5,046,678,316.33		2,397,198,364.35			
ユーロ						170,392,972.81		104,369,736.95			
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	31.12.2020	1,829,388.21	2,051,841.82	17,117.69	229,095.84		
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	30.06.2021			5,537.66	19,199.20		
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	30.09.2021			5,537.54	6,211.04		
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	31.03.2022			116,559.60	6,210.90		
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	30.06.2022			23,214.83	130,733.25		
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	31.12.2022			16,036.29	26,037.75		
ユーロ	固定		3.000	16.11.1990	30.06.2023			20,254.45	17,986.30		
									22,717.39		
									302,953.62		
ユーロ	固定		2.500	25.01.1991	31.12.2021	2,210,510.74	2,479,308.85	122,934.26	137,883.07		
ユーロ	固定		2.500	25.01.1991	31.12.2022			147,174.17	165,070.55		
									938,241.67		
ユーロ	固定		1.500	30.08.1996	31.12.2021	5,157,960.05	5,785,167.99	135,196.20	151,636.06		
ユーロ	固定		1.500	30.08.1996	30.06.2022			89,467.78	100,347.06		
ユーロ	固定		1.500	30.08.1996	31.03.2023			210,265.75	235,834.07		
ユーロ	固定		1.500	30.08.1996	30.06.2023			293,788.89	329,513.62		
ユーロ	固定		1.500	30.08.1996	31.03.2024			107,802.13	120,910.87		
									10,664,301.32		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	31.03.2032	10,498,800.00	11,775,454.08	2,772,325.00	3,109,439.72		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	31.03.2032			84,526.00	94,804.36		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	31.03.2033			784,836.00	880,272.06		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	30.06.2033			1,434,699.00	1,609,158.40		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	30.09.2033			1,524,292.00	1,709,645.91		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	31.12.2033			434,308.00	487,119.85		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	31.03.2034			838,042.00	939,947.91		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	30.06.2034			202,072.00	226,643.96		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	30.09.2034			327,168.88	366,952.62		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	30.12.2034			298,862.48	335,204.16		
ユーロ	固定		0.400	04.10.2006	30.06.2035			806,983.23	905,112.39		
ユーロ	固定		2.991	31.01.2007	30.06.2025	2,536,050.00	2,844,433.68	1,162,356.25	1,303,698.77		
ユーロ	固定		0.750	17.09.1991	31.12.2031	8,819,784.95	9,892,270.80	553,564.94	620,878.44		
ユーロ	固定		0.750	22.12.1999	31.12.2039	25,564,594.06	28,673,248.70	8,528,348.63	9,565,395.82		
ユーロ	固定		0.750	27.12.1996	30.12.2036	4,703,885.31	5,275,877.76	2,669,966.15	2,994,634.03		
ユーロ	固定		0.750	21.12.2004	30.12.2044	5,112,918.81	5,734,649.74	4,262,918.81	4,781,289.74		
ユーロ	固定		0.750	21.12.2004	30.12.2045	5,287,649.52	5,930,627.70	4,583,649.52	5,141,021.30		
ユーロ	固定		0.750	08.11.1999	30.12.2039	14,699,641.58	16,487,118.00	9,801,465.38	10,993,323.57		
ユーロ	固定		0.750	30.06.2009	30.06.2049	10,200,000.00	11,440,320.00	3,624,765.31	4,065,536.77		
ユーロ	固定		0.750	04.12.2000	30.12.2040	9,356,641.43	10,494,409.03	6,549,649.07	7,346,086.40		
ユーロ	固定		0.750	15.03.2004	30.12.2043	7,500,000.00	8,412,000.00	6,000,000.00	6,729,600.00		
ユーロ	固定		0.750	21.12.2005	30.12.2045	11,700,000.00	13,122,720.00	10,140,000.00	11,373,024.00		
ユーロ	固定		0.750	29.12.2005	30.12.2045	15,000,000.00	16,824,000.00	13,000,000.00	14,580,800.00		
ユーロ	固定		0.750	20.12.2007	30.12.2047	4,741,730.27	5,318,324.67	4,425,730.27	4,963,899.07		
ユーロ	固定		0.750	04.07.2010	30.06.2050	7,000,000.00	7,851,200.00	6,932,914.22	7,775,956.59		
日本円						4,108,274,330.52		1,869,129,298.21			
日本円	LIBORベース	0.000	0.043	0.043	15.05.2002	15.08.2026	3,676,050,000.00	33,812,307.90	872,075,661.00	8,021,351.93	
日本円	LIBORベース	0.000	0.037	0.037	16.12.2005	01.04.2024	2,746,625,000.00	25,263,456.75	618,124,042.00	5,685,504.94	
日本円	LIBORベース	0.000	0.000	0.000	27.04.2009	15.09.2040	4,520,780,200.00	41,582,136.28	1,938,512,111.00	17,830,434.40	

日本円	固定			1.870	19.11.2001	01.08.2021	3,717,900,000.00	34,197,244.20	6,171,720.00	56,767.48
日本円	固定			1.750	19.11.2001	01.08.2021			9,242,903.00	85,016.22
日本円	固定			2.310	19.11.2001	01.08.2021			10,202,296.00	93,840.72
日本円	固定			1.760	19.11.2001	01.08.2021			10,963,072.00	100,838.34
日本円	固定			1.820	19.11.2001	01.08.2021			12,407,465.00	114,123.86
日本円	固定			1.980	19.11.2001	01.08.2021			4,643,155.00	42,707.74
日本円	固定			2.340	19.11.2001	01.08.2021			12,998,387.00	119,559.16
日本円	固定			2.080	19.11.2001	01.08.2021			10,007,070.00	92,045.03
日本円	固定			2.230	19.11.2001	01.08.2021			30,036,160.00	276,272.60
日本円	固定			1.820	19.11.2001	01.08.2021			20,823,470.00	191,534.28
日本円	固定			1.960	19.11.2001	01.08.2021			8,749,020.00	80,473.49
日本円	固定			1.450	19.11.2001	01.08.2021			3,041,595.00	27,976.59
日本円	固定			1.510	19.11.2001	01.08.2021			1,397,582.00	12,854.96
										<u>3,637,192.51</u>
日本円	固定			2.410	08.12.2003	01.08.2023	1,188,200,000.00	10,929,063.60	3,954,336.00	36,371.98
日本円	固定			1.860	08.12.2003	01.08.2023			42,931,200.00	394,881.18
日本円	固定			2.420	08.12.2003	01.08.2023			29,471,192.00	271,076.02
日本円	固定			2.160	08.12.2003	01.08.2023			81,578,811.00	750,361.90
日本円	固定			2.300	08.12.2003	01.08.2023			100,397,549.00	923,456.66
日本円	固定			1.910	08.12.2003	01.08.2023			26,993,462.00	248,285.86
日本円	固定			2.010	08.12.2003	01.08.2023			54,695,665.00	503,090.73
日本円	固定			1.480	08.12.2003	01.08.2023			52,779,095.00	485,462.12
日本円	固定			1.590	08.12.2003	01.08.2023			2,631,666.00	24,206.06
日本円	LIBORベース	0.500	0.030	0.530	22.07.2005	15.04.2022	6,592,000,000.00	60,633,216.00	847,962,290.00	7,799,557.14
日本円	LIBORベース	0.500	0.240	0.740	29.06.2006	15.06.2026	11,710,000,000.00	107,708,580.00	3,757,312,794.00	34,559,763.08
日本円	固定			1.370	02.02.2012	01.12.2027	3,842,600,000.00	35,344,234.80		0.00
日本円	固定			2.500	10.06.1991	20.06.2021	30,084,000,000.00	276,712,632.00	2,201,268,000.00	20,247,263.06
日本円	固定			2.500	17.03.1992	20.03.2022	6,686,000,000.00	61,497,828.00	815,365,000.00	7,499,727.27
日本円	固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	22,499,999,999.00	206,954,999.99	5,487,790,000.00	50,476,692.42
日本円	固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	15,000,000,000.00	137,970,000.00	3,097,500,000.00	28,490,805.00
										<u>5,161,512.89</u>
日本円	固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	6,131,000,000.00	56,392,938.00	402,888,000.00	3,705,763.82
日本円	固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			158,268,000.00	1,455,749.06
										<u>3,635,454.31</u>
日本円	固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	1,352,000,000.00	12,435,696.00	299,028,000.00	2,750,459.54
日本円	固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			96,216,000.00	884,994.77
										<u>33,090,724.80</u>
日本円	固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	12,315,000,000.00	113,273,370.00	3,184,872,000.00	29,294,452.66
日本円	固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			412,728,000.00	3,796,272.14
										<u>60,038,703.27</u>
日本円	固定			2.700	29.03.1996	20.03.2026	24,712,000,000.00	227,300,976.00	4,639,622,000.00	42,675,243.16
日本円	固定			2.300	29.03.1996	20.03.2026			1,887,743,000.00	17,363,460.11
										<u>30,593,486.20</u>
日本円	固定			2.700	29.05.1996	20.03.2026	10,494,000,000.00	96,523,812.00	3,246,828,000.00	29,864,323.94
日本円	固定			2.300	29.05.1996	20.03.2026			79,274,000.00	729,162.25
										<u>14,752,442.25</u>
日本円	固定			2.500	29.03.1996	20.03.2026	5,158,000,000.00	47,443,284.00	1,553,799,000.00	14,291,843.20
日本円	固定			2.100	29.03.1996	20.03.2026			50,076,000.00	460,599.05

日本円	固定		2.300	18.03.1997	20.03.2027	876,000,000.00	8,057,448.00	183,960,000.00	1,692,064.08
									<u>14,209,392.33</u>
日本円	固定		2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,228,000,000.00	66,483,144.00	1,022,400,000.00	9,404,035.20
日本円	固定		2.100	18.03.1997	20.03.2027			522,435,000.00	4,805,357.13
									<u>2,684,620.26</u>
日本円	固定		2.500	18.03.1997	20.03.2027	1,034,000,000.00	9,510,732.00	106,785,000.00	982,208.43
日本円	固定		2.100	18.03.1997	20.03.2027			185,085,000.00	1,702,411.83
									<u>1,799,266.77</u>
日本円	固定		2.500	18.03.1997	20.03.2027	2,746,000,000.00	25,257,708.00	129,555,000.00	1,191,646.89
日本円	固定		2.100	18.03.1997	20.03.2027			66,060,000.00	607,619.88
									<u>59,471,950.10</u>
日本円	固定		2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,555,000,000.00	133,876,890.00	5,829,894,000.00	53,623,365.01
日本円	固定		0.750	10.09.1998	20.09.2038			635,854,000.00	5,848,585.09
									<u>78,966,559.22</u>
日本円	固定		2.200	10.09.1998	20.09.2028	19,990,000,000.00	183,868,020.00	8,329,752,000.00	76,617,058.90
日本円	固定		0.750	10.09.1998	20.09.2038			255,436,000.00	2,349,500.33
									<u>27,990,010.69</u>
日本円	固定		2.200	10.09.1998	20.09.2028	6,072,000,000.00	55,850,256.00	217,548,000.00	2,001,006.50
日本円	固定		1.700	10.09.1998	20.09.2028			1,541,790,000.00	14,181,384.42
日本円	固定		0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,283,716,000.00	11,807,619.77
日本円	固定		0.750	28.12.1999	20.12.2039	35,350,000,000.00	325,149,300.00	23,121,440,000.00	212,671,005.12
日本円	固定		0.750	28.12.1999	20.12.2039	20,529,000,000.00	188,825,742.00	13,461,560,000.00	123,819,428.88
									<u>99,240,717.24</u>
日本円	固定		0.950	31.08.2000	20.08.2040	16,450,000,000.00	151,307,100.00	9,782,010,000.00	89,974,927.98
日本円	固定		0.750	31.08.2000	20.08.2040			1,007,370,000.00	9,265,789.26
									<u>385,725,745.94</u>
日本円	固定		0.950	14.09.2001	20.09.2041	59,037,000,000.00	543,022,326.00	39,511,252,000.00	363,424,495.90
日本円	固定		0.750	14.09.2001	20.09.2041			2,424,576,000.00	22,301,250.05
									<u>215,338,701.06</u>
日本円	固定		1.400	30.09.2008	20.09.2038	24,846,000,000.00	228,533,508.00	7,043,870,000.00	64,789,516.26
日本円	固定		0.650	30.09.2008	20.09.2048			16,163,904,000.00	148,675,588.99
日本円	固定		0.010	30.09.2008	20.09.2048			203,696,000.00	1,873,595.81
									<u>94,802,682.24</u>
日本円	固定		1.400	25.12.2009	20.11.2039	14,608,000,000.00	134,364,384.00	3,140,120,000.00	28,882,823.76
日本円	固定		0.650	25.12.2009	20.11.2049			6,954,660,000.00	63,968,962.68
日本円	固定		0.010	25.12.2009	20.11.2049			212,100,000.00	1,950,895.80
									<u>174,081,348.00</u>
日本円	固定		1.400	09.11.2009	20.11.2039	30,380,000,000.00	279,435,240.00	18,843,680,000.00	173,324,168.64
日本円	固定		0.010	09.11.2009	20.11.2039			82,320,000.00	757,179.36
日本円	固定		1.400	12.01.2017	20.01.2042	4,928,000,000.00	45,327,744.00	2,615,000,000.00	24,052,770.00
日本円	固定		1.543	22.08.2008	20.12.2021	10,000,000,000.00	91,980,000.00	1,500,000,000.00	13,797,000.00
日本円	固定		2.390	20.12.2007	30.12.2022	5,593,500,000.00	51,449,013.00	649,207,472.00	5,971,410.33
韓国ウォン							<u>28,774,863.00</u>		<u>20,858,104.80</u>
韓国ウォン	固定		2.500	07.05.2004	20.05.2034	33,189,000,000.00	28,774,863.00	24,057,791,000.00	20,858,104.80
特別引出権 (SDR)							<u>6,914,150.00</u>		<u>0.00</u>
SDR	固定		0.750	28.12.1998	15.07.2038	5,000,000.00	6,914,150.00		0.00
米国ドル							<u>732,322,000.00</u>		<u>402,841,224.39</u>
米国ドル	固定		5.620	07.05.2004	20.05.2020	15,420,000.00	15,420,000.00	772,813.35	772,813.35
米国ドル	固定		3.000	07.01.2010	21.01.2030	116,602,000.00	116,602,000.00	80,731,189.23	80,731,189.23
米国ドル	LIBORベース	0.000	6.400	27.11.1995	15.07.2020	92,000,000.00	92,000,000.00	9,341,077.94	9,341,077.94
米国ドル	LIBORベース	0.000	6.400	03.06.1997	01.09.2021	13,514,394.64	13,514,394.64	1,611,594.64	1,611,594.64

米国ドル	LIBORベース	0.000	2.621	2.621	12.12.2002	01.09.2021	36,485,605.36	36,485,605.36	3,505,307.98	3,505,307.98
米国ドル	LIBORベース	0.500	2.637	3.137	27.05.2016	15.03.2041	123,300,000.00	123,300,000.00	56,639,492.63	56,639,492.63
米国ドル	LIBORベース	0.500	2.686	3.186	19.05.2016	15.03.2041	60,000,000.00	60,000,000.00	6,433,301.50	6,433,301.50
米国ドル	LIBORベース	0.500	2.790	3.290	31.05.2012	15.05.2037	275,000,000.00	275,000,000.00	243,806,447.12	243,806,447.12
B. 債券								2,046,990,500.00	2,004,930,500.00	
日本円								<u>567,976,500.00</u>		<u>567,976,500.00</u>
日本円	固定		3.200		10.12.2002	13.12.2020	24,750,000,000.00	227,650,500.00	24,750,000,000.00	227,650,500.00
日本円	固定		3.500		10.12.2002	13.12.2022	37,000,000,000.00	340,326,000.00	37,000,000,000.00	340,326,000.00
米国ドル								<u>1,479,014,000.00</u>		<u>1,436,954,000.00</u>
米国ドル	固定		9.625		05.05.1998	15.05.2028	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
米国ドル	固定		7.390		02.12.2009	02.12.2024	579,014,000.00	579,014,000.00	579,014,000.00	579,014,000.00
米国ドル	固定		7.390		23.11.2009	02.12.2024	600,000,000.00	600,000,000.00	557,940,000.00	557,940,000.00
II. 政府の引受GFI保証								85,526,105.27	85,526,105.27	
カナダドル	無利子				30.06.1986	要求払い	267,807.00	<u>206,243.26</u>	267,807.00	<u>206,243.26</u>
ユーロ	無利子				30.06.1986	要求払い	325,234.79	<u>364,783.34</u>	325,234.79	<u>364,783.34</u>
英国ポンド	無利子				30.06.1986	要求払い	270.00	<u>357.75</u>	270.00	<u>357.75</u>
日本円	無利子				30.06.1986	要求払い	2,741,200.00	<u>25,213.56</u>	2,741,200.00	<u>25,213.56</u>
サウジリアル	無利子				30.06.1986	要求払い	5,918,966.00	<u>7,287,937.38</u>	5,918,966.00	<u>7,287,937.38</u>
	無利子				30.06.1986	要求払い	18,456,608.00	1,578,055.53	18,456,608.00	1,578,055.53
	無利子				30.06.1986	要求払い	2,960,000.00	4,920,716.26	2,960,000.00	4,920,716.26
	無利子				30.06.1986	要求払い		789,165.60	2,960,000.00	789,165.60
米国ドル	無利子				30.06.1986	要求払い	8,333,333.32	<u>77,641,569.98</u>	8,333,333.32	<u>77,641,569.98</u>
	無利子				30.06.1986	要求払い	5,215,433.52	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32
	無利子				30.06.1986	要求払い	33,088,000.00	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52
	無利子				30.06.1986	要求払い	7,511,546.63	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00
	無利子				30.06.1986	要求払い	18,598,000.00	7,511,546.63	7,511,546.63	7,511,546.63
	無利子				30.06.1986	要求払い	509,091.00	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00
	無利子				30.06.1986	要求払い	514,525.51	509,091.00	509,091.00	509,091.00
	無利子				30.06.1986	要求払い	2,180,000.00	514,525.51	514,525.51	514,525.51
	無利子				30.06.1986	要求払い	717,440.00	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00
	無利子				30.06.1986	要求払い		717,440.00	717,440.00	717,440.00
	無利子				30.06.1986	要求払い	974,200.00	974,200.00	974,200.00	974,200.00

(1) 原通貨は、2020年1月2日のBSP参照レートを使用して換算されている。

[次へ](#)

共和国の対外債務⁽¹⁾
2019年12月31日現在
(原通貨)
(単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定期日 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	約当初額		2019年12月31日現在 未払残高		
	金利基準	スプレッド				金利	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
総計							77,587,382,961.93		51,251,722,628.32	
1. フィリピン共和国の直接債務							40,452,813,118.93		19,281,347,785.32	
A. 政府機関によるもの							38,761,792,127.65		18,863,119,640.61	
カナダドル							4,874,853.27		374,121.21	
無利子				12.11.1974	30.09.2024	6,330,000.00	4,874,853.27	485,796.62	374,121.21	
中国元							172,334,400.00		78,458,924.80	
固定			2.000	11.05.2006	21.03.2026	400,000,000.00	57,444,800.00	172,992,355.35	24,843,778.14	
固定			2.000	15.01.2007	21.09.2026	800,000,000.00	114,889,600.00	373,333,333.28	53,615,146.66	
ユーロ							1,124,899,672.61		619,698,726.31	
固定			2.000	12.10.1990	31.12.2020	3,374,526.44	3,784,868.86	168,726.36	189,243.49	
固定			0.750	14.02.2002	30.06.2042	6,828,167.68	7,658,472.87	5,040,167.68	5,653,052.07	
固定			0.750	26.06.2002	30.06.2042	7,464,861.47	8,372,588.62	5,539,861.47	6,213,508.62	
固定			0.750	20.12.2007	30.12.2047	10,000,000.00	11,216,000.00	9,168,536.60	10,283,430.65	
固定			0.750	24.12.2008	30.12.2048	4,000,000.00	4,486,400.00	3,867,663.86	4,337,971.79	
LIBORベース	0.000	0.980	0.980	14.10.2015	01.05.2034	22,800,000.00	25,572,480.00	8,399,866.53	9,421,290.30	
LIBORベース	0.000	0.990	0.990	26.10.2015	01.11.2033	27,310,000.00	30,630,896.00	13,146,632.53	14,745,263.05	
固定			4.500	23.07.1999	31.12.2022	72,672,834.17	81,509,850.81	16,768,533.55	18,807,587.23	
固定			4.000	16.11.2000	30.06.2023	31,249,318.69	35,049,235.84	9,114,384.54	10,222,693.70	
固定			4.400	11.12.2001	18.10.2024	23,986,986.00	26,903,803.50	9,994,577.50	11,209,918.12	
固定			3.650	28.02.2002	31.10.2024	36,279,013.93	40,690,542.02	10,077,503.79	11,302,928.25	
固定			3.450	28.02.2002	15.05.2025	18,168,208.54	20,377,462.70	8,327,095.56	9,339,670.38	
固定			3.000	08.04.1988	31.03.2020	4,344,796.99	4,873,124.30	31,693.68	35,547.63	
固定			3.000	08.04.1988	31.12.2020			13,166.26	14,767.28	
固定			3.000	08.04.1988	31.03.2021			52,515.36	58,901.23	
固定			3.000	08.04.1988	30.09.2021			72,372.31	81,172.78	
固定			3.000	08.04.1988	31.12.2021			20,208.65	22,666.02	
固定			3.000	08.04.1988	31.03.2022			23,063.25	25,867.74	
固定			3.000	08.04.1988	30.06.2022			76,238.09	85,508.64	
固定			3.000	08.04.1988	30.06.2023			30,351.84	34,042.62	
固定			3.000	08.04.1988	30.09.2023			12,416.78	13,926.66	
固定			3.000	08.04.1988	31.12.2024			3,253.15	3,648.73	
固定			3.000	08.04.1988	30.09.2019	1,448,265.66	1,624,374.76	0.07	0.08	
固定			3.000	08.04.1988	30.09.2020			50,815.66	56,994.84	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2021	4,431,330.44	4,970,180.22	169,868.56	190,524.58	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2022			409,896.49	459,739.90	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2021	4,153,865.01	4,658,975.00	104,233.16	116,907.91	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2022			410,865.93	460,827.23	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2023			74,482.82	83,539.93	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2021	2,652,595.39	2,975,150.99	66,432.43	74,510.61	
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2022			298,239.73	334,505.68	
固定			2.500	22.01.1992	31.12.2022	1,017,361.58	1,141,072.75	39,417.76	44,210.96	
固定			2.500	22.01.1992	31.12.2023			99,129.62	111,183.78	
固定			2.500	22.01.1992	31.12.2024			61,228.10	68,673.44	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	10,518,982.19	11,798,090.42	726,884.63	815,273.80	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2023			954,591.84	1,070,670.21	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2024			151,791.85	170,249.74	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2025			58,147.16	65,217.85	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	729,010.47	817,658.14	44,367.23	49,762.29	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2023			86,644.64	97,180.63	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	2,881,286.42	3,231,650.85	196,313.58	220,185.31	
固定			2.000	07.12.1990	30.12.2023			305,032.30	342,124.23	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2024			11,840.76	13,280.60	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	759,194.79	851,512.88	113,878.50	127,726.13	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	2,167,469.20	2,431,033.45	80,421.81	90,201.10	
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2023			326,262.73	365,936.28	
固定			1.400	13.09.1994	30.06.2022	2,689,415.88	3,016,448.85	92,567.00	103,823.15	
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2022			40,175.06	45,060.35	
固定			1.400	13.09.1994	31.03.2023			161,826.95	181,505.11	
固定			1.400	13.09.1994	30.06.2023			96,031.28	107,708.68	
固定			1.400	13.09.1994	30.09.2023			64,880.95	72,770.47	
固定			1.400	13.09.1994	31.03.2024			5,553.00	6,228.24	
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2021	15,568,940.42	17,462,123.58	348,243.55	390,589.97	
固定			1.400	13.09.1994	31.03.2023			1,841,341.20	2,065,248.29	
固定			1.400	13.09.1994	30.09.2023			71,475.34	80,166.74	
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2025			348,072.12	390,397.69	
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2028			294,929.97	330,793.45	
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2022	1,920,857.62	2,154,433.91	61,241.94	68,688.96	
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2022			229,802.15	257,746.09	
固定			1.500	18.12.1995	31.03.2023	743,803.27	834,249.75	33,516.79	37,592.43	

固定	1.500	18.12.1995	30.06.2023			64,001.90	71,784.53		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2023			31,620.24	35,465.26		
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2024			15,200.99	17,049.43		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2022	3,658,776.41	4,103,683.62	140,090.94	157,126.00		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2022			340,706.25	382,136.13		
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2023			8,753.76	9,818.22		
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2023			3,324.11	3,728.32		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2023			12,175.15	13,655.65		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2023			19,542.84	21,919.25		
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2024			21,771.01	24,418.36		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2024			12,750.00	14,300.40		
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2025			10,131.00	11,362.93		
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2025			63,558.02	71,286.68		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2022	3,099,676.12	3,476,596.74	117,163.99	131,411.13		
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2024			62,100.03	69,651.39		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2024			20,550.01	23,048.89		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2025			2,412.00	2,705.30		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2025			2,412.00	2,705.30		
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2026			322,088.00	361,253.90		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2026			31,850.01	35,722.97		
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2027			6,450.00	7,234.32		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2027			17,264.00	19,363.30		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2027			8,736.00	9,798.30		
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2029			55,000.00	61,688.00		
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2029			415,320.00	465,822.91		
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2023	5,497,311.79	6,165,784.90	283,095.48	317,519.89		
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2024			425,268.01	476,980.60		
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2024			198,432.02	222,561.35		
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2024			207,949.97	233,236.69		
固定	1.500	15.01.1997	31.12.2024			8,890.00	9,971.02		
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2025			13,244.01	14,854.48		
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2025			46,541.00	52,200.39		
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2025			11,423.99	12,813.15		
固定	1.500	15.01.1997	31.12.2025			13,056.01	14,643.62		
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2026			17,563.01	19,698.67		
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2026			123,019.00	137,978.11		
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2023	9,144,059.29	10,255,976.90	475,425.16	533,236.86		
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2024			463,940.17	520,355.29		
固定	1.500	15.01.1997	31.12.2024			7,649.99	8,580.23		
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2025			37,543.04	42,108.27		
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2025			713,383.11	800,130.50		
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2025			167,628.06	188,011.63		
固定	0.470	22.01.1998	31.12.2029	3,298,662.49	3,699,779.85	478,787.43	537,007.98		
固定	0.470	22.01.1998	30.06.2030			35,430.03	39,738.32		
固定	0.470	22.01.1998	30.09.2030			2,061.40	2,312.07		
固定	0.470	22.01.1998	31.12.2031			989,472.00	1,109,791.80		
固定	0.470	22.01.1998	31.03.2032			37,825.00	42,424.52		
固定	0.470	22.01.1998	30.06.2032			229,244.99	257,121.18		
固定	0.470	22.01.1998	30.09.2032			87,932.00	98,624.53		
固定	0.470	22.01.1998	31.12.2029	741,169.01	831,295.16	111,172.57	124,691.15		
固定	0.470	22.01.1998	31.03.2030			56,406.00	63,264.97		
固定	0.470	22.01.1998	30.06.2030			41,534.97	46,585.62		
固定	0.470	22.01.1998	30.09.2030			34,282.60	38,451.36		
固定	0.470	22.01.1998	31.12.2030			64,372.00	72,199.64		
固定	0.470	22.01.1998	31.03.2031			12,006.00	13,465.93		
固定	0.470	22.01.1998	30.06.2031			23,644.00	26,519.11		
固定	0.470	22.01.1998	30.09.2031			23,856.00	26,756.89		
固定	0.470	22.01.1998	30.06.2032			31,886.81	35,764.25		
無利子		27.11.2007	15.05.2024	5,387,110.80	6,042,183.47	2,020,166.55	2,265,818.80		
LIBORベース	0.300	-0.267	0.033	18.04.2008	07.07.2021	12,512,000.00	14,033,459.20	2,419,937.95	2,714,202.40
無利子				07.11.2008	31.10.2022	11,351,426.36	12,731,759.81	2,724,338.97	3,055,618.59
固定	5.140	11.11.2008	07.01.2020			30,173,488.79	33,842,585.03	748,969.60	840,044.30
固定	5.140	11.11.2008	04.02.2020					759,677.27	852,054.03
固定	5.140	11.11.2008	15.06.2020			38,159,370.00	42,799,549.39	635,988.57	713,324.78
固定	5.140	11.11.2008	30.09.2020					1,271,978.23	1,426,650.78
固定	5.140	11.11.2008	15.12.2020					1,269,784.69	1,424,190.51
固定	0.300	06.11.2009	10.02.2040			15,708,268.88	17,618,394.38	15,708,015.38	17,618,110.05
固定	4.740	06.11.2009	15.09.2022			15,708,268.88	17,618,394.38	2,004,599.41	2,248,358.70
LIBORベース	0.000	0.753	0.753	15.02.2010	30.11.2029	150,000,000.00	168,240,000.00	100,000,000.00	112,160,000.00
固定	1.000	12.01.2012	28.01.2031			20,493,740.00	22,985,778.78	16,834,143.60	18,881,175.46
固定	0.150	10.02.2011	11.04.2034			26,190,016.00	29,374,721.95	6,593,820.00	7,395,628.51
LIBORベース	0.000	2.210	2.210	16.04.2014	31.03.2034	110,269,793.43	123,678,600.31	110,269,793.43	123,678,600.31
固定	1.440	26.02.2015	31.03.2041			50,893,963.00	57,082,668.90	3,000,000.00	3,364,800.00
無利子		01.04.2016	14.06.2039			20,493,740.00	22,985,778.78	20,493,704.00	22,985,738.41
LIBORベース	0.940	0.000	0.940	04.04.2016	30.09.2035	50,000,000.00	56,080,000.00	50,000,000.00	56,080,000.00
LIBORベース	0.500	1.320	1.820	27.10.2017	01.09.2037	100,000,000.00	112,160,000.00	100,000,000.00	112,160,000.00

日本円

LIBORベース	0.000	0.250	0.250	25.10.1990	15.09.2020	3,173,239,665.00	17,556,338,219.72	29,187,458.44	364,605,265.00	5,043,383,097.64
LIBORベース	0.000	0.325	0.325	22.02.2008	01.11.2022	34,253,100,000.00	15,708,268.88	315,060,013.80	12,594,864,870.00	3,353,639.23
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			2,304,000,000.00		21,192,192.00	55,506,000.00	115,847,567.07
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			4,238,000,000.00		38,981,124.00	89,135,000.00	510,544.19
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			2,079,000,000.00		19,122,642.00	49,272,000.00	819,863.73
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			5,708,000,000.00		52,502,184.00	131,176,000.00	453,203.86
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			8,634,000,000.00		79,415,532.00	180,940,000.00	1,206,556.85
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			454,000,000.00		4,175,892.00	7,713,000.00	1,664,286.12
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			4,986,000,000.00		45,861,228.00	121,246,000.00	70,944.17
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			5,080,000,000.00		46,725,840.00	77,457,000.00	1,115,220.71
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			21,752,000,000.00		200,074,896.00	398,680,000.00	712,449.49
固定	2.700	09.02.1990	20.02.2020			4,301,000,000.00		39,560,598.00	104,890,000.00	3,667,058.64
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021			2,065,000,000.00		18,993,870.00	132,834,000.00	964,778.22
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021			1,663,000,000.00		15,296,274.00	110,634,000.00	1,221,807.13
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021			1,795,000,000.00		16,510,410.00	92,064,000.00	1,017,611.53
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021			5,266,000,000.00		48,436,668.00	353,181,000.00	846,804.67
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021			10,790,000,000.00		99,246,420.00	774,006,000.00	3,248,558.84
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021			20,020,000,000.00		184,143,960.00	1,464,873,000.00	7,119,307.19
固定	2.700	16.07.1991	20.06.2021							13,473,901.85

固定	2.700	21.12.1990	20.12.2020	28,200,000,000.00	259,383,600.00	1,375,608,000.00	12,652,842.38
固定	2.700	20.03.1992	20.03.2022	7,655,000,000.00	70,410,690.00	568,250,000.00	5,226,763.50
固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	6,872,000,000.00	63,208,656.00	1,300,648,000.00	11,963,360.30
固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	4,633,000,000.00	42,614,334.00	774,192,000.00	7,121,018.02
固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	3,803,000,000.00	34,979,994.00	694,088,000.00	6,384,221.42
固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	3,055,000,000.00	28,099,890.00	596,088,000.00	5,482,817.42
固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	9,294,000,000.00	85,486,212.00	1,119,792,000.00	10,299,846.82
固定	3.000	20.12.1994	20.12.2024	9,620,000,000.00	88,484,760.00	2,331,030,000.00	21,440,813.94
固定	3.000	20.12.1994	20.12.2024	4,616,000,000.00	42,457,968.00	1,054,500,000.00	9,699,291.00
固定	3.000	20.12.1994	20.12.2024	11,754,000,000.00	108,113,292.00	2,866,790,000.00	26,368,734.42
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,151,000,000.00	56,576,898.00	1,472,220,000.00	13,541,479.56
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			230,028,000.00	2,115,797.54
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,040,000,000.00	37,159,920.00	968,352,000.00	8,906,901.70
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			170,724,000.00	1,570,319.35
固定	2.500	30.08.1995	20.08.2025	8,312,000,000.00	76,453,776.00	2,182,092,000.00	20,070,882.22
固定	2.100	30.08.1995	20.08.2025			243,720,000.00	2,241,736.56
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	18,391,000,000.00	169,160,418.00	4,682,388,000.00	43,068,604.82
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			696,120,000.00	6,402,911.76
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	5,579,000,000.00	51,315,642.00	1,373,748,000.00	12,635,734.10
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			166,488,000.00	1,531,356.62
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,386,000,000.00	58,738,428.00	1,539,996,000.00	14,164,883.21
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			275,532,000.00	2,534,343.34
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	12,895,000,000.00	118,608,210.00	3,071,820,000.00	28,254,600.36
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			585,012,000.00	5,380,940.38
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,765,000,000.00	43,828,470.00	991,644,000.00	9,121,141.51
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			133,296,000.00	1,226,056.61
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	9,551,000,000.00	87,850,098.00	1,902,060,000.00	17,495,147.88
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			711,540,000.00	6,544,744.92
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	2,872,000,000.00	26,416,656.00	367,800,000.00	3,383,024.40
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			163,620,000.00	1,504,976.76
固定	2.500	29.03.1996	20.03.2026	6,911,000,000.00	63,567,378.00	1,888,484,000.00	17,370,275.83
固定	2.100	29.03.1996	20.03.2026			302,718,000.00	2,784,400.16
固定	2.300	29.03.1996	20.03.2026	305,000,000.00	2,805,390.00	72,033,000.00	662,559.53
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	5,746,000,000.00	52,851,708.00	1,239,615,000.00	11,401,978.77
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			270,825,000.00	2,491,048.35
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	7,683,000,000.00	70,668,234.00	2,279,115,000.00	20,963,299.77
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			450,285,000.00	4,141,721.43
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	6,339,868,462.00	58,314,110.11	2,110,125,000.00	19,408,929.75
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			209,310,000.00	1,925,233.38
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	9,411,000,000.00	86,562,378.00	2,934,450,000.00	26,991,071.10
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			330,030,000.00	3,035,615.94
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,979,000,000.00	73,390,842.00	2,274,030,000.00	20,916,527.94
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			396,945,000.00	3,651,100.11
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	11,122,000,000.00	102,300,156.00	2,547,360,000.00	23,430,617.28
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			950,565,000.00	8,743,296.87
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,849,000,000.00	53,799,102.00	1,849,248,000.00	17,009,383.10
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			550,620,000.00	5,064,602.76
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	13,564,000,000.00	124,761,672.00	4,294,008,000.00	39,496,285.58
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,240,054,000.00	11,406,016.69
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,728,000,000.00	52,686,144.00	815,346,000.00	7,499,552.51
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			297,350,000.00	2,735,025.30
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	4,328,000,000.00	39,808,944.00	1,036,224,000.00	9,531,188.35
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			384,864,000.00	3,539,979.07
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	458,000,000.00	4,212,684.00	11,502,000.00	105,795.40
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			194,636,000.00	1,790,261.93
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	6,734,000,000.00	61,939,332.00	2,174,490,000.00	20,000,959.02
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			819,774,000.00	7,540,281.25
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	3,201,000,000.00	29,442,798.00	15,912,000.00	146,358.58
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,344,896,000.00	12,370,353.41
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,136,000,000.00	130,022,928.00	4,434,804,000.00	40,791,327.19
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			891,898,000.00	8,203,677.80
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	2,428,000,000.00	22,332,744.00	489,276,000.00	4,500,360.65
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			237,006,000.00	2,179,981.19
固定	0.750	10.03.1999	20.03.2039	36,300,000,000.00	333,887,400.00	23,208,159,000.00	213,468,646.48
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,210,000,000.00	66,317,580.00	2,409,700,000.00	22,164,420.60
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			1,007,000,000.00	9,262,386.00
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	951,000,000.00	8,747,298.00	51,200,000.00	470,937.60
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			221,560,000.00	2,037,908.88
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	6,078,000,000.00	55,905,444.00	2,649,780,000.00	24,372,676.44
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			381,400,000.00	3,508,117.20
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	16,990,000,000.00	156,274,020.00	5,242,880,000.00	48,224,010.24
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029			105,540,000.00	970,756.92
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			897,960,000.00	8,259,436.08
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	15,384,000,000.00	141,502,032.00	6,414,020,000.00	58,996,155.96
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			1,378,480,000.00	12,679,259.04
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,852,000,000.00	53,826,696.00	2,271,220,000.00	20,890,681.56
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			567,680,000.00	5,221,520.64
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,434,000,000.00	68,377,932.00	3,213,680,000.00	29,559,428.64
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			554,080,000.00	5,096,427.84
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,068,000,000.00	46,615,464.00	1,530,580,000.00	14,078,274.84
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			424,800,000.00	3,907,310.40
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	4,714,000,000.00	43,359,372.00	164,760,000.00	1,515,462.48
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	9,013,000,000.00	82,901,574.00	3,285,660,000.00	30,221,500.68
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			588,360,000.00	5,411,735.28
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	1,167,000,000.00	10,734,066.00	632,920,000.00	5,821,598.16
固定	1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,929,000,000.00	82,128,942.00	5,152,224,000.00	47,390,156.35
固定	0.750	07.04.2000	20.04.2040			753,088,000.00	6,926,903.42
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	14,724,000,000.00	135,431,352.00	8,867,712,000.00	81,565,214.98
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			993,384,000.00	9,137,146.03
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	3,549,000,000.00	32,643,702.00	2,029,020,000.00	18,662,925.96
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			385,056,000.00	3,541,745.09
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	8,294,000,000.00	76,288,212.00	3,512,583,000.00	32,308,738.43
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			1,065,239,000.00	9,798,068.32
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	5,543,000,000.00	50,984,514.00	202,444,000.00	1,862,079.91
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	11,743,000,000.00	108,012,114.00	3,187,593,000.00	29,319,480.41
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			427,678,000.00	3,933,782.24

固定		2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,205,000,000.00	57,073,590.00	1,917,855,000.00	17,640,430.29
固定		0.750	30.05.2001	20.05.2041			730,570,000.00	6,719,782.86
固定		2.200	30.05.2001	20.05.2031	5,210,000,000.00	47,921,580.00	1,626,307,000.00	14,958,771.79
固定		0.750	30.05.2001	20.05.2041			629,778,000.00	5,792,698.04
固定		2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,515,000,000.00	59,924,970.00	2,598,402,000.00	23,900,101.60
固定		0.750	30.05.2001	20.05.2041			694,923,000.00	6,391,901.75
固定		1.700	30.05.2001	20.05.2031	2,789,000,000.00	25,653,222.00	1,474,645,000.00	13,563,784.71
固定		0.750	30.05.2001	20.05.2041			104,103,000.00	957,539.39
固定		1.700	30.05.2001	20.05.2031	6,309,000,000.00	58,030,182.00	2,902,393,000.00	26,696,210.81
固定		0.750	30.05.2001	20.05.2041			790,942,000.00	7,275,084.52
固定		0.750	30.05.2001	20.05.2041	2,034,000,000.00	18,708,732.00	1,378,537,000.00	12,679,783.33
固定		2.200	28.03.2002	20.03.2032	6,723,000,000.00	61,838,154.00	3,552,250,000.00	32,673,595.50
固定		0.750	28.03.2002	20.03.2042			588,915,000.00	5,416,840.17
固定		1.700	28.03.2002	20.03.2032	6,790,000,000.00	62,454,420.00	3,283,600,000.00	30,202,552.80
固定		0.750	28.03.2002	20.03.2042			991,080,000.00	9,115,953.84
固定		0.950	28.03.2002	20.03.2042	18,488,000,000.00	170,052,624.00	12,027,825,000.00	110,631,934.35
固定		0.750	28.03.2002	20.03.2042			1,495,890,000.00	13,759,196.22
固定		2.200	28.03.2002	20.03.2032	22,049,000,000.00	202,806,702.00	7,652,892,570.00	70,391,305.86
固定		1.800	28.03.2002	20.03.2032			1,710,975,949.00	15,737,556.78
固定		2.200	28.03.2002	20.03.2032	3,224,000,000.00	29,654,352.00	1,403,925,000.00	12,913,302.15
固定		0.750	28.03.2002	20.03.2042			507,015,000.00	4,663,523.97
固定		2.200	11.12.2003	20.12.2033	2,365,097,269.00	21,754,164.68	1,614,032,000.00	14,845,866.34
固定		2.200	30.03.2004	20.03.2034	6,223,000,000.00	57,239,154.00	2,921,083,000.00	26,868,121.43
固定		2.200	16.12.2003	20.12.2033	3,717,000,000.00	34,188,966.00	2,161,936,000.00	19,885,487.33
固定		0.750	27.02.2007	20.02.2047	8,529,000,000.00	78,449,742.00	8,218,375,000.00	75,592,613.25
固定		1.500	18.12.2007	20.12.2037	7,604,000,000.00	69,941,592.00	5,591,808,000.00	51,433,449.98
固定		0.010	18.12.2007	20.12.2037			951,192,000.00	8,749,064.02
固定		1.500	18.12.2007	20.12.2037	11,802,000,000.00	108,554,796.00	8,639,280,000.00	79,464,097.44
固定		0.750	18.12.2007	20.12.2047			281,680,000.00	2,590,892.64
固定		0.010	18.12.2007	20.12.2037			1,134,036,000.00	10,430,863.13
固定		1.400	20.03.2009	20.03.2039	9,293,000,000.00	85,477,014.00	8,839,662,000.00	81,307,211.08
固定		1.400	15.03.2010	20.03.2040	9,220,000,000.00	84,805,560.00	9,220,000,000.00	84,805,560.00
LIBORベース	0.000	0.014	0.014	15.03.2010	13,830,000,000.00	127,208,340.00	6,085,200,000.00	55,971,669.60
固定		0.010	26.05.2010	20.05.2050	9,912,000,000.00	91,170,576.00	8,134,031,009.00	74,816,817.22
固定		1.400	31.03.2011	20.03.2036	40,847,000,000.00	375,710,706.00	25,553,234,245.00	235,038,648.59
固定		0.010	31.03.2011	20.03.2036			1,527,527,540.00	14,050,198.31
固定		0.300	30.03.2012	20.03.2052	9,244,000,000.00	85,026,312.00	3,366,791,139.00	30,967,744.90
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2052			23,970,123.00	220,477.19
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	22,796,000,000.00	209,677,608.00	14,271,959,354.00	131,273,482.14
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			708,504,567.00	6,516,825.01
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	4,591,000,000.00	42,228,018.00	3,965,938,016.00	36,478,697.87
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			386,473,640.00	3,554,784.54
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,063,000,000.00	55,767,474.00	5,006,500,758.00	46,049,793.97
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			671,948,220.00	6,180,579.73
固定		0.200	30.03.2012	20.03.2052	11,836,000,000.00	108,867,528.00	10,762,585,550.00	98,994,261.89
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2052			1,012,696,208.00	9,314,779.72
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	7,546,000,000.00	69,408,108.00	6,227,965,808.00	57,284,829.50
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			1,139,159,698.00	10,477,990.90
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,187,000,000.00	56,908,026.00	2,467,695,063.00	22,697,859.19
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			674,764,086.00	6,206,480.06
固定		1.400	10.10.2012	20.10.2042	7,775,000,000.00	71,514,450.00	7,775,000,000.00	71,514,450.00
固定		0.200	27.03.2013	20.03.2053	43,252,000,000.00	397,831,896.00	9,579,931,929.00	88,116,213.88
固定		0.010	27.03.2013	20.03.2053			1,950,209,292.00	17,938,025.07
固定		0.200	27.03.2013	20.03.2053	10,782,000,000.00	99,172,836.00	9,296,523,799.00	85,509,425.90
固定		0.010	27.03.2013	20.03.2053			1,307,974,781.00	12,030,752.04
固定		0.100	14.12.2013	20.12.2053	18,732,000,000.00	172,296,936.00	13,325,076,000.00	122,564,049.05
固定		0.010	14.12.2013	20.12.2053			234,912,722.00	2,160,727.22
固定		0.010	31.01.2014	20.03.2054	50,000,000,000.00	459,900,000.00	15,000,000,000.00	137,970,000.00
固定		0.010	31.01.2014	20.08.2054			10,000,000,000.00	91,980,000.00
固定		0.010	31.01.2014	20.02.2055			25,000,000,000.00	229,950,000.00
固定		0.010	26.03.2015	20.03.2055	7,929,000,000.00	72,930,942.00	73,285,741.00	674,082.25
固定		0.300	26.03.2015	20.03.2055	11,576,000,000.00	106,476,048.00	1,931,500,455.00	17,765,941.19
固定		0.010	26.03.2015	20.03.2055			532,120,448.00	4,894,443.88
固定		0.010	25.08.2015	20.08.2055	9,783,000,000.00	89,984,034.00	327,638,763.00	3,013,621.34
固定		0.010	25.08.2015	20.08.2055	23,906,000,000.00	219,887,388.00	264,544,702.00	2,433,282.17
固定		0.100	27.11.2015	20.11.2055	241,991,000,000.00	2,225,833,218.00	23,927,864,265.00	220,088,495.51
固定		0.010	27.11.2015	20.11.2055			3,020,053,517.00	27,778,452.25
固定		0.010	26.10.2016	20.10.2056	16,455,000,000.00	151,353,090.00	93,986,419.00	864,487.08
固定		0.010	13.11.2017	20.11.2057	15,928,000,000.00	146,505,744.00	308,451,045.00	2,837,132.71

次へ

金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定期日	満期日	約当初額		2019年12月31日現在 未払残高		
金利基準	スプレッド	金利	(日・月・年の順に 記載している。)		(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	
固定		1.500	28.02.2018	20.02.2048	9,399,000,000.00	86,452,002.00	926,137,759.00	8,518,615.11	
固定		0.100	16.03.2018	20.03.2058	104,530,000,000.00	961,466,940.00	594,503,148.00	5,468,239.96	
固定		0.010	16.03.2018	20.03.2058			1,178,977,294.00	10,844,233.15	
固定		0.100	08.10.2018	20.10.2058	4,376,000,000.00	40,250,448.00	447,362,021.00	4,114,835.87	
固定		0.100	08.11.2018	20.11.2058	38,101,000,000.00	350,452,998.00	14,551,865,776.00	133,848,061.41	
固定		0.010	21.01.2019	20.01.2059	167,199,000,000.00	1,537,896,402.00	2,653,730,049.00	24,409,008.99	
固定		2.000	23.06.1997	15.05.2021	20,800,000,000.00	191,318,400.00	134,205,079.00	1,234,418.32	
固定		2.000	23.06.1997	15.05.2021			69,200,029.00	636,501.87	
固定		1.350	23.06.1997	15.05.2021			121,333,451.00	1,116,025.08	
固定		1.500	23.06.1997	15.05.2021			45,316,524.00	416,821.39	
固定		1.900	23.06.1997	15.05.2021			71,778,123.00	660,215.18	
固定		1.750	23.06.1997	15.05.2021			59,111,404.00	543,706.69	
固定		1.450	23.06.1997	15.05.2021			81,157,908.00	746,490.44	
固定		1.300	23.06.1997	15.05.2021			84,590,437.00	778,062.84	
固定		1.300	23.06.1997	15.05.2021			69,167,710.00	636,204.60	
固定		1.500	23.06.1997	15.05.2021			56,669,468.00	521,245.77	
固定		1.500	23.06.1997	15.05.2021			56,613,311.00	520,729.23	
固定		1.800	23.06.1997	15.05.2021			76,354,024.00	702,304.31	
固定		1.500	23.06.1997	15.05.2021			85,750,949.00	788,737.23	
固定		1.500	23.06.1997	15.05.2021			62,373,707.00	573,713.36	
固定		1.600	23.06.1997	15.05.2021			107,260,293.00	986,580.18	
固定		2.300	23.06.1997	15.05.2021			109,893,461.00	1,010,800.05	
固定		2.160	23.02.2007	15.11.2021	39,000,000,000.00	358,722,000.00	5,800,000,000.00	53,348,400.00	
固定		2.690	01.09.2006	15.07.2020	19,113,663,656.00	175,807,478.31	350,396,734.00	3,222,949.16	
固定		2.490	04.09.2008	10.04.2022	23,407,764,508.00	215,304,617.94	3,762,502,306.00	34,607,496.21	
固定		2.350	26.12.2008	19.09.2027	33,963,312,331.00	312,394,546.82	6,829,794,829.00	62,820,452.84	
固定		3.030	26.08.2009	24.06.2022	23,554,524,203.00	216,654,513.62	1,176,867,562.00	10,824,827.84	
固定		1.430	26.08.2009	25.09.2029			10,129,190,530.00	93,168,294.49	
固定		2.700	09.02.1990	20.02.2020	10,560,000,000.00	97,130,880.00	153,168,000.00	1,408,839.26	
固定		2.700	09.02.1990	20.02.2020	4,867,000,000.00	44,766,666.00	109,719,000.00	1,009,195.36	
固定		3.000	31.03.1993	20.03.2023	6,112,000,000.00	56,218,176.00	509,978,000.00	4,690,777.64	
固定		2.700	28.06.1990	20.06.2020	5,066,000,000.00	46,597,068.00	120,686,000.00	1,110,069.83	
固定		2.700	16.07.1991	20.06.2021	3,516,000,000.00	32,340,168.00	255,114,000.00	2,346,538.57	
固定		2.700	16.07.1991	20.06.2021	9,427,000,000.00	86,709,546.00	679,959,000.00	6,254,262.88	
固定		2.700	16.07.1991	20.06.2021	8,283,000,000.00	76,187,034.00	542,487,000.00	4,989,795.43	
固定		2.700	16.07.1991	20.06.2021	4,028,000,000.00	37,049,544.00	244,758,000.00	2,251,284.08	
固定		3.000	29.01.1993	20.01.2023	3,653,000,000.00	33,600,294.00	538,783,000.00	4,955,726.03	
固定		2.700	26.05.1992	20.05.2022	1,094,000,000.00	10,062,612.00	96,170,000.00	884,571.66	
固定		3.000	12.08.1994	20.08.2024	11,433,000,000.00	105,160,734.00	2,375,550,000.00	21,850,308.90	
固定		3.000	07.12.1994	20.12.2024	7,056,000,000.00	64,901,088.00	1,550,370,000.00	14,260,303.26	
固定		3.000	07.12.1994	20.12.2024	6,630,000,000.00	60,982,740.00	1,357,690,000.00	12,488,032.62	
固定		3.000	20.12.1994	20.12.2024	5,513,000,000.00	50,708,574.00	1,259,510,000.00	11,584,972.98	
固定		3.000	20.12.1994	20.12.2024	10,756,000,000.00	98,933,688.00	78,070,000.00	718,087.86	
固定		3.000	20.12.1994	20.12.2024	2,896,000,000.00	26,637,408.00	297,310,000.00	2,734,657.38	
固定		3.000	20.12.1994	20.12.2024	457,000,000.00	4,203,486.00	52,160,000.00	479,767.68	
韓国ウォン						463,748,494.48		217,597,473.73	
固定		2.500	24.02.1998	20.06.2036	21,172,000,000.00	18,356,124.00	12,677,106,210.00	10,991,051.08	
固定		1.500	15.12.2005	20.12.2035	23,041,000,000.00	19,976,547.00	18,091,072,000.00	15,684,959.42	
無利子			13.07.2009		14,953,000,000.00	12,964,251.00	1,395,542,480.00	1,209,935.33	
固定		0.100	13.07.2009	20.07.2049			10,910,112,300.00	9,459,067.36	
無利子			13.07.2009		32,274,000,000.00	27,981,558.00	3,633,832,290.00	3,150,532.60	
固定		0.100	13.07.2009	20.07.2049			18,108,659,430.00	15,700,207.73	
固定		0.150	13.10.2011	20.10.2051	14,323,000,000.00	12,418,041.00	10,777,472,280.00	9,344,068.47	
無利子			23.08.2012	20.08.2052	77,117,000,000.00	66,860,439.00	5,375,522,450.00	4,660,577.96	
固定		0.100	23.08.2012	20.08.2052			71,540,845,570.00	62,025,913.11	
無利子			09.08.2012	20.08.2052	235,988,000,000.00	204,601,596.00	7,277,878,430.00	6,309,920.60	
固定		0.075	09.08.2012	20.02.2053			52,797,805,490.00	45,775,697.36	
無利子			19.08.2013	20.08.2053	22,424,000,000.00	19,441,608.00	1,592,934,080.00	1,381,073.85	
固定		0.075	19.08.2013	20.08.2053			6,753,806,810.00	5,855,550.50	
無利子			17.10.2013	20.10.2053	89,144,000,000.00	77,287,848.00	4,020,557,780.00	3,485,823.60	
固定		0.075	17.10.2013	20.10.2053			24,553,548,190.00	21,287,926.28	
無利子			28.04.2016	20.04.2056	4,452,690,290.00	3,860,482.48	1,470,782,560.00	1,275,168.48	
特別引出権 (SDR)						543,508,939.17		172,977,259.87	
固定		1.000	22.10.1980	15.09.2020	5,325,024.15	7,363,603.15	463,524.15	640,975.10	
固定		1.000	12.10.1981	01.09.2021	5,838,315.31	8,073,397.56	934,815.31	1,292,690.66	
固定		1.000	24.04.1986	15.05.2026	39,807,621.26	55,047,172.91	14,784,821.26	20,444,894.38	
固定		1.000	24.12.1992	01.04.2020	11,091,906.32	15,338,220.82	653,506.32	903,688.14	
固定		1.000	05.11.1993	15.12.2020	13,477,483.51	18,637,068.52	1,366,283.51	1,889,337.83	
固定		1.000	20.01.1995	15.10.2021	20,379,474.61	28,181,348.87	4,529,474.61	6,263,493.37	
固定		1.000	20.01.1995	15.10.2021	6,487,928.05	8,971,701.55	1,442,328.05	1,994,494.50	
固定		1.000	08.05.1996	15.09.2022	4,762,904.84	6,586,287.70	1,436,104.84	1,985,888.86	
固定		1.000	27.11.1995	15.05.2022	6,512,850.57	11,771,825.15	2,216,450.57	3,064,974.34	
固定		1.000	27.11.1995	15.04.2022	12,123,651.16	16,764,948.53	3,154,251.16	4,361,793.13	
固定		1.000	03.06.1997	15.03.2023	6,765,191.11	9,355,109.22	2,286,591.11	3,161,966.78	
固定		1.000	03.06.1997	15.05.2023	1,966,544.74	2,719,397.06	656,544.74	907,889.76	
固定		1.000	21.01.1998	01.03.2024	9,269,975.84	12,818,800.69	4,092,775.84	5,659,613.21	
固定		1.000	15.04.1998	15.05.2024	5,618,668.14	7,769,662.86	2,449,868.14	3,387,751.16	
無利子			11.07.1991	15.02.2021	50,000,000.00	69,141,500.00	7,500,000.00	10,371,225.00	
無利子			06.07.1992	01.12.2021	26,400,000.00	36,506,712.00	4,879,308.96	6,747,254.81	
無利子			22.11.1993	01.06.2022	50,500,000.00	69,832,915.00	6,319,555.05	8,738,870.31	
固定		0.750	06.03.1996	15.09.2035	6,150,000.00	8,504,404.50	2,098,828.96	2,902,323.65	
固定		0.750	29.04.1998	15.03.2038	11,000,000.00	15,211,130.00	6,061,584.91	8,382,141.46	
固定		0.750	08.04.2002	01.10.2041	11,600,000.00	16,040,828.00	6,803,061.68	9,407,477.78	
固定		0.750	04.06.2008	15.04.2048	16,150,000.00	22,332,704.50	14,718,677.73	20,353,429.13	
LIBORベース	0.000	0.880	0.880	02.09.2009	15.10.2028	10,685,000.00	14,775,538.55	5,155,184.65	7,128,743.99

LIBORベース	0.000	0.880	0.880	12.04.2013	01.11.2032	13,250,000.00	18,322,497.50	3,411,682.80	4,717,777.33
固定			0.750	25.09.2000	15.01.2040	6,000,000.00	8,296,980.00	4,071,584.88	5,630,309.72
固定			0.750	29.11.2000	15.01.2040	4,500,000.00	6,222,735.00	3,492,774.27	4,829,913.04
固定			1.000	08.05.1996	01.01.2023	12,878,498.82	17,808,774.52	4,351,098.82	6,016,829.98
固定			0.750	08.05.1996	01.01.2036	10,150,000.00	14,035,724.50	5,415,685.53	7,488,972.42
固定			0.750	11.11.2005	15.04.2045	12,350,000.00	17,077,950.50	10,342,948.89	14,302,540.01
米国ドル							<u>18,896,087,548.39</u>		<u>12,730,630,037.06</u>
LIBORベース	0.000	2.566	2.566	27.11.1995	15.04.2020	30,000,000.00	30,000,000.00	165,307.70	165,307.70
LIBORベース	0.000	2.637	2.637	08.05.1996	15.09.2022	9,500,000.00	9,500,000.00	831,766.95	831,766.95
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	27.11.1995	15.05.2022	15,000,000.00	15,000,000.00	1,361,783.03	1,361,783.03
LIBORベース	0.000	2.637	2.637	03.06.1997	15.03.2021	18,500,000.00	18,500,000.00	225,381.09	225,381.09
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	23.06.1997	15.05.2021	167,000,000.00	167,000,000.00	13,395,123.72	13,395,123.72
LIBORベース	0.000	2.621	2.621	21.01.1998	01.09.2022	93,000,000.00	93,000,000.00	600,535.76	600,535.76
LIBORベース	0.000	2.621	2.621	21.01.1998	01.09.2022	20,222,000.00	20,222,000.00	951,727.88	951,727.88
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	15.04.1998	15.11.2022	15,700,000.00	15,700,000.00	2,789,958.62	2,789,958.62
LIBORベース	0.000	2.782	2.782	21.12.1998	01.08.2022	71,000,000.00	71,000,000.00	6,715,152.49	6,715,152.49
LIBORベース	0.000	2.653	2.653	01.03.1999	01.10.2025	53,000,000.00	53,000,000.00	15,206,048.90	15,206,048.90
LIBORベース	0.000	3.134	3.134	01.03.1999	01.12.2023	24,300,000.00	24,300,000.00	479,901.12	479,901.12
LIBORベース	0.000	2.908	2.908	01.03.1999	15.12.2023	93,162,000.00	93,162,000.00	21,446,303.07	21,446,303.07
LIBORベース	0.000	2.624	2.624	01.03.1999	15.08.2023	60,000,000.00	60,000,000.00	16,871,205.50	16,871,205.50
LIBORベース	0.000	2.624	2.624	18.07.2000	15.08.2024	75,000,000.00	75,000,000.00	792,046.11	792,046.11
LIBORベース	0.000	2.624	2.624	21.07.2000	15.02.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	30,895,748.41	30,895,748.41
LIBORベース	0.000	2.624	2.624	16.11.2000	15.08.2025	25,000,000.00	25,000,000.00	9,088,843.02	9,088,843.02
LIBORベース	0.600	2.037	2.637	22.10.2000	15.09.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	31,624,391.35	31,624,391.35
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	10.01.2005	15.11.2030	13,000,000.00	13,000,000.00	9,730,267.89	9,730,267.89
LIBORベース	0.000	2.566	2.566	22.11.2005	15.10.2020	150,000,000.00	150,000,000.00	22,380,000.00	22,380,000.00
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	11.12.2006	15.11.2021	200,000,000.00	200,000,000.00	51,360,000.00	51,360,000.00
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	11.12.2006	15.11.2021	450,000,000.00	450,000,000.00	115,560,000.00	115,560,000.00
LIBORベース	0.000	2.803	2.803	13.02.2007	01.01.2022	250,000,000.00	250,000,000.00	78,400,000.00	78,400,000.00
LIBORベース	0.000	3.178	3.178	28.03.2007	15.11.2031	33,800,000.00	33,800,000.00	16,994,822.21	16,994,822.21
LIBORベース	0.000	2.237	2.237	07.10.2008	15.09.2023	250,000,000.00	250,000,000.00	148,443,987.50	148,443,987.50
LIBORベース	0.000	2.778	2.778	08.12.2008	15.11.2033	45,144,750.20	45,144,750.20	40,954,292.83	40,954,292.83
LIBORベース	0.000	2.508	2.508	18.12.2008	15.12.2023	300,000,000.00	300,000,000.00	140,518,455.00	140,518,455.00
LIBORベース	0.000	2.224	2.224	02.03.2009	15.08.2033	31,100,000.00	31,100,000.00	21,316,562.90	21,316,562.90
LIBORベース	0.000	2.221	2.221	16.09.2009	01.09.2024	250,000,000.00	250,000,000.00	139,900,272.50	139,900,272.50
LIBORベース	0.000	2.778	2.778	08.12.2009	15.11.2024	225,000,000.00	225,000,000.00	125,910,245.25	125,910,245.25
LIBORベース	0.000	2.321	2.321	14.09.2010	01.09.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	368,444,831.81	368,444,831.81
LIBORベース	0.300	2.534	2.834	22.02.2011	01.12.2025	200,000,000.00	200,000,000.00	128,465,566.00	128,465,566.00
LIBORベース	0.400	2.534	2.934	13.01.2012	01.12.2026	300,000,000.00	300,000,000.00	215,209,026.00	215,209,026.00
LIBORベース	0.400	2.534	2.934	12.03.2012	01.12.2036	62,000,000.00	62,000,000.00	55,203,653.01	55,203,653.01
LIBORベース	0.000	2.366	2.366	04.07.2012	15.04.2027	350,000,000.00	350,000,000.00	263,278,106.00	263,278,106.00
LIBORベース	0.000	2.524	2.524	22.03.2013	15.08.2032	100,000,000.00	100,000,000.00	36,206,777.83	36,206,777.83
LIBORベース	0.400	2.534	2.934	27.09.2013	01.12.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	20,596,129.44	20,596,129.44
LIBORベース	0.400	2.734	3.134	23.12.2013	01.12.2045	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定			0.250	27.09.2013	01.12.2052	100,000,000.00	100,000,000.00	7,412,223.22	7,412,223.22
LIBORベース	0.400	2.508	2.908	26.03.2014	15.12.2045	372,103,895.00	372,103,895.00	324,880,324.42	324,880,324.42
LIBORベース	0.400	2.182	2.582	14.02.2014	01.02.2029	250,000,000.00	250,000,000.00	240,847,502.50	240,847,502.50
LIBORベース	0.500	2.534	3.034	12.02.2015	01.12.2029	350,000,000.00	350,000,000.00	340,510,387.00	340,510,387.00
LIBORベース	0.500	2.534	3.034	10.02.2015	01.06.2040	300,000,000.00	300,000,000.00	260,000,000.00	260,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.037	2.537	07.12.2015	15.09.2030	300,000,000.00	300,000,000.00	296,497,758.00	296,497,758.00
LIBORベース	0.500	2.037	2.537	07.12.2015	15.09.2030	300,000,000.00	300,000,000.00	296,497,758.00	296,497,758.00
LIBORベース	0.500	2.734	3.234	29.04.2016	01.12.2040	400,000,000.00	400,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.534	3.034	15.12.2016	01.12.2031	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.578	3.078	06.11.2017	15.05.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.410	2.910	06.12.2017	01.11.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.066	2.566	08.11.2017	15.10.2042	100,000,000.00	100,000,000.00	20,287,748.58	20,287,748.58
LIBORベース	0.500	2.778	3.278	10.01.2018	15.11.2047	380,000,000.00	380,000,000.00	9,045,925.33	9,045,925.33
LIBORベース	0.500	2.578	3.078	28.08.2018	15.05.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.000	3.278	3.278	17.12.2018	15.11.2050	300,000,000.00	300,000,000.00	93,200,000.00	93,200,000.00
LIBORベース	0.500	2.578	3.078	09.10.2018	15.05.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	1.589	2.089	25.02.2000	15.04.2020	100,000,000.00	100,000,000.00	5,041,703.18	5,041,703.18
LIBORベース	0.500	2.080	2.580	10.04.2000	15.02.2020	150,000,000.00	150,000,000.00	5,528,799.89	5,528,799.89
LIBORベース	0.500	2.080	2.580	20.10.2000	01.09.2020	4,790,000.00	4,790,000.00	289,384.41	289,384.41
LIBORベース	0.500	2.660	3.160	08.08.2001	01.05.2021	60,000,000.00	60,000,000.00	6,149,543.84	6,149,543.84
LIBORベース	0.500	2.050	2.550	07.01.2010	01.10.2034	405,000,000.00	405,000,000.00	405,000,000.00	405,000,000.00
固定			5.790	23.01.2007	15.11.2026	250,000,000.00	250,000,000.00	145,750,000.00	145,750,000.00
固定			4.910	29.08.2007	15.05.2027	50,000,000.00	50,000,000.00	1,561,750.00	1,561,750.00
固定			4.440	29.08.2007	15.05.2027			937,050.00	937,050.00
固定			3.730	29.08.2007	15.05.2027			624,700.00	624,700.00
固定			4.160	29.08.2007	15.05.2027			3,344,153.69	3,344,153.69
固定			4.100	29.08.2007	15.05.2027			1,565,964.06	1,565,964.06
固定			3.350	29.08.2007	15.05.2027			1,504,225.13	1,504,225.13
固定			3.600	29.08.2007	15.05.2027			3,121,648.01	3,121,648.01
固定			2.580	29.08.2007	15.11.2026			463,852.96	463,852.96
固定			2.350	29.08.2007	15.05.2027			2,655,579.07	2,655,579.07
固定			1.940	29.08.2007	15.05.2027			8,886,839.60	8,886,839.60
固定			2.280	29.08.2007	15.05.2027			4,671,047.45	4,671,047.45
固定			2.900	29.08.2007	15.05.2027			1,798,373.89	1,798,373.89
固定			2.750	29.08.2007	15.05.2027			99,725.16	99,725.16
LIBORベース	0.500	2.390	2.890	16.12.2008	15.11.2033	200,000,000.00	200,000,000.00	186,680,000.00	186,680,000.00
固定			3.670	24.10.2008	15.11.2032	232,000,000.00	232,000,000.00	502,744.00	502,744.00
固定			4.170	24.10.2008	15.11.2032			2,600,400.00	2,600,400.00
固定			4.140	24.10.2008	15.11.2032			31,557.59	31,557.59
固定			3.510	24.					

LIBORベース	0.500	1.790	2.290	24.10.2008	15.11.2032			13,097,766.79	13,097,766.79
固定			2.550	24.10.2008	15.11.2032			13,233,724.29	13,233,724.29
固定			2.600	24.10.2008	15.11.2032			2,900,488.41	2,900,488.41
LIBORベース	0.500	3.000	3.500	12.05.2009	15.09.2033	10,000,000.00	10,000,000.00	8,368,447.33	8,368,447.33
固定			5.810	30.06.2005	15.04.2025	16,000,000.00	16,000,000.00	174,002.00	174,002.00
固定			5.640	30.06.2005	15.04.2025			20,491.44	20,491.44
固定			5.600	30.06.2005	15.04.2025			2,706.06	2,706.06
固定			5.630	30.06.2005	15.04.2025			42,652.70	42,652.70
固定			4.480	30.06.2005	15.04.2025			97,962.88	97,962.88
固定			4.770	30.06.2005	15.04.2025			63,045.83	63,045.83
固定			3.590	30.06.2005	15.04.2025			182,266.55	182,266.55
固定			3.820	30.06.2005	15.04.2025			306,570.35	306,570.35
固定			4.130	30.06.2005	15.04.2025			170,280.18	170,280.18
固定			2.770	30.06.2005	15.04.2025			239,244.50	239,244.50
固定			3.680	30.06.2005	15.04.2025			679,116.23	679,116.23
固定			2.460	30.06.2005	15.04.2025			405,892.60	405,892.60
固定			2.270	30.06.2005	15.04.2025			796,767.49	796,767.49
固定			1.850	30.06.2005	15.04.2025			464,844.88	464,844.88
固定			1.940	30.06.2005	15.04.2025			280,628.67	280,628.67
固定			2.600	30.06.2005	15.04.2025			167,136.61	167,136.61
固定			2.540	30.06.2005	15.04.2025			847,380.46	847,380.46
固定			5.560	26.01.2004	15.10.2023	5,000,000.00	5,000,000.00	16,640.00	16,640.00
固定			5.870	26.01.2004	15.10.2023			93,620.45	93,620.45
固定			5.830	26.01.2004	15.10.2023			72,842.98	72,842.98
固定			5.840	26.01.2004	15.10.2023			14,071.88	14,071.88
固定			4.620	26.01.2004	15.10.2023			167,477.93	167,477.93
固定			4.980	26.01.2004	15.10.2023			239,336.07	239,336.07
固定			3.740	26.01.2004	15.10.2023			153,470.64	153,470.64
固定			3.920	26.01.2004	15.10.2023			120,931.47	120,931.47
固定			4.170	26.01.2004	15.10.2023			150,660.33	150,660.33
固定			2.820	26.01.2004	15.10.2023			173,269.33	173,269.33
固定			3.710	26.01.2004	15.10.2023			172,487.73	172,487.73
固定			2.560	26.01.2004	15.10.2023			66,454.30	66,454.30
固定			5.380	30.03.2007	15.11.2026	11,000,000.00	11,000,000.00	58,300.00	58,300.00
固定			4.890	30.03.2007	15.11.2026			142,909.34	142,909.34
固定			4.430	30.03.2007	15.11.2026			29,842.63	29,842.63
固定			3.710	30.03.2007	15.11.2026			21,272.47	21,272.47
固定			4.120	30.03.2007	15.11.2026			67,985.99	67,985.99
固定			4.060	30.03.2007	15.11.2026			292,188.63	292,188.63
固定			3.290	30.03.2007	15.11.2026			369,030.58	369,030.58
固定			3.540	30.03.2007	15.11.2026			183,436.26	183,436.26
固定			2.530	30.03.2007	15.11.2026			665,178.80	665,178.80
固定			2.300	30.03.2007	15.11.2026			226,973.47	226,973.47
固定			1.890	30.03.2007	15.11.2026			643,329.96	643,329.96
固定			2.220	30.03.2007	15.11.2026			792,139.55	792,139.55
固定			2.820	30.03.2007	15.11.2026			415,443.06	415,443.06
固定			5.380	03.05.2007	15.11.2026	83,752,000.00	83,752,000.00	291,500.00	291,500.00
固定			4.890	03.05.2007	15.11.2026			1,166,000.00	1,166,000.00
固定			4.430	03.05.2007	15.11.2026			204,050.00	204,050.00
固定			3.710	03.05.2007	15.11.2026			985,270.00	985,270.00
固定			4.120	03.05.2007	15.11.2026			1,672,902.83	1,672,902.83
固定			4.060	03.05.2007	15.11.2026			1,421,652.86	1,421,652.86
固定			3.290	03.05.2007	15.11.2026			1,219,845.88	1,219,845.88
固定			3.540	03.05.2007	15.11.2026			2,660,675.80	2,660,675.80
固定			2.530	03.05.2007	15.11.2026			2,684,899.39	2,684,899.39
固定			2.300	03.05.2007	15.11.2026			5,040,596.75	5,040,596.75
固定			1.890	03.05.2007	15.11.2026			5,438,936.16	5,438,936.16
固定			2.220	03.05.2007	15.11.2026			6,874,675.42	6,874,675.42
固定			2.820	03.05.2007	15.11.2026			5,522,807.77	5,522,807.77
固定			2.690	03.05.2007	15.11.2026			3,805,482.64	3,805,482.64
固定			2.530	03.05.2007	15.11.2026			4,012,035.92	4,012,035.92
固定			2.370	03.05.2007	15.11.2026			3,431,632.13	3,431,632.13
固定			5.300	07.10.2002	15.04.2022	100,000,000.00	100,000,000.00	623,100.00	623,100.00
固定			5.500	07.10.2002	15.04.2022			308,466.93	308,466.93
固定			5.500	07.10.2002	15.04.2022			630,421.11	630,421.11
固定			5.270	07.10.2002	15.04.2022			991,078.41	991,078.41
固定			5.450	07.10.2002	15.04.2022			450,872.70	450,872.70
固定			5.570	07.10.2002	15.04.2022			1,274,678.51	1,274,678.51
固定			6.070	07.10.2002	15.04.2022			1,797,567.65	1,797,567.65
固定			5.900	07.10.2002	15.04.2022			1,040,748.07	1,040,748.07
固定			5.850	07.10.2002	15.04.2022			2,757,892.84	2,757,892.84
固定			5.850	07.10.2002	15.04.2022			1,275,573.84	1,275,573.84
固定			4.540	07.10.2002	15.04.2022			1,639,789.63	1,639,789.63
固定			4.970	07.10.2002	15.04.2022			1,643,055.77	1,643,055.77
固定			3.670	07.10.2002	15.04.2022			2,832,001.55	2,832,001.55
固定			3.810	07.10.2002	15.04.2022			1,501,936.55	1,501,936.55
固定			2.690	07.10.2002	15.04.2022			71,631.76	71,631.76
固定			3.570	07.10.2002	15.04.2022			892,576.97	892,576.97
固定			2.460	07.10.2002	15.04.2022			609,311.80	609,311.80
固定			5.490	22.01.2003	15.10.2022	50,000,000.00	50,000,000.00	374,100.00	374,100.00
固定			5.490	22.01.2003	15.10.2022			65,292.50	65,292.50
固定			5.250	22.01.2003	15.10.2022			140,862.70	140,862.70
固定			5.420	22.01.2003	15.10.2022			637,484.04	637,484.04
固定			5.530	22.01.2003	15.10.2022			627,329.37	627,329.37
固定			6.030	22.01.2003	15.10.2022			817,061.85	817,061.85
固定			5.860	22.01.2003	15.10.2022			1,258,356.72	1,258,356.72
固定			5.810	22.01.2003	15.10.2022			2,081,851.57	2,081,851.57
固定			5.810	22.01.2003	15.10.2022			1,698,476.59	1,698,476.59
固定			4.530	22.01.2003	15.10.2022			1,586,422.76	1,586,422.76
固定			4.940	22.01.2003	15.10.2022			1,024,491.02	1,024,491.02
固定			3.660	22.01.2003	15.10.2022			1,099,429.04	1,099,429.04
固定			3.810	22.01.2003	15.10.2022			863,535.61	863,535.61
固定			4.040	22.01.2003	15.10.2022			99,874.96	99,874.96
固定			3.580	22.01.2003	15.10.2022			40,732.18	40,732.18
固定			5.490	22.01.2003	15.10.2022	33,600,000.00	33,600,000.00	333,198.40	333,198.40
固定			5.490	22.01.2003	15.10.2022			187,093.20	187,093.20

固定	5.250	22.01.2003	15.10.2022			215,409.99	215,409.99
固定	5.420	22.01.2003	15.10.2022			225,497.75	225,497.75
固定	5.530	22.01.2003	15.10.2022			883,999.63	883,999.63
固定	6.030	22.01.2003	15.10.2022			944,171.63	944,171.63
固定	5.860	22.01.2003	15.10.2022			706,579.40	706,579.40
固定	5.810	22.01.2003	15.10.2022			1,747,112.16	1,747,112.16
固定	5.810	22.01.2003	15.10.2022			606,359.48	606,359.48
固定	4.530	22.01.2003	15.10.2022			857,568.67	857,568.67
固定	4.940	22.01.2003	15.10.2022			635,063.84	635,063.84
固定	3.660	22.01.2003	15.10.2022			409,144.84	409,144.84
固定	3.810	22.01.2003	15.10.2022			138,955.30	138,955.30
固定	5.520	19.08.2003	15.04.2023	21,900,000.00	21,900,000.00	78,305.90	78,305.90
固定	5.280	19.08.2003	15.04.2023			122,885.42	122,885.42
固定	5.440	19.08.2003	15.04.2023			148,442.51	148,442.51
固定	5.540	19.08.2003	15.04.2023			48,492.37	48,492.37
固定	6.040	19.08.2003	15.04.2023			283,687.90	283,687.90
固定	5.870	19.08.2003	15.04.2023			397,387.27	397,387.27
固定	5.820	19.08.2003	15.04.2023			764,151.53	764,151.53
固定	5.830	19.08.2003	15.04.2023			563,380.05	563,380.05
固定	4.570	19.08.2003	15.04.2023			306,538.93	306,538.93
固定	4.960	19.08.2003	15.04.2023			85,892.61	85,892.61
固定	3.700	19.08.2003	15.04.2023			343,976.75	343,976.75
固定	3.860	19.08.2003	15.04.2023			208,530.56	208,530.56
固定	4.110	19.08.2003	15.04.2023			205,629.40	205,629.40
固定	2.760	19.08.2003	15.04.2023			37,310.01	37,310.01
固定	3.650	19.08.2003	15.04.2023			232,084.47	232,084.47
固定	2.510	19.08.2003	15.04.2023			662,897.96	662,897.96
固定	2.320	19.08.2003	15.04.2023			659,814.11	659,814.11
固定	1.890	19.08.2003	15.04.2023			884,299.89	884,299.89
固定	1.950	19.08.2003	15.04.2023			112,032.29	112,032.29
固定	5.470	24.08.2004	15.04.2024	60,000,000.00	60,000,000.00	282,185.19	282,185.19
固定	5.560	24.08.2004	15.04.2024			186,583.97	186,583.97
固定	6.050	24.08.2004	15.04.2024			290,933.13	290,933.13
固定	5.880	24.08.2004	15.04.2024			826,367.76	826,367.76
固定	5.840	24.08.2004	15.04.2024			333,162.79	333,162.79
固定	5.860	24.08.2004	15.04.2024			41,843.65	41,843.65
固定	4.660	24.08.2004	15.04.2024			3,888,551.68	3,888,551.68
固定	4.990	24.08.2004	15.04.2024			3,481,275.11	3,481,275.11
固定	5.430	30.06.2005	15.12.2024	18,995,000.00	18,995,000.00	39,528.56	39,528.56
固定	5.840	30.06.2005	15.12.2024			312,150.00	312,150.00
固定	5.350	30.06.2005	15.12.2024			152,549.41	152,549.41
固定	6.160	30.06.2005	15.12.2024			194,819.59	194,819.59
固定	5.140	30.06.2005	15.12.2024			399,570.66	399,570.66
固定	5.180	30.06.2005	15.12.2024			462,461.20	462,461.20
固定	3.220	30.06.2005	15.12.2024			394,126.53	394,126.53
固定	4.640	30.06.2005	15.12.2024			574,460.55	574,460.55
固定	4.000	30.06.2005	15.12.2024			831,411.83	831,411.83
固定	3.640	30.06.2005	15.12.2024			673,509.15	673,509.15
固定	3.520	30.06.2005	15.12.2024			1,248,586.49	1,248,586.49
固定	3.090	30.06.2005	15.12.2024			698,705.23	698,705.23
固定	2.320	30.06.2005	15.12.2024			330,029.45	330,029.45
固定	1.980	30.06.2005	15.12.2024			55,409.34	55,409.34
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	200,000,000.00	200,000,000.00	1,369,712.79	1,369,712.79
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			4,915,313.78	4,915,313.78
固定	5.240	03.10.2006	15.06.2026			19,552,086.29	19,552,086.29
固定	3.240	03.10.2006	15.06.2026			13,168,406.83	13,168,406.83
固定	4.750	03.10.2006	15.06.2026			4,767,935.54	4,767,935.54
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			15,431,937.87	15,431,937.87
固定	3.800	03.10.2006	15.06.2026			14,421,350.94	14,421,350.94
固定	3.730	03.10.2006	15.12.2026			9,991,516.84	9,991,516.84
固定	3.310	03.10.2006	15.06.2026			1,636,039.01	1,636,039.01
固定	2.460	03.10.2006	15.06.2026			15,658,582.43	15,658,582.43
固定	2.110	03.10.2006	15.06.2026			427,145.85	427,145.85
固定	1.950	03.10.2006	15.06.2026			5,058,009.99	5,058,009.99
固定	2.440	03.10.2006	15.06.2026			1,861,962.06	1,861,962.06
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	110,000,000.00	110,000,000.00	148,857.50	148,857.50
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			3,469,550.90	3,469,550.90
固定	3.240	03.10.2006	15.12.2026			6,299,441.52	6,299,441.52
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			10,637,824.67	10,637,824.67

次へ

金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)		約定期日	満期日	約当初額		2019年12月31日現在 未払残高	
金利基準	スプレッド	金利		(日・月・年の順に 記載している。)		(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
固定			3.730	03.10.2006	15.06.2026			209,573.36	209,573.36
固定			3.310	03.10.2006	15.06.2026			17,222,344.46	17,222,344.46
固定			2.110	03.10.2006	15.06.2026			16,735,080.58	16,735,080.58
固定			1.950	03.10.2006	15.06.2026			1,961,183.33	1,961,183.33
LIBORベース	0.500	1.910	2.410	28.06.2010	15.05.2035	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.610	3.110	31.08.2010	01.05.2035	30,000,000.00	30,000,000.00	29,332,845.90	29,332,845.90
LIBORベース	0.500	3.310	3.810	07.08.2009	01.05.2034	70,360,000.00	70,360,000.00	56,084,025.13	56,084,025.13
LIBORベース	0.500	2.810	3.310	03.12.2010	01.05.2035	59,124,000.00	59,124,000.00	57,293,091.79	57,293,091.79
LIBORベース	0.500	2.400	2.900	12.05.2011	01.01.2036	10,000,000.00	10,000,000.00	2,472,674.50	2,472,674.50
LIBORベース	0.500	2.250	2.750	15.06.2011	01.10.2036	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.170	2.670	23.09.2011	15.04.2037	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
LIBORベース	0.500	2.170	2.670	23.09.2011	15.04.2037			497,500,000.00	497,500,000.00
LIBORベース	0.500	2.400	2.900	30.01.2013	15.07.2037	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.220	2.720	02.04.2014	15.02.2039	479,000,000.00	479,000,000.00	439,000,000.00	439,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.790	3.290	20.04.2013	15.11.2037	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.090	2.590	23.12.2013	01.12.2038	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.240	2.740	10.04.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	295,200,000.00	295,200,000.00
LIBORベース	0.500	2.170	2.670	08.09.2014	15.04.2044	501,250,000.00	501,250,000.00	328,031,409.10	328,031,409.10
LIBORベース	0.500	2.790	3.290	14.10.2014	15.05.2039	116,000,000.00	116,000,000.00	15,649,871.40	15,649,871.40
LIBORベース	0.500	2.790	3.290	14.10.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.470	2.970	20.01.2016	15.10.2041	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
LIBORベース	0.500	2.670	3.170	20.01.2016	15.10.2043			496,256,250.00	496,256,250.00
LIBORベース	0.500	2.670	3.170	20.01.2016	15.04.2044			3,110.00	3,110.00
LIBORベース	0.500	2.670	3.170	20.01.2016	15.04.2044			1,240,640.00	1,240,640.00
LIBORベース	0.500	2.600	3.100	29.04.2016	15.01.2041	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
LIBORベース	0.500	2.990	3.490	02.03.2018	15.11.2040	170,000,000.00	170,000,000.00	46,851,294.18	46,851,294.18
LIBORベース	0.500	2.470	2.970	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	5,991,599.69	5,991,599.69
LIBORベース	0.500	2.440	2.940	14.02.2019	15.03.2042	40,700,000.00	40,700,000.00	101,750.00	101,750.00
LIBORベース	0.500	2.370	2.870	02.04.2019	15.10.2037	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定			3.000	24.12.1980	01.10.2021	5,700,000.00	5,700,000.00	471,617.51	471,617.51
固定			3.000	23.07.1982	15.04.2023	9,900,000.00	9,900,000.00	909,852.92	909,852.92
固定			3.000	03.04.1984	19.08.2021	3,200,000.00	3,200,000.00	4,100.82	4,100.82
固定			3.000	13.01.1978	18.05.2019	5,000,000.00	5,000,000.00	(0.00)	(0.00)
固定			3.000	23.02.1979	08.04.2020	10,617,000.00	10,617,000.00	262,785.51	262,785.51
固定			3.000	28.03.1980	05.03.2021	6,383,000.00	6,383,000.00	465,749.46	465,749.46
固定			3.000	15.02.1979	28.04.2021	4,400,000.00	4,400,000.00	302,244.61	302,244.61
固定			3.000	16.07.1979	15.09.2020	5,000,000.00	5,000,000.00	178,439.10	178,439.10
固定			3.000	06.11.1981	06.11.2021	10,117,000.00	10,117,000.00	934,599.53	934,599.53
固定			3.000	28.05.1981	26.08.2022	1,000,000.00	1,000,000.00	129,788.57	129,788.57
固定			3.000	29.08.1980	01.06.2021	2,300,000.00	2,300,000.00	152,876.40	152,876.40
固定			3.000	04.12.1980	06.04.2021	2,700,000.00	2,700,000.00	172,214.06	172,214.06
固定			3.000	30.09.1981	17.08.2022	1,600,000.00	1,600,000.00	117,071.76	117,071.76
固定			3.000	31.08.1982	14.06.2023	4,500,000.00	4,500,000.00	134,950.00	134,950.00
固定			3.000	29.09.1982	28.04.2023	8,300,000.00	8,300,000.00	35,162.65	35,162.65
固定			3.000	23.05.1984	02.06.2023	7,000,000.00	7,000,000.00	7,150.28	7,150.28
固定			3.000	31.08.1983	16.11.2024	13,500,000.00	13,500,000.00	42,147.91	42,147.91
固定			3.000	24.08.1979	20.02.2021	2,500,000.00	2,500,000.00	76,708.38	76,708.38
固定			3.000	28.10.1980	16.12.2023	7,500,000.00	7,500,000.00	704,275.38	704,275.38
固定			3.000	04.12.1980	28.10.2023	9,200,000.00	9,200,000.00	97,153.61	97,153.61
固定			3.000	21.07.1982	12.09.2023	2,900,000.00	2,900,000.00	56,587.76	56,587.76
固定			3.000	30.07.1983	16.04.2025	7,800,000.00	7,800,000.00	249,182.62	249,182.62
固定			3.000	29.07.1983	01.10.2024	1,000,000.00	1,000,000.00	14,705.29	14,705.29
固定			3.000	26.03.1984	10.10.2024	2,300,000.00	2,300,000.00	82,121.67	82,121.67
固定			3.000	15.02.1979	22.11.2022	1,600,000.00	1,600,000.00	105,461.72	105,461.72
固定			3.000	30.06.1980	14.02.2023	3,300,000.00	3,300,000.00	381,103.18	381,103.18
固定			3.000	31.07.1990	25.10.2020	21,000,000.00	21,000,000.00	807,667.82	807,667.82
固定			4.000	17.05.1991	01.10.2021	15,000,000.00	15,000,000.00	1,249,997.41	1,249,997.41
固定			4.000	03.02.1992	05.04.2022	20,000,000.00	20,000,000.00	2,499,928.67	2,499,928.67
固定			3.000	30.04.1993	26.11.2023	20,000,000.00	20,000,000.00	3,333,254.00	3,333,254.00
固定			2.000	11.08.1999	11.02.2020	30,000,000.00	30,000,000.00	929,094.13	929,094.13
固定			2.000	12.07.2000	28.12.2020	40,000,000.00	40,000,000.00	1,459,683.63	1,459,683.63
固定			2.000	12.07.2000	19.01.2021			2,080,596.33	2,080,596.33
固定			1.000	09.08.2001	31.12.2031	40,000,000.00	40,000,000.00	10,901,312.85	10,901,312.85
固定			1.000	09.08.2001	27.01.2032			8,053,398.18	8,053,398.18
固定			1.000	11.07.2002	27.12.2032	20,000,000.00	20,000,000.00	7,275,614.34	7,275,614.34
固定			1.000	11.07.2002	13.02.2033			2,924,890.01	2,924,890.01
固定			1.000	17.07.2003	31.12.2033	40,000,000.00	40,000,000.00	20,396,975.78	20,396,975.78
固定			1.000	17.07.2003	14.01.2034			1,222,930.06	1,222,930.06
固定			1.000	09.08.2004	31.12.2034	20,000,000.00	20,000,000.00	3,813,335.80	3,813,335.80
固定			1.000	09.08.2004	03.03.2035			8,237,190.83	8,237,190.83
固定			1.000	10.08.2005	21.03.2036	20,000,000.00	20,000,000.00	12,700,930.78	12,700,930.78
固定			1.000	14.07.2006	31.12.2037	20,000,000.00	20,000,000.00	6,586,271.03	6,586,271.03
固定			1.000	14.07.2006	14.01.2038			7,588,895.47	7,588,895.47
無利子				05.01.1973	01.09.2022	12,700,000.00	12,700,000.00	1,143,000.00	1,143,000.00
無利子				21.04.1978	15.12.2027	28,000,000.00	28,000,000.00	5,164,620.37	5,164,620.37
無利子				27.06.1979	01.06.2029	40,000,000.00	40,000,000.00	9,183,613.91	9,183,613.91
LIBORベース	0.000	2.180	2.180	11.10.2017	15.10.2035	10,333,000.00	10,333,000.00	9,408,929.05	9,408,929.05
固定			3.000	10.10.2001	15.04.2021	7,000,000.00	7,000,000.00	536,580.65	536,580.65
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	30,000,000.00	30,000,000.00	1,900,289.93	1,900,289.93
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	10,000,000.00	10,000,000.00	6,000,040.00	6,000,040.00
固定			4.200	20.07.2012	15.01.2032	30,000,000.00	30,000,000.00	23,170,372.32	23,170,372.32
LIBORベース	0.000	2.186	2.186	05.02.1992	01.02.2022	20,000,000.00	20,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
LIBORベース	0.000	2.110	2.110	03.06.1994	01.06.2024	15,000,000.00	15,000,000.00	1,125,000.00	1,125,000.00
LIBORベース	0.000	2.110	2.110	03.06.1994	01.06.2024			2,250,000.00	2,250,000.00
固定			1.500	05.07.1996	17.03.2027	25,753,878.00	25,753,878.00	9,422,150.64	9,422,150.64
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022	62,750,000.00	62,750,000.00	3,998,161.42	3,998,161.42
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			1,638,837.61	1,638,837.61

LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			598,156.19	598,156.19
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			856,839.43	856,839.43
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			596,857.79	596,857.79
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			727,418.27	727,418.27
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			240,992.57	240,992.57
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			241,620.99	241,620.99
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			401,060.96	401,060.96
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			153,665.53	153,665.53
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			2,143,742.36	2,143,742.36
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			454,154.19	454,154.19
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			127,582.46	127,582.46
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			845,061.79	845,061.79
LIBORベース	2.000	2.298	4.298	28.12.2007	20.06.2022			1,976,446.08	1,976,446.08
固定			1.000	22.09.2000	26.02.2031	7,014,271.00	7,014,271.00	3,934,834.96	3,934,834.96
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	4,398,146.88	4,398,146.88	2,789,068.83	2,789,068.83
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	6,779,174.50	6,779,174.50	4,298,988.85	4,298,988.85
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	18,558,684.00	18,558,684.00	11,768,921.70	11,768,921.70
固定			0.300	12.12.2002	10.03.2033	12,937,310.99	12,937,310.99	8,519,692.61	8,519,692.61
固定			0.200	31.05.2006	15.09.2042	13,495,424.00	13,495,424.00	12,415,790.08	12,415,790.08
固定			3.000	09.11.2009	21.01.2030	89,153,766.00	89,153,766.00	62,190,118.07	62,190,118.07
LIBORベース	1.400	1.980	3.380	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	5,493,046.12	5,493,046.12
固定			2.000	10.04.2018	21.07.2038	62,086,837.82	62,086,837.82	9,313,025.67	9,313,025.67
固定			3.000	15.02.1978	15.05.2021	5,000,000.00	5,000,000.00	291,443.10	291,443.10
固定			3.000	01.08.1979	11.01.2022	2,617,000.00	2,617,000.00	99,492.21	99,492.21
固定			3.000	01.08.1978	06.01.2024	883,000.00	883,000.00	91,543.84	91,543.84
固定			3.000	29.08.1980	13.10.2021	1,500,000.00	1,500,000.00	38,041.78	38,041.78
固定			3.000	25.09.1981	15.03.2022	7,100,000.00	7,100,000.00	365,015.91	365,015.91
固定				05.04.1974	15.04.2024	9,500,000.00	9,500,000.00	1,282,500.00	1,282,500.00
無利子				27.06.1979	15.02.2029	22,000,000.00	22,000,000.00	5,476,948.94	5,476,948.94

B. GOCC / GFII に転貸したものの

1,691,020,991.27

418,228,144.71

ユーロ

無利子				30.10.1992	31.12.2022	3,718,402.88	4,170,560.67	557,761.62	625,585.43
無利子				11.03.1996	31.12.2025	3,264,014.04	3,660,918.15	990,830.40	1,111,315.38
無利子				04.08.2004	31.12.2038	6,313,280.98	7,080,975.95	4,929,040.99	5,528,412.37

日本円

固定			2.700	16.07.1991	20.06.2021	2,005,000,000.00	18,441,990.00	135,705,000.00	1,248,214.59
固定			2.700	16.07.1991	20.06.2021	5,788,000,000.00	53,238,024.00	402,219,000.00	3,699,610.36
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	18,120,000,000.00	166,667,760.00	3,514,952,000.00	32,330,528.50
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	1,259,000,000.00	11,580,282.00	233,328,000.00	2,146,150.94
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	9,795,000,000.00	90,094,410.00	2,274,380,000.00	20,919,747.24
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	6,212,000,000.00	57,137,976.00	567,690,000.00	5,221,612.62
固定			2.700	18.03.1997	20.03.2027	26,344,000,000.00	242,312,112.00	9,406,065,000.00	86,516,985.87
固定			2.300	18.03.1997	20.03.2027	26,344,000,000.00	242,312,112.00	145,320,000.00	1,336,653.36
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038	23,668,000,000.00	217,698,264.00	8,395,036,000.00	77,217,541.13
固定			1.000	07.04.2000	20.04.2040	22,262,000,000.00	204,765,876.00	12,574,167,000.00	115,657,188.07
固定			0.750	07.04.2000	20.04.2040	22,262,000,000.00	204,765,876.00	1,231,558,000.00	11,327,870.48
固定			1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,266,000,000.00	76,030,668.00	4,997,121,000.00	45,963,518.96
固定			0.750	07.04.2000	20.04.2040	8,266,000,000.00	76,030,668.00	557,969,000.00	5,132,198.86
固定			3.000	16.08.1995	31.07.2025	545,400,000.00	5,016,589.20	162,406,386.00	1,493,813.94

米国ドル

無利子				03.04.1972	01.03.2022	10,015,929.31	10,015,929.31	751,196.61	751,196.61
-----	--	--	--	------------	------------	---------------	---------------	------------	------------

II. NG 発効済債務 有価証券

37,134,569,843.00

31,970,374,843.00

中国元

固定			5.000	23.03.2018	23.03.2021	1,460,000,000.00	568,703,520.00	1,460,000,000.00	568,703,520.00
固定			3.580	20.05.2019	20.05.2022	2,500,000,000.00	209,673,520.00	2,500,000,000.00	209,673,520.00

ユーロ

固定			0.875	17.05.2019	17.05.2027	750,000,000.00	841,200,000.00	750,000,000.00	841,200,000.00
----	--	--	-------	------------	------------	----------------	----------------	----------------	----------------

日本円

固定			2.320	23.02.2010	02.03.2020	100,000,000,000.00	919,800,000.00	100,000,000,000.00	919,800,000.00
固定			0.380	15.08.2018	13.08.2021	107,200,000,000.00	986,025,600.00	107,200,000,000.00	986,025,600.00
固定			0.540	15.08.2018	15.08.2023	6,200,000,000.00	57,027,600.00	6,200,000,000.00	57,027,600.00
固定			0.990	15.08.2018	15.08.2028	40,800,000,000.00	375,278,400.00	40,800,000,000.00	375,278,400.00
固定			0.180	15.08.2019	15.08.2022	30,400,000,000.00	279,619,200.00	30,400,000,000.00	279,619,200.00
固定			0.280	15.08.2019	15.08.2024	21,000,000,000.00	193,158,000.00	21,000,000,000.00	193,158,000.00
固定			0.430	15.08.2019	14.08.2026	17,900,000,000.00	164,644,200.00	17,900,000,000.00	164,644,200.00
固定			0.590	15.08.2019	15.08.2029	22,700,000,000.00	208,794,600.00	22,700,000,000.00	208,794,600.00

フィリピンペソ

固定			4.950	17.09.2010	15.01.2021	44,109,000,000.00	868,253,218.38	44,109,000,000.00	868,253,218.38
固定			6.250	14.01.2011	14.01.2036	54,770,000,000.00	1,078,107,161.14	54,770,000,000.00	1,078,107,161.14
固定			3.900	26.11.2012	26.11.2022	30,800,000,000.00	606,275,343.49	30,800,000,000.00	606,275,343.49

米国ドル

固定			9.500	21.10.1999	21.10.2024	1,006,294,000.00	1,006,294,000.00	347,796,000.00	347,796,000.00
固定			10.625	16.03.2000	16.03.2025	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	480,463,000.00	480,463,000.00
固定			10.625	24.09.2003	16.03.2025	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
固定			10.625	16.09.2004	16.03.2025	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00
固定			9.500	02.02.2005	02.02.2030	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定			9.500	16.05.2005	02.02.2030	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定			7.750	11.01.2006	14.01.2031	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	859,940,000.00	859,940,000.00
固定			7.750	14.07.2006	14.01.2031	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定			7.750	25.09.2006	14.01.2031	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00
固定			7.500	25.09.2006	25.09.2024	774,204,000.00	774,204,000.00	577,589,000.00	577,589,000.00
固定			6.375	15.01.2007	15.01.2032	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	522,248,000.00	522,248,000.00
固定			6.375	05.02.2008	15.01.2032	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定			6.500	20.07.2009	20.01.2020	750,000,000.00	750,000,000.00	112,735,000.00	112,735,000.00
固定			6.375	23.10.2009	23.10.2034	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	53,324,000.00	53,324,000.00
固定			6.500	13.01.2010	20.01.2020	650,000,000.00	650,000,000.00	650,000,000.00	650,000,000.00
固定			6.375	13.01.2010	23.10.2034	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00

固定	4.000	06.10.2010	15.01.2021	2,075,872,000.00	2,075,872,000.00	1,607,443,000.00	1,607,443,000.00
固定	6.375	06.10.2010	23.10.2034	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00
固定	5.500	30.03.2011	30.03.2026	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,049,678,000.00	1,049,678,000.00
固定	6.375	23.10.2011	23.10.2034	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00
固定	5.000	13.01.2012	13.01.2037	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,330,959,000.00	1,330,959,000.00
固定	4.200	21.01.2014	21.01.2024	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	3.950	20.01.2015	20.01.2040	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	01.03.2016	01.03.2041	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	02.02.2017	02.02.2042	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.000	01.02.2018	01.02.2028	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.750	14.01.2019	14.01.2029	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00

(1) 原通貨は、2020年1月2日のBSP参照レートを使用して換算されている。

(7)【その他】

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、2019年後半に人への感染が初めて報告された感染症で、2020年にかけて世界的に流行し、2020年3月には世界保健機関からパンデミックと宣言された。2020年1月30日、フィリピンは、初めて新型コロナウイルス感染症の症例が確認されたと報告した。フィリピン保健省によると、2020年4月26日現在、その後の感染拡大によりフィリピンでは7,579人の感染者が確認され、501人が死亡した。政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、国及び地方レベルで、ソーシャル・ディスタンス、自主隔離・地域検疫措置の実施、学校の閉鎖、大量公共交通機関の停止、集会の制限、不要業務の停止、及び旅行制限等の措置を様々な規模で実施している。フィリピンは、脆弱な人々への緊急支援、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つための資源の動員、経済を破綻させないための緊急財政・金融措置、及び経済回復計画という4つの柱に基づいた社会経済戦略を採択した。フィリピン経済への新型コロナウイルス感染症の悪影響を緩和し、フィリピンの金融市場を安定させるために、特に以下の措置が採択された。

- (i) フィリピン財務省は27.1十億ペソの支出計画を発表し、その配分は、新型コロナウイルス感染症試験キットの購入に対して3.1十億ペソ、観光産業を支援するために14十億ペソ、失業者のための技術教育・技能開発局の奨学金プログラムに3十億ペソ、農業従事者の支援に2.8十億ペソ、失業者への財政支援としてフィリピン労働雇用省に対して2十億ペソ、社会保障制度失業給付に1.2十億ペソ、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に融資するためにフィリピン貿易産業省に対して1十億ペソであった。
- (ii) フィリピン労働雇用省は、新型コロナウイルス感染症調整措置プログラムである省令第209号を發布した。このプログラムでは、柔軟な業務調整を行ったか、コミュニティの検疫措置の強化により一時的に閉鎖せざるを得なかった企業の労働者に対して、5,000ペソの一時金が支払われる。
- (iii) フィリピン証券取引所総合指数が急落したことを受け、ドゥテルテ大統領は2020年3月17日に宣言第929号を発令し、フィリピンにおける株式、債券及び通貨の取引を停止した。取引は2020年3月19日に再開され、フィリピン証券取引所総合指数は2020年3月17日の終値に比べて13.3%低い711.95ポイント安で引けた。
- (iv) BSPは、政策金利の引き下げ（上記「(4)通貨・金融制度 - 通貨制度 - 金融規制」を参照のこと。）、銀行及び準銀行機能を有するノンバンクの預金準備率の引き下げ、市場の流動性を創出するための流通市場での国債購入、並びに国内政府プログラム用の資金を捻出するための30十億ペソのレポ契約に基づくBTrからの国債の買戻しを含む様々な措置を講じている。
- (v) 2020年3月には、「一体として治療するパヤニハン法」として知られる共和国法第11469号が成立し、ドゥテルテ大統領に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに対応するための暫定的な緊急措置を実施する権限が追加された。この権限には、貧困層に支援を提供するために2020年フィリピン予算の資金を再配分する権限が含まれており、ドゥテルテ大統領は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに対処するための政府の措置を詳述した報告書を毎週議会に提出することを求められている。特に、同法は、大統領に対して、(1)毎月一世帯当たり5,000ペソから8,000ペソまでの範囲で2ヶ月間、約1,800万の低所得世帯に緊急補助金を提供する権限、(2)公衆衛生従事者のためのマグナカルタに基づく危険手当に加えて、すべての公衆衛生従事者に特別危険手当を支給する権限、(3)任務中に新型コロナウイルス感染症の重症感染症に感染する可能性のある公共及び民間の保健医療従事者に100,000ペソの補償を、新型コロナウイルス感染症のパンデミック期間中において任務中に死亡した保健医療従事者に1,000,000ペソの補償を提供する権限、(4)金融機関の実効貸出金利と預金準備率を引き下げるなどの政策を通じて、特に地方における経済の生産的セクターに対する信用の利用可能性を確保する権限、(5)公共・民間を問わず、陸路、海路又は空路による輸送のすべての部門の運行を規制し、制限する権限、(6)すべての銀行、準銀行、金融会社、貸出会社及びその他の金融機関に対して、すべての貸出金について30日間の支払猶予期間を実施するよう指示する権限、並びに(7)強化されたコミュニティ検疫期間内に期限が到来する住宅の賃料について、利息、違約金、手数料、その他の料金を負担することなく、最低30日間の猶予期間を規定する権限を付与している。同法に基づき、政府は低所得世帯、農業従事者及び漁業従事者を支援するために200十億ペソの資金を割り当てることを発表した。

新型コロナウイルス感染症は、今後も世界経済や金融市場に悪影響を与え、世界的・地域的な景気後退をもたらすことが予想されている。事態は進展し続けており、世界経済及びフィリピン経済への影響、並びにフィリピン政府及び地方政府が採用する追加的措置を含む関連する政府の対応は、依然として不確実な将来の展開に依存する。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし